

国会会議録 外

令 和 七 年 五. 月 +

三 日

一百 十七 会回 参 議 院 会 議 録 第

国第

午前十時 分開議 令和七年五月二十三日(金曜日)

〇議事日程 第二十二号 令和七年五月二十三日

午前十時開議

ずれの国の管轄にも属さない区域における海 に関する協定の締結について承認を求めるの 洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用 海洋法に関する国際連合条約に基づくい

関する条約(第百五十五号)の締結について承 認を求めるの件(衆議院送付) 職業上の安全及び健康並びに作業環境に

結について承認を求めるの件(衆議院送付) 証明並びに当直の基準に関する国際条約の締 千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格 森林経営管理法及び森林法の一部を改正

する法律案(内閣提出、衆議院送付) 民事裁判情報の活用の促進に関する法律

第六 老朽化マンション等の管理及び再生の円 滑化等を図るための建物の区分所有等に関す る法律等の一部を改正する法律案(内閣提 衆議院送付

○本日の会議に付した案件

묶

する協定の締結について承認を求めるの件 洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関 くいずれの国の管轄にも属さない区域における海 境に関する条約(第百五十五号)の締結について承 ○議長(関口昌一君) これより会議を開きます。 日程第二 職業上の安全及び健康並びに作業環 日程第一 海洋法に関する国際連合条約に基づ

資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締 結について承認を求めるの件 日程第三 千九百九十五年の漁船員の訓練及び

(いずれも衆議院送付)

長滝沢求君。 以上三件を一括して議題といたします まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員

「審査報告書及び議案は本号末尾に掲載」

[滝沢求君登壇、 拍手

につきまして、外交防衛委員会における審査の経 ○滝沢求君 ただいま議題となりました条約三件 過と結果を御報告申し上げます まず、 国連公海等生物多様性協定、 BBNJ協

議事日程のとおり

認を求めるの件

ます。 決いたします。 三件の賛否について、

ます。 ○議長(関口昌一君) ―これにて投票を終了いたします。

投票の結果を報告いたしま

以上、

御報告申し上げます。

(拍手)

投票総数 賛成 一百三十四

に決しました。(拍手) よって、 反対 三件は全会一致をもって承認すること

用等について定めるものであります。 定は、公海及び深海底における海洋遺伝資源 の利

故及び健康に対する危害の防止を目的とする措置 について定めるものであります 次に、職業安全衛生条約は、作業に関連した事 長舞立昇治君 まず、委員長の報告を求めます。

職業安全衛生条約の国会提出に至った経緯、F条 る国際的な基準について定めるものであります。 ました。 も全会一致をもって承認すべきものと決定いたし たが、詳細は会議録によって御承知願います。 約附属書改正の背景等について質疑が行われまし し、BBNJ協定の運用における我が国の方針、 質疑を終局し、 委員会におきましては、 最後に、漁船員に関する条約、いわゆるF条約 漁船員の訓練及び資格証明並びに当直に関す 順次採決の結果、三件はいずれ 三件を一括して議題と

以上、 御報告申し上げます。 (拍手)

○議長(関口昌一 君 これより三件を一括して採 投票ボタンをお押し願い

投票終了 〔投票開始〕 間もなく投票を終了いたし

○議長(関口昌一君)

一百三十四

〔投票者氏名は本号末尾に掲 載

> 衆議院送付)を議題といたします ○議長(関口昌一君) 及び森林法の一部を改正する法律案(内閣提出) 日程第四 森林経営管理法

農林水産委員

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(舞立昇治君登壇、 拍手

過と結果を御報告申し上げます。 ○舞立昇治君 につきまして、農林水産委員会における審査の経 ただいま議題となりました法律案

に、 うとするものであります。 化を迅速に進める新たな仕組みを創設するととも 本法律案は、林業経営体への森林の集積・集約 市町村の負担軽減を図るための措置を講じよ

業人材確保の取組等について質疑が行われまし 果と本改正の意義、 委員会におきましては、 市町村の事務負担軽減策、林 森林経営管理制度の成

共産党を代表して紙委員より反対する旨の意見が 質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本

述べられました。 り可決すべきものと決定いたしました。 なお、附帯決議が付されております 採決の結果、本法律案は多数をもって原案どお

す ○議長(関口昌一 君 これ より 採決をいたしま

本案の賛否について、 投票ボタンをお押し願い

投票開始

○議長(関口昌一君) [投票終了] --これにて投票を終了いたします! 間もなく投票を終了いたし

令和七年五月二十三日

参議院会議録第二十一号 能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件外二件 森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可

 \bigcirc

 \bigcirc

 \triangleright

F	- 글
の一部を改正する法律案	民事裁判情報の活用の促進に関する法律案
	老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有

令和七年五月二十三日 参議院会議録第二十

	○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。 投票総数 二百三十七 反対 二百二十 人で、本案は可決されました。(拍手) よって、本案は可決されました。(拍手)	なお、本法律案に対し附帯はます。 以上、御報告申し上げます。 以上、御報告申し上げます。 	本法律案に対し附帯決議が付されており本法律案に対し附帯決議が付されており 御報告申し上げます。(拍手)
N)		長	を追加する修正が行われております。 る管理者による請求権の行使についての検討条項 を追加する修正が行われております。
工	活用の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送○議長(関口昌一君) 日程第五 民事裁判情報の	投	る損害賠償請求の在り方、委員会におきましては、
小国会会	務委員長若	○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたしま	
報(号)	(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)	よって、本案は可抉されました。(自手) 反対 二百三十六 登成 二百三十六	質疑を終弱し、対容をが行われましたが、疑が行われましたが、
官	結果を御報告申し上げます。 ○若松謙維君 ただいま議題となりました法律案 〔若松謙維君 発達、拍手〕	〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって反対する旨の意見が述べられました。
		朗 亩 _	以上、御報告申し上げます。(拍手) ます。
日	を講じようとするものであります。行う法人の指定に関する制度を創設する等の措置	まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員す。	一 ()議長(関口昌
1 木曜	音音はなりを移りを住む 代事裁判情報における個人 は、データベース化される	を登号するが後されてみた。	ます。本案の
9月4日	ましたが、その詳細は会議録によって御承知願い等に対する監督の在り方等について質疑が行われ情報を保護する必要性、指定法人や業務の委託先	「小西洋之君登壇、拍手」「小西洋之君登壇、拍手」「小西洋之君登壇、拍手」	ます。――これにて投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。〔投票開始〕
令和74	Oた。 Poって原案どおり可決すべきものと決定いた Wを終局し、採決の結果、本法律案は全会一	, 始 ,	す。議長の

-				<u> </u>		_				上 二		<i>)</i> [-					•			1X		7 /		. – .		报业	-/									
	進藤金日子君	藤木 眞也君	本田 顕子君		若林 洋平君	ながえ孝子君	鈴木 宗男君	宮口 治子君	大島九州男君	農	尾辻 秀久君	山谷えり子君	古賀友一郎君	長谷川 岳君	猪口 邦子君		酒井 庸行君	柘植 芳文君	舞立 昇治君	羽生田 俊君	松川 るい君	奈	加田 裕之君	三浦 靖君	白坂 亜紀君	井絵	明	田	友納 理緒君	山本佐知子君	山口那津男君	谷合 正明君	竹谷とし子君	秋野 公造君		松沢 成文君	
んな 食炭 さび んて食炭 まで デブ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	自見はなこ君	星 北斗君	宮崎 雅夫君	高橋はるみ君	山本 啓介君	田中 昌史君	大野 泰正君	山本 太郎君	梅村みずほ君	神谷 宗幣君	三原じゅん子君	野上浩太郎君	中田宏君	高橋 克法君			雅	滝沢 求君		堀井 巌君	長峯 誠君	山田 太郎君	船橋 利実君	岩本 剛人君	小川 克巳君	赤松 健君	小林 一大君		長谷川英晴君	吉井 章君	青木 一彦君	西田 実仁君	石川 博崇君	滝波 宏文君		山本 博司君	
全支 (でく) コスニゴ 手 「目へ	石川 大我君	岸 真紀子君		横沢 高徳君	古賀 千景君	水野 素子君	村田 享子君	奥村 政佳君	中曽根弘文君	衛藤 晟一君	櫻井 充君		上野 通子君	山田 俊男君	西田 昌司君			和田 政宗君	Ø	青山 繁晴君	Ш	神谷 政幸君			藤井 一博君	浜田 聡君	健	松 信介	武見 敬三君	岡田 直樹君	藤川 政人君	石井 準一君	佐藤 正久君	北村 経夫君	上月 良祐君	宮本 周司君	三宅 伸吾君
	井上 義行君	石垣のりこ君	島麻衣	村あ	柴愼一君	高木 真理君	三上 えり君	大椿ゆうこ君	山東 昭子君	山崎 正昭君	鶴保 庸介君	有村 治子君	松村 祥史君	石井 浩郎君	森まさこ君	さ		石田 昌宏君	山田 宏君	山下 雄平君	朝日健太郎君	佐藤 啓君		臼井 正一君	永井 学君	佐	伊波 洋一君		山本 順三君	松山 政司君	古川 俊治君	磯﨑 仁彦君	牧野たかお君	大家 敏志君	馬場 成志君	森屋 宏君	こやり隆史君
		奥村 政佳君	辞任	内閣委員	辞任を許	一昨二十一日議長において、次のとおり常任委員	議長の報告事項			国土交通大臣			法務大臣]] \$ (cir) 天皇 大輔君	質津 世	野田 国義君		11分 学典君		~	7		芳賀 首七世	鬼木 滅書	堂込麻紀子君	福山 哲郎君		木村 英子君	部					尾	П	小沢 雅仁君
	窪田 哲也君	三上 えり君	補欠							中野 洋昌君	小泉進次郎君	岩屋 毅君	鈴木 馨祐君		船後 靖彦君	上	I ⊞	考	圣 真	复治	青			小沼 万君	ŧ	竹詰 仁君	74		聖子	水岡 俊一君	ひろ		嘉	猛之	谷	小西 洋之君	部
4 6 4	三宅 伸吾君	辞任	政治改革に関する特別委員	許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり	木村 英子君		辞 自	自分生の一番を見る。	国家基本女寰晏子 考汇表		Ė.	产生		窪田 哲也君	辞任	農林水産委員	小池 晃君	辞任	厚生労働委員	斎藤 嘉隆君	辞任	文教科学委員			財政金融委員	すな 含虫を育 山口那津男君		多不够得多重		株まさこ昔	辞任			藤井 一博君	辞任	総務委員
	上月 良祐君	補欠			、特別委員の辞任を	天皇 大輔君			育て	口口那浑身君	山口സ 車号書	寸 文 圭	浦欠		河野 義博君	補欠		倉林 明子君	補欠		古賀 千景君	補欠		小池 晃君			伊藤 孝江君		育て			補欠		藤	森 まさこ君	補欠	

令和七年五月二十三日
参議院会議録第二十一
号 議長の報告事項

令和7年9	月4日 木曜日	発行 官	報 (号外国会会議	録)	
太郎君外四名提出」に訂正された。第五号)は、「小泉進次郎君外五名提出」が「大野敬第五号)は、「小泉進次郎君外五名提出」が「大野敬太郎君外四名提出」に訂正された。	第四号)は、「小泉進欠郭君外五名提出」が「大野敬同日政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆関する法律の一部を改正する法律案(関する法律の一部を改正する法律案を関する法律の一部を改正する法律案	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に (閣法第九号) 文教科学委員会に付託 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の 安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一 部を改正する法律案(閣法第五○号) 部を改正する法律案(閣法第五○号)	同日議長は、次の議員提出案を厚生労働委員会に付託した。 労働安全衛生法及び特定受託事業者に係る取引 の適正化等に関する法律の一部を改正する法律 案(石橋通宏君外二名発議)(参第七号) 案(石橋通宏君外二名発議)(参第七号)		辞任を許可し、その補欠を指名した。 「同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の「同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の「同日議長において、次のとおり憲法審査会議録第二十一号
通知した。 (行表を自命することに同意した旨内閣にび齋藤育子君を任命することに同意した旨内閣にび齋藤育子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に榊原で野本任命することに同意した旨内閣に通知した。	/* ½V 1+ 1+	同日本院は、公認会計士・監査審査会委員に宮本同日本院は、人事官に川本裕子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。同日本院は、原子力委員会委員に吉橋幸子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第一二五号) 一五号) 一五号) 一五号) に関する質問主意書(浜田聡君提出) (第一一九号) (第一一九号) (第一一九号)	大阪・関西万博の海外パビリオン建設費の未払同日議員から次の質問主意書が提出された。
金子 道仁君 松野 明美君 古賀 千景君 斎藤 嘉隆君 藤木 真也君 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	藤 孝江君 山口 井 巌君 進藤 神欠 補欠	森 梶 欠 古 衛 欠 河 原 賀 藤 野 ま	及び日本電信電託 の補欠を指名した おいて、次のとお おいて、次のとお おいて、次のとお る る も る も る は る は る は る は る る は る る る る	した旨内閣に通知した。 した旨内閣に通知した。 同日本院は、社会保険審査会委員に浦野真美子君 同日本院は、原子力規制委員会委員に杉山智之君 及び神田玲子君を任命することに同意した旨内閣 に通知した。 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通 知した。 電氏症に基知した。	飯塚敏晃君及び本田文子君を任命することに同意同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に
石石	辞任 財委員 辞任 辞任 から開発援助等及び沖縄・ なりませる。 おは、玄知君	日	国土交通委員 環境委員 辞任 静岳 群任 東村原	農林水産	恩原生労働委員の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四
石垣の カ井 学君 三上 えり君 カナ 学君	関	(佐々木さやか君 伊藤 孝江君 伊藤 孝江君 神欠 本村 英子君 本村 英子君 (補欠高橋高橋京郎三上資三上えり君君君君	金子 哲也君 超 本 申田 財 一博君	補欠

同日委員長から次の報告書が提出された。

案(円より子君提出) (衆第三二号)

する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ

航空法等の一部を改正する法律案 (閣法第五五

健君外一名提出)(衆第三一号)

自動車盗難対策等の推進に関する法律案(田中

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 政治改革に関する特別委員 の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律 案(閣法第四三号) 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律 消費者問題に関する特別委員 (閣法第四四号) 石橋 矢倉 河野 佐々木さやか君 宮本 周司君 比嘉奈津美君 克夫君 通宏君 直樹君 義博君 素子君 若松 友納 水野 山本佐知子君 伊 中条きよし君 石橋 藤 理緒君 謙維君 素子君 孝江君 通宏君 勝君

た。よって要領書を添えて報告する。 右は全会一致をもって承認すべきものと議決し 令和七年五月二十二日 海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれ する協定の締結について承認を求めるの件 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関 の国の管轄にも属さない区域における海洋の 審査報告書

参議院議長 外交防衛委員長 関口 昌一殿 滝沢 求

し書の規定に基づき、国会の承認を求める。

要領書

の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協 国の管轄にも属さない区域における海洋の生物 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案(閣 置と認める。 から有意義であると考えられるので、妥当な措 を保全し、及び持続可能な利用を確保する見地 公海及び深海底において、 である。我が国がこの協定を締結することは、 開発及び海洋技術の移転等について定めるもの 管理手段の設定、環境影響評価の実施、能力の 伝資源の利用及びその利益配分、区域に基づく 委員会の決定の理由 この協定は、公海及び深海底における海洋遺 海洋の生物の多様性

海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの

法第四二号)審查報告書

の一部を改正する法律案(閣法第三四号)審査報 を図るための建物の区分所有等に関する法律等 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等 びに当直の基準に関する国際条約の締結につい 千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並 るの件(閣条第一二号)審査報告書 条約(第百五十五号)の締結について承認を求め 職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する て承認を求めるの件(閣条第一三号)審査報告書

この協定の締結により、

分担金及び年次拠出

認した。 者を、第二百十七回国会政府特別補佐人として承 同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の

公正取引委員会委員長 茶谷 栄治君

右は本院において承認することを議決した。 金を支払う義務を負う。 よって国会法第八十三条により送付する。 する協定の締結について承認を求めるの件 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関 の国の管轄にも属さない区域における海洋の 海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれ

参議院議長 関口 衆議院議長 昌一殿 額賀福志郎

令和七年四月二十四日

国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の 多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の 締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただ 海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの 用に関する協定の締結について承認を求め 洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利 れの国の管轄にも属さない区域における海 海洋法に関する国際連合条約に基づくいず

洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利 れの国の管轄にも属さない区域における海 海洋法に関する国際連合条約に基づくいず 用に関する協定

この協定の締約国は

際連合条約の関連規定(海洋環境を保護し、 保全する義務を含む。)を想起し、 千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国 及び

する必要性を強調し、 条約に定める権利、 義務及び利益の均衡を尊重

定の締結について承認を求めるの件(閣条第

号)審査報告書

多様性の喪失及び生態系の劣化に一貫した、 えば、温暖化及び海洋の溶存酸素量の減少)、 つ、協力的な方法で対処する必要性を認識し、 及び持続可能でない利用に起因する海洋の生物の 洋の酸性化、プラスチックによる汚染を含む汚染 特に、海洋生態系に及ぼす気候変動の影響 か 海

な制度の必要性を意識し、 層取り組むための条約に基づく包括的かつ世界的 洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に一 いずれの国の管轄にも属さない区域における海

識し、 国際経済秩序の実現に貢献することの重要性を認 特別の利益及びニーズを考慮した公正かつ衡平な (沿岸国であるか内陸国であるかを問わない。)の 人類全体の利益及びニーズ、 特に開発途上国

とを認識し、 が、いずれの国の管轄にも属さない区域における 転を通じた開発途上国である締約国に対する支援 いう目的を達成するための不可欠の要素であるこ 海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用と また、 能力の開発並びに海洋技術の発展及び移

先住民族の権利に関する国際連合宣言を想起

ならないことを確認し、 る権利を含む。) 又は適当な場合には地域社会の既 存の権利を減じ、又は消滅させるものと解しては 利(先住民族の権利に関する国際連合宣言に掲げ この協定のいかなる規定も、 先住民の既存の権

可能な限り評価するという条約に定める義務を認 当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響を実行 する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがある 活動が実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対 と信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、 いずれの国も、自国の管轄又は管理の下にある

権的権利が行使される区域を越えて拡大しないこ 事件又は活動から生ずる汚染が条約に従って主

令和七年五月二十三日 参議院会議録第二十一号 の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件議長の報告事項 海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性

令和七年五月二十三日 参議院会議録第二十一号 能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可

う条約に定める義務に留意し とを確保するために全ての必要な措置をとるとい

来の世代のためにいずれの国の管轄にも属さない の固有の価値を保全することにより、現在及び将 来のままの状態において維持し、並びにいずれの 区域における海洋を管理する者として行動するこ 国の管轄にも属さない区域における生物の多様性 洋環境の責任ある利用を確保し、海洋生態系を本 とを希望し 海洋環境を保護し、海洋環境に配慮し、 及び海

究及びイノベーション並びにこの協定の一般的な 資源に係るデジタル配列情報の生成、取得の機会 ずる利益の公正かつ衡平な配分とあいまって、研 及び利用が、当該デジタル配列情報の利用から生 目的に貢献することを認め、 いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝 6

条約又は他の関連する国際約束の非締約国の法 領土保全及び政治的独立を尊

全ての国の主権、

官

的地位が条約法の規則により規律されることを想

務を履行する責任を有し、並びに国際法に基づい 海洋環境の保護及び保全に関する自国の国際的義 また、条約に規定するように、いずれの国も

て責任を負うことがあることを想起し、 普遍的な参加を確保することを希求して、 持続可能な開発を達成することを約束し 次のとおり協定した。

第一部 一般規定

ことができるものをいう。

第一条 用語

この協定の適用上、

を達成するため、地理的に特定された区域にお づく保全及び持続可能な利用に係る特定の目的 いて一又は二以上の分野又は活動を管理する手 「区域に基づく管理手段」とは、この協定に基 (海洋保護区を含む。)をいう。

> 公海及び深海底をいう。 「いずれの国の管轄にも属さない区域」とは

- する応用技術をいう。 め、生物システム、生物又はその派生物を利用 定の用途のために作り出し、 「バイオテクノロジー」とは、 又は改変するた 物又は方法を特
- は、 洋法に関する国際連合条約をいう。 る海洋遺伝資源の採取又は標本抽出をいう。 「条約」とは、千九百八十二年十二月十日の海 海洋遺伝資源に関して「生息域内での採取 いずれの国の管轄にも属さない区域におけ
- 似の活動から生ずる複合的かつ漸増的な影響並 びに気候変動、 能な活動を含む。)又は長期的に繰り返される類 の結果をいう。 いる過去及び現在の活動並びに合理的に予見可 「累積的な影響」とは、様々な活動(知られて 海洋の酸性化及び関連する影響
- 8 するために活動の潜在的な影響を特定し、 評価する過程をいう。 「海洋遺伝資源」とは、遺伝の機能的な単位を 「環境影響評価」とは、意思決定の根拠を提供 . 及び
- あって、適当な場合には、保全に係る目的に適 保全に係る特定の目的を達成するために指定さ 有するものをいう。 する素材であって、現実の又は潜在的な価値を 合する限りにおいて、持続可能な利用を認める 有する海洋の植物、 「海洋保護区」とは、生物の多様性の長期的な 及び管理される地理的に特定された海域で 動物、 微生物その他に由来
- 10 「海洋技術」には、特に次のものを含む。 用しやすい様式で提供されるもの び役務に関する情報及びデータであって、 海洋科学並びに関連する海洋に係る活動及 指針、基準、規格及び参考資料 利

生息域内及び実験室における観測、 標本抽出の方法及び設備 分析及

٢ 11

項に関し権限の委譲を受け、かつ、その内部手 あって、その構成国からこの協定が規律する事 を受けたものをいう。 受諾又はこの協定への加入について正当な委任 の地域の主権国家によって構成される機関で 続に従いこの協定の署名、批准、承認若しくは 「地域的な経済統合のための機関」とは、特定

将来の世代のニーズ及び願望を満たすように生 多様性の構成要素を利用し、もって、 的な減少をもたらさない方法及び速度で生物の 物の多様性の可能性を維持することをいう。

発(3に定義するバイオテクノロジーを用 ものを含む。)を行うことをいう。 遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開 「海洋遺伝資源の利用」とは、海洋遺伝資源の 第二条

物の多様性の保全及び持続可能な利用を現在にお れの国の管轄にも属さない区域における海洋の生 いて及び長期的に確保することを目的とする。 びに一層の国際的な協力及び協調を通じて、いず この協定は、条約の関連規定の効果的な実施並 第三条 適用範囲

域について適用する。 この協定は、いずれの国の管轄にも属さない区

ウェア(モデル及びモデル化技術を含む。) び実験のための観測施設及び設備 コンピュータ及びコンピュータ・ソフト

第四条

六

関連するバイオテクノロジー

利用に関する専門知識、知見、技能並びに技 海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な 科学的及び法律的なノウハウ及び分析

同意し、かつ、自己についてこの協定の効力が 生じている国又は地域的な経済統合のための機 「締約国」とは、この協定に拘束されることに

「持続可能な利用」とは、生物の多様性の長期 現在及び

いる

能である限りこの協定に即して行動することを確 り、これらの船舶又は航空機が合理的かつ実行可 他の船舶又は航空機で政府の非商業的役務にのみ 1 を阻害しないような適当な措置をとることによ し、いずれの締約国も、自国が所有し、又は運航 使用しているものについては、適用しない。ただ については、適用しない。第二部の規定を除くほ 保する。 するこれらの船舶又は航空機の運航又は運航能力 か、この協定は、締約国が所有し、又は運航する この協定は、軍艦、軍用航空機又は軍の支援船 第五条

この協定と条約、関連する法的

域的な及び分野別の機関との間 する世界的な、地域的な、 文書及び法的枠組み並びに関連

小地

各国の権利、 る。この協定のいかなる規定も、条約に基づく するものを含む。)に影響を及ぼすものではな 及び大陸棚(二百海里の内外を問わない。)に関 つ、条約に適合するように解釈し、及び適用す この協定については、条約の範囲内で、 管轄権及び義務(排他的経済水域

2 る態様で解釈し、及び適用する。 組み及び当該機関との整合性及び協調を促進す うことなく、また、当該法的文書、当該法的枠 法的枠組み並びに関連する世界的な、 この協定については、関連する法的文書及び 小地域的な及び分野別の機関の権限を損な 地域的

は、 法的地位は、これらの文書との関係において 条約又は他の関連する国際約束の非締約国の この協定によって影響を受けない。

3

主権、主権的権利又は管轄権へ

又は勧告及びそれらに基づいて実施される行為、 この協定(締約国会議又はその補助機関の決定

対する主張を行い、 む。)に影響を及ぼすものではなく、及びこれらに 管轄権(これらに関連する紛争に関するものを含 措置又は活動を含む。)は、 てはならない。 又は否定するための根拠とし 主権、 主権的権利又は

の原則及び取組方法を指針とする。 締約国は、この協定の目的を達成するため、 汚染者負担の原則 第七条 一般的な原則及び取組方法 次

- 海洋の科学的調査の自由その他の公海の自 条約に規定する人類の共同の財産の原則
- 適当な場合には、予防の原則又は予防的な 衡平の原則及び利益の公正かつ衡平な配分
- 生態系を重視する取組方法
- 生態系の強靱性(気候変動の悪影響及び海 海洋の管理のための総合的な取組方法

洋の酸性化に対するものを含む。)を構築し、

- む。)において維持し、 する海洋の役割を支える炭素循環機能を含 並びに生態系を本来のままの状態(気候に関 回復する取組方法 及びそのような状態に 3
- 入手可能な最良の科学及び科学的な情報の
- (j) 連する伝統的な知識の利用 可能な場合には、先住民及び地域社会の関
- 務を尊重し、促進し、及び考慮すること。 ときは地域社会の権利に関するそれぞれの義 該当する場合には、先住民の権利又は適当な 利用に取り組むための行動をとるに当たり、 る海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な いずれの国の管轄にも属さない区域におけ
- 危険を一の区域から他の区域へ直接又は間接 制するための措置をとるに当たり、損害又は に移転させないこと及び一の類型の汚染を他 海洋環境の汚染を防止し、軽減し、又は規

令和七年五月二十三日

- の特別の事情を十分に認識すること。 開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国 類型の汚染に変えないこと。
- ニーズを認識すること。 内陸国である開発途上国の特別の利益及び

第八条 国際協力

- 1 び持続可能な利用のため、この協定に基づいて ない区域における海洋の生物の多様性の保全及 並びにそれらの間の協力を促進することを通じ 野別の機関との協力を強化し、及び向上させ、 連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分 て行うことを含め、いずれの国の管轄にも属さ 締約国は、この協定の目的を達成するに当た 関連する法的文書及び法的枠組み並びに関
- 的枠組み又は世界的な、地域的な、小地域的な 目的の普及を促進するよう努める。 する場合において、適当なときは、この協定の 若しくは分野別の機関における意思決定に参加 締約国は、他の関連する法的文書若しくは法
- する。 洋技術の発展及び移転における国際協力を促進 締約国は、この協定の目的の達成を支えるた 条約に適合する海洋の科学的調査並びに海
- 第二部 海洋遺伝資源(利益の公正かつ衡 平な配分を含む。

この部の規定は、次の事項を目的とする。

- 利用のため、いずれの国の管轄にも属さない る利益を公正かつ衡平に配分すること。 係るデジタル配列情報に関する活動から生ず 区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に る海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な 締約国、特に開発途上国である締約国(と いずれの国の管轄にも属さない区域におけ
- 途上国、地理的不利国、開発途上にある島嶼りわけ、後発開発途上国、内陸国である開発

海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関す 轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該 開発途上にある中所得国)がいずれの国の管 国 沿岸国であるアフリカ諸国、群島国及び

洋の科学的調査の発展及び実施を通じて行わ知見、科学的な知識及び技術革新の創造(海 れるものを含む。) この協定の実施への基本的な貢献としての

る活動を行うための能力の開発及び向上

- この協定に基づく海洋技術の発展及び移転
- 生成されたいずれの国の管轄にも属さない区域 を生ずる前に採取され、又は生成されたいずれ 加入の際に第七十条の規定に従って書面により 名、批准、承認若しくは受諾又はこの協定への 利用及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列 の国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源の 除外を設ける場合を除くほか、この協定が効力 る。この協定の規定は、締約国がこの協定の署 ジタル配列情報に関する活動について適用す の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデ てこの協定が効力を生じた後に採取され、及び 情報の利用についても適用する。 この協定の規定は、それぞれの締約国につい

協力を促進する。

デジタル配列情報に関する全ての活動について

2 この部の規定は、次のものについては、 適用

(a) 関連する国際法に基づいて規制される漁獲

及び漁獲関連活動

- (b) 規定に基づく利用であるとして規制される場 が知られている魚類その他の海洋生物資源 の管轄にも属さない区域から採捕されたこと (当該魚類その他の海洋生物資源がこの部の 漁獲及び漁獲関連活動においていずれの国
- 3 機による軍事的活動を含む。)については、適用 (非商業的役務に従事する政府の船舶及び航空 この部に定める義務は、締約国の軍事的活動

める義務は、 るデジタル配列情報の利用に関するこの部に定 海洋遺伝資源の利用及び当該海洋遺伝資源に係 しない。いずれの国の管轄にも属さない区域の 用する 締約国の非軍事的活動について適

第十一条 いずれの国の管轄にも属さな い区域の海洋遺伝資源に関す

- 2 る。当該活動は、この協定に従って行う。 海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジ 域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係る タル配列情報に関する活動を行うことができ 法人は、いずれの国の管轄にも属さない区域の い。)並びに締約国の管轄の下にある自然人及び 締約国は、いずれの国の管轄にも属さない区 全ての締約国(地理的位置のいかんを問わな
- 3 従って決定される情報交換の仕組みの具体的な う。このため、締約国は、この協定を実施する い、並びにいずれの国の管轄にも属さない区域 沿岸国の権利及び正当な利益に妥当な考慮を払 い、沿岸国の管轄の下にある区域における当該 海洋遺伝資源の生息域内での採取は、条約に従 ため、適当な場合には、第五十一条の規定に における他の国の利益に妥当な考慮を払って行 連用方法を通じて行うことを含め、協力するよ いずれの国の管轄にも属さない区域における
- 認められない。 ような主権又は主権的権利の主張又は行使は、 権利を主張し、又は行使してはならない。この い区域の海洋遺伝資源について主権又は主権的 いずれの国も、いずれの国の管轄にも属さな
- 5 又はその資源のいずれの部分に対するいかなる 海洋遺伝資源の生息域内での採取は、 いずれの国の管轄にも属さない区域における 海洋環境

参議院会議録第二十一号 能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可

い。権利の主張の法的根拠も構成するものではな

令和七年五月二十三日

- 6 いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動は、全ての国の利益であり、かつ、全人類の利益のためのもの、特に、開発途上国の利益及びニーズに特別の考慮を払って、人類の科学的な知見を発展させ、並びに海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利に海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を促進するためのものである。
- に行う。 いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源と係るデジタル配 伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配 伝資源といる場合である。

ル配列情報に関する活動につ 該海洋遺伝資源に係るデジタ い 区域の海洋遺伝資源 に係るデジタ第十二条 いずれの国の管轄にも属さな

いての通報

- 1 締約国は、情報がこの部の規定に従い情報交上 締約国は、情報がこの部の規定に従い情報交
- 2 次の情報については、いずれの国の管轄にも2 次の情報については、いずれの国の管轄にも展さない区域における海洋遺伝資源の生息域内での採取の前に可能な限り速やかに、情報交換の仕りでの採取の前に可能な限り速やかに、情報交換の仕りません。
- 該採取が含まれている計画を含む。) (3) 採取の性質及び目的(適当な場合には、当
- (1) 研究の対象となる事項又は判明している場所 研究の対象となる事項又は判明している場所 では、対象とし、若しくは採取する海洋遺
- | 採取を行う地理的区域
- 的機材又は用いられる調査方法を含む。) (船舶の名称、トン数、種類及び船級、科学) 採取のために使用する方法及び手段の概要

- 関する情報 関する情報
- び撤去の予定日発予定日又は適当な場合には、機材の設置及発予定日又は適当な場合には、機材の設置及
- の氏名
- るための機会 科学者)が事業に関与し、又はそれと連携す科学者)が事業に関与し、又はそれと連携す
- 程度 (特に開発途上国)が事業に参加し、又ある国(特に開発途上国)が事業に参加し、又ある国(特に開発途上国)が事業に参加し、又
- 成されたデータ管理計画及び責任あるデータ・ガバナンスに従って作り、現行の国際慣行を考慮した上で、開かれた
- を自動的に生成するものとする。 情報交換の仕組みは、2 に規定する通報が
- 4 情報交換の仕組みに提供された情報が、予定は、合理的な期間内に、かつ、生息域内での採は、合理的な期間内に、かつ、生息域内での採取の開始までに、実行可能なときは、更新された情報取の開始までに、情報交換の仕組みに提供された情報が、予定
- 6 締約国は、次の情報が、BBNJ標準バッチ はる海洋遺伝資源の生息域内での採取から一年 ける海洋遺伝資源の生息域内での採取から一年 はる海洋遺伝資源の生息域内での採取から一年 はる海洋遺伝資源の生息域内での採取から一年 はる海洋遺伝資源の生息域内での採取から一年
- データベース 管し、又は保管することとなる保管場所又は 海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報を保
- を保管し、若しくは保持し、又は保管するこ 生息域内で採取された全ての海洋遺伝資源

- (c) 海洋遺伝資源を採取した地理的区域(採取の緯度、経度及び深度に関する情報を含む。)の緯度、経度及び深度に関する情報を含む。)ととなり、若しくは保持することとなる場所
- 計画の必要な更新 (4) 2)」の規定に従って提供されるデータ管理
- 締約国は、自国の管轄の下にある保管場所又 はデータベースに保管されたいずれの国の管轄 にも属さない区域の海洋遺伝資源の標本及び当 該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報が、現 該加て、いずれの国の管轄にも属さない区域に おいて、いずれの国の管轄の下にある保管場所又

- の 可能な場合こな、利用の付象となった毎羊製品等)を見つけることができる場所製品等)を見つけることができる場所な場合かつ可能な範囲に限る。)、開発された
- 遺伝資源に関する情報交換の仕組みへの採取

 (b) 可能な場合には、利用の対象となった海洋

後の通報の詳細

八

- いる場所の対象となる標本の原本が保管されて
- (e) 製品が販売された場合において、入手可能で除るデジタル配列情報の取得の機会に関するでにめる方法並びに当該取得の機会に関するデータ管理計画
- に関連する先住民及び地域社第十三条 いずれの国の管轄にも属さな発についての情報 い互域における海洋遺伝資源なときは、関連する製品の販売及び更なる開

で利用は、相互に合意する条件で与えられる。 総約国は、関連し、かつ、適当な場合には、いてのみ取得されることを確保するため、立法上、でのみ取得されることを確保するため、立法上、でのみ取得されることを確保するため、立法上、でのみ取得されることを確保するため、立法上、当該先住民及び地域社会の承認及び関与を得た上当該先住民及び地域社会の承認及び関与を得た上さができる。当該伝統的な知識の取得の機会を促進するとができる。当該伝統的な知識の取得の機会を促進するとができる。当該伝統的な知識の取得の機会及び利用は、相互に合意する条件で与えられる。

1 いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動から生ずる利益は、この部の規定に従って公正かつ衡平に配分し、並びにいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に育献するものとする。

- 次の形式で配分する。 2 非金銭的な利益は、この協定に従って、特に
- 取得の幾会

 国・現行の国際慣行に基づく標本及び標本集の

官

- の取得の機会の取得の機会の取得の機会
- (c) 見つけることができ、アクセスすることができ、相互に運用することができ、及び再利用することができる(FAIR)科学的データの開かれた取得の機会であって、現行の国際慣行並びに開かれた及び責任あるデータ・ガバナンスに基づくもの
- (は) BBNJ標準バッチ識別記号とともに、第十二条の規定に従って提供される通報に含まれる情報であって、公に検索可能及び利用可能な形式によるもの
- 方法に沿った海洋技術の移転()第五部の規定に従って提供される関連する
- (1) 開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を考慮した、能力の開発(研究計画への資金供与によるものを含む。)、研究事業における科学者及び研究者のための連携の機会(特に、直接関連する及び実質的な機会)並びに専用の取組(特に開発途上国のため 5
- の科学研究機関と行うもの)に、開発途上国からの科学者及び開発途上国からの科学者及び開発途上国 強化された技術的及び科学的な協力(特
- (1) 次条の規定に基づいて設置される取得の機会・利益配分委員会の勧告を考慮して締約国会・利益配分委員会の勧告を考慮して締約国会議が決定するその他の利益の形式
- 3 締約国は、現行の国際慣行を考慮して、自国 6 の管轄の下にある自然人又は法人による利用の 正対象となるいずれの国の管轄にも属さない区域 が 2 が 2 が 2 が 3 が 3 による 3 による 3 による 4 が 3 による 4 が 4 が 5 による 6 による 6

情報 置をとる。

- ベースに保管されたいずれの国の管轄にも属さべースに保管されたいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源ない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の取得の機会についてに係るデジタル配列情報の取得の機会についてに外るデジタル配列情報の取得の機会についてされた、かつ、特恵的な条件を含む。)で開発途された、かつ、特恵的な条件を含む。)で書る。
- において保全する必要性のお洋遺伝資源を物理的に本来のままの状態
- ベースの維持に関連する合理的な費用 するジーンバンク、生物保管場所又はデータ し) 標本、データ又は情報を保管している関連

(c)

-) この協定の目的に仕ったその也の合理的な会の提供に関連する合理的な費用(海洋遺伝資源、データ又は情報の取得の機)
- 伝資原の利用(商業化を含む。)及び当該海洋遺いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺条件
- 払う。締約国の拠出の額は、締約国会議が第四 議が決定を行うまで継続する。 する。その支払は、7の規定に従って締約国会 る当該締約国の分担金の五十パーセントの額と 十七条6回の規定に従って採択する予算に対す 五十二条に規定する特別基金に年次拠出金を支 の制度を通じて、公正かつ衡平に配分する。 五十二条の規定に基づいて設置される資金供与 の多様性の保全及び持続可能な利用のため、 国の管轄にも属さない区域における海洋の生物 を含む。)から生ずる金銭的な利益は、いずれの 伝資源に係るデジタル配列情報の利用(商業化 伝資源の利用(商業化を含む。)及び当該海洋遺 先進締約国は、この協定の効力発生の後、 第 第
- 資源に係るデジタル配列情報の利用から生ずるい区域の海洋遺伝資源の利用及び当該海洋遺伝・締約国会議は、いずれの国の管轄にも属さな

のを含めることができる。

のを含めることができる。

のを含めることができる。

のを含めることができる。

のを含めることができる。

のを含めることができる。

のを含めることができる。

- 段階ごとの支払
- (1) 製品の商業化に関する支払又は拠出(製品を含む。)
- 階層化された料金な一連の指標に基づいて定期的に支払われるな一連の指標に基づいて定期的に支払われる
- 続する。 締約国は、締約国会議が7に規定する支払を継が、最長四年の期間、当該方法が当該締約国にめ、最長四年の期間、当該方法が当該締約国におって効力を生じない旨の宣言を行うことがでいて効力を生じない旨の宣言を行う締約国は、新たなきる。このような宣言を行う締約国は、締約国会議が7に規定する方法を採択する時に、実施に必要な期間を与えるため、最終の国は、締約国会議が7に規定する方法を
- 9 締約国会議は、7の規定に従っていずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の利用から生ずる金銭的な利益の配分の方法について決定するに当たり、当該他該方法が取得の機会及び利益の配分に関する他の枠組みと適合し得るべきであることを認識しの枠組みに適合し得るべきであることを認識しつつ、取得の機会・利益配分委員会の勧告を考慮する。
- 資源に係るデジタル配列情報の利用から生ずるい区域の海洋遺伝資源の利用及び当該海洋遺伝10 締約国会議は、いずれの国の管轄にも属さな

金銭的な利益について、次条の規定に基づいて
 一回目の検討は、この協定の効力発生の後場
 る。一回目の検討は、この協定の効力発生の後場
 本年以内に行う。検討には、6に規定する年次期出金の検討を含める。

は政策上の措置をとる。

第十五条 取得の機会・利益配分委員会の媒体としての役割を果たす。

- 2 取得の機会・利益配分委員会は、同委員会の適当な資格を有する十五人の委員で構成される。委員は、ジェンダーの均衡及び衡平な地理的配分を考慮し、並びに同委員会において開発途上国(後発開発途上国、開発途上にある島嶼」を対内陸国である開発途上国を含む。)からの委員が代表することについて定めた上で、締約国会が指名し、締約国会議が選出する。締約国会議は、同委員会の運営のための付託事項及び方法を決定する。
- て、締約国会議に勧告を行うことができる。定に関連する事項(次の事項を含む。)についる 取得の機会・利益配分委員会は、この部の規
- の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び (a) この部の規定に従って行われるいずれの国

参議院会議録第二十一号 能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可

令和七年五月二十三日

官

関する活動のための指針又は行動規範 当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に 令和七年五月二十三日

参議院会議録第二十一号

- (b) するための措置 この部の規定に従って行われる決定を実施
- (d) (c) 割合又は仕組み この部の規定に関連する事項であって情報 前条の規定に基づく金銭的な利益の配分の
- (e) 十二条の規定に基づいて設置される資金供与 交換の仕組みに関するもの この部の規定に関連する事項であって第五
- 委員会に対処を要請するもの あって、締約国会議が取得の機会・利益配分 この部の規定に関連するその他の事項で

の制度に関するもの

- 利益配分委員会に対して利用可能なものとす 協定によって必要とされる情報を取得の機会・ 締約国は、情報交換の仕組みを通じて、この 当該情報には、次のものを含める。
- (a) 取得の機会及び利益の配分に関する立法 行政上及び政策上の措置
- (b) 中央連絡先に関する連絡先の詳細その他関
- (c) れるその他の情報 締約国会議による決定に基づいて必要とさ
- 5 び方法、データの管理並びに得られた教訓を含 報の交換を促進することができる。 的な及び分野別の機関との協議を行い、 み並びに関連する世界的な、地域的な、 む。)について、関連する法的文書及び法的枠組 デジタル配列情報の利用、最良の慣行、 基づく活動(利益の配分、海洋遺伝資源に係る 取得の機会・利益配分委員会は、その権限に 手段及 及び情 小地域
- 6 告を行うことができる。 基づいて得られた情報に関し、 取得の機会・利益配分委員会は、5の規定に 締約国会議に勧

第十六条 監視及び透明性

れの国の管轄にも属さない区域の海洋遺

従って、確保する を通じ、並びに取得の機会・利益配分委員会に よる勧告に基づき締約国会議が採択する手続に 定に基づくBBNJ標準バッチ識別記号の利用 は、情報交換の仕組みへの通報及びこの部の規 列情報に関する活動の監視及び透明性について 伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配

- 関する当該締約国によるこの部の規定の実施に 該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関す の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当 期的に報告書を提出する。 ついて、取得の機会・利益配分委員会に対し定 る活動並びに当該活動から生ずる利益の配分に 締約国は、この部の規定に従い、いずれの国
- の実施のための適当な指針を決定することがで 作成し、及び締約国に対して当該報告書を利用 仕組みを通じて受領した情報に基づき報告書を 考慮する きる。この場合には、締約国の能力及び事情を 国会議の審議のために提出する。締約国会議 いての意見を提出することができる。同委員会 可能なものとする。締約国は、当該報告書につ 取得の機会・利益配分委員会は、情報交換の 同委員会の勧告を考慮して、この条の規定 当該報告書(受領した意見を含む。)を締約

第三部 区域に基づく管理手段(海洋保護 区を含む。)等の措置

第十七条 目的

この部の規定は、次のことを目的とする。 可能であるように利用すること(海洋保護区 の包括的な体系を確立することを通じたもの に連結した関係を伴う区域に基づく管理手段 の間の生態学的に代表的であり、かつ、十分 保護を必要とする区域を保全し、及び持続

に関連する世界的な、地域的な、 国、関連する法的文書及び法的枠組み並び 小地域的な

(c)

(d)

フリカ諸国、群島国及び開発途上にある中所 国 発途上国である締約国(特に、後発開発途上 上にある島嶼国の特別の事情を考慮して、 術の発展及び移転を行うことを通じ、開発途 び執行するに当たり能力の開発並びに海洋技 む。)を策定し、実施し、監視し、管理し、 得国)を支援すること。 区域に基づく管理手段(海洋保護区を含 開発途上にある島嶼国、沿岸国であるア 内陸国である開発途上国、 地理的不利 及 開

第十八条 適用区域

設定は、国の管轄の下にあるいかなる区域も含ん区域に基づく管理手段(海洋保護区を含む。)の 権利又は管轄権に対する主張を承認し、 かなる場合にも、そのような提案を主権、主権的 る提案を決定のために審議してはならず、 づく管理手段(海洋保護区を含む。)の設定に関す はならない。締約国会議は、そのような区域に基 するものと解してはならない。 を含む。)を行い、又は否定するための根拠として 対する主張(これらに関連する紛争に関するもの ではならず、及び主権、主権的権利又は管轄権に 又は否認 及びい

この部の規定に基づく区域に基づく管理手段

ての協力及び協調を強化すること。 管理手段(海洋保護区を含む。)の利用につい 及び分野別の機関の間における区域に基づく

2

可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国

0

- るものを含む。) に対する強靱性を強化するこ 候変動、海洋の酸性化及び海洋汚染に関連す するものを含む。)並びにストレスの要因(気 生産力及び健全性を向上させることを目的と し、回復させ、及び維持すること(それらの 生物の多様性及び生態系を保護し、保全
- (文化的価値の保護を含む。)を支援するこ 食料安全保障その他の社会経済的な目的
- 議を行う。 住民並びに地域社会を含む。)と協力し、及び協 野別の機関、市民社会、科学界、民間部門、先 のため、適当な場合には、関連する利害関係者 締約国が単独で又は共同して事務局に提出す (国、世界的な、地域的な、小地域的な及び分 (海洋保護区を含む。)の設定に関する提案は、 締約国は、この部の規定に従い、提案の策定 提案は、予防的な取組方法及び生態系を重視
- 学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住 する取組方法を考慮して、 いて作成する。 民及び地域社会の関連する伝統的な知識に基づ 区域の特定に関する提案には、 入手可能な最良の科 次の主要な要
- 素を含める 空間的な説明であって、附属書Ⅰに定める例 提案の対象となる区域に関する地理的又は

示的な基準を用いたもの

- 準であって、5の規定に従って追加的に作成 され、及び修正され得るものに関する情報 情報並びに区域の特定に当たって適用する基 附属書Iに定めるいずれかの基準に関する
- む。) 及び当該人間活動が及ぼすおそれのある 活動(先住民及び地域社会による利用を含 該当する場合には、その区域における人間
- の多様性の状態に関する説明 特定された区域における海洋環境及び生物
- (e) その区域に適用される保全及び適当な場合 には持続可能な利用の目的に関する説明
- あって、 視、 特定の目的を達成するための管理計画案で 調査及び検討に係る活動の概要を示すも 提案する措置を網羅し、 かつ、 監
- 該当する場合には、 提案する区域及び措置

- (1) 諸連丁る法的で替及が法的で担めたがに関連する世界的な、地域的な、小地域 1 に関する情報 (2) と行った協議 (2) というに対している。
- (i) 関連する科学的な意見並びに可能な場合に理手段(海洋保護区を含む。)に関する情報理手段(海洋保護区を含む。)に関する情報をする世界的な、地域的な、小地域的な及び連する世界的な、地域的な、小地域的な及び

は、先住民及び地域社会の伝統的な知識

- 5 区域の特定のための例示的な基準については、該当する場合には、附属書工に定める例示的な基準を含めるものとし、締約国会議による審議及び採択のため、科学技術機関が必要に応じて追加的に作成し、及び修正することができる。
- 6 科学技術機関は、必要に応じ、締約国会議に 出加的な要件(5に規定する例示的な基準の適 追加的な要件(5に規定する例示的な基準の適 する指針を定める。

とし、並びに次条の規定に従って協議を促進すとし、並びに次条の規定に従って協議を促進する当該是案を公に利用可能なものとし、及び予備的な検討のため科学技術機関に送付する。当該予備的な検討のため科学技術機関に送付する。当該予備的な検討の結果を、公に利用可能なものとし、及び再送付する。提案国に伝達する。提案国は、科学技術機関による当該予備的な検討を考慮した上で、当該提案を多当該予備的な検討を考慮した上で、当該提案をあ当該予備的な検討を考慮した上で、当該提案をあ当該予備的な検討を考慮した上で、当該提案をあ当該予備的な検討を考慮した上で、当該提案をあ当該予備的な検討を考慮した上で、当該提案をあ当該予備的な検討を考慮した上で、当該提案を表し、並びに次条の規定に従って協議を促進すとし、並びに次条の規定に従って協議を促進すとし、並びに次条の規定に従って協議を促進する当該とは、書面による提案を公に利用可能なものとし、及び再送付された提案を公に利用可能なものとし、及び再送付された提案を公に利用可能なものとし、及び予備的な検討を表します。

第二十一条 提案に関する協議及び評価第十九条の規定に従って提出された提案に関する協議は、包摂的で透明性のある、かつ、全ての関連する利害関係者(国、世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関、市民社的な、小地域的な及び分野別の機関、市民社的な、小地域的な及び分野別の機関、市民社のな、科学界、先住民並びに地域社会を含む。)に

- 報を収集する。 事務局は、次のとおり協議を促進し、及び
- ら。 し、及び特に次の事項を提出するよう要請す し、及び特に隣接する沿岸国) に対し、通報
- (i) その他の関連する科学的な意見(i) 提案の利点及び地理的範囲に関する見解
- の措置又は活動に関する情報接する区域又は関連する区域における既存い国の管轄の下にある区域の内外にある隣
- 潜在的な影響に関する見解 提案が国の管轄の下にある区域に及ぼす
- (v) その他の関連する情報
- 事項を提出するよう要請する。分野別の機関に対し、通報し、及び特に次の連する世界的な、地域的な、小地域的な及び連する世界的な、地域的な、小地域的な及び関連する世界的な、地域的な、別では、対している。
- (i) 提案の利点に関する見解
- ii その他の関連する科学的な意見
- の範囲内にあるものについてのあらゆる側文書、当該法的枠組み又は当該機関が採択した既存の措置に関する情報が採択した既存の措置に関する情報が採択した既存の措置に関する情報が採択した既存の措置に関する情報が
- 的文書、当該法的枠組み又は当該機関の権 (v) 関連する追加的な措置であって、当該法 面に関する見解

- (i) その他の関連する情報 限の範囲内にあるものに関する見解
- 、関連する伝統的な知識を有する先住民及び 地域社会、科学界、市民社会その他の関連す 地域社会、科学界、市民社会その他の関連す

1

- 提案の利点に関する見解
- (ii) 先住民及び地域社会の関連する伝統的な(ii) その他の関連する科学的な意見
- (iv) その他の関連する情報
- を公に利用可能なものとする。 事務局は、2の規定に従って受領した提出物
- 場合には、次のことを行う。域によって完全に囲まれた区域に影響を及ぼす域によって完全に囲まれた区域に影響を及ぼす
- 前通報を含む。)を行うこと。
 当該国と対象を特定した積極的な協議(事
- こと。 は、これに応じて当該措置を修正する場合には、これに応じて当該措置を修正する処する書面による回答を行い、並びに適当な処する書面による回答を行い、並びに適当なり、当該見解及び意見に明示的に対
- 内容を含む提出物に対して回答する。
 し、並びに適当な場合には、これに応じて提案
 を修正し、又は提案に反映しなかった実体的な
 びに科学技術機関からの見解及び情報を検討
 ないに科学技術機関からの見解及び情報を検討
 ないに科学技術機関がらの見解及び情報を検討
 ないに科学技術機関がらの見解及び情報を検討
 ないに対して回答する。
- を 協議は、定められた期限までに行う。
- 採択のため、必要に応じ、科学技術機関がそのものとし、科学技術機関は、当該提案を評価とついては、開発途上にある島嶼国の特別む。)については、開発途上にある島嶼国の特別む。)については、開発途上にある島嶼国の特別が。)については、開発途上にある島嶼国の特別が。

- 第二十二条 区域に基づく管理手段(海
- がき、がられずは、がに科学技術機関の科学的な助言及び勧告に基意見を考慮した最終的な提案及び管理計画案並協議の手続の間に受領した提出物及び科学的な協議の手続の間に受領した提出物及び科学的ない。
- 行う。 む。)の設定及び関連する措置について決定をむ。)の設定及び関連する措置について決定を含
- ことができる。 関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及びが設別の機関との協力及び協調の上、当該法的枠組み及び当該機関が採択した措置と両立する措置について決定を行うした措置と両立する措置について決定を行うといいできる。
- は、小地域的な又は分野別の機関の権限の範、小地域的な又は分野別の機関に対し、それぞれの権限にび分野別の機関に対し、それぞれの権限にび分野別の機関に対し、それぞれの権限にび分野別の機関に対し、それぞれの権限にがって、それらの法的文書、法的枠組み及びはって、それらの法的文書、法的枠組み及びはって、それらの法的文書、法的枠組み及び、地域的というできる。
- 当該機関の権限を損なってはならない。 というに当たり、関連する法的文書、当該法的枠組み及び的な及び分野別の機関の権限を尊重するものとし、また、当該法的文書、当該法的文書及び法的枠組のなびに関連する世界的な、地域的な、小地域のなどでは、関連する法的文書及び法的枠組と、この条の規定に従って決定を
- みの下で、並びに当該機関によって採択されたび法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関との協力及び協調並びにそれらの間の協力及び協調を促進するため、並びに当該法的文書及び関連する世界的な、地域的な、地域的な及び分野別の機関との協力及び協調ができる。

令和七年五月二十三日 参議院会議録第二十一号 可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続

第一回会合において追加的に定める。

関連する措置についての協調を促進するため、 定期的な協議を準備する

令和七年五月二十三日

参議院会議録第二十一号

- 4 域的な、小地域的な若しくは分野別の機関に 従うことを条件として、適当なときは、 とについて、審議し、並びに1及び2の規定に よって採択された既存の区域に基づく管理手段 文書及び法的枠組み又は関連する世界的な、地 性の保全及び持続可能な利用についての国際的 轄にも属さない区域における海洋の生物の多様 び実施に必要となる場合には、 な協力及び協調を促進するため、関連する法的 (海洋保護区を含む。) に係る仕組みを設けるこ 締約国会議は、この部の規定の目的の達成及 いずれの国の管 決定す
- 5 協議は、この部の規定に従って実施する。 影響を及ぼすことが合理的に予測される場合に 当な考慮を払うものとする。この目的のための びその下に係る上部水域に影響を及ぼし、又は が主権的権利を行使する海面下の区域の海底及 従って提案された措置が、条約に基づき沿岸国 務に妥当な考慮を払って行う。この部の規定に いて採用する措置の実効性を損なってはなら 決定及び勧告は、 締約国会議がこの部の規定に従って採択する 当該措置は、当該沿岸国の主権的権利に妥 並びに条約に従い、全ての国の権利及び義 国の管轄の下にある区域につ 2
- 6 引き続き効力を有する 部分については、直ちに効力を失う。引き続き なった場合には、 部がその後に沿岸国の管轄に含まれることと く管理手段(海洋保護区を含む。)の全部又は るか否かを検討し、 洋保護区を含む。)を変更するか否か又は廃止す いて、必要に応じ、区域に基づく管理手段(海 については、締約国会議がその次回の会合にお いずれの国の管轄にも属さない区域にある部分 この部の規定に従って設定された区域に基づ その沿岸国の管轄の下にある 決定するまでの間 3

るまでの間、引き続き効力を有する。 し、又は廃止することを検討し、かつ、 含む。)又は当該関連する措置を維持し、 て、当該区域に基づく管理手段(海洋保護区を 又は当該機関との緊密な協力及び協調を通じ 当な場合には、当該法的文書、当該法的枠組み ととなったものについては、締約国会議が、適 枠組み又は当該機関の権限の範囲に含まれるこ 部又は一部がその後に当該法的文書、当該法的 限について変更が行われたことにより、その全 定められ、若しくは設置され、又はこれらの権 しくは法的枠組み若しくは関連する世界的な、 は関連する措置であって、関連する法的文書若 区域に基づく管理手段(海洋保護区を含む。)又 締約国会議がこの部の規定に従って採択した 小地域的な若しくは分野別の機関が 決定す 変更

この部の規定に基づく決定及び勧告は、 第二十三条 意思決定

として、コンセンサス方式によって行う。 規定に基づく決定及び勧告は、出席しかつ投票 かつ投票する締約国の四分の三以上の多数によ われたことを締約国会議が決定した後、出席し コンセンサスに達するためのあらゆる努力が払 する締約国の三分の二以上の多数による議決で コンセンサスに達しない場合には、この部の

る議決で行う。

期間内に事務局への書面による通告を行うこと 決定が行われた締約国会議の会合の後百二十日 で通告することにより、いつでも撤回すること を申し立てた締約国は、当該決定に拘束されな について異議を申し立てることができる。異議 により、この部の規定に従って採択された決定 で効力を生じ、全ての締約国を拘束する。 この部の規定に従って行われた決定は、 いずれの締約国も、3に定める百二十日間の 決定に対する異議は、事務局に対して書面 当該

ができる。この場合において、当該決定は、

当

5 該締約国を拘束する。 4の規定に従って異議を申し立てる締約国

可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続

- を書面により事務局に提供する。 申し立てる締約国の条約に基づく権利及び義
- して法律上又は事実上不当に差別を行うもの
- ら当該決定を遵守することができないこと。 また、

原則

- 的に、6の規定の実施について報告する。
- 決定の効力発生の後三年ごとに更新することが 対して書面による通告を行うことにより、当該 続き必要であると認める場合に限り、 できる。 4の規定に従って申し立てた決定に対する異 当該書面による通告には、 最初の異議 事務局に

該異議を撤回する旨の通告の日の後九十日で当

9

- の理由に基づく当該異議の理由についての説明 は、異議を申し立てる時に、次の一又は二以上 決定が、この協定に反し、又は当該異議を
- 務に反するものであること。 決定が、当該異議を申し立てる締約国に対

10

- (c) 4の規定に従って異議を申し立てる締約国 異議を申し立てる時に、実行可能性の観点か ゆる合理的な努力を払った後において、当該 当該締約国が、決定を遵守するためのあら
- うな措置を採用してはならず、又はそのような に基づく権利を行使し、及び義務を履行するた は当該行動が、異議を申し立てた締約国が条約 行動をとってはならない。ただし、当該措置又 己が異議を申し立てた決定の実効性を損なうよ 置又は取組方法を採用するものとし、 し立てた決定と同等の効果を有する代替的な措 は、実行可能な範囲において、自己が異議を申 自
- 国会議の次回の通常会合に、及びその後は定期 議については、異議を申し立てた締約国が引き め、4の規定に基づく通告の後に行われる締約 定に基づく監視及び検討の根拠を提供するた めに不可欠である場合は、この限りでない。 異議を申し立てた締約国は、第二十六条の規

- の申立ての際に提供した理由についての説明を
- 場合には、異議は、自動的に撤回されたものと 動的に撤回される日の六十日前に当該異議を申 動的に撤回された後百二十日で異議を申し立て し、この場合において、決定は、当該異議が自 た締約国を拘束する。事務局は、 し立てた締約国に通報する。 8の規定に基づく更新の通告が受領されない 当該異議が自
- 世界的な、地域的な、 連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する 公に利用可能なものとし、並びに全ての国、 締約国会議の決定及び当該決定に対する異議を 機関に送付する。 事務局は、この部の規定に従って採択された 小地域的な及び分野別の

第二十四条 緊急措置

- 決定を行う。 区域に緊急に適用される措置を採択するための 必要なときは、いずれの国の管轄にも属さない は、その害が増幅しないことを確保するため、 もたらし、又はもたらすおそれがある場合に 洋の生物の多様性に深刻又は回復不可能な害を いずれの国の管轄にも属さない区域における海 締約国会議は、 自然現象又は人為的な災害が
- 2 この条の規定に従って採択される措置は、 認められる することができない場合にのみ、 よって、深刻又は回復不可能な害を適時に管理 地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関に しくは法的枠組み若しくは関連する世界的な、 規定の適用を通じて、又は関連する法的文書若 野別の機関との協議の後、この協定の他の条の る世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分 連する法的文書若しくは法的枠組み又は関連す 必要であると
- 科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先 住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に基 緊急に採択される措置は、 入手可能な最良の

ければならない。 国会議の次回の会合で決定について再検討しな 暫定的なものとし、当該措置の採択の後、締約 において採択することができる。当該措置は、 とができ、及び締約国会議の会合と会合との間 ことができ、又は科学技術機関が勧告を行うこ する。当該措置については、締約国が提案する づくものとし、並びに予防的な取組方法を考慮

- は分野別の機関が採択した措置により代替され 連する法的文書若しくは法的枠組み若しくは関 を含む。) 及び関連する措置により、若しくは関 て、それ以前に終了する。 る場合には締約国会議によって、又は当該緊急 連する世界的な、地域的な、小地域的な若しく て設定する区域に基づく管理手段(海洋保護区 一年で終了する。ただし、この部の規定に従っ 緊急に採択される措置は、その効力発生の後 に採択される措置を必要としていた状況が存在 なくなった場合には締約国会議の決定によっ 5 6
- 5 手続を含む。)は、必要に応じ、最も早い機会に で透明性のあるものとする。 科学技術機関が作成する。当該手続は、 おける締約国会議による審議及び採択のため、 緊急措置を定めるための手続及び指針(協議 包摂的

官

第二十五条 実施

1

- 2 この協定の目的の達成を支えるため、締約国が 従って採択された措置に加えて、一層厳しい措 理の下にある活動に関して、この部の規定に 自国の国民及び船舶又は自国の管轄若しくは管 整合的に行われることを確保する。 動が、この部の規定に従って採択された決定と 域で行われる自国の管轄又は管理の下にある活 この協定のいかなる規定も、国際法に従い、 締約国は、いずれの国の管轄にも属さない区
- 3 置を採用することを妨げるものではない。 に当たっては、 この部の規定に従って採択された措置の実施 開発途上にある島嶼国又は後発

- 衡な負担を課すべきでない 開発途上国である締約国に直接又は間接に不均
- 界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機 当な場合には、自国が構成国となっている関連 が行う決定及び勧告の実施を支援するため、適 関における措置の採択を促進する。 する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世 締約国は、この部の規定に従って締約国会議
- する国、特に、設定された区域に基づく管理手 施を支援する措置を採用するよう奨励する。 含む。)に関する締約国会議の決定及び勧告の実 定された区域に基づく管理手段(海洋保護区を が活動する国に対し、この部の規定に従って設 いて活動を行い、又は自国の船舶若しくは国民 段(海洋保護区を含む。)の対象となる区域にお 締約国は、この協定の締約国となる資格を有

5

約国若しくは非参加国又は関連する世界的な、 に従って協力する義務を免除されない。 及び持続可能な利用に関し、条約及びこの協定 さない区域における海洋の生物の多様性の保全 合意をしないものは、いずれの国の管轄にも属 よって定められた措置を適用することに別段の 及び当該法的枠組みの下で、並びに当該機関に 非構成国である締約国であって、当該法的文書 地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関の 関連する法的文書若しくは法的枠組みの非締

第二十六条 監視及び検討

- 1 び関連する措置の実施に関し、単独で又は共同 に利用可能なものとする。 告並びに2及び3に規定する情報及び検討を公 して締約国会議に報告する。事務局は、その報 区域に基づく管理手段(海洋保護区を含む。)及 締約国は、この部の規定に従って設定された
- 2 する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野 区域に基づく管理手段(海洋保護区を含む。)の 別の機関は、この部の規定に従って設定された 関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連

- 目的を達成するために自らが採択した措置 施に関する情報を締約国会議に提供するよう要 一の実
- む。) 及び関連する措置を監視し、及び定期的に された区域に基づく管理手段(海洋保護区を含 び情報を考慮して、この部の規定に従って設定 科学技術機関は、1及び2に規定する報告及
- 議に助言及び勧告を与える。 けた進捗状況について評価し、 る措置の実効性並びにそれらの目的の達成に向 づく管理手段(海洋保護区を含む。)及び関連す て、この部の規定に従って設定された区域に基 科学技術機関は、3に規定する検討におい 並びに締約国会
- 必要に応じ、決定又は勧告を行う。 関連する措置の変更、延長又は廃止について、 域に基づく管理手段(海洋保護区を含む。)及び 統的な知識に基づき、締約国会議が採択した区 能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝 手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可 及び生態系を重視する取組方法を考慮して、入 締約国会議は、検討の後、予防的な取組方法

2

第四部 環境影響評価 第二十七条 目的

- この部の規定は、次のことを目的とする。
- り、いずれの国の管轄にも属さない区域につ いて環境影響評価に関する条約の規定を運用 の手続、基準その他要件を定めることによ 締約国が評価を実施し、及び報告するため
- (c) 累積的な影響及び国の管轄の下にある区域 における影響についての検討を支援するこ ようこの部の規定の対象となる活動が評価さ しい悪影響を防止し、緩和し、及び管理する 海洋環境を保護し、及び保全するため、 及び実施されることを確保すること。 著

- 戦略的環境評価を定めること。
- みを実現すること。 る活動について一貫した環境影響評価の枠組 いずれの国の管轄にも属さない区域におけ
- 沿岸国であるアフリカ諸国、群島国及び開発 るための能力を構築し、及び強化すること。 略的環境評価を準備し、実施し、及び評価す 途上にある中所得国)が環境影響評価及び戦 この協定の目的の達成を支えるため、締約 地理的不利国、開発途上にある島嶼国、 第二十八条 環境影響評価を実施する義 後発開発途上国、内陸国である開発途上 特に開発途上国である締約国(とりわ

- 計画された活動を許可する前に、 域で実施される自国の管轄又は管理の下にある 従って評価されることを確保する。 洋環境に及ぼす潜在的な影響がこの部の規定に 締約国は、いずれの国の管轄にも属さない区 当該活動が海
- 境影響評価を実施する締約国は、 ることを確保する。自国の国内手続に従って環 境影響評価が自国の国内手続に従って実施され 評価がこの部の規定に従って実施され、又は環 あると判断する場合には、当該活動の環境影響 対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれが おいて実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に 該活動がいずれの国の管轄にも属さない区域に れた活動を管轄し、又は管理する締約国は、当 国の管轄の下にある海域で実施される計画さ 次のことを行
- (a) ح بح みを通じて関連情報を利用可能なものとする 国内手続の期間中、適時に情報交換の仕組
- 法で当該活動が監視されることを確保するこ 自国の国内手続に定める要件に適合する方

令和七年五月二十三日 参議院会議録第二十一号 可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続 官

3 (c) こと。 告書を利用可能なものとすることを確保する じて環境影響評価報告書及び関連する監視報 この協定に規定する情報交換の仕組みを通

令和七年五月二十三日

参議院会議録第二十一号

管理する締約国に対して意見を提出することが した場合には、計画された活動を管轄し、又は 科学技術機関は、2回に規定する情報を受領

第二十九条 この協定と関連する法的文 連する世界的な、地域的 書及び法的枠組み並びに関

影響評価の手続との間の関 の機関の下で行われる環境 な 小地域的な及び分野別

- 1 的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関 択及び実施を促進する。 条の規定に従って作成される規格又は指針の採 において、環境影響評価の利用並びに第三十八 る法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界 締約国は、自国が構成国となっている関連す
- 2 的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的 のと協力するための仕組みをこの部の規定の下 ける活動を規制し、又は海洋環境を保護するも あっていずれの国の管轄にも属さない区域にお な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関で 締約国会議は、 科学技術機関が、関連する法 5
- 3 法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的 新する場合において、適当なときは、関連する 実施するための規格又は指針を作成し、 ない区域における活動について環境影響評価を この協定の締約国がいずれの国の管轄にも属さ 科学技術機関は、第三十八条の規定に従い、 地域的な、 小地域的な及び分野別の機関と 又は更

- 又は管理する締約国が次の要件を満たしている 実施する必要はない。 と判断する場合には、選別又は環境影響評価を 計画された活動について、 いずれの国の管轄にも属さない区域における 当該活動を管轄し、
- 影響が、他の関連する法的文書若しくは法的 に従って評価されていること。 地域的な若しくは分野別の機関の定める要件 枠組み又は関連する世界的な、地域的な、小 計画された活動又は活動の区分の潜在的な 価がこの部の規定に基づいて要求される評 計画された活動に対して既に行われた評
- 制又は規格が遵守されていること。 に基づく環境影響評価のための基準を下回別の機関の規制又は規格が、この部の規定 的な、地域的な、小地域的な若しくは分野 は管理するために設計され、かつ、当該規 る形で潜在的な影響を防止し、緩和し、又 文書若しくは法的枠組み又は関連する世界 評価に基づいて作成された関連する法的
- な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機文書若しくは法的枠組み又は関連する世界的 は、 関の下で実施された場合には、関係する締約国 通じて公表されることを確保する。 計画された活動の環境影響評価が関連する法的 環境影響評価報告書が情報交換の仕組みを
- 動が、関連する法的文書若しくは法的枠組み又 に関する報告書が情報交換の仕組みを通じて公 監視し、及び検討し、並びにその監視及び検討 となる場合を除くほか、締約国は、当該活動を しくは分野別の機関の下で監視及び検討の対象 は関連する世界的な、地域的な、小地域的な若 表されることを確保する。 4 b)i)に規定する基準を満たす計画された活

- 1
- 価と同等のものであり、かつ、その評価の
- 結果が考慮されているか、又は、
- いずれの国の管轄にも属さない区域における 2

第三十条

- 場合又は当該活動の影響が不明であるか若しく 微若しくは一時的な影響を上回るおそれがある 従って選別を実施するものとし、かつ、 つき、2に規定する要素を用いて次条の規定に を管轄し、又は管理する締約国は、当該活動に は十分に理解されていない場合には、当該活動 計画された活動の海洋環境に及ぼす影響が軽 次の要
- (i)る合理的な理由があるか否かを締約国が評価 変化をもたらすおそれがあると信ずるに足り の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な を含める するために十分に詳細なものとし、 当該選別は、当該活動が実質的な海洋環境
- 期間及び程度を含む。) 当該活動についての説明(目的、
- (ii)動の代替案についての検討を含む。 的な影響の検討及び適当な場合には当該活
- (b) される場合には、この部の規定に従って環境 有害な変化をもたらすおそれがあると信ずる 洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ に足りる合理的な理由が締約国にあると判断 当該選別に基づき、当該活動が実質的な海
- したものではない。)を検討する。 画された活動が1に規定する基準を満たすか否 かを判断するに当たり、次の要素(全てを網羅
- 当該活動の期間
- 学的な重要性又は脆弱性を有する区域を含 (c)に規定する場所(特に生態学的又は生物

- 環境影響評価を実施するため
- 件が満たされなければならない。
- 次の事項
- 場 所
- 潜在的な影響に関する初期の分析(累積
- 締約国は、自国の管轄又は管理の下にある計 影響評価を実施する。
- 及び当該活動の実施方法 当該活動の種類、当該活動に使用する技術

(a)

- 当該活動の場所

- む。)の特性及び生態系
- な影響及び国の管轄の下にある区域における 潜在的な影響を含む。) 当該活動の潜在的な影響(潜在的な累積的
- 当該活動の影響が不明であるか又は十分に 他の関連する生態学的又は生物学的基準 解されていない程度
- ことを確保する。 価の実施の過程において、次の手順が含まれる 締約国は、この部の規定に基づく環境影響評 第三十一条 環境影響評価の過程

公に利用可能なものとする。 ための選別を適時に実施し、及びその決定を 環境影響評価が必要であるか否かを決定する 又は管理の下にある計画された活動について 締約国は、前条の規定に従い、自国の管轄

- をこの協定に規定する情報交換の仕組みを する情報(前条1個)に掲げるものを含む。) 必要としない旨を決定する場合には、 る計画された活動について環境影響評価を 通じて公に利用可能なものとする。 締約国は、 自国の管轄又は管理の下にあ
- 国及び科学技術機関に対し、 き、
 i)の規定に従って行われた決定の公表 び地域社会の関連する伝統的な知識に基づ 学的な情報並びに可能な場合には先住民及 る計画された活動の潜在的な影響に関する から四十日以内に、当該決定を行った締約 自国の見解を登録することができる。 締約国は、入手可能な最良の科学及び科 当該決定に係
- のとし、及び当該決定について再検討する を行った締約国は、当該懸念を考慮するも 行われた計画された活動の潜在的な影響に ついて懸念を表明した場合には、当該決定 ことができる 自国の見解を登録した締約国が、決定が

- る。 (v) i)の規定に従って決定を行った締約国
- 図 登録された見解及び科学技術機関の勧告の仕組みを通じて公に利用可能なものとする(情報交換る場合を含む。)。
- この部の規定に従って実施される環境影響評 (内) 範囲の選定 (例えば、経済的な、社会的な、文する影響 (例えば、経済的な、社会的な、文化的な及び人の健康に対する影響。潜在的な 異積的な影響を含む。)及び該当する影響。潜在的な 対 る影響を含む。)の 範囲の選定

価に含まれる計画された活動の代替案が特定されることを確保する。範囲については、入手可能な場合には先住民及び地域社会の関連す可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識を用いて定める。

締約国は、計画された活動の影響(累積的)・ お響及び国の管轄の下にある区域におけるな影響を含む。)が、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識を用いてび地域社会の関連する伝統的な知識を用いていません。

- する。 のことが行われることを確保は、潜在的な悪影響の防止、緩和及び管理
- (著しい悪影響を回避するため、自国の管轄又は管理の下にある計画された活動の代替案についてするための措置を特定し、及び分析すること。当該措置には、自国の管轄又は管理の下にある計画された活動の潜域ができる。
- 境管理計画に組み込むこと。 適当な場合には、i)に規定する措置を環

2

- び協議が行われることを確保する。 締約国は、次条の規定に従って公の通報及
- 影響評価報告書が作成され、及び公表される影響評価報告書が作成され、及び公表される
- 2 締約国は、特に開発途上にある島嶼国の管轄 2 締約国は、特に開発途上にある島嶼国の管轄 2 締約国は、特に開発途上にある島嶼国の管轄 2 締約国は、特に開発途上にある島嶼国の管轄 2 締約国は、特に開発途上にある高島嶼国の管轄 2 締約国は、特に開発途上にある島嶼国の管轄 2 締約国は、検討及び支援を要請することができる。当該専門家に助言及び支援を要請することができる。当該専門家は、同一の活動の環境影響評価 の過程の他の部分における専門家として任命することができない。当該助言及び支援を要請した締約国は、検討及び意思決定のため当該環境 た締約国は、検討及び意思決定のため当該環境 と締約国は、検討及び意思決定のため当該環境 2 締約国は、検討及び意思決定のため当該環境 2 締約国は、特別及び意思決定のため当該環境 2 締約国は、特別及び意思決定のため当該環境 2 締約国は、検討及び意思決定のため当該環境 2 締約国は、検討及び意思決定のため当該環境 2 締約国は、特別及び意思決定のため当該環境 2 締約国は、特別及び意思が高いる。
- 通報を行い(情報交換の仕組みを通じて公表す加のため、計画された活動に関し、適時に公の受ける可能性のあるもの)及び利害関係者の参受ける可能性のあるもの)及び利害関係者の参いるに隣接する国であって潜在的に最も影響をの国(特に、隣接する沿岸国その他計画された1 締約国は、環境影響評価の過程における全て

第三十二条

公の通報及び協議

(意見の提出を通じたものを含む。)を設ける。 (意見の提出を通じたものを含む。)、並びに実行可能な限り、期限を定めて計画的及び効果的な参加の機会を設けることを確して(適当な場合には、前条1心の規定に従い環境影響評価の範囲を選定するとき及び次条の規定に従い環境影響評価報告書の案が作成されたと 6 きを含む。)、公の通報を行い、及び参加の機会 6 きを含む。)、公の通報を行い、及び参加の機会 6 きを含む。)、公の通報を行い、及び参加の機会 6 きを含む。)、公の通報を行い、及び参加の機会 6 きを含む。)、公の通報を行い、及び参加の機会 6 きを含む。)、公の通報を行い、及び参加の機会 6 きを含む。)、公の通知を対して公表することを含む。)を設ける。

- 定されるものとし、次の国を含む。が海洋環境に及ぼす潜在的な影響を考慮して決ついては、計画された活動の性質及び当該活動の性質及び当該活動の性質及び当該活動の性質及び当該活動の性質及び当該活動のできた。
- (a) 天然資源を探査し、開発し、保存し、又は(b) 天然資源を探査し、開発し、保存し、又は
- (経済活動を含む。)を実施する国受けると合理的に信ずるに足りる人間活動の当該活動が行われる区域において、影響を
- びに公衆を含む。

 「環境影響評価の過程における利害関係者に
 びに公衆を含む。
- 的な意見(隣接する沿岸国その他計画された活体)がい、包摂的で透明性のある、かつ、適時に行行に、包摂的で透明性のある、かつ、適時に行めれるものとし、及び開発途上にある島嶼国が関与する場合には、対象を特定した積極的なものとする。
- 国は、国の管轄の下にある区域における潜在的いな意見(隣接する沿岸国その他計画された活動に隣接する国であって潜在的に最も影響を受動に隣接する国であって潜在的に最も影響を受動に隣接する国であって潜在的に最も影響を受動に隣接する国であって潜在的に最も影響を受動に対して受能した実質

ての説明を公表する。 といい での説明を公表する。 な影響に関する意見に対処した方法につい対する回答(当該潜在的な影響に対処することを はる回答(当該潜在的な影響に対処することを はる回答(当該潜在的な影響に対処する書面に は、当該意見に明示的に対処する書面に な影響に関する意見を特に考慮し、及び適当なな影響に関する意見を特に考慮し、及び適当なな影響に関する意見を特に考慮し、及び適当なな影響に関する意見を特に考慮し、及び適当な

- を及ぼす場合には、次のことを行う。水域によって完全に囲まれた公海の区域に影響水域によって完全に囲まれた公海の区域に影響
- のな協議(事前通報を含む。)を行うこと。 的な協議(事前通報を含む。)を行うこと。 ほう そのような周囲の国と対象を特定した積極
- 正すること。

 正すること。

 正すること。

 正すること。
- ・ 締約国は、この協定の規定に基づく環境影響評価報告書い。秘密の又は専有する情報の開示を要求されなする。この7の規定にかかわらず、締約国は、する。この7の規定にかかわらず、締約国は、でついては、公の文書に明示するものとする。
- 価報告書が作成されることを確保する。いかなる環境影響評価についても、環境影響評価についても、環境影響評価についても、環境影響評価についても、環境影響評価報告

2

環境影響評価報告書には、少なくとも次の情

報を含める。

ての説明 計画された活動(その場所を含む。)につい

影響を受けるおそれのある海洋環境の基本範囲の選定の実施の結果についての説明

響を含む。)についての説明国の管轄の下にある区域におけるあらゆる影国の管轄の下にある区域におけるあらゆる影響とが

令和七年五月二十三日 参議院会議録第二十一号 可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続

3 4

についての説明 防止、 緩和及び管理のための潜在的な措置 令和七年五月二十三日

参議院会議録第二十一号

計画された活動の合理的な代替案の検討に 公の協議の手続についての情報 不確実性及び知識の欠如についての説明

ての説明 事後の措置(環境管理計画を含む。)につい ついての説明

平易な要約

- 書を検討し、及び評価する機会を提供するた 意見を述べることができる。当該締約国は、 締約国に対し環境影響評価報告書の案について を通じて当該報告書の案を利用可能なものとす め、公の協議の手続において情報交換の仕組み 科学技術機関は、適当な場合には、適時に、 締約国は、科学技術機関が環境影響評価報告 科 3
- 5 該報告書が公表される場合には、全ての締約国 む。)。事務局は、情報交換の仕組みを通じて当 学技術機関によるいかなる意見も考慮する。 に対して適時に通報することを確保する. 、情報交換の仕組みを通じて公表する場合を含 締約国は、環境影響評価報告書を公表する

官

- 6 影響評価報告書を考慮する。 る慣行、手続及び知見に基づき、 特定を含む。)のため、この協定に基づく関連す 科学技術機関は、指針の作成(最良の慣行の 最終的な環境
- 7 するか否かを決定するための選別の手続におい 第三十一条の規定に従って環境影響評価を実施 る慣行、手続及び知見に基づき、第三十条及び 特定を含む。)のため、この協定に基づく関連す 使用した公表された情報の選定について考慮 科学技術機関は、指針の作成(最良の慣行の

第三十四条

ある締約国は、 計画された活動が自国の管轄又は管理の下に 当該活動を実施することができ 1

ができることを確保するためのあらゆる合理的 は、当該締約国が、緩和又は管理のための措置 を十分に考慮する。締約国の管轄又は管理の下 することができるか否かを決定する場合には、 るか否かを決定する責任を負う。 な努力を払ったと判断した場合にのみ、行う。 防止に適合する方法で当該活動を実施すること を考慮して、海洋環境に及ぼす著しい悪影響の にある計画された活動を許可するための決定 この部の規定に従って実施された環境影響評価 この部の規定に従って計画された活動を実施

後の要件に関する承認の条件を明確に規定す するに際し、当該締約国に対して助言及び支援 の仕組みを通じて公表される場合を含む。)。 を与えることができる。 れた活動を実施することができるか否かを決定 締約国が自国の管轄又は管理の下にある計画さ る。決定に係る文書は、公表される(情報交換 決定に係る文書は、緩和のための措置及び事 締約国会議は、締約国の要請に基づき、当該

第三十五条 許可された活動の影響の監

影響(例えば、経済的な、社会的な、文化的な及 可された活動に係る環境上の影響その他関連する ある活動の承認に当たって定める条件に従い、許 影響を及ぼすおそれがあるか否かを判断するた るものが、海洋環境を汚染し、又は海洋環境に悪 る。特に、締約国は、 び人の健康に対する影響)を監視する。 伝統的な知識を用いて、当該活動の影響を監視す に可能な場合には先住民及び地域社会の関連する における活動であって自国が許可し、又は従事す 締約国は、いずれの国の管轄にも属さない区域 入手可能な最良の科学及び科学的な情報並び 自国の管轄又は管理の下に

第三十六条 許可された活動の影響に関

締 約国は、 単独で行動するか共同して行動す

るかを問わず、 的に報告する 監視報告書は、公表される(情報交換の仕

可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国

- び評価することができる。
- 手続及び知見に基づき、 む。)のため、この協定に基づく関連する慣行、 視に関する指針の作成(最良の慣行の特定を含 監視報告書を考慮す

第三十七条 許可された活動及びその影

れる許可された活動の影響が検討されることを 締約国は、

- 2 承認に当たって定める条件の違反から生ずる著 影響評価において予見されなかった性質上の若 行う。 可に係る決定を再検討し、締約国会議、他の締 じて通報する場合を含む。)、並びに次のことを 約国及び公衆に通報し(情報交換の仕組みを通 しい悪影響を特定する場合には、当該活動の許 しくは重大性における著しい悪影響又は活動の 活動を管轄し、又は管理する締約国は、環境
- とり、又は適当な場合には、当該活動を停止 ることを要求し、若しくは他の必要な行動を は管理するための措置を提案し、及び実施す それらの悪影響を防止し、緩和し、若しく
- 時に評価すること。 (a)の規定に従ってとった措置又は行動を適
- は許可された活動に係る承認の条件の違反から 科学技術機関は、 前条の規定に従って受領し

の規定に基づいて要求される監視の結果を定期 許可された活動の影響及び前条

- 科学技術機関は、当該監視報告書を検討し、 みを通じて公表される場合を含む。)ものとし、 科学技術機関は、許可された活動の影響の監 及
- 第三十五条の規定に従って監視さ
- 確保する。
- 評価において予見されなかった著しい悪影響又 た報告書に基づき、許可された活動が環境影響

行うことができる。 報し、及び適当なときは、 める場合には、当該活動を許可した締約国に通 生ずる著しい悪影響を及ぼすおそれがあると認 当該締約国に勧告を

六

- を及ぼすおそれがあるとの懸念を登録するこ おける著しい悪影響又は許可された活動に係 予見されなかった性質上の若しくは重大性に 動を許可した締約国及び科学技術機関に対 域社会の関連する伝統的な知識に基づき、活 的な情報並びに可能な場合には先住民及び地 し、許可された活動が環境影響評価において る承認の条件の違反から生ずる著しい悪影響 締約国は、入手可能な最良の科学及び科学
- (b) 活動を許可した締約国は、 (a)に規定する懸
- 締約国に勧告を行うことができる。 回答を考慮した後で、適当な場合には、 懸念について回答する機会を与え、及びその きるものとし、並びに当該締約国に対し当該 該活動を許可した締約国に通報することがで かった著しい悪影響又は許可された活動に係 することができるものとし、また、許可され き、その事項を検討するものとし、及び評価 及び地域社会の関連する伝統的な知識に基づ び科学的な情報並びに可能な場合には先住民 考慮するに当たり、 を及ぼすおそれがあると認める場合には、当 る承認の条件の違反から生ずる著しい悪影響 た活動が環境影響評価において予見されな 科学技術機関は、 入手可能な最良の科学及 締約国が登録した懸念を
- る(情報交換の仕組みを通じて公に利用可能 た通報及び勧告は、公に利用可能なものとす なものとする場合を含む。) 登録された懸念並びに科学技術機関が行っ
- よるいかなる通報及び勧告も考慮する。 活動を許可した締約国は、科学技術機関に

- 5 全ての国(特に、隣接する沿岸国その他活動に隣接する国であって潜在的に最も影響を受ける可能性のあるもの)及び利害関係者は、情報交換の仕組みを通じて随時通報を受けるものとし、この協定に従って許可された活動に係る監視、報告及び検討の手続において協議を受けるものとができる。
- (a) 許可された活動の影響の検討に関する報告仕組みを通じて公表する場合を含む。)。(情報交換のを終約国は、次の事項を公表する(情報交換の

2

(b) 決定に係る文書(締約国が活動の許可に係)書

境影響評価に関連する規格第三十八条 科学技術機関が作成する環

るもの

る決定の理由を記録したものを含む。)

又は指針

1

- 作成する。 採択のため、次の事項に関する規格又は指針を採択のため、次の事項に関する規格又は指針を
- (a) 計画された活動について第三十条の規定に基づく選別又は環境影響評価の実施のための基準を満たしているか否か又は超えているか否かの判断(同条2に規定する要素(全てを網羅したものではない。に基づくものを含む。) ねずれの国の管轄にも属さない区域における累積的な影響の評価及び環境影響評価の過る累積的な影響の評価及び環境影響評価の過程において当該累積的な影響をどのように考程において当該累積的な影響をどのように考している。
- c) いずれの国の管轄にも属さない区域における影響の評価及び環境影響評価の区域における影響の評価及び環境影響評価の過程において当該影響をどのように考慮すべる計画された活動による国の管轄の下にある
- 成するかの判断を含む。) 議の手続(何が秘密の又は専有する情報を構議の手続(何が秘密の又は専有する情報を構成) 第三十二条の規定に基づく公の通報及び協

- (e) 第三十三条の規定に基づく環境影響評価報(で) 第三十三条の規定に基づく環境影響評価報
- の慣行の特定を含む。)された活動の影響に係る監視及び報告(最良された活動の影響に係る監視及び報告(最良
- (g) 戦略的環境評価の実施
- 動に関連する基準であって定期的に更新されてを網羅するものではない。)を作成することができる。関するものを含む。)を作成することができる。しない活動の一覧(例示的なものであって全しない活動の一覧(例示的なものであって全しない活動の一覧(例示的なものであって全
- による環境影響評価の実施 て特定された区域におけるこの協定の締約国の 保護又は特別の注意を必要とするものとし
- に従って、この協定の附属書に定める。いかなる規格についても、第七十四条の規

3

が国は、目国)管害では管理)、この第三十九条の戦略的環境評価

- 価を実施する場合において、可能なときは、13 締約国は、この部の規定に従って環境影響評

- 締約国会議は、この条に規定する戦略的環境的環境評価の結果を考慮する。及び2の規定に従って実施された関連する戦略
- 年 新彩医会議は、この条に規定する単単的第二部 能力の開発及び海洋技術の移転評価の各区分の実施に関する指針を作成する。

この部の規定は、次のことを目的とする。

- 国である締約国)を支援すること。 の規定の実施について締約国(特に開発途上の規定の実施について締約国(特に開発途上) この協定
- を可能とすること。 この協定に基づいて行われる活動において、包摂的、衡平及び効果的な協力及び参加
- いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能なる海洋の生物の多様性の保全及び持続可能なの能力(研究に関する海洋科学及び海洋技術の分野に利用に関する海洋科学及び開発途上国である締約国と、(開発途上国である締約国に対する海洋技術の移転を通じたものを約国に対する海洋技術の移転を通じたものを約国に対する海洋技術の移転を通じたものを約回に対する海洋技術の移転を通じたものを記している。
- (4) いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能なる海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な
- とりわけ、次の事項に関する目的を達成するため、この協定に基づく能力の開発並びに海洋技術の発展及び移転を通じて、開発途上臨である締約国(特に、後発開発途上国、内国である開発途上国、地理的不利国、開発途上にある島嶼国、沿岸国である中所得国)を達成する。
- 資源(利益の配分を含む。) 第九条の規定に反映されている海洋遺伝
- 第十七条の規定に反映されている区域に

- 措置 基づく管理手段(海洋保護区を含む。)等の
- 影響評価 第二十七条の規定に反映されている環境

移転における協力 第四十一条 能力の開発及び海洋技術の

- 語の発展及び移転を通じてこの協定の目的洋技術の発展及び移転を通じてこの協定の目的連びは、小地域的な及び分野別の機関を通じて、締約国(特に開発途上国である締約国)を更で、締約国は、能力の開発並びに海洋科学及び海
- 2 締約国は、この協定に基づいて能力の開発及 2 締約国は、この協定に基づいて能力の開発及びあらゆる形態で協力する。そのような協力 たば、全ての関連する利害関係者(適当な場合には、民間部門、市民社会、伝統的な知識を有する者としての先住民及び地域社会等)と連携し、及び当該利害関係者を関与させ、並びに関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する協力する場合を含む。
- 3 締約国は、この部の規定の実施に当たり、開発途上国である綿約国(特に、後発開発途上国、内陸国である開発途上にある中所得国)の開発途上にある島嶼国、沿岸国であるアフリカ諸国、群島国及び開発途上にある中所得国)の時別の要請を十分に認識する。締約国は、能力の開発及び海洋技術の移転の提供につき重い報の開発及び海洋技術の移転の提供につき重い報告の義務を条件としないことを確保する。
- 移転の方法 第四十二条 能力の開発及び海洋技術の
- 発途上国の特別の事情を考慮して、開発途上国規定に従い、開発途上にある島嶼国及び後発開1 締約国は、その能力の範囲内で、この協定の

きる限り当該活動を考慮する

たっては、効率及び成果を最大にするため、で

を行うために協力する。 発途上国である締約国に対して海洋技術の移転 である締約国の能力の開発を確保し、並びに特 に海洋技術の移転を必要とし、 及び要請する開

令和七年五月二十三日

参議院会議録第二十一号

2 能力の開発並びに海洋技術の発展及び移転を支 針とする。能力の開発及び海洋技術の移転に当 転に関する活動から得られたものを含む。)を指 別の機関の下での能力の開発及び海洋技術の移 する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野 画に立脚したものとし、及び既存の計画と重複 び海洋技術の移転は、適当な場合には既存の計 容易にするための資源を提供する。 援し、並びに他の支援の提供元へのアクセスを して行わないものとし、並びに得られた教訓 に配慮したものとすべきである。能力の開発及 であって、参加型の、横断的な及びジェンダー 、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連 締約国は、その能力の範囲内で、 能力の開発及び海洋技術の移転は、各国主導 優先度及び計画を考慮して、1に規定する 透明性のある、効果的な及び反復的な過程 自国の政 3

4 報交換の仕組みを通じて促進することができ 当該ニーズ及び優先度については、 基づいたものとし、及び対応したものとする。 開発途上国である締約国のニーズ及び優先度に 又は地域的なニーズの評価を通じて特定された を考慮して、個々の場合に応じた、小地域的な にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情 能力の開発及び海洋技術の移転は、開発途上 又は能力開発・海洋技術移転委員会及び情 自ら評価 1

第四十三条 海洋技術の移転に関する追

定の目的を十分に達成するために行われる活動 締約国は、この協定に基づいて、及びこの協

> 有する。 とについての重要性に関する長期的な展望を共 ため、技術の発展及び移転を十分に実現するこ 、の包摂的、衡平及び効果的な協力及び参加の

2 この協定に基づいて行われる海洋技術の移転 意する条件及びこの協定の目的に従って、 つ、特恵的な条件を含む。)で、並びに相互に合 公正かつ最も有利な条件(緩和された、か

することを含めることができる。 る。これには、企業及び機関に奨励措置を提供 経済的及び法的な条件を促進し、及び奨励す である締約国に対する海洋技術の移転のための 発途上国の特別の事情を考慮して、 締約国は、開発途上にある島嶼国及び後発開

利及び義務を含む。)に妥当な考慮を払い、並び 全ての権利を考慮し、全ての正当な利益(特 の利益及びニーズに特別の考慮を払って、実施 にこの協定の目的を達成するための開発途上国 海洋技術の移転は、当該海洋技術についての 海洋技術の所有者、提供者及び受領者の権

すい費用の、最新の、環境上適正な及び利用可 約国にとって適切な及び関連性を有するもので の特別の事情を考慮して、開発途上国である締 は、開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国 能な形式によるものとする。 あって、可能な限り、信頼性のある、負担しや

第四十四条 能力の開発及び海洋技術の

は、 ための支援を含めることができるが、これらに 他の資源に係る締約国の能力の創出又は向上の 第四十条に規定する目的の達成を支えるた 技術的な、組織上の及び制度的な資源その 次のような人的な、財務管理上の、科学的 能力の開発及び海洋技術の移転の種類に

実施

開発途上国 (e) (d)

この部の規定に基づいて移転される海洋技術 3 2

移転の種類

(a)

(b)

持のための要員の能力を含む。)の構築及び強 関連する基盤(設備並びにその利用及び維

みの構築及び強化 制度的能力及び国の規制の枠組み又は仕組

び財務管理上の資源に係る能力並びに技術的 訓練並びに海洋技術の移転を通じた人的な及 交流、研究協力、技術的な支援、教育及び

技術的な、 科学的な及び研究開発に関する

段の構築及び強化 管理及び監督のための能力及び技術的手

は、附属書Ⅱに定める。 及び海洋技術の移転の種類に関する更なる細目 この条の規定において特定される能力の開発

るニーズに対応し、及び適応するため、附属書 会の勧告を考慮して、技術の進歩及び技術革新 応じて定期的に検討し、 網羅するものではない。)に関する指針を必要に 転の種類の一覧(例示的なものであって全てを Ⅱに詳細を定める能力の開発及び海洋技術の移 を反映し、並びに国、 締約国会議は、能力開発・海洋技術移転委員 及び提供する。 小地域及び地域の発展す 、評価し、 更に発展さ

この部の規定に従って行われる能力の開発及

限定されない。 関連するデータ、 情報、

可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国

の共有及び利用 知見及び研究成果

社会の自由意思による情報に基づく事前の同 て、当該先住民及び適当な場合には当該地域 の関連する伝統的な知識に関するものであっ 意によるものを含む。 情報の普及及び啓発(先住民及び地域社会

な専門知識の構築及び強化

手引、指針及び規格の作成及び共有

(h) この協定の対象となる活動の効果的な監

第四十五条 監視及び検討

検討される。 び海洋技術の移転は、 定期的に監視され、 及び

八

規定する監視及び検討を行う 議の権限の下で、 能力開発・海洋技術移転委員会は、 次のことを目的として、 締約国会 1 に

ニーズ及び優先度を評価し、及び検討するこ 術の移転に関する開発途上国である締約国の 特別の考慮を払って、 る島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情に ある締約国の特別の要請並びに開発途上にあ 第四十二条4の規定に従い、 能力の開発及び海洋技 開発途上国で

隔たりを検討すること。 に関連する評価されたニーズを満たす上での 援並びに開発途上国である締約国のこの協定 必要とされ、 提供され、 及び動員された支

(c) 第五十二条の規定に基づいて設置される資 のものを含む。)を特定し、 するためのもの(ニーズの評価の実施のため 開発及び海洋技術の移転を推進し、及び実施 金供与の制度に基づく資金であって、 及び動員するこ 能力の

果、進捗状況及び実効性並びに成功及び課題 く能力の開発及び海洋技術の移転の結果、 し、及び結果に基づく分析(この協定に基づ に関するものを含む。)を検討すること。 合意された指標に基づいて実施状況を測定 成

及び海洋技術の移転をいかなる方法で一層強 化することを可能とするために、能力の開発 発途上国である締約国がこの協定の実施を強 後発開発途上国の特別の事情を考慮して、開 を達成するため、開発途上にある島嶼国及び む。)を行うこと。 化することができるかについての勧告を含 事後の活動のための勧告(この協定の目的

3 監視及び検討を支援するに当たり、 締約国は、能力の開発及び海洋技術の移転の 能力開発・

場合には、地域的及び小地域的な機関からの能 会議が決定する様式及び間隔で提出すべきであ 報告書は、同委員会の勧告を考慮して、 用及び時間についての要件に関するものを含 化されたものであって重いものでないもの(費 のとすべきである。締約国会議は、特に開発途 技術の移転に関する意見は、公に利用可能なも 及び小地域的な機関からの能力の開発及び海洋 慮する。締約国が提出した報告書並びに地域的 力の開発及び海洋技術の移転に関する意見を考 「国である締約国にとって、報告の義務が簡素)とすることを確保する。 締約国は、報告書の提出に当たり、 適当な 締約国

第四十六条 能力開発・海洋技術移転委

会を設置する。 この協定により能力開発・海洋技術移転委員

1

2 ダーの均衡及び衡平な地理的配分を考慮し、並 のための付託事項及び方法は、締約国会議がそ が選出するもので構成される。同委員会の運営 る委員であって、締約国が指名し、締約国会議 遂行するための適当な資格及び専門知識を有す この協定の最善の利益のために客観的に職務を らの委員が代表することについて定めた上で、 上にある島嶼国及び内陸国である開発途上国か びに同委員会において後発開発途上国、開発途 能力開発・海洋技術移転委員会は、ジェン >第一回会合において決定する。 5

3 報告書及び勧告について措置をとる。 及び勧告を検討し、並びに適当なときは、 び勧告を提出する。締約国会議は、当該報告書 能力開発・海洋技術移転委員会は、報告書及 当該

第六部 制度的な措置

第四十七条 締約国会議

この協定により締約国会議を設置する。

2 締約国会議の第一回会合は、 国際連合事務総

海洋技術移転委員会に報告書を提出する。 当該 3 4 る。 長がこの協定の効力発生の後一年以内に招集す

の場合において開催することができる。 国会議の特別会合は、手続規則に従い、その他 国会議が決定する一定の間隔で開催する。 締約国会議は、通常、事務局の所在地又は国 その後は、締約国会議の通常会合は、

際連合本部において会合する。

利用に関する法的拘束力のある国際的な文書に 基づくいずれの国の管轄にも属さない区域にお ついての政府間会議の手続規則が適用される。 ける海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な 間については、海洋法に関する国際連合条約に よって採択する。手続規則が採択されるまでの の手続規則及び財政規則をコンセンサス方式に 会議が新たな補助機関を設置する場合には、そ によって採択するものとし、その後は、締約国 の予算を規律する財政規則をコンセンサス方式 約国会議の予算並びに事務局及び当該補助機関 約国会議及びその補助機関の手続規則並びに締 締約国会議は、その第一回会合において、

するものとし、手続問題についての決定は、出 採択する。 席しかつ投票する締約国の過半数による議決で 締約国の三分の二以上の多数による議決で採択 国会議の決定及び勧告は、出席しかつ投票する が払われた場合には、実質問題についての締約 か、コンセンサスに達するためのあらゆる努力 う。この協定に別段の定めがある場合を除くほ 方式によって採択するためにあらゆる努力を払 締約国会議は、決定及び勧告をコンセンサス

6 ことを行う。 締約国会議は、この協定の実施を常に検討 及び評価し、 並びにこの目的のために次の

採択すること。 この協定の実施に関連する決定及び勧告を

の交換を検討し、 この協定の実施に関連する締約国間の情報 及び促進すること。

。締約 締約 締 (c)

められる補助機関を設置すること。

定する会計期間に関する予算を採択するこ 約国会議が決定する頻度で、締約国会議が決 約国の四分の三以上の多数による議決で、締 が払われた場合には、出席しかつ投票する締 コンセンサスに達するためのあらゆる努力

遂行すること。 の実施のために必要とされるその他の任務を この協定において特定され、又はこの協定

らない。要請には、勧告的意見が求められてい 項又は大陸若しくは島の領土に対する主権その 的な若しくは分野別の機関の権限の範囲内の事 とができる。他の世界的な、地域的な、小地域 国際海洋法裁判所に要請することを決定するこ する法律問題について勧告的意見を与えるよう を要する事項として取り扱われるよう要請する 議は、勧告的意見の付与について、緊急に処理 る法律問題の範囲を示すものとする。締約国会 る事項については、勧告的意見を要請してはな 域としての法的地位についての検討が必要とな 紛争若しくはある区域の国の管轄の下にある区 他の権利若しくはこれらに対する主張に関する いて提出された提案のこの協定との適合性に関

ること(適当な手続を定めることによるもの 調並びにそれらの間の協力及び協調を促進す 小地域的な及び分野別の機関との協力及び協 枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、 とを目的として、関連する法的文書及び法的 利用に向けた取組の間の整合性を促進するこ る海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な いずれの国の管轄にも属さない区域におけ

この協定の実施を支援するために必要と認

2

締約国会議は、その権限の範囲内の事項につ

施を強化する方法を提案する。 洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に 以内に、その後は締約国会議が決定する間隔 いずれの国の管轄にも属さない区域における海 層適切に取り組むため、この協定の規定の実 及び検討するものとし、必要な場合には、 この協定の規定の妥当性及び有効性を評価

第四十八条 透明性

意思決定過程その他の活動において透明性を促 締約国会議は、この協定に基づいて行われる

会合は、締約国会議が別段の決定を行う場合を 公的な記録を公表し、及び保持する。 除くほか、手続規則に従って参加するオブザー バーに開放される。締約国会議は、その決定の 全ての締約国会議の会合及びその補助機関の

る。 規定に従い、情報を公に周知すること並びに関 含め、この協定の実施における透明性を促進す 者との協議を促進することを通じて行う場合を 関連する利害関係者の参加並びに当該利害関係 住民及び地域社会、科学界、市民社会その他の 野別の機関、関連する伝統的な知識を有する先 連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分 締約国会議は、適当な場合には、この協定の

手続規則は、また、 について定めるものとし、これらの会合への参 約国会議の手続規則は、そのような参加の方法 して参加することを要請することができる。締 会合及びその補助機関の会合にオブザーバーと 事項に利害関係を有するものは、締約国会議の 関係者の代表者であって、締約国会議に関する 社会、科学界、市民社会その他の関連する利害 関連する伝統的な知識を有する先住民及び地域 加に関して不当に制限的であってはならない。 この協定の非締約国並びに関連する世界的 地域的な、小地域的な及び分野別の機関、 当該代表者が全ての関連す

令和七年五月二十三日 参議院会議録第二十一号 可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続

締約国会議は、この協定の効力発生から五年

回会合において決定する。

令和七年五月二十三日

参議院会議録第二十一号

を定めるものとする る情報に適時にアクセスすることができること

この協定により科学技術機関を設置する。 第四十九条 科学技術機関

- 2 門知識を含む。)の必要性、ジェンダーの均衡及 の任務の期間を含む。)は、締約国会議がその第 専門家の資格で、及びこの協定の最善の利益の び地理的に衡平に代表されることを考慮して、 び地域社会の関連する伝統的な知識に関する専 る科学的及び技術的な専門知識並びに先住民及 するもので構成される。科学技術機関の運営の であって、締約国が指名し、締約国会議が選出 ために職務を遂行する適当な資格を有する委員 ための付託事項及び方法(選出の手続及び委員 科学技術機関は、学際的な専門知識 (関連す
- 3 とすることができる 他の科学者及び専門家からの適当な助言を参考 地域的な、小地域的な及び分野別の機関並びに 文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、 科学技術機関は、必要に応じ、関連する法的

官

4 並びにその活動について締約国会議に報告す 締約国会議が決定するその他の任務を遂行し、 の下で、2に規定する学際的な専門知識を考慮 科学技術機関は、締約国会議の権限及び指導 い、この協定に基づいて与えられる任務及び 締約国会議に科学的及び技術的な助言を

うこと。

第五十条

- 1 含む。)をとる。 の遂行のための措置(事務局の所在地の決定を 議は、その第一回会合において、事務局の任務 この協定により事務局を設置する。締約国会
- 2 海洋法課を通じて、 始するまでの間、 仕務を遂行する 国際連合事務総長は、事務局がその任務を開 国際連合事務局法務部海事・ この協定に基づく事務局の 2

- 3 務の遂行に必要な特権及び免除を与えられる。 とができる。事務局は、 て法的能力を享有し、並びに接受国からその任 事務局及び接受国は、 事務局は、次のことを行う
- 協定の実施のための運営上の及び事務的な支 援を提供すること。 締約国会議及びその補助機関に対し、この
- 他の機関の会合を準備し、並びにこれらの会 て、又は締約国会議によって設置されるその 合のための役務を提供すること。 この協定の実施に関する情報を適時に送付
- 的のため、及びその任務を効果的に遂行する ために必要な運営上及び契約上の取決めを行 に、締約国会議の承認を条件として、その目 事務局との協力及び協調を促進し、並びに特 及び分野別の機関に送付することを含む。)。 に関連する世界的な、地域的な、小地域的な 並びに関連する法的文書及び法的枠組み並び なものとし、並びに当該決定を全ての締約国 適当な場合には、他の関連する国際機関の
- 提出すること。 書を作成し、及び当該報告書を締約国会議に この協定に基づく任務の遂行に関する報告
- 締約国会議が決定し、又はこの協定に基づい て与えられるその他の任務を遂行すること。 この協定の実施に係る支援を提供し、 第五十一条 情報交換の仕組み 及び
- 1 この協定により情報交換の仕組みを設置す
- 情報交換の仕組みの具体的な運用方法は、 かれたプラットフォームによって構成される。 国会議が決定する。 情報交換の仕組みは、主としてアクセスが開 締約

- 接受国の領域内におい 本部協定を締結するこ 3 (a)
- 締約国会議の会合及びこの協定に基づい
- すること(締約国会議の決定を公に利用可能
- (b)
- クセスを容易にすること。 並びに関連するノウハウ及び専門知識へのア 体を含む。)とを結び付けることを容易にし、 援及び海洋技術の移転を行う者(海洋技術の
- ラットフォームとの連携を促進すること ための公に利用可能な民間及び非政府のプ 供し、並びに可能な場合には、情報の交換の 的な知識に関するものを含む。)との連結を提 ベース(先住民及び地域社会の関連する伝統 に他のジーンバンク、保管場所及びデータ な、国の及び分野別の情報交換の仕組み並び

情報交換の仕組みは、次のことを行う。 締約国がこの協定の規定に基づいて行われ

可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国

- 役割を果たすこと。当該情報には、 該情報を提供し、及び周知することを可能と る活動に関する情報にアクセスし、並びに当 に関するものを含める。 するための単一のプラットフォームとしての 次の事項
- 属さない区域の海洋遺伝資源

第二部に規定するいずれの国の管轄にも

(ii)む。)の設定及び実施 区域に基づく管理手段(海洋保護区を含

環境影響評価

(iv)

- アクセスの機会並びに資金の利用可能性を 可能性に関する情報、海洋技術への容易な 要請並びにそれらに関する機会(研究協力 技術的な情報及びデータの情報源及び利用 及び訓練の機会、海洋技術の移転のための 能力の開発及び海洋技術の移転に関する
- 心を有する政府機関、非政府機関及び民間団 移転において提供者として参加することに関 能力の開発に関するニーズと利用可能な支
- 世界的な情報交換の仕組みの下で地域的及 関連する世界的な、地域的な、小地域的

び小地域的な情報交換の機関を基礎とするこ

__ O

- 進することによるものを含む。)。 の多様性の保全及び持続可能な利用に関連す の管轄にも属さない区域における海洋の生物 の関連する利害関係者との間で、 る環境の基本的なデータ及び情報の共有を促 透明性の強化を促進すること(締約国と他 いずれの国
- な協力及び協調を含む。)を促進すること。 国際的な協力及び協調(科学的及び技術的
- いて与えられるその他の任務を遂行するこ 締約国会議が決定し、又はこの協定に基づ
- のではない。 農業機関を含む。)との協力の可能性を妨げるも 国際海底機構、国際海事機関及び国際連合食糧 連合教育科学文化機関の政府間海洋学委員会、 地域的な、小地域的な及び分野別の機関(国際 文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、 だし、締約国会議が決定する他の関連する法的 情報交換の仕組みは、事務局が管理する。た
- 5 画を提供するための活動に関するものを含め 報には、これらの締約国の国内において及びこ う、当該仕組みへのアクセスを容易にする。 又は事務的な負担なく利用することができるよ にある島嶼国である締約国の特別の事情を十分 途上国である締約国の特別の要請及び開発途上 れらの締約国と共に情報の共有、啓発及び普及 に認識し、並びにこれらの締約国が不当な障害 情報交換の仕組みの管理に当たっては、 並びにこれらの締約国に具体的な計 情
- ŧ ばならない。この協定に基づくいかなる規定 及び当該情報に対する権利は、尊重されなけれ この協定に基づいて提供される情報の秘密性 締約国の国内法令又は他の適用可能な法令

び小地域的な情報交換の仕組みを設ける場合

において、

適当なときは、

世界的、

地域的及

第七部 資金及び資金供与の制度 求するものと解してはならない。

第五十二条 資金供与の制度

1 締約国は、その能力の範囲内で、自国の政策、優先度及び計画を考慮して、この協定の目のを達成するための活動に関する資金を提供する。

- 国の分担金によって賄われる。 2 この協定に基づいて設置される機関は、締約
- 3 この協定により、この協定に基づく十分な、利用可能な、新規の及び追加的な並びに予測可能な資金の供与のための制度を設置する。資金供与の制度は、この協定の実施に当たり、開発途上国である締約国を支援し(能力の開発及び海洋技術の移転を支援するための資金供与を通じて行うことを含む。)、並びに海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用のためにこの条に規定するその他の任務を遂行する。
- 基金であって、開発途上国である締約国(特)の一緒約国会議によって設置される任意の信託4 資金供与の制度には、次のものを含める。
- (3) 締約国会議によって設置される任意の信託基金であって、開発途上国、内陸国である開発途上に、後発開発途上にある島嶼国)の代表者がこっの協定に基づいて設置される機関の会合に参の協定に基づいて設置される機関の会話によって設置される任意の信託
- (b) 次のいずれかの資金源により支弁する特別
- (i) 第十四条7の規定に基づく支払
- 追加的な拠出金
 ことを希望する締約国及び民間団体からの
 ことを希望する締約国及び民間団体からの
 能な利用を支援するための資金を提供する
 能な利用を支援するための資金を提供する
- (c) 地球環境基金の信託基金
- 5 締約国会議は、いずれの国の管轄にも属さな

る。

- ができる。
 ができる。
 かい区域における海洋の生物の多様性の修復及びお続可能な利用を支援するための性の保全及び持続可能な利用を支援するための性の保全及び持続可能な利用を支援するため、生態学的な復元のための資金を供与するため、生態学的な復元のための資金を供与するため、い区域における海洋の生物の多様性の修復及びい区域における海洋の生物の多様性の修復及びい区域における海洋の生物の多様性の修復及びい区域における海洋の生物の多様性の修復及びい区域における海洋の生物の多様性の修復及びい区域における海洋の生物の
- の目的のために使用する。特別基金及び地球環境基金の信託基金は、次
- で。)に対する資金供与 が。)に対する資金供与 で、)に対する資金供与 で、)に対する資金供与 で、)に対する資金供与 で、)に対する資金供与 で、)に対する資金供与
- 締約国に対する支援。この協定の実施における開発途上国である
- 係る計画に対する支援び地域社会による保全及び持続可能な利用にび地域社会による保全及び持続可能な利用に
- 議に対する支援国、小地域及び地域の段階における公の協

締約国会議が決定するその他の活動の実施

- るよう努めるべきである。 資金供与の制度については、当該制度の枠内での資金の利用において、重複を避けること並での資金の利用において、重複を避けること並に対する資金供与

- 10 締約国会議及び地球環境基金は、締約国会議

する。

のニーズ及び特別の要請を検討することを奨励

- 2 この協定に基づく資金へのアクセスのための資格は、ニーズに基づき開発途上国である締約国に開かれたものとする。特別基金に基づく資国に開かれたものとする。特別基金に基づく資国に開かる。特別ある開発途上国、内陸国である開発途上国、地理的不利国、開発途上にあるニーズを考慮し、並びに開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を考慮して、衡平な配分基準に基づい別の事情を考慮して、衡平な配分基準に基づい別の事情を考慮して、の大めの大きなでは、そのような開発途上のあるにより、資金に効率的にアクセスすることを確により、資金に効率的にアクセスすることを確により、資金に対率的にアクセスすることを確により、資金に対率的にアクセスすることを確にすることを目的とする。
- な利用のための適当な資金及び技術支援の割当おける海洋の生物の多様性の保全及び持続可能に対し、いずれの国の管轄にも属さない区域に13 締約国は、能力的な制約に照らし、国際機関

- 提供 先的待遇を与え、並びにこれらの締約国の個別ス及 発途上国及び開発途上にある島嶼国)に対し優の特別の事情を考慮して、開発途上国である開発途上国である開発途上国及び後発開発途上国である開
- 14 について検討する。 この条に定める検討事項に加え、 も情報を収集し、及び報告する。 する他の制度及び枠組みに基づく資金について 協定の目的の達成のために直接又は間接に貢献 し、及び勧告を行う。同委員会は、また、この づく資金の特定及び動員について定期的に報告 が決定する。同委員会は、資金供与の制度に基 運営のための付託事項及び方法は、締約国会議 門知識を有する委員で構成される。同委員会の 平な地理的配分を考慮して、適当な資格及び専 置する。同委員会は、ジェンダーの均衡及び衡 締約国会議は、資金に関する財政委員会を設 特に次の事項 同委員会は、
- コーズの評価 ニーズの評価 コーズの評価
- 資金の利用可能性及び適時の支払
- 管理の過程の透明性

 「資金の調達及び配分に関する意思決定及び
- 発途上国である締約国の説明責任 の 登金の合意された利用に関する受領側の開
- 15 締約国会議は、資金に関する財政委員会の報告とる。
- 資金供与の制度について定期的な検討を行う。性、有効性及び利用可能性を評価するために、怖の移転を実施するための資金を含む。)の妥当締約国にとっての資金(能力の開発及び海洋技

令和七年五月二十三日 参議院会議録第二十一号 可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続

第八部 実施及び遵守 令和七年五月二十三日

当な場合には、 の措置をとる。 締約国は、この協定の実施を確保するため、 必要な立法上、行政上又は政策上 適

第五十四条 履行状況の監視

自国がとった措置につき、締約国会議が決定する 状況を監視し、並びにこの協定を実施するために 形式及び間隔で、締約国会議に報告する。 締約国は、この協定に基づく自国の義務の履行 第五十五条 実施・遵守委員会

透明性のある、敵対的でない及び懲罰的でない る。同委員会は、促進的な性格を有し、並びに 万法によって機能する この協定の規定の実施を促進し、 この協定により実施・遵守委員会を設置す 並びにこの協定の規定の遵守を促進するた 及び検討

2 するもので構成される。 であって、締約国が指名し、 払った上で、適当な資格及び経験を有する委員 2理的に衡平に代表されることに妥当な考慮を 実施・遵守委員会は、ジェンダーの均衡及び 締約国会議が選出

3 した上で、適当な場合には、勧告を行う。 対し、定期的に報告し、及び各国の事情を認識 事項を検討するものとし、並びに締約国会議に び組織的な段階における実施及び遵守に関する 従って運営される。同委員会は、特に個別の及 回会合において採択する方法及び手続規則に 実施・遵守委員会は、締約国会議がその第一 2

4 並びに関連する世界的な、地域的な、 される機関、関連する法的文書及び法的枠組み な及び分野別の機関からの適当な情報を参考と 実施・遵守委員会は、その活動の過程におい ることができる。 必要な場合には、この協定に基づいて設置 小地域的

第九部 紛争の解決

締約国は、紛争を防止するために協力する。 第五十六条 紛争の防止

> 第五十七条 平和的手段によって紛争を

争を交渉、審査、 解決する義務を負う 該締約国が選択するその他の平和的手段によって 締約国は、 地域的機関若しくは地域的取極の利用又は当 この協定の解釈又は適用に関する紛 仲介、 調停、仲裁、 司法的解

第五十八条 締約国が選択する平和的手 段による紛争の解決

とにつき当該締約国がいつでも合意する権利を害 するものではない。 締約国が選択する平和的手段によって解決するこ 適用に関するこの協定の締約国の間の紛争を当該 この部のいかなる規定も、この協定の解釈又は

5

ができる。その宣言には、同条の規定が適用さ 受け入れないことを書面によって宣言すること 条約第二百九十八条に定める種類の紛争のうち

なく、この部の規定に基づく紛争解決のため、

二節に定める手続のうち一又は二以上の手続を

一又は二以上の紛争について、条約第十五部第

の規定に従って生ずる義務に影響を及ぼすこと 定に加入する時に又はその後いつでも、この部

ことができる。当該専門家委員会は、当該関係締 約国と協議し、及び次条に定める紛争解決のため 置する特別の専門家委員会に当該紛争を付託する の拘束力のある手続によることなく当該紛争を速 合には、関係締約国は、当該関係締約国の間で設 かに解決するよう努める。 紛争が技術的な性質を有する事項に関係する場 第五十九条 技術的な性質を有する紛争

第六十条 紛争解決手続

従って解決する。 約第十五部に定める紛争解決のための規定に この協定の解釈又は適用に関する紛争は、 条

いものが関係する紛争の解決については、条約

この協定の締約国であって条約の当事国でな

3 この協定に署名し、この協定を批准し、 受け入れた手続は、この部に定める紛争解決に する時に又はその後いつでも、 ついて適用する。ただし、そのような締約国が あるものが条約第二百八十七条の規定に従って の規定をこの協定の規定とみなすものとする。 第十五部及び条約附属書Vから同附属書皿まで この協定の締約国であって条約の当事国でも 若しくは受諾し、若しくはこの協定に加入 この部に定める 承認

を受け入れた場合は、この限りでない。

行った宣言は、この部に定める紛争解決につい 行った場合は、この限りでない。 決のために同条の規定に従って異なる宣言を しくは受諾し、若しくはこの協定に加入する時 協定に署名し、この協定を批准し、承認し、若 て適用する。ただし、そのような締約国がこの あるものが条約第二百九十八条の規定に従って に又はその後いつでも、この部に定める紛争解 この協定の締約国であって条約の当事国

条約の当事国でないものは、この協定に署名 以上の手段を自由に選択することができる。 うことにより、この協定の解釈又は適用に関す 後いつでも、寄託者に対し書面による宣言を行 る紛争の解決のための次の手段のうち一又は し、若しくはこの協定に加入する時に又はその し、この協定を批准し、承認し、若しくは受諾 2の規定に従い、この協定の締約国であって

国際海洋法裁判所

国際司法裁判所

類の紛争のための特別仲裁裁判所 条約附属書皿に規定する一又は二以上の種 条約附属書皿に規定する仲裁裁判所

6 きる。紛争当事者が紛争の解決のために同 することができる。5の規定に従って行われた り、条約附属書Ⅲの規定に基づく仲裁にのみ付 ついては、紛争当事者が別段の合意をしない限 手続を受け入れていない場合には、当該紛争に をしない限り、当該手続にのみ付することがで 当該紛争については、紛争当事者が別段の合意 ために同一の手続を受け入れている場合には、 ものとみなされる。紛争当事者が紛争の解決の ては、50に規定する選択肢を受け入れている いもののうち宣言を行っていない締約国につい 宣言には、条約第二百八十七条6から8までの この協定の締約国であって条約の当事国でな <u>ー</u>の

10

紛争解決のために同条の規定に従って他の手続

規定が適用される。

いものは、この協定に署名し、

この協定の締約国であって条約の当事国

し、承認し、若しくは受諾し、

若しくはこの協 この協定を批准

8 この条の規定は、関連する法的文書若しくは れる。 的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の 当該法的枠組みの解釈又は適用に関して同意し 機関の構成国として締約国が当該法的文書及び 法的枠組みの参加国として、又は関連する世界 た紛争解決手続に影響を及ぼすものではない。

9 らない。 る裁判所の管轄権を制限するものと解してはな いかなる規定も、条約第十五部第二節に規定す るものと解してはならない。ただし、この9の に関する紛争について、裁判所に管轄権を与え 主権その他の権利若しくはこれらに対する主張 協定の締約国の大陸若しくは島の領土に対する ての検討が必要となる紛争について、又はこの の検討に関係し、若しくは当該法的地位につい 管轄の下にある区域としての法的地位について この協定のいかなる規定も、ある区域の国の

ならないことが確認される。 む。)を行い、又は否定するための根拠としては 張(これらに関連する紛争に関するものを含 対する主権、主権的権利又は管轄権に対する主 この協定のいかなる規定も、陸域又は海域に

紛争がこの部の規定に従って解決されるまでの 第六十一条 暫定的な枠組み

な枠組みを設けるためにあらゆる努力を払う。 紛争当事者は、実際的な性質を有する暫定的 第十部 この協定の非締約国 第六十二条 この協定の非締約国

する法令を制定するよう奨励する 定の締約国となり、かつ、この協定の規定に適合 締約国は、この協定の非締約国に対し、この協

1

る権利を権利の濫用とならないように行使する。 行するものとし、また、この協定により認められ 締約国は、この協定により負う義務を誠実に履 第十一部 第六十三条 信義誠実及び権利の濫用 信義誠実及び権利の濫用

第十二部 第六十四条 投票権 最終規定

除くほか、一の票を有する。 この協定の各締約国は、2に規定する場合を

2 ならない。その逆の場合も、同様とする。 票権を行使する場合には、投票権を行使しては 済統合のための機関は、その構成国が自国の投 同数の票を投ずる権利を行使する。地域的な経 ための機関は、その権限の範囲内の事項につい て、この協定の締約国であるその構成国の数と この協定の締約国である地域的な経済統合の

合のための機関による署名のために開放してお 連合本部において、全ての国及び地域的な経済統 二十五年九月二十日までニューヨークにある国際 この協定は、二千二十三年九月二十日から二千

第六十五条 署名

際連合事務総長に寄託する。 おく。批准書、承認書、受諾書及び加入書は、 済統合のための機関による加入のために開放して ための期間の終了の日の後は、国及び地域的な経 ければならない。この協定は、この協定の署名の 機関により批准され、承認され、又は受諾されな この協定は、国及び地域的な経済統合のための 第六十六条 批准、承認、受諾及び加入 玉 3

> 第六十七条 この協定が規律する事項に 関する地域的な経済統合の

ための機関及びその構成国

関及びその構成国は、この協定に基づく権利を 的な経済統合のための機関であってその一又は ための機関であってそのいずれの構成国も締約 同時に行使することができない。 合において、当該地域的な経済統合のための機 履行につきそれぞれの責任を決定する。この場 関及びその構成国は、この協定に基づく義務の については、当該地域的な経済統合のための機 ての義務を負う。この協定の締約国となる地域 国となっていないものは、この協定に基づく全 二以上の構成国がこの協定の締約国であるもの この協定の締約国となる地域的な経済統合の

2 が規律する事項に関する自己の権限の範囲をそ に通報し、寄託者は、これを締約国に通報す また、その権限の範囲に関連する変更を寄託者 宣言する。地域的な経済統合のための機関は、 の批准書、承認書、受諾書又は加入書において 地域的な経済統合のための機関は、この協定

第六十八条 効力発生

1 効力を生ずる。 諾書又は加入書が寄託された日の後百二十日で この協定は、六十番目の批准書、 承認書、 受

2 される文書は、1及び2の規定の適用上、当該 の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。 して、その批准書、承認書、受諾書又は加入書 は、この協定は、1の規定に従うことを条件と 国又は地域的な経済統合のための機関について し、若しくは受諾し、又はこの協定に加入する 書が寄託された後にこの協定を批准し、 六十番目の批准書、承認書、受諾書又は加入 地域的な経済統合のための機関によって寄託 承認

2

をこの協定の規定に調和させることを目的とし 受諾又はこの協定への加入の際に、特にその法令 の機関が、この協定の署名、批准、承認若しくは 前条の規定は、国又は地域的な経済統合のため

地域的な経済統合のための機関に対するこの協定 力を排除し、又は変更することを意味しない の規定の適用において、この協定の規定の法的効 かんを問わない。)を行うことを排除しない。ただ し、当該宣言又は声明は、これらを行った国又は て、宣言又は声明(用いられる文言及び名称のい 第七十二条 改正

する。当該通報の送付の日から六箇月以内に締 る。事務局は、 より、この協定の改正を提案することができ 締約国は、事務局に宛てた書面による通報に 当該通報を全ての締約国に送付

て寄託されたものに追加して数えては にならな

第六十九条 暫定的な適用

2

定の改正は、寄託者が全ての締約国に対し批

承認又は受諾のために送付する。

第四十七条の規定に従って採択されたこの協

を行った場合には、締約国会議の次回の会合に 約国の二分の一以上がその要請に好意的な回答

おいて提案された改正について審議する。

うな暫定的な適用は、寄託者が当該通告を受領 よって暫定的に適用することができる。そのよ 意した国又は地域的な経済統合のための機関に 対する書面による通告により暫定的な適用に同 受諾書若しくは加入書の寄託の時に、寄託者に した日から有効となる。 この協定は、署名の時又は批准書、 承認書、

3

けるこの協定の締約国の三分の二による批准

この協定の改正は、当該改正の採択の時にお

に、当該改正を批准し、承認し、又は受諾した

承認書又は受諾書の寄託の後三十日目の日

ための機関が暫定的な適用を終了させる意思を じた時又は当該国若しくは地域的な経済統合の 域的な経済統合のための機関について効力を生 暫定的な適用は、この協定が当該国若しくは地 寄託者に対して書面により通告した時に終了す 国又は地域的な経済統合のための機関による

ることも、また、除外を設けることもできない。 的に認められている場合を除くほか、留保を付す この協定については、他の条の規定により明示 第七十条 留保及び除外

後三十日目の日に効力を生ずる。

改正については、当該改正を採択する際に、

正は、その批准書、承認書又は受諾書の寄託の は受諾書を寄託する締約国については、当該改 が寄託された後に当該改正の批准書、承認書又 とされる数の改正の批准書、承認書又は受諾書 締約国について効力を生ずる。その後は、必要

少ない数又は多い数の批准、承認又は受諾を必 その効力発生のためにこの条に定める数よりも

第七十一条 宣言及び声明

5 地域的な経済統合のための機関の構成国によっ 要とすることを定めることができる。 て寄託されたものに追加して数えてはならな される文書は、3及び4の規定の適用上、 地域的な経済統合のための機関によって寄託

当該

6 ための機関は、別段の意思を表明しない限り、 協定の締約国となる国又は地域的な経済統合の 3の規定により改正が効力を生じた後にこの

(a) 改正されたこの協定の締約国とされ 当該改正によって拘束されない締約国との か

第七十三条

の締約国とされる。

関係においては、改正されていないこの協定

ることができるものとし、 よる通告を行うことによってこの協定を廃棄す 締約国は、国際連合事務総長に宛てた書面に また、その理由を示

参議院会議録第二十一号 可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続

地域的な経済統合のための機関の構成国によっ

令和七年五月二十三日

可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国

を生ずる。 ほか、その通告が受領された日の後一年で効力 の効力に影響を及ぼすものではない。廃棄は、 すことができる。理由を示さないことは、 一層遅い日が通告に明記されている場合を除く 廃棄

2 すものではない ものを締約国が履行する責務に何ら影響を及ぼ 基づく義務であってこの協定に具現されている 廃棄は、この協定との関係を離れた国際法に

第七十四条 附属書

2 る附属書を含めていうものとする。 のとし、また、別段の明示の定めがない限り、 でのいずれかの部を指していうときは、 「この協定」といい、又は第一部から第十二部ま この協定の改正に関する第七十二条の規定 附属書は、この協定の不可分の一部を成すも 関連す

3 することができる。締約国会議は、附属書を改 効力発生についても適用する。 次の規定を適用する。 わらず、この協定の附属書の改正に関しては、 正することができる。第七十二条の規定にかか 審議のために、この協定の附属書の改正を提案 締約国は、締約国会議の次回の会合における

正案に係る回答を全ての締約国に送付する。 と協議を行い、及び会合の三十日前までに改 る。事務局は、 した場合には、当該改正案を締約国に送付す 事務局に通報する。事務局は、改正案を受領 改正案は、会合の少なくとも百五十日前に 必要に応じ関連する補助機関

感受性

壊れやすさ

生物の多様性及び生産力

(b) 限りでない。 の終了の後百八十日で、全ての締約国につい て異議を申し立てた締約国については、 て効力を生ずる。ただし、4の規定に基づい 会合において採択された改正は、当該会合

間の期間内に寄託者への書面による通告を行う いずれの締約国も、3向に規定する百八十日

> ことができるものとし、この場合において、当 書面で通告することにより、いつでも撤回する 日目の日に当該締約国について効力を生ずる。 該附属書の改正は、異議を撤回した日の後三十 立てることができる。異議は、寄託者に対して ことにより、附属書の改正について異議を申し 第七十五条 寄託者

務総長とする。 この協定及びその改正の寄託者は、

とする。 ンス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文 この協定は、アラビア語、 中国語、 英語、 フラ

附属書Ⅰ 区域の特定のための例示的な基

唯一の性質

、採択及び

は、この協定の新たな附属書の提案、

希少性

種の生活史における特別な重要性

区域に存在する種の特別な重要性

の生息地にとっての重要性 り、若しくは減少している種又はそれらの種 脅威にさらされており、絶滅のおそれがあ

るものを含む。 脆弱性(気候変動及び海洋の酸性化に対す

代表性

自然のままの度合い

生態学的連結性 区域で生じている重要な生態学的過程

経済的及び社会的要素

文化的要素

境界を越える累積的な影響

(v) (u) (t)(s)

国際連合事

第七十六条 正文

(ii)

のを含む。) 情報の普及及び啓発(次の事項に関するも 研究開発の成果の共有

する海洋に係る活動及び役務 海洋の科学的調査、海洋科学並びに関連

いずれの国の管轄にも属さない区域におい て行われた調査を通じて収集されたもの 環境に関する生物学的な情報であって、

の国の管轄にも属さない区域における海洋 の生物の多様性に影響を及ぼすもの(温暖 海洋のストレスの要因であって、いずれ 海洋の溶存酸素量の減少等の気候変動

区域に基づく管理手段(海洋保護区を含

妥当性及び存続性 低い回復力及び復元力

複製可能性

保存管理措置の存在 再生産の持続可能性

附属書Ⅱ 能力の開発及び海洋技術の移転

できるが、これらに限定されない。 移転に関する取組には、次の事項を含めることが この協定に基づき、能力の開発及び海洋技術の

(a) 利用しやすい様式による関連するデータ、 情報、 む。 知見及び研究の共有(次の事項を含

海洋科学及び海洋技術に関する知見の共

ける海洋の生物の多様性の保全及び持続可 能な利用に関する情報の交換 いずれの国の管轄にも属さない区域にお

(iii) 識を有する者の自由意思による情報に基づ く事前の同意によるもの 関連する伝統的な知識であって、当該知

(iv) の悪影響及び海洋の酸性化を含む。

む。)等の措置

四

環境影響評価

化(例えば、次のようなもの) 関連する基盤(設備を含む。)の構築及び強

 $(ii)\ (i\,)$ 必要な基盤の構築及び設置

水の、地質学的な、生物学的な又は化学的 な標本のためのもの)を含む。)の提供 技術(標本抽出の方法及び設備(例えば、

(iii)

必要な設備の取得 む。)を支援し、及び更に向上させるために 開発能力(データの管理に関する能力を含 並びに環境影響評価の実施に関連する研究 ジタル配列情報に関する活動、区域に基づ く管理手段(海洋保護区を含む。)等の措置 洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデ いずれの国の管轄にも属さない区域の海

(d) みの構築及び強化(次の事項を含む。) 制度的能力及び国の規制の枠組み又は仕組

(i) 仕組み 統治の、政策的な及び法的な枠組み及び

(ii)的な要件を含む。)の策定、実施及び執行に ける関連する規制上の、科学的な及び技術 おける支援 (国の、小地域的な及び地域的な段階にお 国の立法上、行政上又は政策上の措置

支援(データの監視及び報告のための支援 を含む。) この協定の規定の実施のための技術的な

びデータを活用する能力(開発途上国であ 該知識の取得を促進することによるものを するために必要な知識へのアクセス及び当 る締約国の意思決定を行う者に根拠を提供 効果的かつ効率的な政策のために情報及

能力の確立又は強化 関連する国の及び地域的な機関の制度的

- (vii) (vi) 場所を含む。)の設置 国及び地域の科学的施設(データの保管
- 優れた地域的な施設の発展
- (ix)(viii) 協力)の強化 及び地域的な漁業管理のための機関の間の 協力及び南南協力並びに地域的な海洋機関 地域機関の間の協力関係(例えば、南北 技能の向上のための地域的な施設の発展
- (e) うなもの) な専門知識の構築及び強化(例えば、 び財務管理上の資源に係る能力並びに技術的 訓練並びに海洋技術の移転を通じた人的な及 交流、研究協力、技術的な支援、教育及び 次のよ
- することを通じたものを含む。) 力して共同の科学的調査に係る事業を立案 事業及び計画並びに開発途上国の機関と協 の収集、技術的な交流、科学的調査に係る 海洋科学における協調及び協力(データ
- (ii) 次の事項に関する教育及び訓練
- るための基礎及び応用双方の自然科学及 び社会科学 科学及び研究に関する能力を向上させ
- るための技術並びに海洋科学及び海洋技 術の応用 科学及び研究に関する能力を向上させ
- 政策及び統治
- 伝統的な知識の関連性及びその応用

専門家(伝統的な知識に関する専門家を

- 含む。)の交流 人的資源及び技術的な専門知識の構築の
- ための資金供与(次の手段を通じたものを 代表者に対する特定の能力の構築のため 開発途上にある島嶼国である締約国の
- の研修会、訓練計画その他関連する計画 における奨学金又は他の援助の提供 特に開発途上にある島嶼国に対する環

- 専門知識及び資源の提供 境影響評価に関する財政的及び技術的な
- に係る仕組みの確立 訓練された人的資源の間の協力網の形成
- 作成及び共有 手引、指針及び規格(次の事項を含む。)の
- 基準及び参考資料
- 技術規格及び規則
- を共有するための手引及び関連情報の保管 教訓及び最良の慣行に関する知見及び能力 環境影響評価を実施する方法、得られた
- 計画(バイオテクノロジーの研究活動を含 む。)の策定 技術的な、科学的な及び研究開発に関する

審查報告書

求めるの件 る条約(第百五十五号)の締結について承認を 職業上の安全及び健康並びに作業環境に関す

た。よって要領書を添えて報告する。 右は全会一致をもって承認すべきものと議決し 令和七年五月二十二日

外交防衛委員長 滝沢 求

参議院議長 関口 昌一殿

委員会の決定の理由

を促進する見地及び国内における労働災害の一 働における安全衛生に係る規範の国際的な普及 ある。我が国がこの条約を締結することは、労 れぞれにおいてとるべき措置等を定めるもので を規定するとともに、国の段階、企業の段階そ 条約を締結した国が一貫した政策を定めること 上の安全及び健康並びに作業環境についてこの 対する危害を防止することを目的として、職業 この条約は、作業に関連した事故及び健康に

> 層の防止の見地から有意義であると考えられる ので、妥当な措置と認める。

別に費用を要しない。

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関す

よって国会法第八十三条により送付する。 右は本院において承認することを議決した。 令和七年四月二十四日

求めるの件

る条約(第百五十五号)の締結について承認を

衆議院議長 額賀福志郎

3

参議院議長 関口 昌一殿

認を求めるの件 する条約(第百五十五号)の締結について承 職業上の安全及び健康並びに作業環境に関

の承認を求める。 条約(第百五十五号)の締結について、日本国憲法 第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会 職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関 する条約 (第百五十五号)

国際労働機関の総会は、

八十一年六月三日にその第六十七回会期として会 理事会によりジュネーブに招集されて、千九百

び健康並びに作業環境に関する提案の採択を決定 前記の会期の議事日程の第六議題である安全及

とを決定して、 この提案が国際条約の形式をとるべきであるこ

る。)を千九百八十一年六月二十二日に採択する。 職業上の安全及び健康条約と称することができ 次の条約(引用に際しては、千九百八十一年の

第 第 部

適用範囲及び定義

- 1 この条約は、全ての経済活動部門について適
- 2 初期の段階において協議した上で、海上運送 は全部の適用を除外することができる。 特定の経済活動部門についてこの条約の一部又 業、漁業その他の実質的で特殊な問題が生ずる 表的な使用者団体及び労働者団体と可能な限り この条約を批准する加盟国は、関係のある代
- 範な適用のための進展を明示する。 とした部門を、当該除外の理由を付すととも 規定に基づいてこの条約の適用を除外すること 約の適用に関する第一回の報告において、2の 憲章第二十二条の規定に従って提出するこの条 て記載し、また、その後の報告において一層広 えるためにとられる措置についての説明を付し に、除外された部門の労働者に十分な保護を与 この条約を批准する加盟国は、 国際労働機関

- の労働者について適用する。 この条約は、対象となる経済活動部門の全て
- 2 条約の一部又は全部の適用を除外することがで が存在する限られた種類の労働者についてこの 初期の段階において協議した上で、特別の困難 表的な使用者団体及び労働者団体と可能な限り この条約を批准する加盟国は、関係のある代
- 約の適用に関する第一回の報告において、2の を付して記載し、また、その後の報告において とした限られた種類の労働者を当該除外の理由 規定に基づいてこの条約の適用を除外すること 憲章第二十二条の規定に従って提出するこの条 この条約を批准する加盟国は、 層広範な適用のための進展を明示する。 国際労働機関

この条約の適用上

(a) いる全ての部門(公務を含む。)をいう。 「経済活動部門」とは、労働者が雇用されて (b)

令和七年五月二十三日

参議院会議録第二十一号

(b) (c) 被用者を含む。)をいう。 「労働者」とは、全ての被用者(公的機関の 「職場」とは、労働者が作業を理由として所

用者の直接的又は間接的な管理の下にある全 在し、又は行く必要がある場所であって、使 てのものをいう。 「規則」とは、権限のある機関により法的効

(d) 力を与えられた全ての規定をいう。

業中の安全及び衛生に直接関連するものも含 を及ぼす身体的又は精神的な要素であって作 病弱が存在しないことではなく、健康に影響 「健康」とは、作業に関連し、単に疾病又は

第二部 国内政策の原則

1 施し、及び定期的に検討する。 と協議した上で、職業上の安全及び健康並びに 作業環境に関する一貫した国内政策を定め、実 かつ、最も代表的な使用者団体及び労働者団体 加盟国は、国内事情及び国内慣行に照らし、

官

2

1の政策は、作業環境においてその存在が不

対する危害を防止することを目的とする。 は関連し、又は作業中に生ずる事故及び健康に 小限にすることにより、作業に起因し、若しく 可避な危険の原因を合理的に実行可能な限り最

環境に影響を及ぼす場合に限る ない。ただし、職業上の安全及び健康並びに作業 野であって次に掲げるものを考慮しなければなら 前条に規定する政策は、措置に関する主要な分

守験、 な物質及び因子並びに作業工程)の設計、試 機械及び設備、化学的、物理的及び生物学的 作業の物的要素(職場、 取付け、 . 作業環境、器具、 配置、使用及び保

> 業の構成及び作業工程の適合 精神的な能力への機械、設備、作業時間、作 理する者との関係並びに労働者の身体的及び 作業の物的要素と、作業を遂行し、又は管

追加の訓練を含む。)、資格付与及び動機付け の立場で関与する者に対する、訓練(必要な 十分な水準の安全及び健康の達成に何らか

な段階(国の段階を含む。)における連絡及び 作業集団及び企業並びにその他全ての適当

戒処分からの、当該労働者及びその代表の保 の代表が適正にとった行為の結果としての懲 前条に規定する政策に従って労働者及びそ

ければならない。 るこれらの者のそれぞれの職務及び責任を示さな 完的な性格並びに国内事情及び国内慣行を考慮し て、職業上の安全及び健康並びに作業環境に関す 公的機関、使用者、労働者その他の者の責任の補 第四条に規定する政策を定めるに当たっては、

順位を発展させること、並びに結果を評価するこ 題に対処するための効果的な方法及び措置の優先 状況は、主要な問題を特定すること、これらの問 とを目的として、全般的な又は特定の分野に関 職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する 適当な間隔で検討される。

第三部 国の段階における措置

た上で、第四条の規定を実施するために必要な手 段をとる。 ある代表的な使用者団体及び労働者団体と協議し 国内慣行に適合するその他の方法により、関係の 加盟国は、法律若しくは規則又は国内事情及び

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関す

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約(第百五十五号)の締結について承認を求めるの件

確保する。 (a)

(b) 康への危険を考慮する。)

に職業上の事故及び疾病に関する年次統計の 事故及び疾病の届出手続の制定及び適用並び はその他の直接関係する機関による職業上の 使用者又は適当な場合には保険機関若しく

(d) 作業中に又は作業に関連して生ずる職業上 あって重大な事態をもたらすと認められるも の事故、疾病その他の健康に対する危害で

業上の事故、 置及び作業中に又は作業に関連して生ずる職 第四条に規定する政策に従ってとられる措 疾病その他の健康に対する危害

る法律及び規則の執行は、 制度により確保する

適切な制裁を定める。 執行の制度は、法律及び規則の違反に対する

ことを援助するため、これらの者を指導するため の措置をとる。 加盟国は、使用者及び労働者が法的義務に従う

施するため、次の業務が漸進的に行われることを 権限のある機関は、第四条に規定する政策を実

め

国内法及び国内慣行に従って措置をとる。

及び程度により必要とされる場合に限る。) 手続の適用に関する条件の決定(危険の性質 る条件、作業に使用される技術的設備の安全 及ぼす主要な変更及び事業目的の変更に関す 件、事業の開始に関する条件、事業に影響を に関する条件並びに権限のある機関が定める 事業に係る設計、構造及び配置に関する条

の物質又は因子に曝露することに起因する健 子の決定(この場合において、同時に二以上 許可若しくは管理の対象とされる物質及び因 り曝露が禁止され、若しくは制限され、又は 作業工程の決定並びに権限のある機関によ

十分かつ適当な監督

に関する情報の毎年の公表

国内事情及び国内の可能性を考慮した上で

物理的及び生物学的な因子の調査を行う制度 の、労働者の健康への危険に関する化学的、

輸送する者が次のことを行うことを確保するた は物質を設計し、製造し、輸入し、提供し、又は 加盟国は、職業上の用に供される機械、 の導入又は拡大 第十二条

健康に危険を引き起こさないことを確保する 物質が、これを正しく使用する者の安全及び 合理的に実行可能な限り、機械、設備又は

する指針を利用可能なものとすること。 る情報並びに既知の危険を回避する方法に関 生物学的な因子又は製品の危険な特性に関す 設備の危険並びに化学物質並びに物理的及び に物質の正しい使用に関する情報、機械及び 機械及び設備の正しい取付け及び使用並び

定を実施するために必要な科学的及び技術的 な知識に常に精通していること。 研究及び調査を行うこと又は国及び国の規

第十三条

慣行に従い、不当な結果から保護される。 態から自ら退避した労働者は、国内事情及び国内 険が存在すると信ずる合理的な理由のある作業状 自己の生命又は健康に対する急迫した重大な危

満たす方法により、 作業環境に関する内容を含めることを促進するた で、かつ、全ての労働者の訓練に関するニーズを を含む。)において、職業上の安全及び健康並びに めの措置をとる。 〔高等技術教育、高等医学教育及び高等専門教育 加盟国は、国内事情及び国内慣行に適する方法 全ての段階の教育及び訓練

- 1 この部の規定の実施を要請される様々な当局と びに適当な場合にはその他の団体と可能な限り 策の適用のための措置の整合性を確保するた 団体との間における必要な調整を確保するため 初期の段階において協議した上で、第二部及び 加盟国は、第四条に規定する政策及びその政 最も代表的な使用者団体及び労働者団体並 国内事情及び国内慣行に適する措置をと
- 2 央機関の設置を含む。 1に規定する措置には、状況が必要とし、 国内事情及び国内慣行が許す場合には、 中 か

第四部 企業の段階における措置

- 2 1 因子が、健康に対する危険のないものであるこ にある化学的、 保護の措置がとられる場合には、その管理の下 を確保することを要求される。 全かつ健康に対する危険がないものであること 理の下にある職場、機械、設備及び工程が、安 使用者は、合理的に実行可能な限り、適切な 使用者は、合理的に実行可能な限り、その管 物理的及び生物学的な物質及び
- 3 具を提供することを要求される。 行可能な限り防ぐため、適切な保護衣及び保護 健康に対して悪影響を及ぼす危険を合理的に実 とを確保することを要求される。 使用者は、必要な場合には、事故の危険又は

の適用に当たり協力する。 に従事する場合には、これらの企業は、この条約 一以上の企業が同一の職場において同時に業務

をとることを要求される。 に対処するための措置(適切な応急措置を含む。) 使用者は、必要な場合には、非常事態及び事故

第十九条

られなければならない。 企業の段階において、 次の事項に係る措置がと

- すること。 とについて、労働者は、 使用者が自らに課された義務を履行するこ 作業中において協力
- 全及び健康の分野において使用者と協力する 事業場における労働者代表は、職業上の安
- 業上の秘密を漏らさないことを条件として、 場における労働者代表に対して提供されるこ ついて協議することができること。 当該労働者代表を代表する団体と当該情報に と、並びに事業場における労働者代表が、 用者がとる措置に関する十分な情報が、事業 職業上の安全及び健康を確保するために使 商
- 受けること。 職業上の安全及び健康について適当な訓練を 労働者及び事業場における労働者代表は、
- 働者代表及び、場合に応じ、事業場における 企業の外部から技術顧問を招くことができ ること。この目的のため、相互の合意により ことができること及び使用者から協議を受け が、国内法及び国内慣行に従って、調査する 当該労働者又は労働者代表を代表する団体 健康のあらゆる側面について、労働者又は労 労働者の作業に関連する職業上の安全及び

3

重大な危険が引き続き存在する作業状態に戻 働者に対し、生命又は健康に対する急迫した 必要がある場合に是正措置をとるまでは、労 告すること。この場合において、使用者は、 な理由のある状態を直ちに直接の管理者に報 迫した重大な危険が存在すると信ずる合理的 ることを要求することができない。 労働者は、自己の生命又は健康に対する急

第二十条

従ってとられる組織的措置及びその他の措置の基 本的要素を成す。 における協力は、第十六条から前条までの規定に 経営者と労働者又は労働者代表との間の企業内

第二十一条

経費を負担させるものであってはならない。 職業上の安全及び健康に係る措置は、労働者に

第五部 最終規定

この条約は、いかなる国際労働条約及び国際労 第二十二条

働勧告も改正するものではない

第二十三条

事務局長に通知する。 この条約の正式な批准は、登録のため国際労働

第二十四条

- その批准が国際労働事務局長に登録されたもの のみを拘束する。 この条約は、国際労働機関の加盟国であって
- 2 この条約は、二の加盟国による批准が国際労 働事務局長に登録された日の後十二箇月で効力
- 登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。 いずれの加盟国についても、自国による批准が この条約は、この条約が効力を生じた後は、 第二十五条
- 登録のため国際労働事務局長に通知する文書に は、廃棄が登録された日の後一年間は効力を生 よってこの条約を廃棄することができる。廃棄 初に効力を生じた日から十年を経過した後は、 この条約を批准した加盟国は、この条約が最
- 2 この条約を批准した加盟国であって1に規定 する十年の期間が満了した後一年以内にこの条 に定める廃棄の権利を行使しないものは、 十年間拘束を受けるものとし、その後は、 更に 2

に従ってこの条約を廃棄することができる。 の期間が満了するごとに、この条に定める条件 第二十六条

国際労働事務局長は、加盟国から通知を受け

- 2 盟国に通報する。 た全ての批准及び廃棄の登録について全ての加
- の条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を 批准の登録について加盟国に通報する際に、こ 国際労働事務局長は、通知を受けた二番目の

第二十七条

の批准及び廃棄の文書の完全な明細を、登録のた め国際連合事務総長に通知する。 規定に従い、前諸条の規定に従って登録した全て 国際労働事務局長は、国際連合憲章第百二条の

る。 を総会の議事日程に加えることの可否を検討す 用に関する報告を総会に提出するものとし、ま た、この条約の全部又は一部の改正に関する問題 理事会は、必要と認めるときは、この条約の運

第二十九条

- に別段の定めがある場合を除くほか、 たな条約を採択する場合には、その新たな条約 総会がこの条約の全部又は一部を改正する新
- わらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴 ことを条件として、第二十五条の規定にかか は、その新たな改正条約が効力を生じている 加盟国によるその新たな改正条約の批准
- (b) この条約は、その新たな改正条約が効力を 生ずる日に加盟国による批准のための開放を 終了する。
- 引き続き効力を有する。 なる場合にも、その現在の形式及び内容により 正条約を批准していないものについては、いか この条約は、これを批准した加盟国で1の改

ひとしく正文とする。 この条約の英語及びフランス語による本文は

宣言されたその第六十七回会期において、 開催されて千九百八十一年六月二十四日に閉会を 採択した条約の真正な本文である。 以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーブで 正当に

月二十五日に署名した。 以上の証拠として、我々は、千九百八十一年六

総会議長

国際労働事務局長 アリウヌ・ディアーニュ

フランシス・ブランシャール

審査報告書

ついて承認を求めるの件 並びに当直の基準に関する国際条約の締結に 千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明

た。よって要領書を添えて報告する。 右は全会一致をもって承認すべきものと議決し 令和七年五月二十二日

外交防衛委員長 滝沢 求

参議院議長 関口 昌一殿

委員会の決定の理由

の見地から有意義であると考えられるので、妥 命及び財産の安全の確保並びに海洋環境の保護 がこの条約を締結することは、 設定することを目的とするものであり、我が国 練及び資格証明並びに当直に関する国際基準を 力を備えること等を確保するため、漁船員の訓 この条約は、漁船員が任務の遂行に必要な能 海上における人 に促進することを希望し

当な措置と認める。

次のとおり協定した。

別に費用を要しない。

よって国会法第八十三条により送付する。 右は本院において承認することを議決した。 ついて承認を求めるの件 並びに当直の基準に関する国際条約の締結に 千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明

衆議院議長 額賀福志郎 令和七年四月二十四日

関口 昌一殿

参議院議長

結について承認を求めるの件 明並びに当直の基準に関する国際条約の締 千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証

に基づき、国会の承認を求める。 びに当直の基準に関する国際条約の締結につい て、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定 千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並

明並びに当直の基準に関する国際条約 千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証

この条約の締約国は、

全を更に増進すること並びに海洋環境の保護を更 することにより、海上における人命及び財産の安 及び資格証明並びに当直に関する国際基準を設定 八年のSTCW条約」という。)に留意し、 に当直の基準に関する国際条約(以下「千九百七十 合意により漁船に雇い入れられる乗組員の訓練 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並び

によりこの目的を最もよく達成することができる 関する国際条約(以下「この条約」という。)の締結 ことを考慮して 漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に

第一条

一般的義務

「この条約」というときは、 附属書を含めていう 部を成す附属書を実施することを約束する。 締約国は、この条約及びこの条約の不可分の

び適性を備えることを確保するため、この条約 船の乗組員が任務を遂行するのに必要な能力及 並びに海洋環境の保護の見地から、海上航行漁 他の措置をとることを約束する。 の十分かつ完全な実施に必要な法令の制定その 締約国は、海上における人命及び財産の安全

第二条

この条約の適用上、別段の明文の規定がない限

1.2 「主管庁」とは、漁船の旗国である締約国 1.1 力が生じている国をいう。 「締約国」とは、自国についてこの条約の効

政府をいう。

業務を行うことを認めるものをいう。 文書に記載する業務又は国内法令に規定する れる有効な文書であって、受有者に対し当該 の条約の規定に従って発給され、又は承認さ 「証明書」とは、名称のいかんを問わず、 2

を受有していることをいう。 「証明書を与えられた」とは、正当に証明書

1.7 1.6 1.5 採捕するために商業的に使用する船舶をい 「機関」とは、国際海事機関をいう。 「漁船」とは、魚類その他の海洋生物資源を 「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

のものをいう。 水域に近接する水域のみを航行する漁船以外 しくは港湾規則の適用水域若しくはこれらの 域又は外洋の影響から保護されている水域若 「海上航行漁船」とは、漁船のうち、 内陸水

第三条

二八

において業務を行う乗組員に適用する この条約は、締約国を旗国とする海上 航行漁船

第四条 情報の送付

1. この条約を十分かつ完全に実施するために 各締約国は、次の情報を事務局長に送付する。 ところにより発給される証明書の見本を含 とった措置に関する報告(この条約の定める

1. 附属書第一―五規則に規定するその他の情

第五条 他の条約及び解釈

1

間において効力を有するものは、その有効期間 な効力を有する 内は、次のものについて引き続き十分かつ完全 に関する従前の条約及び取極であって締約国の 漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準

この条約が適用されない漁船員

あってこの条約に明文の規定がないもの この条約が適用される漁船員に係る事項で

する場合には、締約国は、これらの条約又は取 触しないことを確保するため、これらの約束に 極に基づく約束とこの条約に基づく義務とが抵 ついて再検討する 1に規定する条約又は取極がこの条約に抵触

3 この条約に明文の規定がない事項について は、 締約国の法令に従うものとする。

第六条 資格証明

明書を与えられる。 漁船員は、この条約の附属書の規定に従って証

第七条 国内法令

関し、当該受有者の能力の欠如、作為又は不作 の受有者による当該証明書に係る任務の遂行に 為であって、海上における人命若しくは財産の 各締約国は、自国が発給した証明書又は裏書

の手順及び手続を設け、並びにそれら能力の欠 作為又は不作為に関する公平な調査を行うため のの報告があったときに、それら能力の欠如、 し、及び取り消すための手順及び手続を設け 止を目的として、当該証明書を撤回し、停止 、作為又は不作為を理由とし、及び不正の防 1

安全又は海洋環境を直接脅かすおそれがあるも

- 約を実施するための国内法令が遵守されていな が正当に証明書を与えた漁船員に関し、この条 い場合における罰又は懲戒処分について定め 各締約国は、自国を旗国とする漁船又は自国
- 3 合について定められ、及び執行される。 2に規定する罰又は懲戒処分は、特に次の場 ない者を従業させた場合 条約によって要求される証明書を受有してい 所有者、所有者の代理人又は船長が、この
- 当な証明書又は臨時業務許可書を受有してい 書の規則によって要求されるものにつき、適 明書を受有している者が遂行することが附属 ない者が遂行することを容認した場合 れかの業務細目又は業務であって、適当な証 船長が、いずれかの職務区分におけるいず 3
- 要求されるものを遂行するために、詐欺に 又は臨時業務許可書を受有している者が遂行 ずれかの業務細目又は業務であって、証明書 よって又は偽造された文書によって雇用を得 し、又は満たすことが附属書の規則によって ある者が、いずれかの職務区分におけるい
- 4 遵守について責任を有している、又は知ってい ると明確な根拠により認められる所有者、所有 の代理人又はその他の者が自国の管轄内に所 締約国は、3に定めるこの条約の明らかな不

当該締約国に通知したときは、当該いずれかの 締約国に対しあらゆる可能な協力を行う。 又はその他の者に対する手続を開始する意思を の管轄下において当該所有者、所有者の代理人 在する場合において、いずれかの締約国が自国

- を与えられ、又は適当な臨時業務許可書を受有 とを要求されている全てのものが、当該証明書 者のうちこの条約により証明書を与えられるこ う監督に服する。監督官は、船上で業務を行う 締約国から正当に権限を与えられた監督官の行 していることを確認する。 漁船は、他の締約国の港にある間、当該他の
- 局長及び主管庁に報告する。 をとる。当該措置に係る事実は、速やかに事務 れるまでの間、漁船を航行させないための措置 険が除去される程度に当該要件の不備が是正さ に対する危険がある場合に限る。) には、当該危 に定める要件の不備が是正されていない場合 (当該要件の不備のために人命、財産又は環境 監督を行う締約国は、附属書第一―四規則3
- 監督を行うに際しては、 次のことを確保す
- 3.1 当に遅延させることのないように、あらゆる を有する。 可能な努力を払う。漁船は、不当に抑留さ は、被った損失及び損害の賠償を受ける権利 れ、又は出航を不当に遅延させられた場合に 漁船を不当に抑留し、又は漁船の出航を不
- 3.2 られる裁量より小さいものであってはならな は、寄港国を旗国とする漁船の乗組員に与え 外国漁船の乗組員の場合に認められる裁量
- 旗国とする漁船よりいかなる有利な取扱いも受 締約国でない国を旗国とする漁船が締約国を

規定を準用する。 けることのないよう、

支援を促進する。 項について技術援助を要請する他の国に対する には国、小地域又は地域を単位として、次の事 と協議し、及び機関の協力を得て、可能な場合 開発途上国の特別の必要性を考慮した上、機関

- 事務職員及び技術職員の訓練
- 1.3 1.2 漁船員訓練機関に対する設備及び施設の供
- 1. 適切な訓練計画(海上航行漁船における実 習訓練を含む。)の開発
- 機関は、適当な場合には、他の国際機関、 法及び措置の採用の促進
- に従って改正することができる。 この条約は、この条に定めるいずれかの手続
- 2.1 機関における審議の後の改正
- 2. 2.の規定により提案され、かつ、回章に付 委員会に付託する
- 2.3 締約国は、機関の加盟国であるかないかを

必要な場合にはこの 条の

第九条 技術協力の促進

- 締約国は、この条約の目的を推進するため、
- 漁船員訓練機関の設立
- 1. その他漁船員の能力を向上させるための方
- 協議し、又は協力して、1.から1.までの事項に ついて技術援助を促進する。 に、国際労働機関及び国際連合食糧農業機関と 特
- 第十条
- 前までに、当該改正案を機関の全ての加盟 際連合食糧農業機関事務局長のそれぞれに対 出するものとし、事務局長は、審議の六箇月 し回章に付する 締約国の提案する改正案は、事務局長に提 全ての締約国、国際労働事務局長及び国
- された改正案は、審議のため機関の海上安全

問わず、改正案の審議及び採択のため海上安 全委員会の審議に参加する権利を有する。

- が出席していることを条件とする。 し、投票の際に締約国の少なくとも三分の一 の二以上の多数による議決で採択する。ただ う。)に出席し、かつ、投票する締約国の三分 安全委員会(以下「拡大海上安全委員会」とい 改正案は、2.の規定により拡大された海上
- 局長が全ての締約国に送付する 2.4の規定に従って採択された改正は、
- 2.6 この条約のいずれかの条の改正は、 の三分の二が受諾した日に受諾されたものと
- 2.7 附属書又は附属書の付録の改正は、 2.7.1 ずれかの日に受諾されたものとみなす。 改正が採択された日から二年を経過した 、次のい
- 期間(一年以上とする。)が決定された場合 の多数による議決で江に定める期間以外の し、かつ、投票する締約国の三分の二以上 採択の際に拡大海上安全委員会に出席 当該期間を経過した日
- は、受諾されなかったものとみなす。 る旨の通告が行われた場合には、当該改正 る締約国により事務局長に対し改正に反対す ただし、定められた期間内に三分の一を超え
- 2. この条約のいずれかの条の改正は、受諾し 月で効力を生ずる。 については、当該締約国の受諾の日の後六箇 のとし、また、その日の後に受諾する締約国 とみなされる日の後六箇月で効力を生ずるも た締約国については、当該改正が受諾された
- 定により当該改正に反対し、 附属書及び附属書の付録の改正は、 かつ、 その反対 · 2.7 の規

間又は当該改正の採択の際に拡大海上安全委 約国は、その効力発生の日から一年以内の期 を撤回しなかった締約国を除く全ての締約国 る旨を事務局長に通告することができる。 い期間自国について当該改正の実施を延期す 員会に出席し、かつ、投票する締約国の三分 該改正が効力を生ずべき日前においては、締 る日の後六箇月で効力を生ずる。ただし、当 について、当該改正が受諾されたとみなされ 二以上の多数による議決で決定する一層長 1.2 1.1

- 3 3.1 この条約の改正について審議するため、 務局長のそれぞれと協力し、又は協議して、 際労働事務局長及び国際連合食糧農業機関事 の一以上の同意を得て要請する場合には、国 機関は、いずれかの締約国が締約国の三分 締約
- 3. 2 かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数 あるのは、 おいて、2.及び2.中「拡大海上安全委員会」と みなされ、かつ、効力を生ずる。この場合に れぞれ定める手続に従い、受諾されたものと 行われない限り、2.及び2.又は2.及び2.にそ による議決で採択された改正を、 改正は、締約国会議において別段の決定が 事務局長は、締約国会議において出席し、 全ての締約国に送付する。 「締約国会議」と読み替えるものと 受諾のた
- 4 のとし、事務局長は、当該文書の提出があった に基づく通告は、事務局長に対し文書で行うも こと及びこれを受領した日を全ての締約国に通 改正の受諾若しくは反対の宣言又は2.の規定
- 5 発生の日を全ての締約国に通報する。 事務局長は、効力を生ずる改正及びその効力

第十一条 署名、批准、受諾、承認及び

令和七年五月二十三日

参議院会議録第二十一号

この条約の締約国となることができる。 く。いずれの国も、次のいずれかの方法により のため開放し、その後は加入のため開放してお 十六年一月一日から同年九月三十日までは署名 この条約は、機関の本部において、千九百九 署名すること。 批准、受諾又は承認を条件とすることなく

1.3 後、批准し、受諾し、又は承認すること。 加入すること。

の文書を事務局長に寄託することによって行 批准、受諾、承認又は加入は、これらのため

2

第十二条 効力発生

書若しくは加入書を寄託した日の後十二箇月で ることなく署名し、又は批准書、受諾書、承認 ころにより批准、受諾若しくは承認を条件とす 効力を生ずる。 この条約は、十五以上の国が前条に定めると

2 の寄託の日の後三箇月を経過する日のうちいず は、この条約の効力発生の日又はこれらの文書 批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した た後この条約の効力発生の日までにこの条約の れか遅い日に効力を生ずる。 国については、その批准、受諾、承認又は加入 この条約の効力発生のための要件が満たされ

3 この条約の効力発生の日の後に批准書、 三箇月で効力を生ずる。 は、この条約は、これらの文書の寄託の日の後 承認書又は加入書を寄託した国について 受諾

されたとみなされる日の後に寄託される批准 この条約の改正が第十条の規定に従って受諾 受諾書、承認書又は加入書は、改正された

批准、受諾又は承認を条件として署名した

1

署名又は寄託の日 日並びに廃棄が効力を生ずる日 この条約の効力発生の日

2.2 付すること

謄本を登録及び公表のため、 事務総長に送付する。 国際連合憲章第百二条の規定により、 この条約が効力を生じたときは、寄託者は 速やかに国際連合 その認証

3

中国語、 英語、 フランス語、 ロシア語及びスペイ

この条約に係るものとする

千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

ずる日から五年を経過した後は、いつでもこの 条約を廃棄することができる。 締約国は、自国についてこの条約の効力が生

廃棄は、事務局長に対する通告書によって行

月よりも長い期間を経過した後に、効力を生ず 後十二箇月で、又は通告書に明記された十 廃棄は、事務局長が廃棄の通告書を受領した 一箇

第十四条 寄託者

という。)に寄託する。 この条約は、 機関の事務局長(以下「寄託者」

2 寄託者は、次のことを行う。

2.1 この条約に署名し、又は加入している全て の国の政府に対し、次の事項を通報するこ

2.1.1 新たに行われた署名又は批准書、受諾 承認書若しくは加入書の寄託及びその

この条約の廃棄書の寄託及びその受領の

の国の政府に対してこの条約の認証謄本を送 この条約に署名し、又は加入している全て

この条約は、ひとしく正文であるアラビア語

ン語により原本一通を作成する。

当に委任を受けてこの条約に署名した。 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正

た。 千九百九十五年七月七日にロンドンで作成し

附属書

第一章

第一——一規則 定義

1 1.1 この附属書の適用上、次の定義を適用する。 「この規則」とは、この附属書の規則をい

1.2 国により承認されたことをいう。 「承認された」とは、この規則に従って締約

「職員」とは、船長以外の漁船の乗組員で 「船長」とは、 漁船を指揮する者をいう。

あって、国内法令によりそのように定められ に扱われているものをいう。 には、労働協約若しくは慣習によりそのよう ているもの又は、国内法令に定めがない場合

1.6 1.5 「甲板部の当直を担当する職員」とは、 二―二規則又は第二―四規則に定めるところ により資格を有する職員をいう。

則、第二―五―一―二規則又は第二―五―二 規則に定めるところにより資格を有する職員 「機関部職員」とは、第二―五―一―一規

の運転及び保守に関し責任を有する首席機関 を有し、並びに漁船の機械装置及び電気設備 部職員をいう。 「機関長」とは、 漁船の推進機関に関し責任

1.8 「一等機関士」とは、 機関長の次の地位にあ

保守に関し責任を有することとなるものをい びに漁船の機械装置及び電気設備の運転及び 場合に漁船の推進機関に関し責任を有し、 る機関部職員であって、機関長に事故がある 並

- ところにより主管庁が発給し、又は承認する 適当な証明書を受有する者をいう。 「無線通信士」とは、無線通信規則の定める
- 九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並び 気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約を 補完する無線通信規則をいう。 「千九百七十八年のSTCW条約」とは、 「無線通信規則」とは、効力を有する国際電 千
- のトレモリノス議定書をいう。 レモリノス国際条約に関する千九百九十三年 に当直の基準に関する国際条約をいう。 「千九百九十三年のトレモリノス議定書」と 、千九百七十七年の漁船の安全のためのト
- モリノス議定書の規定の実施に関する二千十 九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリ ノス国際条約に関する千九百九十三年のトレ 一年のケープタウン協定をいう。 [二千十二年のケープタウン協定]とは、千
- 期間から成る三十日をいう。 「月」とは、一暦月又は一箇月未満の複数の
- に関連するものをいう。 あって、証明書又は他の資格の発給又は更新 「海上航行業務」とは、漁船における業務で
- 載されているものをいう。 て、漁船登録の証明書その他の公的文書に記 のキロワット表示による連続最大出力であっ 「推進出力」とは、漁船の全ての主推進機関
- はある程度の安全が認められており、全ての 締約国の近傍の水域であって、当該水域内で 「限定水域」とは、締約国の主管庁が定める

当たっては、 う。主管庁は、限定水域の範囲を決定するに い水準に設定することが可能であるものをい 該水域外における業務のための基準よりも低 漁船員の能力及び資格証明の基準につき、 機関が作成する指針を考慮す

- 「無限定水域」とは、限定水域を越える水域
- 喫水線における全長の九十六パーセント又は ずれか大きいものをいう。傾斜したキールを 当該喫水線における船首材の前面からラ の型深さの八十五パーセントの位置における 平行なものとする の長さを測るための喫水線は、計画喫水線と 有するように設計された漁船については、こ ダー・ストックの中心線までの長さのうちい
- 離をいう ムの船側における上面までを測った垂直の距 「型深さ」とは、キール線から作業甲板ビー
- 六二(108)によって採択された漁船員の訓練及び 資格証明並びに当直の基準に関するコード 「STCW―Fコード」とは、決議MSC五
- 代理人、運航者、会社、委任を受けた代表 の団体又は個人が漁船の所有者の義務又は責 同意したものをいう。この場合において、別 者に課される義務及び責任を引き継ぐことに 受けに際して、この条約に従って漁船の所有 の運航に係る責任を引き受け、かつ、その引 若しくは個人であって、当該所有者から漁船 者、裸傭船者その他の当該所有者以外の団体 任の一部を果たすか否かを問わな 「所有者」とは、 漁船の所有者又は管理人、

当

- 「長さ(L)」とは、キール線から測った最小
- (機関による改正を含む。)をいう。

員、政府に永続的に勤務するその他の者、漁酬を受けるものを含み、水先人、軍艦の乗組 船において仕事を行う陸上を拠点とする者及 従業し、又は職務を遂行する全ての者(漁船 において労働する者であって漁獲量に応じ報 いかんにかかわらず雇い入れられ、

- 環境の保護に必要なものをいう。 船の運航、海上における人命の安全又は海洋 める一連の作業、任務及び責任であって、 「業務細目」とは、STCW―Fコードに定
- 1.25 「漁業練習船」とは、魚類の採捕及び貯蔵の 価のための訓練の機会を提供するものをい 章の規定により要求される能力の実証及び評ために設計された専用の練習船であって、次
- 1.26 「GMDSS無線通信士」とは、第二―六規 則に定めるところにより資格を有する者をい
- 的な規定によって補足され、次の要件に従う。 ているものをいう。

- 若しくは
- 漁

- 目を遂行する権利を与えるものをいう。 書に明記された責任の水準で、その職務区分 あって、その正当な受有者に対し、当該証明 対して発給され、及び裏書された証明書で より船長、職員及びGMDSS無線通信士に において業務を行い、かつ、関係する業務細 「資格証明書」とは、次章に定めるところに
- この規則は、STCW―FコードA部の義務 関連する要件が満たされていることを明記し 条約に基づく訓練、能力又は海上航行業務の れる資格証明書以外の証明書であって、この いずれかの規則の要件というときは、ST 「技能証明書」とは、漁船員に対して発給さ

- 2. この規則の適用に当たっては、この条約の きである 及び説明資料を、最大限可能な限り考慮すべ STCW―FコードB部に定める関連の指針 一層統一的な実施を世界的に達成するため、 STCW―FコードA部の規定の改正は、
- び漁業オブザーバーを除く。)をいう。 実施される。 の規定に従って採択され、効力を生じ、及び 附属書に適用される改正手続に関する第十条
- 会においてその手続規則に従って改正され STCW―FコードB部は、海上安全委員

第一—二規則

- 1 に報告する。 明に関して自国がとった措置の詳細を事務局長 いて、主管庁は、当該乗組員の訓練及び資格証 いことを決定することができる。この場合にお 全部又は一部を当該乗組員については適用しな 原則から逸脱することなしに、これらの規則の る要件を適用することが合理的又は実際的でな 則に定める要件の全て並びに英語の使用に関す 則、第二―五―一―二規則又は第二―五―二規四規則に定める要件及び第二―五―一―一規 に対して、第二―三規則に定める要件、第二― メートル未満の漁船において業務を行う乗組員 いと考える場合には、この条約に定める安全の 締約国の主管庁は、専ら自国の港から かつ、限定水域内で漁獲を行う長さ四十五
- 2 の総トン数を使用することを決定することがで いて、測定の基礎として、長さ(L)に代えて次 この条約の適用上、主管庁は、 全ての章につ
- みなされる総トン数三百トン 長さ(L)二十四メートルに相当するものと

「漁船員」とは、漁船において、職務区分の

CW―FコードA部の対応する節を含めてい

みなされる総トン数九百五十トン 長さ(L)四十五メートルに相当するものと

証明書及び裏書

2 ころにより業務、 には、当該資格証明書の発給を証明する当該締 及び試験に関する要件を満たしている場合にの 約国が、STCW―FコードA部第一章第三節 1の規定により締約国が発給する資格証明書 漁船員の資格証明書は、この規則に定めると 主管庁が発給する。 年齢、身体適性、 訓練、 能力

九規則に定めるところにより発給された健康証

千九百七十八年のSTCW条約附属書第一—

3 4 成するものとし、使用される公用語が英語でな に定める様式1又は2により裏書をする 証明書及び裏書は、発給する国の公用語で作 締約国は、 英語による訳文を付する 無線通信士のための証明書の発給

定により要求される追加の知識を含めるこ を発給するための試験に、第二―六規則の規 無線通信規則の定めるところにより証明書

を発給すること。 の知識を有していることを示す別個の証明書 第二―六規則の規定により要求される追加

5 他の締約国から権限を与えられた者が発給した 承認を証明する裏書をする。 ドA部第一章第三節に定める様式3によりその 証明書を承認した主管庁は、STCW―Fコー 第一―七規則の規定により、他の締約国又は

6 明書を撤回し、停止し、若しくは取り消した場 かなる場合においても裏書された日の後五年以 合には、 内に効力を失う。 裏書は、裏書された証明書の有効期間が満了 又は当該証明書を発給した締約国が当該証 直ちに効力を失うものとし、 かつ、い

7 漁船についての相当する証明書とみなす。 れた適当な資格証明書は、1の規定の適用上、 TCW条約の規定に従ってその受有者に発給さ 士として業務を行うために千九百七十八年のS 機関長、機関部職員又はGMDSS無線通信

明書は、漁船の乗組員について効力を有する。 文字及びアラビア数字による。 情報を記載するものとし、記入事項は、 ただし、当該様式には、少なくとも要求された る様式と異なる様式を使用することができる。 様式の変形と認められる範囲内で、 三節に定める様式1から3までに基づいて当該 主管庁は、STCW―FコードA部第一章第 同節に定め ローマ

第一—四規則 監督手続

については、

次のいずれかの方法をとることが

定に基づいて行う監督は、次の事項に限る。 1.1 り要求される当直の基準が維持されていない ことにより、当該漁船においてこの条約によ 正当に権限を与えられた監督官が第八条の規 評価すること。 員が当該基準を維持する能力を有しているか と認める明確な根拠がある場合に、その漁船 給を受けた者と異なる者であると認める明確 る場合及び証明書の所持者が当該証明書の発 得されたものであると認める明確な根拠があ ることを確認すること。証明書は、不正に取 れている全てのものが、当該証明書を与えら 条約により証明書を与えられることを要求さ な根拠がある場合を除くほか、認容される。 漁船が次のいずれかの事態を引き起こした 漁船において業務を行う漁船員のうちこの 又は必要な臨時業務許可書を受有してい

衝突し、座礁し、又は乗り揚げたこと。 行中、 びょう泊中又は係留中に国際条

> 1.2.3 約に違反して物質を排出したこと。 な又は危険な操船を行ったこと。 な航行に係る方式及び手続に従わず、

対する危険があると当該締約国が判断する理由 置がとられるようにするため、当該漁船の船長 当該要件の不備のために人命、財産又は環境に 報には、発見した要件の不備に関する詳細及び 及び主管庁に対し、直ちに文書で通報する。 いて要件の不備を発見した場合には、適当な措 締約国の監督官は、 1の規定により漁船にお 通

2

各締約国は、実行可能な範囲内で、発給さ

有効期間が満了し、若しくは更新され、滅

ことを約束する。

を確保するための手段を設定し、及び維持する 効性を確保するために定期的に監視されること

に必要な教育及び実習訓練を含む計画がその有

各締約国は、能力に係る基準を達成するため

失した旨が報告され、停止され、又は取り消さ

れた第一―三規則及び第二―一規則から第二―

ハ規則までに定める全ての証明書及び裏書並び

に発給された臨時業務許可書の登録簿を管理

と認められる要件の不備には、 人命、財産又は環境に対する危険をもたらす

3.1 証明書の受有を要求されている者が、 適当

況に関する情報を提供することを約束する

第一—七規則

証明書の承認

当該証明書、裏書及び臨時業務許可書の状 並びに他の締約国によって要請されたとき

3.3 定める要件を満たしていないこと。

る能力を有する者が当直を担当していないこ 洋汚染の防止のために不可欠な装置を操作す

3.4 の当直に休養をとった者を充てることができ ないこと。

四条の規定に基づいて送付を受けた情報を当該 締約国に提供する 事務局長は、締約国が要請する場合には 第一—五規則 第

2 締約国は、自国についてこの条約が効力を生

機関が採択した航路指定の措置又は安全 無謀

> 長が当該情報を受領するまでの間、この条約に り要求される情報を送付しないときは、

事務局

基づく特権を主張することができない。

第一—六規則

資格証明の制度の運用

じた日の後二十四箇月以内に第四条の規定によ

1.2.4 をもたらすような方法で運航されているこ その他人命、財産又は環境に対する危険

を明記する。 次のことを含め

な証明書又は臨時業務許可書を所持していな 甲板部又は機関部の当直体制が、 主管庁の

安全な航行、安全に関する無線通信又は海

航海を開始する際の最初の当直及びその後

の要件が十分に満たされていることを確保す 従って裏書することにより他の締約国又は他の 書を承認するため、能力に係る基準の要件並び 締約国から権限を与えられた者が発給した証明 に当該他の締約国による証明書の発給及び裏書 締約国の主管庁は、第一―三規則の規定に

2 を与えられた者が発給した証明書については、 承認してはならない。 締約国でない国又は締約国でない国から権限

第一―七規則1に定める要件にかかわらず、他 裏書をしていないものを受有する者に対し、 あって第一―三規則5の規定により要求される の締約国が発給した適当かつ有効な証明書で 締約国の主管庁は、第一―三規則5及びこの 必

までいる場合には、当該締約国を旗国とする漁書を提示することができる。ただし、裏書の申ことを認めることができる。ただし、裏書の申ことを認めることができる。ただし、裏書の申記がある場合には、当該締約国を旗国とする漁

2 のみ行う。締約国は、資格証明書を得ようとす の部門において海上業務を開始した者に対して が生ずる前に自国の法令により又は無線通信規 を確保する。 る他の全ての者が、この条約の定めるところに の効力が生ずる前に当該資格証明書に係る特定 の発給は、発給を行う締約国についてこの条約 れる。この経過期間において、当該資格証明書 明書は、この条約の適用上有効なものと認めら 格証明書を発給することができる。当該資格証 じた後五年を超えない期間、従前の例により資 の効力が生じた後、有効なものと認められる。 則の定めるところにより発給した資格証明書及 分につき締約国が自国についてこの条約の効力 より試験を受け、 ひ従業証明書は、当該締約国についてこの条約 この条約により証明書が必要とされる職務区 締約国は、自国についてこの条約の効力が生 及び証明書を与えられること 2 1

3 締約国は、自国についてこの条約の効力が生じた後二年以内は、この条約の定める適当な証明書又は自国についてこの条約の効力が生ずる前に自国の法令により発給した資格証明書のいずれも受有していない漁船員であって次の要件を満たすものに対し、従業証明書を発給することができる。

業務を行ったことがあること。
て、当該従業証明書に係る職務区分において、当該従業証明書に係る職務区分において、当該締約国についてこの条約の効力が生ず

3. 3.に規定する職務区分において良好に業務

を有すると認めたこと。

弱体適性(特に、視覚及び聴覚に関するもの)

の神適性(特に、視覚及び聴覚に関するもの)
を行った証拠を提示したこと。

す。 ろにより発給された証明書と同等のものとみな おされた従業証明書は、この条約の定めるとここの条約の適用上、この3の規定に基づいて発

第一一九規則 臨時業務許可書 第一一九規則 臨時業務許可書 と主管庁の認める者でなければならない。 と主管庁の認める者でなければならない。 と主管庁の認める者でなければならない。 と主管庁の認める者でなければならない。 と主管庁の認める者でなければならない。 と主管庁の認める者でなければならない。 と主管庁の認める者でなければならない。 と主管庁の認める者でなければならない。 と主管庁の認める者でなければならない。

2 いずれかの職についての臨時業務許可書は、与えられた者に対してのみ与える。当該職の直下の職に就くために正当に証明書を与えられた者に対してのみ与える。当該職よりちた位の職の資格証明についてこの条約が定めたに同等であると主管庁の認める者に対して発かに同等であると主管庁の認める者に対して発かに同等であると主管庁の認める者に対して発が主管庁の認める試験に必要とされる要件と明らかに可等であると主管庁の認める者に対して発給することができる。ただし、当該者がいかなる適当な証明書も受有していない場合には、臨時業務許可書は、高適当な証明書も受有していない場合には、臨いことを明らかにするためのものとして当該職よりで表別である。とができる。ただし、当該者がいた。

3 各締約国は、証明書が必要とされる職務区分
3 各締約国は、証明書が必要とされる職務区分

び訓練の制度第一―十規則 同等と認められる教育及

1 この条約は、締約国が、特に、技術の進歩に たじた及び特殊な形態の漁船に適合した海上航行業務及び船内組織に係る教育及び訓練の制度 をの他のこの条約が定めるところと異なる教育及び討様的な操船に関する海上航行業務、知識及び技術的な操船に関する海上航行業務、知識及び技術的な操船に関する海上航行業務、知識を要件と同程度に、海上における安全を確保る要件と同程度に、海上における安全を確保の、かつ、海洋汚染の防止の効果を有するものであることを条件とする。

定める報告に含める。
- 1に規定する制度に関する細目は、第四条に

第一十一規則 シミュレーターの使用第一十一規則 シミュレーターの使用に対して適等されなでの他の要件は、次の事項について遵守されないでの他の要件は、次の事項について遵守されない。

1. 全てのシミュレーター訓練

により要求されるもの 評価であってSTCW―FコードA部の規定 ・シミュレーターによって実施される能力の

5

証 されるシミュレーターによる技能の維持の実されるシミュレーターによる技能の維持の実

各締約国は、この第一―十二規則及びSTC第一―十二規則 医療上の基準

1

発給のための手続を定める。 て、漁船員の身体適性の基準及び健康証明書のW―FコードA部第一章第十二節の規定に従っ

て認められた医師であることを確保する。 査を行うことを目的として、当該締約国によっ 第十二節の規定に従い、漁船員の身体適性の評 第十二節の規定に従い、漁船員の身体適性の評 のは、STCW―FコードA部第一章

・ この条約の規定に従って発給された証明書を受有する乗組員であって海上において業務を行っているものは、この第一―十二規則及びSTCW―FコードA部第一章第十二節の規定に従って発給される有効な健康証明書も受有していなければならない。

3

4.並びに4.及び4.の要件を満たさなければなら4.並びに4.及び4.の要件を満たさなければならない。 健康証明書を得ようとする者は、次の4.又は

4.1 十六歳以上であること。

(4.2 十五歳以上であること(当該証明書を得よれる。)。

を満たすこと。 締約国が定める適用される身体適性の基準

期間は、最長一年とする。ただし、十八歳未満の乗組員の場合には、有効ただし、十八歳未満の乗組員の場合には、有効とする。

6 健康証明書は、その有効期間が航海中に満了 健康証明書は、その有効期間が航海中に満了

職員として行った承認された海上航行業務に

より代替することを認めることができる。

S T C W

―FコードA部第二章第一節に定

当該特別の訓練の計画が、これにより

九百七十八年のSTCW条約が適用される海

- 航行船舶において甲板部の当直を担当する

可することができる。ただし、次のことを条件 認められた医師がいる次の寄港地まで、 主管庁は、緊急の場合には、締約国によって 有効な健康証明書なしに労働することを許 乗組員 3

令和七年五月二十三日

参議院会議録第二十一号

千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

7.2 許可の期間が三箇月を超えないこと。

康証明書を所持していること。 当該乗組員が有効期間が満了した最近の健

一章 船長、甲板部の当直を担当する職 機関部職員及び無線通信士の

T 一規則 無限定水域において運航 以上の漁船の船長の資格 証明のための最小限の要 する長さ二十四メートル

1 ていなければならない。 トル以上の漁船の船長は、 無限定水域において運航する長さ二十四メー 資格証明書を受有し

2 満たさなければならない。 資格証明書を得ようとする者は、 次の要件を 2

上航行業務を行ったことがあること。ただ 船長として十二箇月以上の期間承認された海 船において甲板部の当直を担当する職員又は 担当する職員の資格証明のための要件を満た メートル以上の漁船において甲板部の当直を ついて、締約国は、当該海上航行業務を、千 無限定水域において運航する長さ二十四 こており、かつ、長さ十二メートル以上の漁 当該期間のうち六箇月を超えない期間に

> れることを要しない。 上の水準が要求されたものについて、再評価さ のSTCW条約の証明書の発給のために同等以 に係る基準であって、相当する千九百七十八年 CW―FコードA部第二章第一節に定める能力 有効な資格証明書を受有しているものは、ST 百七十八年のSTCW条約に従って発給された 資格証明書を得ようとする者であって、 める能力に係る基準を満たすこと。 千九

第二—二規則 無限定水域において運航 部の当直を担当する職員 以上の漁船において甲板 する長さ二十四メートル

る職員は、資格証明書を受有していなければな トル以上の漁船において甲板部の当直を担当す 無限定水域において運航する長さ二十四メー

満たさなければならない。 資格証明書を得ようとする者は、 務を行ったことがあること。 十八歳以上であること。 次のいずれかの期間承認された海上航行業 次の要件を

期間について特別の訓練(この場合におい 船において十二箇月以上の期間 長さ十二メートル以上の漁船又は漁業練習 船上訓練であって、承認された訓練記録簿 おいて二年以上の期間。ただし、主管庁 に記載されるものを含む。)の一部として、 ドA部第二章第二節に定める要件を満たす 長さ十二メートル以上の漁船の甲板部に 承認された訓練計画(STCW―Fコー 当該海上航行業務を、一年を超えない

2.3

の資格証明のための最小

ばならない より発給される資格証明書を受有していなけれ くほか、少なくともこの第二―三規則の規定に より発給された証明書を受有している場合を除 ル以上の漁船の船長は、第二―一規則の規定に 限定水域において運航する長さ二十四メート

満たさなければならない 資格証明書を得ようとする者は、 次の要件を

2.1 部の当直を担当する職員の資格証明のための 要件を満たしており、 長さ二十四メートル以上の漁船において甲板 限定水域又は無限定水域において運航する かつ、長さ十二メート

る。)により、又は千九百七十八年のSTC よって証明される承認された海上航行業務 W条約が適用される承認された記録簿に なくとも同等のものであることを条件とす 代替される、要求される海上航行業務と少 により、代替することを認めることができ

める能力に係る基準を満たすこと。 STCW―FコードA部第二章第一 二節 に定

2.4 則に定める関係要件を満たすこと。 の任務を遂行するために適当な、第一 無線通信規則に基づき指定された無線通信 二一六規

れることを要しない。 上の水準が要求されたものについて、再評価さ のSTCW条約の証明書の発給のために同等以 に係る基準であって、相当する千九百七十八年 CW―FコードA部第二章第二節に定める能力 有効な資格証明書を受有しているものは、ST 百七十八年のSTCW条約に従って発給された 資格証明書を得ようとする者であって、千九

第二—三規則

限定水域において運航す 明のための最小限の要件 る長さ二十四メートル以 一の漁船の船長の資格証 れることを要しない。 ——四規則

1

行業務により代替することを認めることがで 担当する職員として行った承認された海上航 される海上航行船舶において甲板部の当直を 務を、千九百七十八年のSTCW条約が適用 と。ただし、当該期間のうち六箇月を超えな 認された海上航行業務を行ったことがあるこ ル以上の漁船において甲板部の当直を担当す い期間について、締約国は、当該海上航行業 る職員又は船長として十二箇月以上の期間承

2. STCW—FコードA部第二章第 める能力に係る基準を満たすこと

3

全ての漁船及び稼働する全ての構築物の安全に する定義に従って自国が定める限定水域を考慮 項を決定すべきである。 及ぼす影響に留意した上、第一―一規則に規定 し、及び能力に係る基準に含めるべき追加の事 締約国は、同一の限定水域において運航する

4 上の水準が要求されたものについて、 のSTCW条約の証明書の発給のために同等以 に係る基準であって、相当する千九百七十八年 CW―FコードA部第二章第三節に定める能力 有効な資格証明書を受有しているものは、ST 百七十八年のSTCW条約に従って発給された 資格証明書を得ようとする者であって、千九 再評価さ

限定水域において運航す の当直を担当する職員の 上の漁船において甲板部 る長さ二十四メートル以 資格証明のための最小限

ル以上の漁船において甲板部の当直を担当する 証明書又は少なくともこの第二―四規則の規定 職員は、第二―二規則の規定により発給された 限定水域において運航する長さ二十四メート 官

により、代替することを認めることができ よって証明される承認された海上航行業務 W条約が適用される承認された記録簿に る。)により、又は千九百七十八年のSTC なくとも同等のものであることを条件とす 代替される、要求される海上航行業務と少 期間について特別の訓練(この場合におい おいて二年以上の期間。ただし、主管庁 て、当該特別の訓練の計画が、これにより 長さ十二メートル以上の漁船の甲板部に 当該海上航行業務を、一年を超えない

2. 無線通信規則に基づき指定された無線通信 める能力に係る基準を満たすこと。 STCW―FコードA部第二章第四節に定

の任務を遂行するため、適当な要件を満たす

3 百七十八年のSTCW条約に従って発給された 有効な資格証明書を受有しているものは、 資格証明書を得ようとする者であって、千九 S T

>₩―FコードA部第二章第四節に定める能力

上の水準が要求されたものについて、再評価さ のSTCW条約の証明書の発給のために同等以に係る基準であって、相当する千九百七十八年 れることを要しない。

> 第 二 二 五

| |-|_

二規則

七百五十キロ

第二—五—一—一規則 三千キロワット 備えた漁船の機 の主推進機関を 以上の推進出力

関士の資格証明 関長及び一等機 のための最小限

1 は、 を備えた海上航行漁船の機関長及び一等機関士 三千キロワット以上の推進出力の主推進機関 資格証明書を受有していなければならな

2 資格証明書を得ようとする者は、 満たさなければならない。 次の要件を

て、次の期間承認された海上航行業務を行っ しており、かつ、当該職員の職務区分におい 担当する職員の資格証明のための要件を満た 進機関を備えた漁船において機関部の当直を たことがあること。 七百五十キロワット以上の推進出力の主推

を有する機関部職員として十二箇月以上の

一等機関士の資格証明の場合には、資格

があること。

うとする者が一等機関士として十二箇月以 月以上の期間。ただし、資格証明書を得よ の期間を二十四箇月以上の期間に短縮する ことがある場合には、この三十六箇月以上 上の期間承認された海上航行業務を行った ことができる 機関長の資格証明の場合には、三十六箇

2.2

承認された教育及び訓練を修了し、

かつ、

節に定める能力に係る基準を満たすこと。 STCW―FコードA部第二章第五―一― 承認された教育及び訓練を修了し、かつ、

していなければならない。 の機関長及び一等機関士は、 の推進出力の主推進機関を備えた海上航行漁船 七百五十キロワット以上三千キロワット未満 資格証明書を受有

2 資格証明書を得ようとする者は、次の要件を 満たさなければならない。

の要件を満たしていること。 担当する職員の資格証明のための要件及び次 進機関を備えた漁船において機関部の当直を 期間承認された海上航行業務を行ったこと

等機関士として業務を行う資格を有し、 行ったことがあること。ただし、当該期間 月以上の期間承認された海上航行業務を つ、機関部職員として業務を行ったもので のうち十二箇月以上の期間については、一 機関長の資格証明の場合には、二十四箇 か

節に定める能力に係る基準を満たすこと。 STCW―FコードA部第二章第五―一―二

3

めの最小限の要 の資格証明のた 及び一等機関士 た漁船の機関長 推進機関を備え の推進出力の主 キロワット未満 ワット以上三千

2. 1 七百五十キロワット以上の推進出力の主推

士補又は機関部職員として十二箇月以上の 一等機関士の資格証明の場合には、機関

なければならない。

格を有する機関部職員は、三千キロワット未満 を備えた漁船の一等機関士として業務を行う資 三千キロワット以上の推進出力の主推進機関

書されている場合には、 として業務を行うことができる旨が証明書に裏 の推進出力の主推進機関を備えた漁船の機関長 できる。 第二—五—二規則 当該業務を行うことが

七百五十キロワット 番に指名される機関 かれる機関区域の当 的に無人の状態に置 当する職員又は定期 の機関部の当直を担 置がされる機関区域 船において人員の配 推進機関を備えた漁 部職員の資格証明の 以上の推進出力の主

機関を備えた海上航行漁船において、人員の配 書を受有していなければならない。 域の当番に指名される機関部職員は、 職員又は定期的に無人の状態に置かれる機関区 置がされる機関区域の機関部の当直を担当する 七百五十キロワット以上の推進出力の主推進 ための最小限の要件 資格証明

2.並びに2.から2.までのいずれかの要件を満た さなければならない。 資格証明書を得ようとする者は、次の2.1及び

期間については、承認された訓練計画(ST を合わせて十二箇月の期間行ったことがある 部として、漁船又は漁業練習船において行っ た訓練記録簿に記載されるものを含む。)の一 る要件を満たす船上訓練であって、承認され CW─FコードA部第二章第五─二節に定め こと。ただし、当該期間のうち六箇月以上の たものでなければならない 工作技能訓練と承認された海上航行業務と 十八歳以上であること。

令和七年五月二十三日 参議院会議録第二十一号 千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

従って運航する船舶又は練習船において行っ 部として、千九百七十八年のSTCW条約に 期間については、承認された訓練計画(ST を合わせて十二箇月の期間行ったことがある た訓練記録簿に記載されるものを含む。)の一 る要件を満たす船上訓練であって、承認され CW―FコードA部第二章第五―二節に定め こと。ただし、当該期間のうち六箇月以上の 工作技能訓練と承認された海上航行業務と る。

令和七年五月二十三日

参議院会議録第二十一号

必要な理論的知識及び実際の経験を与えるた

漁船におけるGMDSS 無線通信士の資格証明の

ための最小限の要件

4 3 準の要件及び海上航行業務の要件を変更するこ 影響に留意した上、限定水域における航海に従 域において運航する全ての漁船の安全に及ぼす 事する漁船の機関部職員に対する能力に係る基 とができる。 締約国は、推進機関の出力及び同一の限定水 に定める能力に係る基準を満たすこと される海上航行業務と同等のものであること 訓練の計画が、これにより代替される、要求 の特別の訓練により代替することを認めるこ と。ただし、当該期間のうち六箇月を超えな された海上航行業務を行ったことがあるこ たものでなければならない とができる。この場合において、当該特別の 合には、当該海上航行業務を工作技能訓練等 い期間について、主管庁は、必要と認める場 STCW―FコードA部第二章第五―I 機関室において、十二箇月以上の期間承認 一節

を考慮して行わなければならない。 の訓練は、関連のある国際的な規則及び勧告

無線部の当直に関しては、 無線通信規則及び 注釈

ずる日から、同協定において義務的なものとされ ケープタウン協定に規定がある。これらの規定 ある。無線設備の保守に関しては、二千十二年の 千十二年のケープタウン協定に遵守すべき規定が おり、二千十二年のケープタウン協定が効力を生 は、無線通信規則において義務的なものとされて

1 この第二―六規則の規定は、2に規定する場 通信士について適用する。 な制度(GMDSS)の下で運航する漁船の無線 合を除くほか、国際条約に定めるところに従 海上における遭難及び安全に関する世界的

GMDSS無線通信士の資格証明のための最小限 ことを要求される。主管庁は、当該無線通信士 が発給され、又は承認されることを確保する。 について、無線通信規則に定める適当な証明書 に従うことを要しないが、無線通信規則に従う 漁船の無線通信士は、この第二―六規則の規定 GMDSSの規定に従うことを要求されない

書を受有していなければならない。 通信の任務を担当し、又は遂行する者は、無線 通信規則の定めるところにより主管庁が発給 GMDSSの下で運航する漁船において無線 又は承認するGMDSSに係る適当な証明

満たさなければならない に基づくものを得ようとする者は、 資格証明書であって、この第二―六規則の規定 ることが要求される漁船における業務に関する ノス議定書又は同協定により無線設備を設置す 力を生じたときに、千九百九十三年のトレモリ さらに、二千十二年のケープタウン協定が効 次の要件を

十八歳以上であること。

承認された教育及び訓練を修了し、 かつ、

3

第二—七規則 船長及び職員の証明 書の

上における業務に復帰する意思を有するもの め、五年を超えない期間ごとに、次のことを要 は、海上航行業務に対する適性を維持するた て、海上において業務を行っているもの及び海 た証明書を受有している船長及び職員であっ この章の規定により発給され、又は承認され

第一―十二規則に規定する身体適性の基準

1.2 定に従って専門的能力の維持を確立するこ STCW―FコードA部第二章第七節の規

3

めの及び最新の知識の習得のための課程を制度 コードA部第二章第七節に規定する再教育のた 締約国は、関係者と協議の上、STCW F

STCW―FコードA部第二章第六節に定め る能力に係る基準を満たすこと。

千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

れる知識、理解及び技能は、STCW-Fコー 件を満たしている旨が裏書されるために要求さ 勧告についても考慮する。 TCW―FコードB部第二章第六節の関連する 及び訓練の適当な水準の決定に当たっては、 ドA部第二章第六節に定める。締約国は、知識 る全ての種類の証明書について、この条約の要 無線通信規則の定めるところにより発給され S

求される。

を満たすこと。

して、これらの証明書の受有者に対し、再教育 る適当な証明書のための能力に係る基準と比較 訓練又は評価を受けるよう要求する必要性を判 のための及び最新の知識の習得のための適当な に係る基準をSTCW―FコードA部に規定す される証明書を得ようとする者に要求した能力 各締約国は、二千三十一年一月一日前に発給

化し、又はその制度化を促進する。 得するため、自国を旗国とする漁船が海上にお ることができるようにする。 内法令及び国際規則の最新の改正文書を入手す ける人命の安全及び海洋環境の保護に関する国 各主管庁は、船長及び職員が最新の知識を習

第二—八規則 GMDSS無線通信士の 証明書の更

要求される。 ため、五年を超えない期間ごとに、 ものは、海上航行業務に対する適性を維持する であって、海上において業務を行っているもの 及び海上における業務に復帰する意思を有する た証明書を受有しているGMDSS無線通信士 この章の規定により発給され、又は承認され 次のことを

1. 第一—十二規則に規定する身体適性の基準 を満たすこと。

1.2 定に従って専門的能力の維持を確立するこ STCW―FコードA部第二章第八節の規

断する。 訓練又は評価を受けるよう要求する必要性を判 のための及び最新の知識の習得のための適当な して、これらの証明書の受有者に対し、 る適当な証明書のための能力に係る基準と比較 に係る基準をSTCW―FコードA部に規定す される証明書を得ようとする者に要求した能力 各締約国は、二千三十一年一月一日前に発給 再教育

めの及び最新の知識の習得のための課程を制度 コードA部第二章第八節に規定する再教育のた 化し、又はその制度化を促進する。 締約国は、関係者と協議の上、STCW-F

4 無線通信及び海上における人命の安全に関する 知識を習得するため、自国を旗国とする漁船が 各主管庁は、GMDSS無線通信士が最新の

り当てられる前に、STCW-FコードA部第 ければならない。 することができるようにする。 国内法令及び国際規則の最新の改正文書を入手 漁船員は、船内におけるいずれかの任務を割 第三——規則 全ての漁船員に対する基本的な訓 練及び船上の安全について精通す るための訓練 全ての漁船員に対する基 全について精通するため 本的な訓練及び船上の安 の訓練に関する最小限の

三章第一節の規定に従って次の要件を満たさな 船上の安全について精通するための訓練を受 主管庁により承認された基本的な訓練及び 適当な能力に係る基準を満たすこと。 2

ことを確保する。

2 ことを示す技能証明書が発給される。 的な訓練が含まれない場合には、当該証明書の 受有者が基本的な訓練の課程を良好に修了した 証明書が発給されるために必要な資格に基本

3 れることを要しない。 のSTCW条約の証明書の発給のために同等以 に係る基準であって、相当する千九百七十八年 W―FコードA部第三章第一節の表A―三― な技能証明書を受有しているものは、STC 十八年のSTCW条約に従って発給された有効 証明書を得ようとする者であって、千九百七 1の水準が要求されたものについて、再評価さ ―一から表A―三―一―四までに定める能力

当直

労によって損なわれることのないようなものでな 当直体制は、当直を担当する乗組員の能力が疲 第四——一規則 任務への適合

> 務の遂行に適している状態にあるように編成す 当する者が十分な休養をとっており、及びその任 ければならない。当直体制は、 の最初の当直を担当する者及びその後に当直を担 航海を開始する際

第四—二規則 漁船において遵守すべき 基本的な当直の原則

当直を担当する乗組員の注意を喚起する。 ドに定める要件、原則及び指針につき、漁船の であること及び船長の全般的な指揮の下に次の 所有者及び運航者、 を確保するために遵守すべきSTCW―Fコー 全ての漁船の船長は、その時の状況を考慮し 主管庁は、 当直体制が安全な当直の維持に十分なもの 安全な当直が常に維持されること 船長、 機関長並びに全ての

行中、漁船を安全に航行させる責任を有し、 所を離れないこと。 は船橋制御室のような任務に直接関連する場 かつ、いかなる時にも船橋又は海図室若しく 甲板部の当直を担当する職員が、任務の遂

数で継続的な無線部の当直を維持する責任を 有すること。 機関部の当直を担当する職員が、STC 無線通信士が、任務の遂行中、 適当な周波

期間、機関区域を離れないこと。 長の指揮の下に、警報があり次第機関区域に W―Fコードに定めるところに従って、機関 要求されるときは、当直の責任を有している 行くことのできるようにしておくものとし、

コードに定める基本的な当直の原則を考慮する いかなる漁船も、少なくともSTCW―F が常に維持されること。

漁船の安全のために適切かつ効果的な当直

ものとする。ただし、締約国は、限定水域にお

本的な原則の完全な遵守を免除することができ いて運航する極めて小さい漁船については、 基

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する

よって要領書を添えて報告する。 右は多数をもって可決すべきものと議決した。

令和七年五月二十日

参議院議長 農林水産委員長 関口 昌一殿 舞立

昇

のであり、おおむね妥当な措置と認める。 る協定を追加する等の措置を講じようとするも 業実施協定に加え、施設整備等の共同化に関す の実現のため経営管理権及び経営管理実施権を 標等を定める構想を定めた場合に、市町村はそ ため、市町村等が経営管理の集約化に関する目 めぐる状況に鑑み、森林の循環利用を促進する 括で設定することを可能とするとともに、 なお、 本法律案は、最近における森林の経営管理を 委員会の決定の理由 別紙の附帯決議を行った。 施

費用

本法施行のため、 別に費用を要しない。

として厳しい状況にある。 所有者の世代交代等により、森林所有者の経営意 欲の低下や所有者不明森林が増加するなど、 我が国の森林・林業は、 木材価格の低迷、森林 依然

が高まっており、再造林等に責任を持って取り組 現等に向け、森林資源の循環利用を進める必要性 を迎えるとともに、二〇五〇年ネット・ゼロの実 こうした中、人工林の六割超が利用可能な段階

ることが重要である。また、林地開発許可制度に な林地開発に対しては厳正に対処する必要があ ことから、太陽光発電設備の設置等に係る不適正 おいても森林の公益的機能の確保が不可欠である む林業経営体の確保と森林の集積・集約化を進め

の実現に万全を期すべきである。 よって政府は、本法の施行に当たり、 次の事項

地域の森林・林業関係者に新たな仕組みの周知 円滑に進むよう、 の効率化及び森林管理の適正化の一体的促進が とする新たな仕組みが現場に浸透し、林業経営 を徹底すること。 集約化構想及び権利集積配分一括計画を内容 森林所有者、 森林組合、民間事業者など、 市町村及び都道府県と協力し

ジタル技術を活用した森林資源情報の共有等を きるよう支援すること。 府県とこれらの地域の関係者が効果的に連携で 通じ、集約化構想の策定に向け、 広い地域の関係者の参加を求めるとともに、デ たっては、川上から川下までの事業者などの幅 集約化構想の前提となる協議の場の設置に当 市町村や都道

等を行うこと。 要な対応を行うことができるよう、適切な助言 め、これらの林業経営体の経営管理の実施状況 体による適切な森林の経営管理を確保するた 経営管理実施権又は所有権を取得した林業経営 について、市町村と都道府県が的確に把握し必 新たな仕組みを含む森林経営管理制度により

ができるよう、市町村の林業部門担当職員の確 こと。 保・育成を図る仕組みの確立、林業技術者等の 画の作成等の新たな業務を円滑に実施すること 活用に必要な支援の実施及び体制の整備を図る 市町村が、集約化構想や権利集積配分一括計

Ŧi. を確保するためには、林業労働力の育成を図る 再造林等に責任を持って取り組む林業経営体

令和七年五月二十三日 参議院会議録第二十一号 林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

森

確保に向け、 産業に比して非常に高い現状に鑑み、労働安全 策をはじめとする就業条件改善に向けた対策の 等による林業就業者の所得の向上、労働安全対 受け入れについては、労働災害発生率が国内他 強化を図ること。林業分野における外国人材の 林業経営体の事業量の拡大や立木価格の適正化 ことが不可欠である。中小事業者を含む地域の 万全を期すよう、対策の強化を図

七 件整備が効果的に進むよう、デジタル技術を活 強化すること 用した境界明確化等の取組に対する支援を一層 集約化構想を通じた集積・集約化に必要な条 路網は、主伐等による木材の安定供給や、森

に不可欠な生産基盤であり、災害時の代替路な 造林、保育、間伐等の施業を効率的に行うため 林の有する多面的機能の持続的な発揮に必要な 1地域のインフラとしても活用できることか 路網整備に対する支援を一層強化するこ

産材需要の拡大を図るとともに、これらの需要 高層建築分野における木材需要の創出など、国 の割合が高い横架材等の国産材への転換や、中 循環利用を図るため、住宅分野において輸入材 に対応した川上から川下までの安定的・効率的 な供給体制を構築すること。 我が国の住宅市場が縮小する中、森林資源の

官

九 拠点としての中間土場等の整備、安全かつ円滑 育成や丸太を運搬する事業者への支援を一層強 送の効率化を図るとともに、トラック運転手の に運搬できる林道整備の推進を通じて、原木輸 木材の安定供給体制の確立に向けては、中継

るべく、都道府県に対し市町村と積極的に連携 て中心的な役割を果たす市町村の負担軽減を図 とともに、新設する経営管理支援法人制度によ 新たな仕組みを含む森林経営管理制度におい 集約化構想等の策定等に取り組むよう促す 第

強化すること ドバイザー制度の活用などに対する支援を一層 る市町村事務のアウトソーシング、地域林政ア

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律

令和七年五月二十三日

参議院会議録第二十一号

十一 地域の実情に即した林業経営の低コスト化 との連携の更なる推進のため、森林管理局等の 等に向けた先駆的な技術の開発・普及と民有林 有林野事業の実施体制を強化すること。 地方組織の職員の人材育成、適正配置など、 国

集・共有する仕組みを設けるなど、必要な措置 把握できるよう、各都道府県において情報を収 用に当たっては、命令違反に係る情報を容易に を講ずること。 林地開発に係る命令違反者の公表制度の運

十三 森林環境税及び森林環境譲与税について、 創設の趣旨等を踏まえ、必要がある場合には、 促すとともに、地方公共団体の取組状況や制度 市町村及び都道府県における一層の有効活用を 集約化構想等の新たな仕組みへの活用を含め、 適切に所要の対応を検討すること 森林環境譲与税の使途や譲与基準を始め、 右決議する 適時

法律案 森林経営管理法及び森林法の一部を改正する

よって国会法第八十三条により送付する。 右の内閣提出案は本院においてこれを可決

衆議院議長 額賀福志郎 令和七年四月十一

参議院議長 関口 昌一殿

法律案 森林経営管理法及び森林法の一部を改正する

森林経営管理法及び森林法の一部を改正す

(森林経営管理法の一部改正)

条 森林経営管理法(平成三十年法律第三十

に、 「第六章」を「第八章」に、

ことができるものとする。

行っている場合は、当該調査の実施をもっ 既に第四十五条第二項の規定による調査を

て、この条の規定による調査の実施に代える

条」を「第七十二条・第七十三条」に改める。 八章」を「第十章」に、「第五十二条・第五・ 五十一条」を「第六十七条―第七十一条」に、 に、「第七章」を「第九章」に、「第四十七条 条―第四十六条」を「第六十四条―第六十六条」 第一条中「、 経営管理権集積計画を定め」を削

|条第三項中「第五章」を「第七章」 に改め

いて同じ」を加え、同条第五項に次のただし書 第五項第一号及び第五十一条第五項第二号にお め、同条第四項中「いう」の下に「。第四十三条 管理が行われるよう」を「実施されるよう」に改 第四条第三項中「実施されることにより経営

第五項第三号ただし書において「間伐等経営 権に基づいて行われる経営管理の内容が間伐 森林について経営管理権(その存続期間が五 みであるものに限る。第十条及び第五十一条 (これに係る木材の販売を含む。)及び保育の 十年を超えないものであって、当該経営管理 ただし、数人の共有に属する集積計画対象

五号)の一部を次のように改正する。 目次中「第五章 災害等防止措置命令等(第四

十二条・第四十三条)」を 第第 第七六第第第五章章三二一章 節節節 節節節 災経 害営権地定等 等管利域義(等 防理集経第四 止支積営四の

十二条) 集約化の推進

十五六十

> 理意向調査」という。)」を削り、同条に次のただ 中「(第四十八条第一項第一号において「経営管

れていれば足りるものとする。

第五条の見出しを「(意向調査)」に改め、

の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の 者の同意については、当該集積計画対象森林 該集積計画対象森林について所有権を有する 管理権」という。)を設定する場合における当

を超える共有持分を有する者の同意が得ら

し書を加える。

ただし、当該集積計画対象森林について、

「第四十四

—第 第 者が当該経営管理権集積計画に同意していると れについて二分の一を超える共有持分を有する 当該共有者不明森林の立木竹及び土地のそれぞ きを除く。)」を加える。 て間伐等経営管理権を設定する場合において、 第十条中「全部」を「うちいずれかの者」に改 「とき」の下に「(当該共有者不明森林につい

月]を「二月」に改める。 第十一条第六号及び第二十五条第三号中「六

む。)」を加える。 改め、「第三十二条第二項」の下に「(これらの規 は第十五条第二項」に、「又は」を「若しくは」に 定を第五十三条において準用する場合を含 第四十条第一項中「、 第十五条第二項」を「又

第五十三条を第七十三条とする。

二条第一項」に改め、 第五十二条中「第四十二条第一項」を「第六十 同条を第七十二条とす

第八章を第十章とする

とする。 十条を第七十条とし、 第七章中第五十一条を第七十一条とし、 第四十九条を第六十九条

官

第五章を第七章とし、

第四章の次に次の一

る調査の実施]に改め、同項に次の二号を加え 査」を「第五条又は第四十五条第二項の規定によ 第四十八条第一項第一号中「経営管理意向調

Ŧi. 集約化構想の作成に関する事務

六 権利集積配分一括計画の作成に関する事

第四十八条を第六十八条とする。

規定を第五十三条において準用する場合を含 む。)」を加え、同条を第六十七条とする。 第七章を第九章とする。 第四十七条中「第二十五条」の下に「(これらの

「条とする。 五条を第六十五条とし、第四十四条を第六十 第六章中第四十六条を第六十六条とし、第四

第六章を第八章とする。

六十三条とし、第四十二条を第六十二条とす 第四十三条第四項を削り、第五章中同条を第

第五章 経営管理の集約化の推進 節

第四十二条 この章において「経営管理の集約 化」とは、一体経営管理森林(自然的経済的社 の実施を実現することをいう。 置を講じつつ、当該区域内の森林ごとに必要 会的諸条件、その周辺の地域における土地の ることにより、一体的かつ効率的な経営管理 において、必要な作業路網の整備その他の措 びに第四十五条第一項において同じ。)の区域 森林をいう。次条第一項及び第二項第一号並 して経営管理を行うことが適当と認められる 利用の動向その他の事情を勘案して、一体と な経営管理実施権の設定その他の措置を講ず

四条第二項の規定により、経営管理を効率的 この章において「適合事業者」とは、 第四十

> ると都道府県が認めて公表している民間事業 理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有す かつ安定的に行う能力を有し、 かつ、経営管

第二節 地域経営管理集約化構想の作

第四十三条 市町村は、単独で又は他の市町村 構想」という。)を定めることができる。 経営管理の集約化に関する構想(以下「集約化 森林が存する地域ごとに、当該地域における 協議の結果を踏まえ、一以上の一体経営管理 で定めるところにより、第四十五条第一項の る。第三項において同じ。)と共同して、政令 市町村の区域をその区域に含む都道府県に限 若しくは都道府県(当該市町村又は当該他の (地域経営管理集約化構想の作成)

2 定めるものとする 集約化構想においては、次に掲げる事項を

前号に掲げる区域における経営管理の方 一体経営管理森林の区域

三 前号に掲げる方針を踏まえた経営管理 集約化に関する目標

な作業路網の整備その他の措置に関する方 前号に掲げる目標を達成するために必要

に、これらの事項を記載した地図を作成する る目標として次に掲げる事項を定めるととも は、集約化構想において、前項第三号に掲げ は当該都道府県。以下「市町村等」という。) あっては、当該市町村及び当該他の市町村又 府県と共同して集約化構想を定める場合に 市町村(当該市町村が他の市町村又は都道

設定その他の措置を講ずべき森林 理が円滑に行われるよう経営管理実施権の 前項第一号に掲げる区域において経営管

の中から選定された前号に掲げる森林にお 項に規定する公募区域において経営管理を 募において、集約化構想が定められる場合 いて経営管理を行うべき適合事業者 七項及び第四十五条第一項において同じ。) 行うことを希望した適合事業者に限る。 に前項第一号に掲げる区域を含む同条第一

項を定めることができる。 ける経営管理の集約化に関する次に掲げる事 る事項のほか、同項第一号に掲げる区域にお 集約化構想においては、第二項各号に掲げ

をいう。第四十九条において同じ。)の締結 の十一の九第一項に規定する施業施設協定 を内容とするものをいう。第四十九条にお そのために必要な施設の整備に関する措置 第十条の七に規定する森林所有者等をい いて同じ。)又は施業施設協定(同法第十条 合における施業実施協定(同法第十条の十 う。第四十九条において同じ。)となった場 に関する事項 一第一項に規定する施業実施協定であっ | 号に掲げる森林の森林所有者等(森林法 同項に規定する森林施業の共同化及び

集約化構想は、次に掲げる要件に該当する

5

町村の区域をその区域に含む都道府県の治 の調和が保たれたものであること。 山事業の実施に関する計画その他地方公共 に「市町村森林整備計画」という。)、当該市 林整備計画(第四十五条第一項において単 条の五第一項の規定によりたてた市町村森 団体の森林の整備及び保全に関する計画と 集約化構想を定める市町村が森林法第十

適合事業者(次条第一項の規定による公 第 市町村等は、集約化構想を定め、又はこれ

前項第二号に掲げる適合事業者が同項第林道の開設及び改良に関する事項

ものでなければならない。

るものであること。 として農林水産省令で定める基準に適合す

想を変更するものとする。 移により必要が生じたときは、 集約化構想を定めた市町村等は、情勢の推 当該集約化構

見を聴くものとする。ただし、農林水産省令 で定める軽微な変更については、この限りで

者及び第四十五条第一項の地域の関係者の意 を変更する場合には、あらかじめ、適合事業

8 市町村等は、集約化構想を定め、又はこれ 告の日から二週間公衆の縦覧に供するものと 令で定める軽微な変更をする場合を除く。)に を変更する場合(前項ただし書の農林水産省 することができる。 の案について、当該市町村等に意見書を提出 該縦覧期間満了の日までに、当該集約化構想 する。この場合において、利害関係人は、 の旨を公告し、当該集約化構想の案を当該公 は、農林水産省令で定めるところにより、そ 当

ころにより、遅滞なく、その旨を公告するも を変更したときは、農林水産省令で定めると のとする。 市町村等は、集約化構想を定め、又はこれ

(民間事業者の公募及び公表)

第四十四条 都道府県は、農林水産省令で定め 第二項第一号に掲げる区域内の森林について 合に当該集約化構想において定められる前条 という。)ごとに、集約化構想が定められる場 る区域(第五十条第一項において「公募区域」 るところにより、定期的に、都道府県が定め 経営管理を行うことを希望する民間事業者を 公募するものとする

2 都道府県は、農林水産省令で定めるところ 間事業者のうち次に掲げる要件に適合するも により、前項の規定による公募に応募した民

経営管理の集約化を図るため必要なもの

令和七年五月二十三日 参議院会議録第二十一号 森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案

の及びその応募の内容に関する情報を整理 これを公表するものとする。 参議院会議録第二十一号 森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律

令和七年五月二十三日

- を有すると認められること。 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力
- 基礎を有すると認められること。 経営管理を確実に行うに足りる経理的

第四十五条 果を取りまとめるものとする。 場合には、市町村森林整備計画を勘案して一 関係者による協議の場を設け、その協議の結 以上の一体経営管理森林が存すると見込まれ る事業を行う者をいう。)その他の当該地域の 建築又は建設をする事業その他木材を利用す 製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事 森林の森林所有者、木材関連事業者(木材の 事項について、適合事業者及び当該地域内の の区域及び当該区域における経営管理の方針 る地域ごとに、農林水産省令で定めるところ その他経営管理の集約化を図るために必要な により、当該地域における一体経営管理森林 木材を使用して建築物その他の工作物の 市町村等は、集約化構想を定める

を行う場合には、農林水産省令で定めるとこ 意向に関する調査を行うものとする。ただ 条第一項の規定による申出に係るものを除 のものに限る。) 内の森林の森林所有者(第六 ろにより、同項の地域(当該市町村の区域内 施をもって、この項の規定による調査の実施 く。)に対し、当該森林についての経営管理の よる調査を行っている場合は、当該調査の実 集約化構想を定める市町村は、前項の協議 に代えることができるものとする。 、当該森林について、既に第五条の規定に

ため、当該地域内の森林に関する地図を活用 は、同項の地域の関係者の理解と協力を得る 当該森林の森林所有者の当該森林につい 第一項の協議を行う場合に

> 情報を提供することその他の必要な措置を講 源の状況その他の経営管理の集約化に資する ずるものとする。 ての経営管理の意向、当該森林に係る森林資

(関係権利者に関する情報の提供)

第四十六条 市町村等は、集約化構想を定めた 場合には、農林水産省令で定めるところによ う。)の氏名その他の関係権利者に関する情報 者(以下この条において「関係権利者」とい 他の使用及び収益を目的とする権利を有する 質権、使用貸借による権利、賃借権又はその し、当該構想森林について所有権、地上権、 な限度において、当該構想適合事業者に対 掲げる適合事業者をいう。以下同じ。)の求め 集約化構想において定められた同項第二号に に、構想適合事業者(同項の規定により当該 り当該集約化構想において定められた同項第 り、構想森林(第四十三条第三項の規定によ を提供することができる。 に応じ、当該集約化構想の実現のために必要 号に掲げる森林をいう。以下同じ。) ごと

(不動産登記法の特例)

官

第四十七条 市町村等は、集約化構想を定めた 場合において、一筆の土地(当該集約化構想 の土地の所有権登記名義人等(同法第百二十 産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第百 が特定されていないものがあるときは、不動 された旨が記載されており、かつ、当該境界 項第三号に掲げる事項として当該一筆の土地 九十一条の四第一項に規定する林地台帳に同 れに隣接する他の土地であって、森林法第百 において定められた第四十三条第二項第一号 三条第五号に規定する所有権登記名義人等を 三十一条第二項の規定にかかわらず、これら と当該他の土地との境界に関する測量が実施 に掲げる区域内の森林の土地に限る。) 及びこ いう。)のうちいずれかの者の同意を得たとき

は、 同法第百二十五条に規定する筆界特定登

(林道の開設及び改良に係る地域森林計画の

第四十八条 市町村(集約化構想を市町村と共 おいて単に「地域森林計画」という。)をたて、 該事項に関連して必要となる森林法第五条第 知事に対し、農林水産省令で定めるところに 該市町村の区域をその区域に含む都道府県の 項第一号に掲げる事項を定めた場合には、 く。)は、集約化構想において第四十三条第四 同して定めた都道府県の区域内の市町村を除 る地域森林計画の素案を添えなければならな できる。この場合においては、当該要請に係 又はこれを変更することの要請をすることが より、当該集約化構想において定められた当 一項の地域森林計画(以下この項及び次項に

2 は、その案を作成しなければならない。 かを判断し、その必要があると認めるとき 地域森林計画をいう。次項において同じ。)を の内容の全部又は一部を実現することとなる 林計画(当該要請に係る地域森林計画の素案 たて、又はこれを変更する必要があるかどう 前項の規定による要請を受けた都道府県知

を、当該要請をした市町村に通知しなければ たて、又はこれを変更する必要がないと判断 知事は、当該要請を踏まえた地域森林計画を したときは、遅滞なく、その旨及びその理由 第一項の規定による要請を受けた都道府県 申請をすることができる。 法第百二十三条第二号に規定する筆界特定の 作成されていないものに限る。)について、同る筆界をいい、同法第十四条第一項の地図が との筆界(同法第百二十三条第一号に規定す 記官に対し、当該一筆の土地と当該他の土地

当

遅滞なく、当該要請を踏まえた地域森

(森林法の特例)

第四十九条 構想適合事業者が構想森林の森林 規定による公告及び縦覧があり、かつ、 とをもって、同法第十条の十一の三第一項の 四十三条第九項の規定による公告があったこ 所有者等となった場合において、 の縦覧期間が満了したものとみなす。 において同じ。)の規定の適用については、第 読み替えて準用する場合を含む。以下この条 適合事業者が締結する施業実施協定又は施業 められているものに限る。)に従って当該構想 一項(同法第十条の十一の九第三項において 施設協定に関する森林法第十条の十一の三第 (第四十三条第四項第二号に掲げる事項が定 集約化構想

第五十条 適合事業者は、農林水産省令で定め とを申し出ることができる。 内の森林の区域について、当該森林の所在地 合に経営管理を行うことを希望した公募区域 よる公募において集約化構想が定められる場 るところにより、第四十四条第一項の規定に の市町村に対し、集約化構想を定めるべきこ (適合事業者による集約化構想の作成の申出)

2 前項の規定による申出を受けた市町村は、 知するよう努めるものとする。 当該申出に係る森林の区域について集約化構 その理由を、当該申出をした適合事業者に通 想を定めないこととしたときは、 その旨及び

第 三節 権利集積配分一括計画の作成

(権利集積配分一括計画の作成)

第五十一条 市町村は、集約化構想を定めた場 当該集約化構想において定められた構想森林 合において、当該集約化構想の実現のため、 管理権に基づく構想適合事業者への経営管理 該構想森林の経営管理権の集積及び当該経営 の全部又は一部について、当該市町村への当 実施権の設定を一括して行うことが必要かつ

括計画を定めるものとする。 適当であると認めるときは、 権利集積

- 2 号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該 利集積配分一括計画に従って行われる次の各 各号に定める事項を定めるものとする。 権利集積配分一括計画においては、当該権
- 市町村への経営管理権の集積 次に掲げ
- う。)の所在、地番、地目及び面積 又は名称及び住所 想森林(以下「一括計画対象森林」とい 一括計画対象森林の森林所有者の氏名 市町村が経営管理権の設定を受ける構
- 期及び存続期間 市町村が設定を受ける経営管理権の始
- づいて行われる経営管理の内容 販売収益から伐採等に要する経費を控 市町村が設定を受ける経営管理権に基
- 方法並びに当該金銭の支払の時期、相手 所有者に支払われるべき金銭の額の算定 除してなお利益がある場合において森林 方及び方法

官

- らない旨の条件 め、市町村にその旨を通知しなければな 一括計画対象森林について権利を設定 又は移転する場合には、あらかじ
- これらの規定に規定する委託が解除され 若しくは第三十二条第二項の規定により たものとみなされた時における清算の方 する第十五条第二項、第二十三条第二項 九条第二項又は第五十三条において準用 ハに規定する存続期間の満了時及び第
- その他農林水産省令で定める事項
- 構想適合事業者への経営管理実施権の設 次に掲げる事項
- 経営管理実施権の設定を受ける構想適

合事業者の氏名又は名称及び住所

- 定を受ける一括計画対象森林の所在、 足を受ける一括計画対象森林の所在、地構想適合事業者が経営管理実施権の設 地目及び面積
- 所有者の氏名又は名称及び住所 口に規定する一括計画対象森林の森林
- 二 構想適合事業者が設定を受ける経営管 理実施権の始期及び存続期間
- 理実施権に基づいて行われる経営管理の 構想適合事業者が設定を受ける経営管
- へ 口に規定する一括計画対象森林に係る びに当該金銭の支払の時期、相手方及び 前号ホに規定する金銭の額の算定方法並
- 合(チに規定する清算の場合を除く。)に おける当該金銭の額の算定方法及び当該 金銭の支払の時期 市町村に支払われるべき金銭がある場
- 時における清算の方法 四十一条第二項の規定により同項に規定 する委託が解除されたものとみなされた 二に規定する存続期間の満了時及び第
- その他農林水産省令で定める事項
- 3 ればならない。 及び保育に要する経費が適切に算定されなけ 林及び保育が実施されるよう、伐採後の造林 に当たっては、計画的かつ確実に伐採後の造 前項第一号ホに規定する算定方法を定める
- 権利集積配分一括計画に次に掲げる事項を定 及び土地を対象として、構想適合事業者への を除く。以下この項において同じ。)の立木竹 いて定められた構想森林(一括計画対象森林 号に定める事項のほか、当該集約化構想にお 所有権の移転の促進を行おうとするときは、 て、当該集約化構想の実現のため、第二項各 市町村は、集約化構想を定めた場合におい

めることができる。

- 氏名又は名称及び住所
- 構想森林の立木竹及び土地の所在、地番、二 構想適合事業者が所有権の移転を受ける 構想森林の立木竹及び土地の所在、
- 林の立木竹及び土地について所有権の移転 を行う者の氏名又は名称及び住所
- びに移転の対価及びその支払の方法 利用目的並びに当該所有権の移転の時期並 移転の後における森林の立木竹及び土地の 構想適合事業者が移転を受ける所有権の
- に該当するものでなければならない。 権利集積配分一括計画は、次に掲げる要件
- 想の実現に資するものであること。 権利集積配分一括計画の内容が集約化構
- 二 森林法第十条の五第一項の規定によりた 共団体の森林の整備及び保全に関する計画 との調和が保たれたものであること。 治山事業の実施に関する計画その他地方公 てられた市町村森林整備計画、都道府県の
- の同意が得られていれば足りる。 る当該一括計画対象森林について所有権を 部の同意が得られていること。ただし、 括計画対象森林ごとに、当該一括計画対象 対象森林の立木竹及び土地のそれぞれ 有する者の同意については、当該一括計画 及び収益を目的とする権利を有する者の全 貸借による権利、賃借権又はその他の使用 森林について所有権、地上権、質権、使用 いて二分の一を超える共有持分を有する者 人の共有に属する一括計画対象森林につい 第二項第一号に定める事項について、 て間伐等経営管理権を設定する場合におけ につ 数

- 所有権の移転を受ける構想適合事業者の
- 構想適合事業者に前号に規定する構想森
- その他農林水産省令で定める事項

- 構想適合事業者の同意が得られているこ 括計画対象森林ごとに、同号イに規定する
- あっては、次のいずれにも該当すること。 前項各号に掲げる事項を定める場合に いること。 権利を有する者の全部の同意が得られて 又はその他の使用及び収益を目的とする 立木竹及び土地について所有権、 竹及び土地ごとに、同項第一号に規定す 権、質権、使用貸借による権利、賃借権 る構想適合事業者並びに当該構想森林の 前項第二号に規定する構想森林の立木 地上
- が、所有権の移転が行われた後におい 適正かつ確実に利用することができると 林の立木竹及び土地の利用目的に即して 認められること。 木竹及び土地を同項第四号に規定する森 て、同項第二号に規定する構想森林の立 前項第一号に規定する構想適合事業者

(権利集積配分一括計画の公告等)

第五十二条 市町村は、権利集積配分 ろにより、遅滞なく、その旨を公告するもの を定めたときは、農林水産省令で定めるとこ とする。

2 前項の規定による公告があったときは、そ 理実施権配分計画を定めて第三十七条第一項 ち、前条第二項第一号に定める事項に係る部 の公告があった権利集積配分一括計画のう 第二項第五号」とあるのは「第五十一条第二項 おいて、第三十五条第二項第六号中「第四条 の規定により公告したものとそれぞれみなし に係る部分にあっては前項の市町村が経営管 したものと、前条第二項第二号に定める事項 計画を定めて第七条第一項の規定により公告 分にあっては前項の市町村が経営管理権集積 て、この法律の規定を適用する。この場合に

第二項第二号に定める事項について、

令和七年五月二十三日 参議院会議録第二十一号 森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案

第一号ホ」と、第四十条第二項第二号中「第三 十六条第二項各号」とあるのは「第四十四条第 一項各号」とする

3 その公告があった権利集積配分一括計画の定 めるところにより所有権が移転する。 計画に係るものに限る。第五十四条から第五 に掲げる事項が定められた権利集積配分一括 十六条までにおいて同じ。)があったときは、 第一項の規定による公告(前条第四項各号

する。この場合において、第二十一条第一項又は所有者不明森林があるときについて準用 配分一括計画のうち第五十一条第二項第一号 に定める事項に係る部分を定める場合におい 五十三条 第二章第二節の規定は、権利集積 に、共有者不明森林、確知所有者不同意森林 (権利集積配分一括計画の作成手続の特例) 当該部分に係る一括計画対象森林のうち

とする。 (登記の特例)

のは、「第五十二条第一項」と読み替えるもの 及び第三十条第一項中「第七条第一項」とある

第五十四条 第五十二条第一項の規定による公 の登記については、政令で、不動産登記法の 告があった権利集積配分一括計画に係る土地 特例を定めることができる。

(森林法の特例)

告があったときは、森林法第十条の七の二第 五十五条 第五十二条第一項の規定による公 一項本文の規定による届出があったものとみ

第五十六条 市町村の長は、第五十二条第一項 地の利用目的に従って森林の立木竹及び土地 計画において定められた森林の立木竹及び土 けた構想適合事業者が当該権利集積配分一括 の規定による公告があった権利集積配分一括 計画の定めるところによる所有権の移転を受

> 利用すべきことを勧告することができる。 適合事業者に対し、相当の期限を定めて、当 を利用していないと認めるときは、当該構想 該利用目的に従って森林の立木竹及び土地を

第六章 経営管理支援法人

第五十七条 市町村の長は、特定非営利活動促 して指定することができる。 営管理支援法人(以下「支援法人」という。)と ると認められるものを、その申請により、経 掲げる業務を適正かつ確実に行うことができ 援する活動を行う法人であって、次条各号に しくは一般財団法人又は経営管理の実施を支 定する特定非営利活動法人、一般社団法人若 進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規 (経営管理支援法人の指定)

ものとする。 所及び事務所又は営業所の所在地を公示する たときは、当該支援法人の名称又は商号、住 市町村の長は、前項の規定による指定をし

るときは、あらかじめ、その旨を市町村の長 又は事務所若しくは営業所の所在地を変更す に届け出なければならない。 支援法人は、その名称若しくは商号、住所

るものとする。 あったときは、当該届出に係る事項を公示す 市町村の長は、前項の規定による届出が

第五十八条 支援法人は、 (支援法人の業務)

次に掲げる業務を行

うものとする。

を行おうとする者に対し、経営管理の実施 管理の実施のために必要な支援を行うこ に関する情報の提供又は相談その他の経営 森林所有者、民間事業者その他経営管理

二経営管理の実施に関する調査研究を行う

経営管理の実施に関する普及啓発を行う

حے

を行うこと。

第六十一条 支援法人は、農林水産省令で定め

の規定による指定を取り消すことができる。 る命令に違反したときは、第五十七条第 命ずることができる。

第六十条 国及び地方公共団体は、支援法人に 供又は指導若しくは助言をするものとする。 対し、その業務の実施に関し必要な情報の提 市町村の長は、支援法人から第五十八条第

当該支援法人に対し、 連情報」という。)の提供の求めがあったとき 情報(以下この項及び次項において「所有者関 知る必要があるとして、森林所有者に関する 四号に掲げる業務の遂行のため森林所有者を するものとする。 当該森林所有者の探索に必要な限度で、 所有者関連情報を提供

3 前項の場合において、 市町村の長は、 支援

において単に「森林所有者」という。)の探索いない森林の森林所有者(第六十条第二項 を行うこと。 委託に基づき、現に経営管理が行われて

することについて本人(当該所有者関連情報

によって識別される特定の個人をいう。)の同

意を得なければならない。

実施を支援するために必要な事業又は事務 前各号に掲げるもののほか、経営管理の

に対して求めれば足りる。

前項の同意は、その所在が判明している者

(支援法人による経営管理権集積計画等の作

第五十九条 市町村の長は、前条各号に掲げる 営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを その業務に関し報告をさせることができる。 要があると認めるときは、支援法人に対し、 業務の適正かつ確実な実施を確保するため必 めるときは、支援法人に対し、その業務の運 る業務を適正かつ確実に実施していないと認 市町村の長は、支援法人が前条各号に掲げ

り消したときは、その旨を公示するものとす 市町村の長は、支援法人が前項の規定によ 市町村の長は、前項の規定により指定を取

(情報提供等)

一項 第四号まで」に改め、同項第三号を同項第四号 号)の一部を次のように改正する。 第六条第五項第一号中「及び第三号」を「から 同項第二号の次に次の一号を加える。

第

、森林法の一部改正

域内の森林の区域について集約化構想を定め

いて経営管理権集積計画を定め、又は当該区

るべきことを申し出ることができる。

町村に対し、当該市町村の区域内の森林につ るところにより、当該支援法人を指定した市

二条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九

産大臣及び当該市町村の長に協議するこ 林経営管理法(平成三十年法律第三十五号) する市町村からの要請に係る部分 農林水 第四十八条第一項の規定による同項に規定 前条第二項第七号に掲げる事項のうち森

とその他の条件を付する」に改める。 の他の森林の有する公益的機能を維持するため 第四項中「条件を附する」を「擁壁、排水施設そ 第二項第二号中「かん養」を「涵養」に改め、同条 め、同項各号中「行なう」を「行う」に改め、 に必要な施設を設置し、又は維持管理すべきこ 第十条の二第一項中「こえる」を「超える」に改 同項ただし書中「一に」を「いずれかに」に改 同条

条に次の一項を加える。 第十条の三中「附した」を「付した」に改め、

法人に対し所有者関連情報を提供するとき

あらかじめ、当該所有者関連情報を提供

官

2 係る森林の土地の地番その他必要な事項を公 従わなかつたときは、その旨及び当該命令に 表することができる 受けた者が、正当な理由がなくて当該命令に 都道府県知事は、前項の規定による命令を

いて同じ。)は」に改める。 する場合の当該市町村を除く。以下この条にお 林所有者等(市町村がその区域内において伐採 第十条の八第一項中「森林所有者等は」を「森

第二号イ及びロ中「申請」を「認可の申請」に改め 第十条の十一の九第一項」を加え、 第十条の十一第一項中「この項」の下に「及び 同条第三項

れにも」に改め、同項に次の一号を加える。 第十条の十一の四第一項中「全てに」を「いず

化構想の実現に資すると認められるもので るときは、施業実施協定の内容が当該集約 森林の区域の全部又は一部を含むものであ 構想において定められた同条第二項第一号 定められている場合において、当該集約化 第四十三条第一項に規定する集約化構想が 施業実施協定にあつては、森林経営管理法 に掲げる区域が施業実施協定の対象とする 第十条の十一第一項の認可の申請に係る

第十条の十一の八の次に次の一条を加える。 施業施設協定

第十条の十一の九 対象森林の森林所有者等及 な作業路網その他の施設(以下この条におい び当該対象森林の施業を実施するために必要 の認可を受けて、当該対象森林について一定 設のため設定されたことが明らかなものを除 る権利(臨時設備その他一時的に使用する施 施業施設の所有者、その敷地である土地の所 て「施業施設」という。)の施設所有者等(当該 く。)を有する者をいう。)は、当該市町村の長 有者又は当該土地の使用及び収益を目的とす

> 施設協定」という。)を締結することができ 運営に関する協定(以下この条において「施業 施するために必要な施業施設の設置又は維持 の区域を定め、その区域内の森林の施業を実

- を定めるものとする 施業施設協定においては、 次に掲げる事項
- 二 施業施設の設置又は維持運営に関する事 区域及びその面積並びに施業施設の位置 施業施設協定の目的となる前項の森林の
- 施業施設協定の有効期間

施業施設協定に違反した場合の措置

可の申請に係る施業実施協定にあつては、森 と、同項第四号中「第十条の十一第一項の認 林及び施業施設協定の対象とする施業施設」 又は第二項」とあるのは「第十条の十一の九第 条の十一の四第一項中「第十条の十一第一項 じ。)」と、第十条の十一の三第一項及び第十 項に規定する施設所有者等をいう。以下同 施設の施設所有者等(第十条の十一の九第一 とあるのは「施業施設協定の対象となる施業 第十条の十一第四項中「森林の土地の所有者」 施設について準用する。この場合において、 当該施業施設協定の対象となる森林及び施業 から前条までの規定は、施業施設協定並びに 一項」と、同項第二号中「森林」とあるのは「森 第十条の十一(第四項及び第五項に限る。)

> 設の施設所有者等」と、第十条の十一の七第 あるのは「施業施設協定の対象とする施業施 条第一項中「第十条の十一第一項若しくは第 とあるのは「第十条の十一の九第一項」と、前 一項中「第十条の十一第一項若しくは第二項」 第十条の十一の六中「森林の土地の所有者」と ものとする。 |項」とあるのは「次条第一項」と読み替える

改める。 第十条の十二の三第四号中[六月]を[二月]に

し、同条第一号の次に次の一号を加える。 第四号とし、同条第二号中[第十条の三]を[第 十条の三第一項」に改め、同号を同条第三号と 第二百六条中第四号を第五号とし、第三号を

四項の条件(擁壁、排水施設その他の森林 行為をした者 を内容とするものに限る。)に違反し、開発 の有する公益的機能を維持するために必要 な施設を設置し、又は維持管理すべきこと 第十条の二第一項の許可に付した同条第

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。

(共有者不明森林及び所有者不明森林に係る特

第二条 第一条の規定による改正後の森林経営管 律の施行の日(以下「施行日」という。)以後にさ 理法第十一条及び第二十五条の規定は、この法 例に関する経過措置 れる公告について適用し、施行日前にされた公

告については、なお従前の例による。 (伐採及び伐採後の造林の届出に関する経過措

第三条 条及び附則第五条において「新森林法」という。) 第十条の八第一項の規定は、 第二条の規定による改正後の森林法(次 施行日以後にされ

については、なお従前の例による る伐採について適用し、施行日前にされた伐採

第四条 新森林法第十条の十一の四第一項(第四 規定は、施行日以後に新森林法第十条の十一第 協定については、なお従前の例による。 の認可の申請のあった同項に規定する施業実施 規定による改正前の森林法第十条の十一第一項 実施協定について適用し、施行日前に第二条の 号に係る部分に限る。)及び第十条の十一の八第 (施業実施協定に関する経過措置) | 項(同号に掲げる要件に係る部分に限る。)の 項の認可の申請のあった同項に規定する施業

の円滑化に関する経過措置) (共有者不確知森林の共有者による森林の施業

第五条 新森林法第十条の十二の三の規定は、施 項の規定による公告の申請があった場合におけ 例による。 る当該申請に係る公告については、 申請に係る公告について適用し、 定による公告の申請があった場合における当該 行日以後に森林法第十条の十二の二第一項の規 施行日前に同 なお従前の

第六条 して、この法律による改正後の森林経営管理法 づいて所要の措置を講ずるものとする。 え、必要があると認めるときは、 該規定に基づく規制の在り方について検討を加 及び森林法の規定の施行の状況等を勘案し、 政府は、この法律の施行後五年を目途と 当

第七条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律 十一号)の一部を次のように改正する。 (住民基本台帳法の一部改正)

含む。)」を加え、「又は同法第四十二条第一項」 規定を同法第五十三条において準用する場合を の四十一の項中「経営管理意向調査の実施」を 「調査」に改め、「第二十四条」の下に「(これらの 別表第二の五の四十一の項及び別表第四の四 同法第四十五条第二項の調査、 同法第五

地の所有者」とあるのは「施設所有者等」と、

一の七第一項及び前条第二項中「森林の土

し」と、第十条の十一の五第一項、第十条の である土地の区域内の見やすい場所に明 設である旨を当該施業施設内の見やすい場所

に、又は当該施業施設が存する旨をその敷地

と、同条第二項中「明示し」とあるのは「明示 林経営管理法」とあるのは「森林経営管理法」

し、かつ、施業施設協定の対象とする施業施

(号外国会会議録)

第八条 木材の安定供給の確保に関する特別措置 十一条第一項の権利集積配分一括計画の作成又 法(平成八年法律第四十七号)の一部を次のよう は同法第六十二条第 に改正する。 (木材の安定供給の確保に関する特別措置法の 部改正) 一項」に改める

令和七年五月二十三日

参議院会議録第二十一号

民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

第四十二条第二項に規定する適合事業者」 第四条第一項中「民間事業者」の下に「、 一を加 同法

第九条 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成 改正する。 十四年法律第百二十八号)の一部を次のように (独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正)

動の促進等に関する法律の一部改正) 条」に改める (地域における生物の多様性の増進のための活 第十二条第三項中「第四十六条」を「第六十六

第十条 地域における生物の多様性の増進のため 十八号)の一部を次のように改正する。 改める。 |認定連携市町村等]を「認定連携活動実施者」に 第二十条第二項中「及び当該市町村」を削り、 活動の促進等に関する法律(令和六年法律第

官

審查報告書

た。よって要領書を添えて報告する。 右は全会一致をもって可決すべきものと議決し 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案 令和七年五月二十二日

な監督を行うこと。

参議院議長 関 口 昌一殿

法務委員長

若松

謙維

な活用の促進を図るため、 委員会の決定の理由 本法律案は、民事裁判情報の適正かつ効果的 国の責務及び法務大

> 業務等を行う法人の指定に関する制度を創設す 臣による基本方針の策定について定めるととも な措置と認める。 る等の措置を講じようとするものであり、 民事裁判情報を加工して第三者に提供する 妥当

なお、別紙の附帯決議を行った。

別に費用を要しない。

本法施行のため、

次の事項について格段の配慮をすべきである。 政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり を行わないよう、指定法人に対し必要かつ適切 るとともに、保有民事裁判情報等の目的外使用 慮した措置に加え、適切な安全管理措置を講じ や関係者のプライバシー保護の要請に十分に配 み、業務の委託先及び再委託先を含め、当事者 く社会に拡散しやすい性質を有することに鑑 理後も個人を容易に特定し得る場合があり、広 た、指定後においても、民事裁判情報は仮名処 礎について、厳格かつ公平に審査すること。ま を講じることができる技術的能力及び経理的基 漏えい等を防止するために必要な安全管理措置 について遺漏なく仮名処理を実施するとともに する際には、民事裁判情報に含まれる個人情報 民事裁判情報管理提供業務を行う法人を指定

者にとって過度な負担とならないよう配慮する な実施のために必要な経費を勘案しつつ、利用 仮名加工民事裁判情報等の提供料金について 民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実

について、今後とも更に適切な運用に努めるこ る裁判所ウェブサイトにおける判例情報の提供 き続き重要であることに鑑み、現在行われてい 幅広く国民に提供することが本法の施行後も引 先例的価値及び社会的関心の高い判例情報を

几

右決議する。

附带決議

第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い 国の責務、法務大臣による基本方針の策定、 民事裁判情報に対する需要が多様化しているこ を行う法人の指定等について定めることによ とに鑑み、民事裁判情報の活用の促進に関し、 ある社会の発展に資することを目的とする。 めの基盤の整備を図り、もって創造的かつ活力 り、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用のた 事裁判情報を加工して第三者に提供する業務等 民

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用 語の意義は、当該各号に定めるところによる。 知覚によっては認識することができない方式 的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の 訴訟手続において作成された次に掲げる電磁 で作られる記録であって、電子計算機による 情報処理の用に供されるものをいう。以下同 民事裁判情報 民事訴訟手続及び行政事件

在り方について検討を行うこと。 の確実かつ安定的な公開のために必要な体制の に関する法制の動向等も勘案し、民事裁判情報 に当たっては、諸外国における判例情報の公開 附則第五条に基づく五年経過後の検討を行う

じ。) に記録されている事項に係る情報をい

右の内閣提出案は本院においてこれを可決 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

よって国会法第八十三条により送付する。 令和七年五月八日

ファイルに記録されたものに限る。)

調書(同法第百六十条第二項の規定により

民事訴訟法第二百五十四条第二項の電子

ル」という。)に記録されたものに限る。) ファイル(以下この号において単に「ファイ 計算機(入出力装置を含む。)に備えられた

一項の規定により裁判所の使用に係る電子

百九号)第二百五十二条第一項に規定する

電子判決書(民事訴訟法(平成八年法律第

電子判決書をいい、同法第二百五十三条第

参議院議長 関口 衆議院議長 昌一殿 額賀福志郎

民事裁判情報の活用の促進に関する法律案 民事裁判情報の活用の促進に関する法律

係るものとして法務省令で定めるもの 法第二百五十三条第二項の規定によりファ の規定により作成された電磁的記録をい おいて準用する同法第二百五十二条第一項 法令の解釈適用について参考となる裁判に い、同法第百二十二条において準用する同 イルに記録されたものに限る。) であって、 電子決定書(民事訴訟法第百二十二条に

れている民事裁判情報であって、 裁判所から提供を受けた電磁的記録に記録さ る指定法人が第七条第一項の規定により最高 人が保有しているものをいう。 保有民事裁判情報 第五条第二項に規定す 当該指定法

護に関する法律(平成十五年法律第五十七号) 他の特定の個人を識別することができること 務省令で定める者を除く。以下この号及び第 するおそれが少ないと認められる者として法 報に係る裁判をした裁判官その他この号に規 第二条第二項に規定する個人識別符号をい となる情報及び個人識別符号(個人情報の保 十三条において同じ。)の氏名、生年月日その 定する措置を講じなくてもその権利利益を害 に含まれる特定の個人(当該保有民事裁判情 仮名加工民事裁判情報 保有民事裁判情報

以下この号において同じ。)の全部又は

民事裁判情報を加工して得られる情報をい の個人を識別することができないように保有 む。)を講じて他の情報と照合しない限り特定 方法により他の情報に置き換えることを含 号を復元することのできる規則性を有しない 部を削除する措置(当該情報及び個人識別符 3

- 兀 判について上訴があった旨その他の民事裁判 令で定めるものをいう。 情報の活用の促進に資するものとして法務省 る情報であって、当該民事裁判情報に係る裁 民事裁判関連情報 民事裁判情報に関連す 5 4
- 2 省令を制定し、又は改廃する場合においては、 あらかじめ、 ならない。 法務大臣は、前項第一号ハ又は第四号の法務 最高裁判所の意見を聴かなければ

(国の責務)

第三条 政府は、この法律の目的を達成するた 施に必要な措置を講ずるよう努めるものとす の他の関係者と協力して、当該施策の適切な実 策定し、及び実施するとともに、最高裁判所そ 民事裁判情報の活用の促進のための施策を

2 の提供その他の必要な措置を講ずるものとす 図るため、民事裁判情報を記録した電磁的記録 最高裁判所は、民事裁判情報の活用の促進を

基本方針

第四条 法務大臣は、民事裁判情報の活用の促進 ればならない。 第一項において「基本方針」という。)を定めなけ に関する基本的な方針(以下この条及び第八条

- 2 るものとする。 基本方針においては、 次に掲げる事項を定め
- 民事裁判情報の活用の促進の意義に関する
- 関する基本的な事項 民事裁判情報の活用の促進のための施策に

- 保有民事裁判情報の管理及び提供に関する
- 法務大臣は、基本方針を定めるときは、あら の活用の促進に関する重要事項 前三号に掲げるもののほか、民事裁判情報
- なく、これを公表しなければならない。 法務大臣は、基本方針を定めたときは、 遅滞

かじめ、最高裁判所の意見を聴かなければなら

用する。 前二項の規定は、基本方針の変更について準

(指定等)

第五条 法務大臣は、一般社団法人、一般財団法 に掲げる要件を備えるものを、その申請によ う。)を行う者として指定することができる。 る業務(以下「民事裁判情報管理提供業務」とい り、全国に一を限って、次条第一項各号に掲げ 人その他営利を目的としない法人であって、次 を有するものであること に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実

- 一役員又は職員の構成が民事裁判情報管理提 供業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれが ないものであること。
- 三 民事裁判情報管理提供業務以外の業務を 行っている場合は、その業務を行うことに なるおそれがないものであること。 よって民事裁判情報管理提供業務が不公正に
- 者でないこと され、その取消しの日から五年を経過しない 第十八条第一項の規定により指定を取り消
- Ŧi. ないこと 役員のうちに次のいずれかに該当する者が 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執
- 金の刑に処せられ、その刑の執行を終 行を終わり、又は執行を受けることがなく なった日から五年を経過しない者 この法律の規定に違反したことにより罰

- り、 から五年を経過しない者 又は執行を受けることがなくなった日
- 2 当該指定をした日を公示するものとする。 きは、当該指定を受けた者(以下「指定法人」と いう。)の名称及び主たる事務所の所在地並びに 法務大臣は、前項の規定による指定をしたと
- 届け出なければならない。 する日の二週間前までに、その旨を法務大臣に 在地を変更しようとするときは、変更しようと 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所
- ときは、その旨を公示するものとする。 法務大臣は、前項の規定による届出があった
- きは、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出な ければならない。 指定法人は、役員を選任し、又は解任したと

5

(業務)

第六条 指定法人は、この法律及び第八条第 に掲げる業務を行うものとする。 に規定する業務規程の定めるところにより、 次 項

- して仮名加工民事裁判情報を作成すること。 ため、保有民事裁判情報を整理し、及び加工 民事裁判情報に係るデータベースを整備する 広く一般の需要に応ずるに足りる仮名加工
- 二 仮名加工民事裁判情報を利用しようとする 務省令で定めるものをいう。) により提供する の情報通信の技術を利用する方法であって法 法(電子情報処理組織を使用する方法その他 者に対し、仮名加工民事裁判情報を電磁的方
- 三 保有民事裁判情報、第二条第一項第三号に という。)、第十三条第一項の規定により行っ 削除した情報(第二十条において「削除情報」 規定する措置によって保有民事裁判情報から 判情報及び次条第二項に規定する収集整理し た加工の方法に関する情報、仮名加工民事裁 等」という。)を管理すること。 た民事裁判関連情報(以下「保有民事裁判情報

- 兀 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行う
- 2 究の業務を行うことができる。 を利用して司法制度の充実に資する調査及び研 条において「仮名加工民事裁判情報等」という。) 定する収集整理した民事裁判関連情報(第十二 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務のほ 仮名加工民事裁判情報及び次条第二項に規

(情報提供の求め等)

第七条 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務 第九十二条第一項その他の法令の規定により同 を行うため、最高裁判所に対し、 録の提供を求めることができる。 訟記録の閲覧等の請求が制限される部分を除 法第四十五条第五項第二号に規定する電磁的訴 イからハまでに掲げる電磁的記録(民事訴訟法 則で定めるところにより、第二条第一項第一号 く。)に記録されている事項を記録した電磁的記 最高裁判所規

対して、当該収集整理した民事裁判関連情報を 仮名加工民事裁判情報を利用しようとする者に うため、民事裁判関連情報を収集整理し、 提供するよう努めるものとする。 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行 及び

(業務規程)

- 第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁 判情報管理提供業務に関する規程(以下この条 同様とする。 という。)を定め、法務大臣の認可を受けなけれ 及び第十八条第一項第四号において「業務規程」 ばならない。これを変更しようとするときも、
- 2 なければならない。 業務規程には、次に掲げる事項を定めておか
- 保有民事裁判情報の加工の方法に関する事
- 契約(第十条及び第十二条において「情報提供 契約」という。)の締結に関する事項 仮名加工民事裁判情報の提供を内容とする

四 損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全 管理に関する事項 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀

令和七年五月二十三日

参議院会議録第二十一号

民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

料金に関する事項

苦情の処理に関する事項

法務大臣は、 管理提供業務の実施に必要な事項として法務 省令で定める事項 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報 第一項の認可をした業務規程が

に対し、その業務規程を変更すべきことを命ず 施上不適当となったと認めるときは、 民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実 ることができる。 指定法人

第九条 指定法人は、毎事業年度、事業計画及び 収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に 後遅滞なく)、法務大臣の認可を受けなければ 属する事業年度にあっては、その指定を受けた (第五条第一項の規定による指定を受けた日の これを変更しようとするときも、同

2 以内に、法務大臣に提出しなければならない。 支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月 (契約の締結及び解除) 指定法人は、毎事業年度、事業報告書及び収

第十条 指定法人は、情報提供契約の申込者がそ はならない。 るときを除き、 の申込みに関し偽りその他不正の行為を行った とき、その他法務省令で定める正当な理由があ 情報提供契約の締結を拒絶して

2 報提供契約を解除してはならない。 省令で定める正当な理由があるときを除き、 約上の義務違反により契約関係を継続し難い重 大な事由があると認められるとき、その他法務 指定法人は、情報提供契約を締結した者の契 情

第十一条 指定法人は、 法務大臣の許可を受けな

> ければ、民事裁判情報管理提供業務の全部又は 部を休止し、又は廃止してはならない。

該許可に係る指定は、その効力を失う。 理提供業務の全部の廃止を許可したときは、 法務大臣が前項の規定により民事裁判情報管 当

の旨を公示しなければならない。 (保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止) 法務大臣は、第一項の許可をしたときは、 そ

第十二条 指定法人の役員若しくは職員その他の 従業者又はこれらの者であった者は、保有民事 情報の提供を行うときは、この限りでない。 報提供契約を締結した者に対して民事裁判関連 仮名加工民事裁判情報等を使用するとき及び情 に供する目的以外に使用してはならない。ただ 裁判情報等を、民事裁判情報管理提供業務の用 (仮名加工民事裁判情報の作成等) 第六条第二項に規定する業務を行うために

第十三条 指定法人は、仮名加工民事裁判情報を らない。 定の個人を識別することができないようにする 作成するときは、他の情報と照合しない限り特 に従い、保有民事裁判情報を加工しなければな ために必要なものとして法務省令で定める基準

2 照合してはならない。 めに、当該仮名加工民事裁判情報を他の情報と 有民事裁判情報に係る特定の個人を識別するた 該仮名加工民事裁判情報の作成に用いられた保 うに当たっては、法令に基づく場合を除き、 指定法人は、仮名加工民事裁判情報を取り扱 当

第十四条 により、民事裁判情報管理提供業務の一部を、 法務大臣の承認を受けて、他の者に委託するこ 指定法人は、法務省令で定めるところ

を、 託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部 前項の規定による委託を受けた者は、当該委 指定法人の同意を得て、他の者に再委託す

> の承認を受けなければならない。 ることができる。この場合において、 は、あらかじめ、当該再委託について法務大臣

3 提供業務に従事する者又はこれらの者であった 若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理 第十二条の規定は、前二項の規定により委託

(帳簿の備付け等)

しなければならない。

2

務を行ったとき。

務規程によらないで民事裁判情報管理提供業

第八条第一項の規定により認可を受けた業

3

場合において、当該指定の取消しに係る法人

第一項の規定による指定の取消しが行われた

きは、その旨を公示しなければならない。

法務大臣は、前項の規定による処分をしたと

は、法務省令で定めるところにより、その管理

に係る保有民事裁判情報等を法務大臣が第五条

第一項の規定により新たに指定する指定法人に

第十六条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業 監督上必要な命令をすることができる。 めるときは、指定法人に対し、その業務に関し 務の適正な実施を確保するため必要があると認

第十七条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業 務の適正な実施を確保するため必要があると認 若しくは関係者に質問させることができる。 は設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、 定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しく に関し必要な報告を求め、又はその職員に、 めるときは、指定法人に対し、その業務の状況 指

3 捜査のために認められたものと解してはならな 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

提示しなければならない。

指定の取消し等)

第十八条 法務大臣は、 指定法人が次の各号 Ø

指定法人 ずれかに該当するときは、その指定を取り消 務の全部若しくは一部の停止を命ずることがで し、又は期間を定めて民事裁判情報管理提供業

きる。

者について準用する。

第十五条 指定法人は、法務省令で定めるところ るものを記載し、又は記録し、及びこれを保存 報管理提供業務に関する事項で法務省令で定め を含む。第十七条第一項及び第二十一条第一項 作成がされている場合における当該電磁的記録 第二号において同じ。)を備え付け、民事裁判情 により、帳簿(その作成に代えて電磁的記録の

三 第五条第一項第五号に掲げる要件に該当し

ないこととなったとき

若しくは処分に違反したとき

二 この法律の規定又は当該規定に基づく命令

に実施することができないと認められると

民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実

(報告及び検査)

4 る指定の取消しが行われた場合における民事裁 項は、法務省令で定める。 判情報管理提供業務の引継ぎその他の必要な事 速やかに引き継がなければならない。 (法務省令への委任 前項に定めるもののほか、第一項の規定によ

の身分を示す証明書を携帯し、 前項の規定により立入検査をする職員は、 関係者にこれを そ 第十九条 この法律に定めるもののほか、 省令で定める。

判情報管理提供業務に関し必要な事項は、 法務

民事裁

第二十条 次に掲げる者が、その業務に関して知 に規定する措置によって削除し、又は他の情報 り得た保有民事裁判情報(第二条第一項第三号 り行った加工の方法に関する情報(その情報を る。)、削除情報又は第十三条第一項の規定によ に置き換えることが予定されている情報に限

限る。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図 下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処 る目的で提供し、又は盗用したときは、 用いて削除情報を復元することができるものに 又はこれを併科する。 一年以 第

- 者又はこれらの者であった者 指定法人の役員若しくは職員その他の従業
- 二 第十四条第一項若しくは第二項の規定によ り委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判 情報管理提供業務に従事する者又はこれらの
- 第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合 には、当該違反行為をした者は、三十万円以下 の罰金に処する。
- 二 第十五条の規定に違反して、帳簿を備え付 帳簿を保存しなかったとき。 若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は 判情報管理提供業務の全部を廃止したとき。 第十一条第一項の許可を受けないで民事裁 帳簿に記載せず、若しくは記録せず、
- 三 第十七条第一項の規定による報告をせず、 若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 しくは同項の規定による質問に対して陳述を よる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若
- じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは定めのあるものを含む。以下この項において同 に対しても、同項の刑を科する。 ときは、行為者を罰するほか、その法人又は人 人又は人の業務に関し、前項の違反行為をした 人の代理人、使用人その他の従業者が、その法 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の
- 訟行為について法人でない団体を代表するほ ある場合には、その代表者又は管理人がその訴 訴訟に関する法律の規定を準用する。 法人でない団体について前項の規定の適用が 法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事

令和七年五月二十三日

参議院会議録第二十一号

(施行期日) 附 則

政令で定める日から施行する。 日から起算して二年を超えない範囲内において で、第二十条及び第二十一条の規定は、公布の 三項、第九条第二項、第十条から第十八条ま 施行する。ただし、第六条、第七条、第八条第 を超えない範囲内において政令で定める日から 一条 この法律は、 公布の日から起算して九月

(民事裁判情報管理提供業務の準備行為)

第二条 指定法人は、前条ただし書に規定する規 できる。 提供業務の実施に必要な準備行為をすることが 定の施行の日前においても、民事裁判情報管理

(調整規定)

第三条 この法律の施行の日が民事訴訟法等の一 規定による改正後の民事訴訟法」とする。 前日までの間は、第二条第一項第一号中「民事 部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)の 正する法律(令和四年法律第四十八号)第 訴訟法」とあるのは、「民事訴訟法等の一部を改 施行の日前である場合には、同法の施行の日の (法務省設置法の一部改正) 二条の

第四条 法務省設置法(平成十一年法律第九十三 号)の一部を次のように改正する。 第四条第一項第二十五号の二の次に次の一号

を加える

二十五の三 民事裁判情報の活用の促進に関 による民事裁判情報管理提供業務を行う法 する法律(令和七年法律第 人の監督に関すること。 号)の規定

(検討)

第五条 政府は、附則第一条ただし書に規定する 規定の施行後五年を経過した場合において、こ の法律の施行の状況について検討を加え、その 結果に基づいて必要な措置を講ずるものとす

よって要領書を添えて報告する。 右は多数をもって可決すべきものと議決した。 律等の一部を改正する法律案 等を図るための建物の区分所有等に関する法 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化

令和七年五月二十二 日 国土交通委員長 小西

洋之

参議院議長 関口 昌一殿

とするものであり、おおむね妥当な措置と認め 図るため、区分所有建物の再生等の実施の円滑 支援法人の登録制度の創設等の措置を講じよう 制度の対象範囲の拡大、マンション管理適正化 部分管理命令の制度の創設、敷地共有者等集会 化、集会の決議要件の合理化、所有者不明専有 他の区分所有建物の管理及び再生の円滑化等を の社会経済情勢の変化に鑑み、マンションその 本法律案は、老朽化したマンションの増加等 委員会の決定の理由

なお、 別紙の附帯決議を行った。

本法律施行のため、 別に費用を要しない

附带決議

て適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべき 政府は、本法の施行に当たり、次の諸点につい

ことを内容とするマンション標準管理規約の改 ことができるよう、損害賠償金の使途を定める 権の代理行使に当たり、旧区分所有者の取り分 まえた管理規約の変更が速やかに行われるよう 正を早期に行い、各管理組合においてこれを踏 も含む損害賠償金を確実に修繕費用に充当する 管理者による共用部分に関する損害賠償請求

被ることのないよう、本法に規定された事前説

明の確実な実施に加え、マンションにおける外

マンションの区分所有者に対しても必要な措置 と。また、管理組合自体がないような管理不全 関連団体等を通じて働きかけや支援を行うこ を講ずること。

- 二 標準管理規約の改正を踏まえ、各管理組合の しも含めた所要の措置を講ずること。 的な実態把握に努め、必要に応じ、制度の見直 が修繕費用に充当できなかった事例などの継続 の意思表示が行われた結果、損害賠償金の一部いないこと等により、旧区分所有者による別段 めること。また、管理規約に同規定が置かれて 賠償金の使途に係る規定の制定状況の把握に努 管理規約における共用部分について生じた損害
- 三 マンションの管理及び再生が円滑に行われる よう、区分所有権の処分を伴わない決議が集会 図ること 体、管理組合、区分所有者等に対し周知徹底を いった本法による措置について、 ンション再生等に活用可能な事業手法の拡充と への出席者による多数決で可能となることやマ 地方公共団

四 価値が適正に評価されるよう、市場環境の整備 こと。また、管理水準の高いマンションの資産 事業者に対し、管理計画の作成を積極的に促す 度が新築時から積極的に活用されるよう、 ションの管理水準向上に資する管理計画認定制 に努めること。 管理不全マンションの増加を防ぐため、マン 分譲

六 マンション管理業者が管理事務及び管理者事 Ŧi. 務の双方の委託を受けている場合、管理業者に 体が伴走支援を行うよう働きかけを行うこと。 ンションについては、管理組合の設立から、管 よる利益相反行為により区分所有者が不利益を 理計画の作成及び実施に至るまで、地方公共団 管理組合自体がないような既存の管理不全マ

有等に関する法律等の一部を改正する法律案民事裁判情報の活用の促進に関する法律案 ... 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所 部管理者方式等に関するガイドラインを踏まえ 兀

令和七年五月二十三日 参議院会議録第二十一号 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律

た対応を行うことについて、 関連団体等を通じ

七 宅の活用が図られるよう、地方公共団体への的 場合には、それらの者の居住の安定の確保を十 確な支援に努めること。 分に図ること。また、公営住宅等の公的賃貸住 要する者が新たに住まいを確保する必要がある 高齢の区分所有者など住宅の確保に特に配慮を マンション再生事業等により、 マンションの管理及び再生に当たっての助 借家権者や、

九 成支援など、その負担軽減のために必要な措置 体が担うマンション関連事務の増加に鑑み、マ 指導や勧告、再生事業等の認可等、 ニュアルの整備やマンション政策の担当者の育 マンションの管理及び再生に当たっては、 地方公共団 知

働きかけを行うこと。また、管理組合等に対 方式が増えている実態を踏まえ、着実な修繕費 **繕費用を確保できるよう支援を行うこと。ま** るマンションの管理組合等に対して、将来の修 等について分かりやすい情報発信を行うこと。 ため、十分な数のマンション管理適正化支援法 識や経験を有する民間団体を積極的に活用する 人が確保されるよう、関連団体に対し、 長期修繕計画に対し修繕積立金が不足してい 修繕積立金の積立方式として段階増額積立 マンション管理適正化支援法人の活用方法 登録の 第 正する。

十二 マンションの大規模修繕工事をめぐり談合 が疑われる事案が発生したことを踏まえ、関係 易に負担することなく計画的な解体が進むよ に対応するため、地方公共団体が解体費用を安 用の確保に向けて対策を講ずること。 て取り組むこと。 解体費用の確保に係る対策を講ずること。 寿命を迎えたマンションのいわゆる「終活 同様の事案の再発防止に徹底し

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決 律等の 等を図るための建物の区分所有等に関する法 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化 一部を改正する法律案

よって国会法第八十三条により送付する 令和七年五月十五

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関 П 昌 一殿

律等の一部を改正する法律案 等を図るための建物の区分所有等に関する法 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化 (小字は衆議院修正)

一条 建物の区分所有等に関する法律(昭和三 (建物の区分所有等に関する法律の一部改正) -七年法律第六十九号)の一部を次のように改 る法律等の一部を改正する法律 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑 化等を図るための建物の区分所有等に関す

目次中 第第第八七六 節節節 復旧及び建替え(第六十義務違反者に対する措置(管理組合法人(第四十七条 第

条―第六十四条)第五十六条の七) 十条) を 第第第第第 十九八七六 節節節節節 元——第四-二—第四-復義管管所 旧務理理有 及違組不者 び反合全不 建者法専明 命十

十六条の八―第四 十六条の十四 第

七十条」を「第七十一 条 に、 第 章 罰 則 第

七十 条・第七十 |条)| を

八十六条—第九十条) 4、十二条—第七十七条)

第五条の次に次の一条を加 える。

第五条の二 区分所有者は、第三条に規定する 第六条第二項中「又は自己」を「若しくは自己」 るよう、相互に協力しなければならない。 部共用部分)の管理が適正かつ円滑に行わ び附属施設(同条後段の場合にあつては、一 団体の構成員として、建物並びにその敷地及 「の使用」を「を使用し、

第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二 区分所有者は、国内に住所又は居 する者のうちから管理人を選任することがで 務を行わせるため、国内に住所又は居所を有 その専有部分及び共用部分の管理に関する事 所(法人にあつては、本店又は主たる事務 有せず、又は有しないこととなる場合には、 以下この項及び第三項において同じ。)を

2 前項の規定により選任された管理人(次項 及び第四項において「国内管理人」という。) 次に掲げる行為をする権限を有する。

第第 第 五四第第 章章 章 一節節 罰所 建 則在団専物 (第等地有が 九不内部滅

十一条・第九十二条)明区分所有者等の除外等に関する裁判手続(の建物が滅失した場合における措置(第七十分のある建物が滅失した場合における措置(失した場合における措置(失した場合における措置 () 第八第

3

に改める。

保存すること」に改める。 (区分所有者の責務) 又は自らこれらを れ

専有部分の性質を変えない範囲内にお その利用又は改良を目的とする行為

集会の招集の通知の受領 集会における議決権の行使

の決議に基づき他の区分所有者に対して負 者に対して負う債務又は規約若しくは集会 以外の建物の附属施設につき他の区分所有 う債務の弁済 共用部分、建物の敷地若しくは共用部分

国内管理人を選任した旨並びに国内管理人の 遅滞なく、管理者又は管理組合法人に対し、 とき、又は管理組合法人が存立するときは、 理人を選任した場合において、 氏名又は名称及び住所又は居所を通知しなけ ればならない 区分所有者は、第一項の規定により国内管 管理者がある

項に定めるもののほか、 区分所有者と国内管理人との関係は、 委任に関する規定に 第二

削り、同項ただし書を削り、同条に次の三項を 合にあつては、その割合)」を加え、 分の一を超える割合に限る。)を規約で定めた場 め、「四分の三」の下に「(これを下回る割合(二 出席し、出席した区分所有者及びその」に改 合にあつては、その割合以上)を有するものが の過半数(これを上回る割合を規約で定めた場 あつては、その割合以上)の者であつて議決権 半数(これを上回る割合を規約で定めた場合に く。以下この項及び第三項において同じ。)の過 を加え、「及び」を「(議決権を有しないものを除 おいて同じ」を、「〕は」の下に「、集会において」 第十七条第一項中「除く」の下に「。第五

3 場合において、 ない範囲内においてその利用若しくは改良を 有部分の保存行為又は専有部分の性質を変え は、当該共用部分の変更に伴い必要となる専 第一項の決議により共用部分の変更をする 的とする行為(次項及び次条第四 規約に特別の定めがあるとき 項にお

の利害の衡平が図られるようにしなければな 対価その他の事情を考慮して、区分所有者間 部分の区分所有者の利用状況、当該専有部分 事項を定めるときは、決議の対象となる専有 の保存行為等の態様又は費用の分担に関する

の保存行為等について区分所有者が支払つた

出席した区分所有者及びその議決権の各四分 その割合)以上の多数による決議で決するこ 合に限る。)を規約で定めた場合にあつては、 の三(これを下回る割合(二分の一を超える割 は、その割合以上)を有するものが出席し、 を上回る割合を規約で定めた場合にあつて 割合以上)の者であつて議決権の過半数(これ る割合を規約で定めた場合にあつては、その において、区分所有者の過半数(これを上回 て「専有部分の保存行為等」という。)は、 前項の決議をする場合において、専有部分

に次の二項を加える り、その移動上若しくは施設の利用上の利便 第九十一号) 第二条第一号に規定する高齢 円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律 者、障害者等(高齢者、障害者等の移動等の 関して必要となる共用部分の変更又は高齢 おそれがある場合におけるその瑕疵の除去に される利益が侵害され、若しくは侵害される ことによつて他人の権利若しくは法律上保護 第十八条中第四項を第六項とし、第三項の次 共用部分の変更についての第一項及び第三項 性及び安全性を向上させるために必要となる 者、障害者等をいう。)の移動若しくは施設の の規定の適用については、これらの規定中 四分の三」とあるのは、「三分の二」とする。 共用部分の設置若しくは保存に瑕疵がある 1用に係る身体の負担を軽減することによ

第一項本文の決議により共用部分の管理を

することができる。

準用する。 前条第四項の規定は、 前項の決議について

を削り、同条第二項を次のように改める。

つた者を除く。)に限る。以下この条及び第四 による別段の意思表示をした区分所有者であ の他の情報通信の技術を利用する方法であつ 的方法(電子情報処理組織を使用する方法そ 者又は区分所有者であつた者(書面又は電磁 は、保険金等の請求権を有する者(区分所有 分所有者(保険金等の請求及び受領にあつて 領を含む。第四項において同じ。)に関し、区 条において「保険金等」という。)の請求及び受 利得による返還金(以下この条及び第四十七 用部分等について生じた損害賠償金及び不当 による損害保険契約に基づく保険金並びに共 十一条において準用する場合を含む。)の規定 を代理する 十七条において同じ。)。同項において同じ。) て法務省令で定めるものをいう。以下同じ。) 管理者は、その職務(第十八条第六項(第二

に改める。 事項を含む。)」を削り、 第二十六条第四項中「第二項後段に規定する 同条第五項を次のよう

る区分所有者に対する通知については、第三 を通知しなければならない。この場合におけ なく、それぞれ当該各号に定める者にその旨 十五条第二項から第四項までの規定を準用す 管理者は、次の各号に掲げるときは、 遅滞

は被告となつたとき 前項の規約によりその職務に関し原告又

前項の規約により保険金等の請求及び受

る専有部分の保存行為等は、集会の決議で決ときは、当該共用部分の管理に伴い必要とな する場合において、規約に特別の定めがある

第二十六条第一項中「及び第四十七条第六項

じ。)」を加え、「以上で」を「以上の者であつて」 決権を有しないものを除く。第五項において同 に改め、同条第五項中「以上で」を「以上の者で

の要領」を、「区分所有者」の下に「(議決権を有 第三十五条第一項中「事項」の下に「及び議案

領に関し原告又は被告となつたとき 金等の請求権を有する者

三 前項の集会の決議により保険金等の請求 及び受領に関し原告又は被告となつたと き 保険金等の請求権を有する者(区分所 有者を除く。)

のを除く。)」を加える。 べき区分所有者」の下に「(議決権を有しないも 改め、「集会の」を削り、同条第二項中「共用す のが出席し、出席した区分所有者及びその」に た場合にあつては、その割合以上)を有するも 決権の過半数(これを上回る割合を規約で定め 合にあつては、その割合以上)の者であつて議 の過半数(これを上回る割合を規約で定めた場 いものを除く。以下この項前段において同じ。) において」を加え、「及び」を「(議決権を有しな 第三十一条第一項中「廃止は」の下に「、集会

次に次の一項を加える。 第三十三条中第三項を第四項とし、 第二項の

保管する者は、同項の規定による閲覧をさせ 録された情報を電磁的方法により提供するこ 害関係人の承諾を得て、当該電磁的記録に記 より表示したものの閲覧に代えて、法務省令 された情報の内容を法務省令で定める方法に たものとみなす。 とができる。この場合において、当該規約を で定めるところにより、同項の請求をした利 規約が電磁的記録で作成されているとき 前項の規定による当該電磁的記録に記録 第一項の規定により規約を保管する者

あつて」に改める。 第三十四条第三項中 [区分所有者]の下に [(議

しないものを除く。)」を加え、同項ただし書中 「伸縮する」を「伸長する」に改め、 同条第五項を

有しないものを除く。)」を加える。 第三十六条中 [区分所有者] の下に [(議決権を

第三十八条の次に次の一条を加える。 (所在等不明区分所有者の除外)

第三十八条の二 裁判所は、区分所有者を知る ることができる旨の裁判をすることができ より、一般区分所有者による集会の決議をす 般区分所有者」という。)又は管理者の請求に 分所有者(以下この項及び第三項において「一 て「所在等不明区分所有者」という。)以外の区 きないときは、当該区分所有者(次項におい ことができず、又はその所在を知ることがで

れに関する権利を含む。)の共有持分を有する 用権を有する者又は当該建物の附属施設(こ 物が滅失したときは、当該建物に係る敷地利 ず、集会における議決権(当該裁判に係る建 あるとされた者は、前条の規定にかかわら 者が開く集会における議決権)を有しない。 前項の裁判により所在等不明区分所有者で

旨を建物内の見やすい場所に掲示しなければ らない。ただし、管理者がないときは、その 滞なく、管理者にその旨を通知しなければな があつたときは、当該一般区分所有者は、遅 ならない。 一般区分所有者の請求により第一項の裁判

く。)及びその」に改め、 席した区分所有者(議決権を有しないものを除 第三十九条第一項中[区分所有者及び]を[出 同条第二項を次のよう

2 議決権は、書面又は代理人によつても行使 することができる。この場合において、書面 又は代理人によつて議決権を行使した区分所 有者の数は出席した区分所有者の数に、当該

議決権の数は出席した区分所有者の議決権の 数に、それぞれ算入する

令和七年五月二十三日

参議院会議録第二十一号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

用する方法その他の情報通信の技術を利用する 下同じ。)」を削り、同項に後段として次のよう 方法であつて法務省令で定めるものをいう。以 第三十九条第三項中「(電子情報処理組織を使

第四十条中「共有者は」の下に「、各共有者の して、同項後段の規定を適用する。 決権の行使を書面による議決権の行使とみな この場合においては、電磁的方法による議

持分の価格に従い、その過半数をもつて」を加 第四十四条第二項中「及び会議」を「、会議」に 「事項」の下に「及び議案の要領」を加え

同じ。)」を加える。 (議決権を有しないものを除く。 第一章第八節の節名中「建替え」を「建替え等 第四十五条第一項中「、区分所有者」の下に 次項において

官

れを上回る割合を規約で定めた場合にあつて 第一項又は第八十四条第一項」に改め、同条第 四条の八第一項、第七十条第一項、第七十一条 条の六第一項、第六十四条の七第一項、第六十 第一項」を「、第六十四条の五第一項、第六十四 席した区分所有者及びその]に、 「四分の三」を その割合以上)の者であつて議決権の過半数(こ を上回る割合を規約で定めた場合にあつては、 三分の二」に改め、同条第十四項中「又は第七 -四条の六第一項、第六十四条の七第一項、第 第六十一条第一項ただし書中「又は第七十条 条第一項」を「、第六十四条の五第一項、第六 項中「及び」を「(議決権を有しないものを除 その割合以上)を有するものが出席し、出 以下この項において同じ。)の過半数(これ

> 項の次に次の二項を加える。 改め、同項後段を削り、同項を同条第九項と 三項を第五項とし、第二項を第四項とし、 議」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第 項中「第一項に規定する決議事項」を「建替え決 え」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四 に改め、同項第一号中「建替え」を「建物の建替 五項に規定する」を「会議の目的たる事項及び_ 同項を同条第八項とし、同条第五項中「同条第 し、同条第六項中「第四項」を「第六項」に改め、 五条第一項から第四項まで」を「第三十五条」に 八項を同条第十項とし、同条第七項中「第三十 決権を有しないものを除く。)」を加え、同条第 一条第一項又は第八十四条第一項」に改める。 第六十二条第一項中「区分所有者」の下に「(議 第一

- 中[五分の四]とあるのは、 における前項の規定の適用については、 建物が次の各号のいずれかに該当する場合 「四分の三」とす 同項
- 基づく命令若しくは条例の規定に準ずるも のとして法務大臣が定める基準に適合して (昭和二十五年法律第二百一号)又はこれに 地震に対する安全性に係る建築基準法
- の部分が剝離し、落下することにより周辺 準ずるものとして法務大臣が定める基準に 適合していないとき。 はこれに基づく命令若しくは条例の規定に 外壁、外装材その他これらに類する建物 火災に対する安全性に係る建築基準法又
- 損傷、腐食その他の劣化により著しく衛生 のとして法務省令で定めるものに限る。)の 務大臣が定める基準に該当するとき。 に危害を生ずるおそれがあるものとして法 上有害となるおそれがあるものとして法務 に関する工事を行うことが著しく困難なも 給水、排水その他の配管設備(その改修

、十四条の八第一項、

第七十条第一項、

第一章第八節に次の七条を加える。 通大臣と協議するものとする。 Ŧī.

- 第六十四条の二 建替え決議があつたときは、 者として指定された者又は賃貸されている専 により賃貸借の終了を請求することができる を回答した各区分所有者(これらの者の承継 建替え決議の内容により建替えに参加する旨 建替え決議に賛成した各区分所有者若しくは 有部分の区分所有者は、当該専有部分の賃借 人に対し、賃貸借の終了を請求することがで 人を含む。) 若しくはこれらの者の全員の合意
- 該専有部分の賃貸借は、その請求があつた日 から六月を経過することによつて終了する。 前項の規定による請求があつたときは、
- 3 損失の補償金を支払わなければならない じ。)に対し、賃貸借の終了により通常生ずる の賃借人(転借人を含む。第五項において同 当該専有部分の区分所有者は、当該専有部分 第一項の規定による請求があつたときは、
- する責任を負う。 有部分の区分所有者を除く。)は、当該専有部 けるまでは、 第一項の規定による請求をした者(当該専 当該専有部分の明渡しを拒むこ

- 進に関する法律第十四条第五項に規定する 建築物移動等円滑化基準に準ずるものとし て法務大臣が定める基準に適合していない 大臣が定める基準に該当するとき 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促
- これを変更するときは、あらかじめ、 法務大臣は、前項各号の基準を定め、又は 国土交

(賃貸借の終了請求)

- 当
- 当該専有部分の賃貸借が終了したときであつ 分の区分所有者と連帯して前項の債務を弁済 ても、前二項の規定による補償金の提供を受 専有部分の賃借人は、第二項の規定により

とができる。

(使用貸借の終了請求)

第六十四条の三 前条第一項及び第二項の規定 項に規定する場合を除く。) について準用す る場合(民法第五百九十八条第一項又は第二 は、専有部分が使用貸借の目的物とされてい

(配偶者居住権の消滅請求)

第六十四条の四 る場合を除く。)について準用する。 有部分に配偶者居住権が設定されている場合 (民法第千三十五条第一項ただし書に規定す 第六十四条の二の規定は、専

(建物更新決議)

- 第六十四条の五 集会においては、区分所有者 じ。)をする旨の決議(同項及び第三項におい 共用部分の形状の変更をし、かつ、これに伴 物の構造上主要な部分の効用の維持又は回復 て「建物更新決議」という。)をすることができ の変更をすることをいう。次項において同 い全ての専有部分の形状、面積又は位置関係 の各五分の四以上の多数で、建物の更新(建 (通常有すべき効用の確保を含む。)のために (議決権を有しないものを除く。)及び議決権
- なければならない。 建物更新決議においては、次の事項を定め
- 建物の更新がされた後の建物の設計の概
- 建物の更新に要する費用の概算額
- 権の帰属に関する事項 前号に規定する費用の分担に関する事項 建物の更新がされた後の建物の区分所有
- 新決議について準用する。この場合におい び第六十三条から前条までの規定は、 「第六十四条の五第一項」と、 第六十二条(第一項及び第四項を除く。)及 第六十二条第二項中「前項」とあるのは 同条第五項中 、建物更

更新」と、第六十三条第一項、第二項及び第 第二号中「建物の建替え」とあるのは「建物の る建物の更新をいう。以下同じ。)」と、同項 第七項第一号中「建物の建替え」とあるのは を]とあるのは「建物の更新を]と読み替える 物の更新の工事」と、第六十四条中「建替え 十四条の二第一項中「建替えに」とあるのは 「建物の更新(第六十四条の五第一項に規定す 「前項第三号及び第四号」とあるのは「第六十 建物の更新に」と、第六十三条第七項及び第 /項中「建物の取壊しの工事」とあるのは「建 [項から第六項まで、第六十四条並びに第六 [条の五第二項第三号及び第四号]と、 同条

(建物敷地売却決議)

売却する旨の決議(次項及び第三項において 及びその敷地(これに関する権利を含む。)を く。)の価格の各五分の四以上の多数で、建物 有権その他の権利であるときは、集会におい 六十四条の六 敷地利用権が数人で有する所 決権を有しない区分所有者が有するものを除 「建物敷地売却決議」という。)をすることがで く。)、議決権及び当該敷地利用権の持分(議 て、区分所有者(議決権を有しないものを除

- 定めなければならない。 建物敷地売却決議においては、次の事項を
- 売却の相手方となるべき者の氏名又は名
- 売却による代金の見込額
- 三 売却によつて各区分所有者が取得するこ とができる金銭の額の算定方法に関する事
- び第六十三条から第六十四条の四までの規定 の場合において、第六十二条第二項中「前項」 第六十二条(第一項及び第四項を除く。)及 、建物敷地売却決議について準用する。こ

却を」と読み替えるものとする。 と、第六十四条中「建替えを」とあるのは「売 い」とあるのは「建物等の権利の移転がない」 項中「建物の取壊しの工事の着手」とあるのは 物等の権利の移転がなかつた」と、同条第八 壊しの工事に着手しなかつた」とあるのは「建 いう。)がない」と、同項ただし書中「建物の取 項及び次項において「建物等の権利の移転」と 利を含む。)についての権利の移転(以下この 約による建物及びその敷地(これに関する権 壊しの工事に着手しない」とあるのは「売買契 四項から第六項まで、第六十四条並びに第六 第五項中「前項第三号及び第四号」とあるのは とあるのは「第六十四条の六第一項」と、 十四条の二第一項中「建替えに」とあるの 売却」と、第六十三条第一項、第二項及び第 項第一号及び第二号中[の建替え]とあるのは 「及びその敷地(これに関する権利を含む。)の 「第六十四条の六第二項第三号」と、同条第七 「建物等の権利の移転」と、 「その着手をしな 売却に」と、第六十三条第七項中「建物の取 同条 は

(建物取壊し敷地売却決議)

第六十四条の七 敷地利用権が数人で有する所 壊し敷地売却決議」という。)をすることがで る旨の決議(同項及び第三項において「建物取 る権利を含む。次項において同じ。)を売却す を取り壊し、かつ、建物の敷地(これに関す く。)の価格の各五分の四以上の多数で、建物 決権を有しない区分所有者が有するものを除 く。)、議決権及び当該敷地利用権の持分(議 て、区分所有者(議決権を有しないものを除 有権その他の権利であるときは、集会におい

- 事項を定めなければならない。 建物取壊し敷地売却決議においては、 次の
- 建物の取壊しに要する費用の概算額
- 前号に規定する費用の分担に関する事項

建物の敷地の売却の相手方となるべき者

が取得することができる金銭の額の算定方 法に関する事項 建物の敷地の売却によつて各区分所有者 建物の敷地の売却による代金の見込額

取壊し及び建物の敷地(これに関する権利を 項中「建替えに」とあるのは「建物の取壊し及 まで、第六十四条並びに第六十四条の二第一 十三条第一項、第二項及び第四項から第六項 第五号」と、同条第七項第一号及び第二号中 あるのは「第六十四条の七第二項第二号及び と、同条第五項中「前項第三号及び第四号」と る。この場合において、第六十二条第二項中 は、建物取壊し敷地売却決議について準用す び第六十三条から第六十四条の四までの規定 び建物の敷地(これに関する権利を含む。)の (これに関する権利を含む。)の売却」と、第六 含む。) の売却を」と読み替えるものとする。 「並びに」と、「建替えを」とあるのは「建物の 売却に」と、第六十四条中「及び」とあるのは 「建替え」とあるのは「取壊し及び建物の敷地 「前項」とあるのは「第六十四条の七第一項」 第六十二条(第一項及び第四項を除く。)及

第六十四条の八 集会においては、区分所有者 て「取壊し決議」という。)をすることができ の各五分の四以上の多数で、建物を取り壊す 旨の決議(以下この条及び第七十七条におい (議決権を有しないものを除く。)及び議決権

- 2 取壊し決議においては、次の事項を定めな
- 建物の取壊しに要する費用の概算額
- び第六十三条から第六十四条の四までの規定 第六十二条(第一項及び第四項を除く。)及 前号に規定する費用の分担に関する事項

は、

ければならない。

のは「取壊しを」と読み替えるものとする。 壊しに」と、第六十四条中「建替えを」とある 四条の二第一項中「建替えに」とあるのは「取 項から第六項まで、第六十四条並びに第六十 し」と、第六十三条第一項、第二項及び第四一号及び第二号中「建替え」とあるのは「取壊 第一章中第八節を第十節とする。 中「前項第三号及び第四号」とあるのは「第六 のは「第六十四条の八第一項」と、同条第五項 において、第六十二条第二項中「前項」とある -四条の八第二項第二号]と、同条第七項第 取壊し決議について準用する。この場合

出席し、出席した区分所有者及びその」に改め 合にあつては、その割合以上)を有するものが の過半数(これを上回る割合を規約で定めた場 あつては、その割合以上)の者であつて議決権 半数(これを上回る割合を規約で定めた場合に いものを除く。以下この項において同じ。)の過 において」を加え、「及び」を「(議決権を有しな 第五十八条第二項中「決議は」の下に「、集会

第一章中第七節を第九節とする。

同じ。)」を、「区分所有者」の下に「(保険金等の あつては、その割合以上)を有するものが出席 半数(これを上回る割合を規約で定めた場合に ては、その割合以上)の者であつて議決権の過 請求及び受領にあつては、保険金等の請求権を 険金等の請求及び受領を含む。第八項において 会の」を削り、同条第六項中「事務」の下に「(保 (これを上回る割合を規約で定めた場合にあつ のを除く。以下この項において同じ。)の過半数 会において、区分所有者(議決権を有しないも ように改める。 後段を削り、同条第八項中「(第六項後段に規定 有する者。同項において同じ。)」を加え、 する事項を含む。)」を削り、 し、出席した区分所有者及びその」に改め、「集 第四十七条第一項中「区分所有者及び」を「集 同条第九項を次の

9 合における区分所有者に対する通知について を準用する は、 にその旨を通知しなければならない。この場 管理組合法人は、次の各号に掲げるとき 第三十五条第二項から第四項までの規定 ・遅滞なく、それぞれ当該各号に定める者

令和七年五月二十三日

参議院会議録第二十一号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

五

- は被告となつたとき 区分所有者 前項の規約によりその事務に関し原告又
- 金等の請求権を有する者 領に関し原告又は被告となつたとき 保険 前項の規約により保険金等の請求及び受
- 三 前項の集会の決議により保険金等の請求 有者を除く。 及び受領に関し原告又は被告となつたと 保険金等の請求権を有する者(区分所

中「管理者が」とあるのは「理事が管理組合法人 場合には第三十三条第一項本文中「管理者が」と 中「管理者」とあるのは「管理組合法人」と」を加 の事務所において」と、第三十八条の二第一項 本文及び第三十八条の二第一項を除く。)」に改 については、これらの規定(第三十三条第一項 あるのは「理事が管理組合法人の事務所におい する場合における」に改め、「の規定を適用する て」と」を削り、 **「を適用する場合にはこれらの規定」を「の適用** 第三十八条の二第一項及び第三項」を加え、 第四十七条第十二項中「について、」を「が存立 「理事」と」の下に「、第三十三条第一項本文 「第三十五条第三項」の下に

第五十二条の次に次の一条を加える (区分所有権等の取得)

第五十二条の二 管理組合法人は、建物並びに 要な場合には、集会において、区分所有者 その敷地及び附属施設の管理を行うために必 において同じ。)の過半数(これを上回る割合 を規約で定めた場合にあつては、 (議決権を有しないものを除く。 以下この項 その割合以

> 用をすべき土地を取得することができる。 が所在する土地と一体として管理若しくは使 建物の区分所有権又は当該建物及び当該建物 の多数による決議をすることによつて、当該 区分所有者及びその議決権の各四分の三以上 割合以上)を有するものが出席し、出席した る割合を規約で定めた場合にあつては、 上)の者であつて議決権の過半数(これを上回

2 会における議決権を有しない。 の規定にかかわらず、当該管理組合法人の集 有権を取得した場合であつても、第三十八条 管理組合法人は、前項の規定により区分所

出席し、出席した区分所有者及びその」に改め 合にあつては、その割合以上)を有するものが の過半数(これを上回る割合を規約で定めた場 あつては、その割合以上)の者であつて議決権 半数(これを上回る割合を規約で定めた場合に いものを除く。以下この項において同じ。)の過 において」を加え、「及び」を「(議決権を有しな 第五十五条第二項中「決議は」の下に「、集会

次の二節を加える 第一章中第六節を第八節とし、 第五節の次に

(所有者不明専有部分管理命令) 第六節 所有者不明専有部分管理命令

第四十六条の二 裁判所は、区分所有者を知る 第三項において同じ。)による管理を命ずる処 規定する所有者不明専有部分管理人をいう。 して、所有者不明専有部分管理人(第四項に の請求に係る専有部分又は共有持分を対象と 認めるときは、利害関係人の請求により、そ 有部分の共有持分)について、必要があると きず、又はその所在を知ることができない専 する場合にあつては、共有者を知ることがで きない専有部分(専有部分が数人の共有に属 分(以下「所有者不明専有部分管理命令」とい ことができず、又はその所在を知ることがで

その 2 う。)をすることができる

- 命令において、所有者不明専有部分管理人を する場合には、当該所有者不明専有部分管理 選任しなければならない。 裁判所は、所有者不明専有部分管理命令を

第四十六条の三 前条第四項の規定により所有 専有部分管理命令の効力が及ぶ動産並びに共 れた専有部分又は共有持分並びに所有者不明 者不明専有部分管理人が選任された場合に 用部分及び附属施設に関する権利並びに敷地 所有者不明専有部分管理命令の対象とさ

命令の対象とされた専有部分の区分所有者又 部分及び附属施設に関する権利並びに敷地利 有する者が所有するものに限る。) 並びに共用 された専有部分の区分所有者又は共有持分を 明専有部分管理命令が発せられた場合にあつ た専有部分(共有持分を対象として所有者不 該所有者不明専有部分管理命令の対象とされ は共有持分を有する者が有するものに限る。) 用権(いずれも当該所有者不明専有部分管理 ては、共有物である専有部分)又は共用部 (当該所有者不明専有部分管理命令の対象と 所有者不明専有部分管理命令の効力は、 附属施設若しくは建物の敷地にある動産 当

- の事由により所有者不明専有部分管理人が得 及ぶ動産並びに共用部分及び附属施設に関す 令の対象とされた専有部分又は共有持分並び 明専有部分管理命令が発せられた後に当該所 る権利並びに敷地利用権の管理、処分その他 に当該所有者不明専有部分管理命令の効力が 合において、当該所有者不明専有部分管理命 有者不明専有部分管理命令が取り消された場 た財産について、必要があると認めるとき 所有者不明専有部分管理命令は、所有者不 することができる。

(所有者不明専有部分管理人の権限

産(以下「所有者不明専有部分等」という。)の 由により所有者不明専有部分管理人が得た財 部分管理人に専属する。 管理及び処分をする権利は、 利用権並びにこれらの管理、処分その他の事

所有者不明専有

- 可がないことをもつて善意の第三者に対抗す 許可を得なければならない。ただし、この許 ることはできない。 為の範囲を超える行為をするには、裁判所の 所有者不明専有部分管理人が次に掲げる行
- 範囲内において、その利用又は改良を目的 とする行為 所有者不明専有部分等の性質を変えない

(所有者不明専有部分等に関する訴えの取扱

第四十六条の四 所有者不明専有部分管理命令

が発せられた場合には、所有者不明専有部分

2 所有者不明専有部分管理命令が発せられた 訟手続で当該所有者不明専有部分等の所有者 場合には、所有者不明専有部分等に関する訴 部分管理人を原告又は被告とする。 等に関する訴えについては、所有者不明専有 (その共有持分を有する者を含む。 第五項に

おいて同じ。)を当事者とするものは、中断す

- 継の申立ては、相手方もすることができる。 継ぐことができる。この場合においては、受 有者不明専有部分管理人においてこれを受け 所有者不明専有部分管理命令が取り消され 前項の規定により中断した訴訟手続は、所
- 規定により中断した訴訟手続を受け継がなけ 手続は、中断する。 申立ては、相手方もすることができる。 ればならない。この場合においては、 所有者不明専有部分等の所有者は、 前項の 受継の

者とする所有者不明専有部分等に関する訴訟

たときは、所有者不明専有部分管理人を当事

(所有者不明専有部分管理人の義務)

第四十六条の五 所有者不明専有部分管理人 ければならない。 管理者の注意をもつて、その権限を行使しな は、所有者不明専有部分等の所有者(その共 有持分を有する者を含む。)のために、善良な

明専有部分管理命令が発せられたときは、所 専有部分管理命令の対象とされた共有持分を 有者不明専有部分管理人は、当該所有者不明 権限を行使しなければならない。 有する者全員のために、誠実かつ公平にその 数人の者の共有持分を対象として所有者不

第四十六条の六 所有者不明専有部分管理人が より、所有者不明専有部分管理人を解任する あるときは、裁判所は、利害関係人の請求に 著しい損害を与えたことその他重要な事由が その任務に違反して所有者不明専有部分等に ことができる。 (所有者不明専有部分管理人の解任及び辞任)

ることができる。 があるときは、 所有者不明専有部分管理人は、正当な事由 裁判所の許可を得て、 辞任す

(所有者不明専有部分管理人の報酬等)

第四十六条の七 所有者不明専有部分管理人 る額の費用の前払及び報酬を受けることがで は、所有者不明専有部分等から裁判所が定め

明専有部分等の管理に必要な費用及び報酬 は、所有者不明専有部分等の所有者(その共 有持分を有する者を含む。)の負担とする。 所有者不明専有部分管理人による所有者不

第七節 管理不全專有部分管理命令及 び管理不全共用部分管理命令

(管理不全専有部分管理命令)

第四十六条の八 裁判所は、区分所有者による 専有部分の管理が不適当であることによつて 他人の権利又は法律上保護される利益が侵害

> 有部分管理命令」という。)をすることができ て、第三項に規定する管理不全専有部分管理 人の請求により、当該専有部分を対象とし いて、必要があると認めるときは、利害関係 され、又は侵害されるおそれがある場合にお 人による管理を命ずる処分(以下「管理不全専

2 が有するものに限る。)に及ぶ。 分の区分所有者又はその共有持分を有する者 る権利並びに敷地利用権(いずれも当該管理 又はその共有持分を有する者が所有するもの 理命令の対象とされた専有部分の区分所有者 の敷地にある動産(当該管理不全専有部分管 有部分又は共用部分、附属施設若しくは建物 管理不全専有部分管理命令の対象とされた専 不全専有部分管理命令の対象とされた専有部 に限る。) 並びに共用部分及び附属施設に関す 管理不全専有部分管理命令の効力は、当該

なければならない。 において、管理不全専有部分管理人を選任し る場合には、当該管理不全専有部分管理命令 裁判所は、管理不全専有部分管理命令をす

(管理不全専有部分管理人の権限)

第四十六条の九 管理不全専有部分管理人は、 分等」という。)の管理及び処分をする権限を 部分管理人が得た財産(以下「管理不全専有部 管理、処分その他の事由により管理不全専有 関する権利並びに敷地利用権並びにこれらの 力が及ぶ動産並びに共用部分及び附属施設に 有部分並びに管理不全専有部分管理命令の効 管理不全専有部分管理命令の対象とされた専

- 2 ことができない。 分管理人は、集会において議決権を行使する 前項の規定にかかわらず、管理不全専有部
- の範囲を超える行為をするには、裁判所の許 管理不全専有部分管理人が次に掲げる行為

三者に対抗することはできない。 がないことをもつて善意でかつ過失がない第 可を得なければならない。ただし、この許可

- 専有部分の処分についての前項の許可をする には、その区分所有者の同意がなければなら

(管理不全専有部分管理人の義務)

第四十六条の十 管理不全専有部分管理人は なければならない。 管理不全専有部分等の所有者のために、善良 な管理者の注意をもつて、その権限を行使し

第四十六条の十一 管理不全専有部分管理人が り、管理不全専有部分管理人を解任すること るときは、裁判所は、利害関係人の請求によ その任務に違反して管理不全専有部分等に著 共有持分を有する者全員のために、誠実かつ 場合には、管理不全専有部分管理人は、その しい損害を与えたことその他重要な事由があ 公平にその権限を行使しなければならない。 (管理不全専有部分管理人の解任及び辞任)

2 管理不全専有部分管理人は、正当な事由が あるときは、裁判所の許可を得て、 ことができる。 辞任する

第四十六条の十二 管理不全専有部分管理人 額の費用の前払及び報酬を受けることができ 管理不全専有部分等から裁判所が定める

2 管理不全専有部分管理人による管理不全専 理不全専有部分等の所有者の負担とする。 有部分等の管理に必要な費用及び報酬は、

囲内において、その利用又は改良を目的と 管理不全専有部分等の性質を変えない範

管理不全専有部分管理命令の対象とされた

2 管理不全専有部分等が数人の共有に属する

(管理不全専有部分管理人の報酬等)

管

(管理不全共用部分管理命令

第四十六条の十三 裁判所は、区分所有者によ 用部分管理命令」という。)をすることができ おいて、必要があると認めるときは、利害関 て、第三項に規定する管理不全共用部分管理 係人の請求により、当該共用部分を対象とし 害され、又は侵害されるおそれがある場合に て他人の権利又は法律上保護される利益が侵 る共用部分の管理が不適当であることによつ 人による管理を命ずる処分(以下「管理不全共

2 管理不全共用部分管理命令の効力は、当該 その共有持分を有する者が所有するものに限 理命令の対象とされた共用部分の所有者又は 用部分にある動産(当該管理不全共用部分管 管理不全共用部分管理命令の対象とされた共 る。)に及ぶ。 裁判所は、管理不全共用部分管理命令をす

なければならない。 る場合には、当該管理不全共用部分管理命令 において、管理不全共用部分管理人を選任し

(管理不全共用部分管理人の権限等)

第四十六条の十四 第四十六条の九から第四十 中「専有部分並びに」とあるのは「共用部分及 者が連帯して負担する」と読み替えるものと は「共用部分の」と、「区分所有者」とあるのは 産」と、同条第四項中「専有部分の」とあるの 関する権利並びに敷地利用権」とあるのは「動 び」と、「動産並びに共用部分及び附属施設に 不全共用部分等」と、第四十六条の九第一項 定中「管理不全専有部分等」とあるのは「管理 管理命令及び管理不全共用部分管理人につい 六条の十二までの規定は、管理不全共用部分 所有者の負担とする]とあるのは「を共有する 「所有者」と、第四十六条の十二第二項中「の て準用する。この場合において、これらの規

第六十六条を次のように改める

なる専有部分	るのは、「団地管理組合法人」と読み替えるほ	十九条まで並びに前章第四節(第二十七条を
事では	第一項第一号を除く。)中「管理組合法人」とあ	第六十六条 第七条、第八条、第十七条から第一
寛卜七条寛四頁	の場合において、これらの規定(第五十五条	(建物の区分所有に関する規定の準用)

参議院会議録第二十一号 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

五四

令和七年五月二十三日

の規定は、前条の場合について準用する。こ 条第二項及び第三十二条を除く。)及び第八節 除く。)、第五節(第三十条第二項、第三十一 第十七条第三 第十七条第一 第十七条第 第八条 第七条第 一項 二項 一項 垣 区分所有者 専有部分の保存行為等 の性質 共用部分 共用部分 区分所有者 区分所有権 用部分以外の建物の附属施設 区分所有者は 専有部分の保存行為又は専有部分 専有部分 共用部分 区分所有者 区分所有者に 共用部分、建物の敷地若しくは共 る字句に読み替えるものとする。 に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ か、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄 は建物若しくは専有部分の性質建物若しくは専有部分の保存行為又 という。) 団地管理対象物 掲げる建物の共用部分(以下「団地管 同条に規定する場合における当該土 じ。)は 団地建物所有者 建物又は専有部分の保存行為等 建物又は専有部分 団地管理対象物 団地建物所有者 理対象物」という。) 地及び附属施設並びに同項第二号に られた同条第一項第一号に掲げる土 る規約により管理すべきものと定め 団地建物所有者 団地建物所有者に 地若しくは附属施設(以下「土地等」 する団地建物所有者をいう。以下同団地建物所有者(第六十五条に規定 土地等並びに第六十八条の規定によ 土地等に関する権利、 建物又は区分 第十七条第五項及 第二十九条第一 第二十九条第 第二十九条第 及び第五項 第二十六条第四項 第二十六条第二 第二十六条第一項 第二十五条 び第十九条 第十八条第六項及 第十八条第四項 第三十条第 ただし書 項 二項 項 項 項 建物又はその敷地若しくは附属施 区分所有者 区分所有者 共用部分等 部分等」という。 共用部分並びに第二十一条に規定 共用部分 共用部分 共用部分 設 建物並びにその敷地及び附属施設 第十四条に定める 区分所有者 及び附属施設(次項において「共用 する場合における当該建物の敷地 区分所有者 区分所有者 区分所有者 専有部分 区分所有者 団地管理対象物 団地管理対象物 団地建物所有者 土地等又は第六十八条第一項各号に 土地等(これらに関する権利を含 団地建物所有者 団地建物所有者 団地建物所有者 団地管理対象物 団地建物所有者 団地管理対象物 建物又は専有部分 団地管理対象物 団地管理対象物 団地建物所有者 掲げる物 団地建物所有者 む。)の持分の価格の なる建物又は専有部分 建物又は専有部分の保存行為等

令
£п
中山
T
年
÷
끔
月
二
干
<u> </u>
日
-
4
梦
議
四
깿
会
議
臼
亚
第
_
工
+
_
异
[^] 老朽化マ
老
菸
T.J
朽化
Ź
`
/
シ
_
コ
ン
笙
寸
0)
答
ᇤ
理
及
アド
Ξ,
冉
生
生の
生の
冉生の円
生の円過
生の円滑に
生の円滑化
生の円滑化等
円滑化等な
円滑化等な
円滑化等な
生の円滑化等を図る
円滑化等な
円滑化等な
円滑化等な
円滑化等な
円滑化等を図るための
円滑化等を図るための
円滑化等を図るための
円滑化等を図るための
円滑化等を図るための建物の
円滑化等を図るための建物の
円滑化等を図るための
円滑化等を図るための建物の区分
円滑化等を図るための建物の区分形
円滑化等を図るための建物の区分形
円滑化等を図るための建物の区分形
円滑化等を図るための建物の区分所有等
円滑化等を図るための建物の区分所有等
円滑化等を図るための建物の区分所有等
円滑化等を図るための建物の区分所有等に関
円滑化等を図るための建物の区分所有等
円滑化等を図るための建物の区分所有等に関
円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する津
円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法
円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律
円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律
円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等
円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律
円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等
円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一
円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部
円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を
円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部をト
円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改て
円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正
円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改て
円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正
円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する
円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する
円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する

		 可	第三十八条の二第			第三十八条	第三十六条		第三十五条第四項		第三十五条第三項	第三十五条第二項	項	び第三十五条第一 から第五項まで及	第三十四条第三項	第三十三条第四項	一項ただし書一項ただし書	第三十一条第一項、					第三十条第三項
の区分所有者	所在等不明区分所有者	当該区分所有者	区分所有者を		第十四条に定める	区分所有者	区分所有者	区分所有者	建物内	専有部分	区分所有者	専有部分			区分所有者	建物内		区分所有者	区分所有者		を含む。)	の敷地又は附属施設に関する権利物の敷地者しくは附属施設(関する権利	別のなむに、これけるほど(きの一専有部分若しくは共用部分又は建
の団地建物所有者	所在等不明団地建物所有者	当該団地建物所有者	団地建物所有者を	む。)の持分の価格の	土地等(これらに関する権利を含	団地建物所有者	団地建物所有者	団地建物所有者	団地内	建物又は専有部分	団地建物所有者	建物又は専有部分			団地建物所有者	団地内		団地建物所有者	団地建物所有者	物の共用部分物の共用部分の共用部分	ける では、 では では できる できる できる できる のと に かられた 同条 の き できるのと だめられた 同条	は第六十八条の規定による規約により、	建物若しくは専有部分若しくは土地
				第四十六条第二項	第四十六条第一項	及び第二項並びに第四十五条第一項	第四十四条第二項	日 ミ き 		第四十四条第一項	及び第四項第四十二条第三項	第四十一条並びに	第四十条	第三十九条	三項ただし書	第三十八条の二第	第三十八条の二第				_ 	第三十八条の二第	
区分所有者	設	建物又はその敷地若しくは附属施	1 2 2	占有者		区分所有者		图 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	事有部分 	区分所有者		区分所有者	専有部分	区分所有者		建物内	一般区分所有者	有する者が開く の共有持分を	又は当該建物の附属施設(これに 英特に住る東北和月本で不可な)	基勿ご系る效也引用在と言する皆	建物が	所在等不明区分所有者	一般区分所有者
団地建物所有者	掲げる物	土地等又は第六十八条第一項各号に	地建物所有者でないもの	建物又は専有部分を占有する者で団		豆地建物所有者	日 地		建物又は専有部分	団地建物所有者		団地建物所有者	建物又は専有部分	団地建物所有者		団地内	一般団地建物所有者		ニセンも降原方言もことで、同犬オス	上也又は付属を安こついて開かれるの所有に係る団地内の建物が	た。)まずぎょうう見せきガイで発権利を含む。以下この項において同土地又は附属施設(これらに関する	所在等不明団地建物所有者	一般団地建物所有者

和
和七年五月
片
牛
月月
~
1
1 + 11
=
H
幺
多議院^
頭
院
숲
議
公
到
弟
=
+
> 議院会議録第二十一号
号
7
孝
杯
71
11
7
レン
ら
=
۔ ا
1
等
0
쐼
描
설
戊
U
푣
4
1
\ \(\times_{-}
۲,
片
片滑
円滑化等を
片滑化等を!
片滑化等を図
片滑化等を図る
片滑化等を図るた
円滑化等を図るため
片滑化等を図るため
片滑化等を図るための
片滑化等を図るための建
円滑化等を図るための建物
円滑化等を図るための建物の
円滑化等を図るための建物のE
円滑化等を図るための建物の区
門滑化等を図るための建物の区分
門滑化等を図るための建物の区分所
門滑化等を図るための建物の区分所有
門滑化等を図るための建物の区分所有等
円滑化等を図るための建物の区分所有等に
. 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に
円滑化等を図るための建物の区分所有等に関す
に関すっ
に関する
に関する法
に関する注律
に関する法
に関する注律
に関する注律等の一
に関する注律等の一
に関する注律等の一
に関する注律等の一部を
に関する注律等の一部を
に関する法律等の一部を改正
に関する法律等の一部を改正
に関する法律等の一部を改正す
に関する法律等の一部を改正す
に関する法律等の一部を改正する法
に関する法律等の一部を改正する法
に関する法律等の一部を改正する法律
に関する法律等の一部を改正する法律
に関する法律等の一部を改正する法律

団地建物所有者	区分所有者	
む。)の持分の価格の土地等(これらに関する権利を含	第十四条に定める	第五十六条
団地建物所有者	区分所有者	第五十五条第二項
む。)が団地建物所有者の共有で土地等(これらに関する権利を含	建物に専有部分が	第二号第二十五条第一項
む。) 土地等(これらに関する権利を含	人にあつては、その共用部分) 建物(一部共用部分を共用すべき	第一号第五十五条第一項
団地建物所有者	区分所有者	及び第五十四条第五十三条第三項
む。)の持分の価格の土地等(これらに関する権利を含	第十四条に定める	
団地建物所有者	区分所有者	第五十三条第一項
建物又は区分所有権	区分所有権	二項第五十二条の二第
所有権又はその団地内の土地等その団地内の建物若しくはその区分	物及び当該建物が所在する土地当該建物の区分所有権又は当該建	
団地建物所有者	区分所有者	項
団地管理対象物	建物並びにその敷地及び附属施設	第五十二条の二第
団地建物所有者	区分所有者	八条の二第二項、第八項及び第四十七条第六
団地建物所有者	区分所有者	
第六十五条	第三条	第四十七条第一項

いて同じ。)及びその」に改め、「決議」の下にものを除く。以下この項(第一号を除く。)におび」を「出席した区分所有者(議決権を有しない分の三以上の者であつて」に、「区分所有者及分の三以上の者であつて」に、

上)を有するものが出席してされたものに限を規約で定めた場合にあつては、その割合以者であつて議決権の過半数(これを上回る割合約で定めた場合にあつては、その割合以上)の「(区分所有者の過半数(これを上回る割合を規

る。)」を加える。

兎二号中「所有者」の下に「(議決権を有しないも *において単に「団地建物所有者」という。)」を ら、 「五分の四」の下に「(当該特定建物が同条第 『五項中「掲げる」の下に「場合の」を加え、 同項 2]を「会議の目的たる事項及び」に改め、同条 ン」を加え、同条第四項中「同条第五項に規定す 4において準用する第三十条第一項の規約で定 議決権の過半数(これを上回る割合を第六十六]地建物所有者が出席し、出席した団地建物所 (た場合にあつては、その割合以上)を有する 項各号のいずれかに該当する場合にあつて を除く。)」を加え、同条第七項中「の区分所有 」を加え、 「第六十五条」に改め、「集会において」の下に 第六十九条第一項中「この条及び次条にお]の下に「(議決権を有しないものを除く。)] 四分の三)」を加え、同条に次の一項を加え 「第六十五条に規定する」及び「(以下この 「掲げる」の下に「場合の」を加え、 同条第二項中「持分の」の下に「価格 「決議(以下」の下に「この条におい 「同条」

建替え承認決議に係る建替えの対象となる特定建物(第六項の場合にあつては、建替え承認決議に係る建替えの対象となる全ての特定建物)が第六十二条第二項各号のいずれかに該当する場合における第一項の規定の適用に該当する場合における第一項の規定の適用に該当する場合における第一項の規定の適用に対しては、同項中「四分の三」とあるのは、「三分の二」とする。

超える」に、「であつて」を「又は」に、「もの」をにつき、」に、「三分の二以上の」を「三分の一をに、「第三項第一号」を「第四項第一号」に改め、に、「第三項第一号」を「第四項第一号」に改め、「及び議決権」を「(議決権を有しないものを除「及び議決権」を「(議決権を有しないものを除事、」に、「第二項中「次項」を「次条第一項」に、第二項中「次項」を「次条第一項」に、第二項中「次項」を「次条第一項」に、第二項中「次項」を「次条第一項」に、

及び第五条第一項の規定により団地内建物の敷 文」に、「前条第二項中」を「同条第二項中」に改 項とし、同条第二項中「前項本文」を「第一項本 項」とあるのは「第六十一条第六項」と」を削り、 るのは「第六十六条において準用する第三十五 項」と、同条第七項」を「同条第九項」に、「第三 第五項中」に、「第七十条第三項第四号」を「第七 まで」に、「第六十二条第三項中」を「第六十二条 で、」を「第六十二条第五項から第十項まで及び」 条第四項中「第六十二条第三項から第八項ま む。)」を加え、同項を同条第三項とし、 地とされた土地をいい、これに関する権利を含 同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四 条第一項ただし書」と、同条第八項中「前条第六 に改め、「、「第三十五条第一項ただし書」とあ 十五条第一項から第四項まで」を「第三十五条」 する」と、」を「同条第六項及び第七項中」に、 十条第四項第四号」に、「同条第四項中「第一項 者に、 「第六十六条において準用する第三十五条第一 に規定する]とあるのは「第七十条第一項に規定 に、「及び第六十四条」を「から第六十四条の四 「同条第五項中「第三十五条第一項」とあるのは 「反対した場合は、この限りでない」に改め、 「規約」を「同条第六項ただし書中「規約」に、 項の次に次の一項を加える。 「敷地」の下に「(団地内建物が所在する土地 「賛成した場合でなければならない」を 同条第

3 団地内建物の全部が第六十二条第二項各号のいずれかに該当する場合における前項本文のいずれかに該当する場合における前項本文のは、「四分の三」とする。

第七十二条を第九十二条とする。

て同じ」を削り、「の規定に」を「(第四十二条第びに第七十九条」に改め、「。以下この号においに第六十六条」を「、第六十六条、第七十三条並「、第七十三条及び第七十九条」を加え、「並び「、年七十一条第一号中「を第六十六条」の下に

条」を「、第六十六条、第七十三条並びに第七十 第六十六条において準用する場合を含む。) の規 九条」に改め、同条第三号中「第六十六条」の下 同条第二号中「を第六十六条」の下に「、第七十 の下に「、第七十三条及び第七十九条」を加え、 定に」に改め、「第四十五条第四項(第六十六条」 五項及び第四十五条第四項(これらの規定を第 に「、第七十三条及び第七十九条」を加え、同条 二条及び第七十九条」を加え、「並びに第六十六 で第九十一条とする。 (十六条において準用する場合を含む。) 並びに

第三章を第五章とする。

第二章に次の一条を加える (団地内建物敷地売却決議)

第七十一条 前条第一項本文に規定する場合に 括して、その全部を売却する旨の決議(以下 数で、当該団地内建物及びその敷地につき一 いて同じ。)及び議決権の各五分の四以上の多 決権を有しないものを除く。以下この項にお は、第六十四条の六の規定にかかわらず、当 る者がその団地内建物敷地売却決議に反対し 決権の合計の三分の一を超える議決権を有す の一を超える者又は第三十八条に規定する議 いう。)をすることができる。 ただし、 当該集 この条において [団地内建物敷地売却決議]と において、当該団地内建物の区分所有者(議 内建物の区分所有者で構成される第六十五条 会において、当該団地内建物のうちいずれか に規定する団体又は団地管理組合法人の集会 該団地内建物の敷地の共有者である当該団地 た場合は、この限りでない。 以上の建物につき、その区分所有者の三分

- の規定の適用については、同項中[五分の四] のいずれかに該当する場合における前項本文 とあるのは、「四分の三」とする。 団地内建物の全部が第六十二条第二項各号
- 第六十九条第二項の規定は、第一項本文の

地をいい、これに関する権利を含む。)」と読 項の規定により団地内建物の敷地とされた土 む。)」とあるのは、「当該団地内建物の敷地 物の所在する土地(これに関する権利を含 の場合において、同条第二項中「当該特定建 各区分所有者の議決権について準用する。 み替えるものとする。 (団地内建物が所在する土地及び第五条第一

- 事項を定めなければならない。 団地内建物敷地売却決議においては、 次の
- 売却の相手方となるべき者の氏名又は名
- 売却による代金の見込額
- する事項 することができる金銭の額の算定方法に関 売却によつて各団地内建物所有者が取得
- 地内建物敷地売却決議について準用する。こ十三条から第六十四条の四までの規定は、団 の工事に着手しない」とあるのは「売買契約に 却に」と、第六十三条第七項中「建物の取壊し 四条の二第一項中「建替えに」とあるのは「売 項から第六項まで、第六十四条並びに第六十 条」と、第六十三条第一項、第二項及び第四 条において準用する第三十五条及び第三十六 権利を含む。)の売却」と、同条第九項中「第三 条において準用する第三十条第一項の規約」 六項ただし書中 「規約」とあるのは 「第六十六 いて準用する第三十五条第一項」と、同条第 三十五条第一項」とあるのは「第六十六条にお 四項第三号」と、同条第六項及び第七項中「第 第三号及び第四号」とあるのは「第七十一条第 の場合において、第六十二条第五項中「前項 含む。)についての権利の移転(以下この項及 え」とあるのは「及びその敷地(これに関する と、同条第七項第一号及び第二号中「の建替 十五条及び第三十六条」とあるのは「第六十六 第六十二条第五項から第十項まで及び第六

却を」と読み替えるものとする。 と、第六十四条中「建替えを」とあるのは「売 い」とあるのは「建物等の権利の移転がない」 中「建物の取壊しの工事の着手」とあるのは 等の権利の移転がなかつた」と、同条第八項 う。)がない」と、 び次項において「建物等の権利の移転」とい しの工事に着手しなかつた」とあるのは「建物 「建物等の権利の移転」と、「その着手をしな 同項ただし書中「建物の取壊

一章の次に次の二章を加える。

第三章 建物が滅失した場合における措

第 節 専有部分のある建物が滅失し た場合における措置

第七十二条 専有部分のある建物が滅失した場 物の附属施設(これに関する権利を含む。)に 利であつたとき、又は当該専有部分のある建 敷地利用権が数人で有する所有権その他の権 合において、当該専有部分のある建物に係る (敷地共有者等の集会等)

> る日までの間は、この法律の定めるところに を有する者(以下「敷地共有者等」という。) れらの権利(以下「敷地共有持分等」という。) は、その滅失の日から起算して五年を経過す つき数人が共有持分を有していたときは、 を置くことができる。 集会を開き、規約を定め、 及び管理者

(集会等に関する規定の準用)

第七十三条 第十七条第一項及び第五項、第十 く。)の規定は、前条の場合について準用す 条、第四十四条及び第四十六条第二項を除 四条第二項、第三十五条第四項、第四十三 項、第三十二条、第三十三条第四項、第三十 第五節(第三十条第二項、第三十一条第二 びに第一章第四節(第二十七条を除く。)及び とする。 れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるもの る規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ る。この場合において、次の表の上欄に掲げ 八条第一項、第二項及び第六項、第十九条並

		第十七条第一項
区分所有者(議決権を有しないものを除く。以下この項及び第三項において同じ。)の過半数(これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上)の者であつては、その割合以上)を有するつては、その割合以上)を有するもの	集会	共用部分
等をいう。以下同じ。) (第七十二条に規定する敷地共有者の割合以上)を有する敷地共有者等の割合以上)を有する敷地共有者等等をいう。以下同じ。)	う。以下同じ。) 項に規定する敷地共有者等集会をい敷地共有者等集会(第七十四条第一	じ。)に係る土地又は附属施設する敷地共有持分等(第七十二条に規定

令和七
年五月二
十三日
参議院会議録箆
二十一
号
老朽化マンショ
コン
等の管理及び再生の円滑化等を図るため
の建物のご
の区分
の区分所有等に関す
9
法律等の
一部を改正する法律案
五八

	第二十九条第一項 建物	第上	第二十九条第一項 区穴	及び第五項	第二十六条第四項 集会	区八	第二十六条第二項 共四	集会	部八	及び	第二十六条第一項 共四	第二十五条第二項 区公	集会	第二十五条第一項 区公	共	第十九条		第十八条第六項 共四	だし書	集会	第十八条第一項 共四	第十七条第五項 共田	区公
	建物並びにその敷地及び附属施設	第十四条に定める	区分所有者	区分所有者	安	区分所有者	共用部分等	云	部分等」という。)	及び附属施設(次項において「共用	する場合における当該建物の敷地共用部分並びに第二十一条に規定	区分所有者	安	区分所有者	共用部分	共有者		共用部分	1 者	安	共用部分	共用部分	区分所有者及びその議決権の各
施設	敷地共有持分等に係る土地又は附属	敷地共有持分等の価格の	敷地共有者等	敷地共有者等	敷地共有者等集会	敷地共有者等	施設敷地共有持分等に係る土地又は附属	敷地共有者等集会			施設敷地共有持分等に係る土地又は附属	敷地共有者等	敷地共有者等集会	敷地共有者等	施設敷地共有持分等に係る土地又は附属	敷地共有者等	施設	敷地共有持分等に係る土地又は附属	敷地共有者等	敷地共有者等集会	施設 ・ 放出 ・ 放出 ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・	附属施設	敷地共有者等の議決権の
	第				第	第 第	きた	第								第	第				第	第	第
	第三十四条第四項				第三十四多第三五	= -	-	第三十三条第一項								第三十一条第一項	第三十条第四項				第三十条第三項	第三十条第一項	第二十九条第二項
区分所有者	集会	集会	権の五分の一以上を有するもの		のを除く。第五項において同じ。)	文分所言者(養央産を言しない)	集会	建物を使用している区分所有者	一部の区分所有者	区分所有者及びその議決権の各	は、その割合以上)を有するもの	議決権の過半数(これを上回る割	は、その割合以上)の者であつて	乳合を見めで定めた場合にあって て同じ。) の過半数(これを上回る	のを除く。以下この項前段におい区分所有者(議決権を有しないも	集会	区分所有者	区分所有者	を含む。)を含む。)	物の敷地若しくは附属施設(建物	専有部分若しくは共用部分又は建区分所有者	設を関する。現場では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	区分所有者
敷地共有者等	敷地共有者等集会	敷地共有者等集会			共有者等 共有者等	→ <i>£</i>	敷地共有者等集会	敷地共有者等	一部の敷地共有者等	敷地共有者等の議決権の				の割合以上)を有する敷地共有者等	を規約で定めた場合にあつては、そ議決権の過半数(これを上回る割合	敷地共有者等集会	敷地共有者等	敷地共有者等		施設	敷地共有持分等に係る土地又は附敷地共有者等	施設施設	敷地共有者等

令和七年五月二十三日
参議院会議録第二
十一号
? 老朽化マンシ
ョン等の管理及び
5再生の円滑化等
を図るための建物の区へ
分所有等に関
する法律等の一
部を改正する法律案
案

			一二質の一角の二第						項	第三十八条の二第		第三十八条	第三十七条		第三十六条			第三十五条第三項		第三十五条第二項		第三十五条第一		第三十四条第五項
- 'd	失したときは、当該建物に係る敷 請決権(当)影表半に係る勇物カ源	集会	第 所在等不明区分所有者		- 船区分所有者		戸在舎プロセク戸不言	所 正 等 下 月 玄 分 所 自 音		第 区分所有者を	第十四条に定める	区分所有者	集会	区分所有者	集会	有部分が所在する場所	T	項 区分所有者				項集会		するもの するもの
	詩汐梓	敷地共有者等集会	所在等不明敷地共有者等	敷地共有者等集会	一般勇地共有者等	つえなりた。当者等) 女也去百香笋) 女也去百香笋	所王等下月 <u>牧也</u> 共有圣等	11人人	敷地共有者等を	敷地共有持分等の価格の	敷地共有者等	敷地共有者等集会	敷地共有者等	敷地共有者等集会		, j	、その場所	(係る敷地共有持分等を数人で有する	利用権又は附属施設に関する権利に一の専有部分を所有するための敷地	敷地共有者等	敷地共有者等集会	敷地共有者等集会	共有者等
	第四十二	及び第五	育 山 上	及び第二項	及び第四	第四十二	第四十二		第四十	j I			第四十条		第三十七			第三十		第三十十	三項ただし書	第三十:	三項三項	
	第四十六条第一項	及び第五項	工長第三頁	一項 二項 二項 三項	及び第四項並びに	第四十二条第三項	十二条第一項		条				余		第三十九条第三項			第三十九条第二項		第三十九条第一項	にし書	第三十八条の二第	三項第三十八条の二第	
区分所有者	集会	作えた。			区分所有者	集会	集会	区分所有者	集会			き	専有部分が数人の共有に属すると	集会	区分所有者	、それぞれ算入する	区分所有者の議決権	有者の数に、当該区分所有者の数は出席した区分所	のを除く。)及びその議決権の各区分所有者(議決権を有しないも	集会	英 华 [7]	建 勿勺	一般区分所有者	く集会における議決権) 合む。)の共有持分を有する者が開 の附属施設(これに関する権利を
敷地共有者等	敷地共有者等集会	東上・土・イー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー	牧市 土 二甲子 等 長之 、		敷地共有者等	敷地共有者等集会	敷地共有者等集会	敷地共有者等	敷地共有者等集会		保る敷地共有持分等を数人て有する	利用権又は附属施設に関する権利に	一の専有部分を所有するための敷地	敷地共有者等集会	敷地共有者等	算入する	敷地共有者等の議決権	敷地共有者等の	敷地共有者等の議決権の	敷地共有者等集会	からしア英牛を住み英牛の男士で		一般敷地共有者等	

丘九

令和七年五月二十三日 参議院会議録第二十一号 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

同

(招集の通知に関する特例)

第七十四条 敷地共有者等が開く集会(以下「敷 条第三項の規定により通知を受けるべき場所 地共有者等(前条において準用する第三十五 地共有者等集会」という。)を招集する者が敷 ある建物に係る建物の敷地内の見やすい場所 十五条第一項の通知は、滅失した専有部分の できないときは、前条において準用する第三 を通知したものを除く。)の所在を知ることが に掲示してすることができる。

が当該敷地共有者等の所在を知らないことに す。ただし、敷地共有者等集会を招集する者 による掲示をした時に到達したものとみな ついて過失があつたときは、到達の効力を生 前項の場合には、当該通知は、同項の規定

第七十五条 専有部分のある建物が滅失した場 う。)をすることができる。 を建築する旨の決議(以下「再建決議」とい の敷地の全部若しくは一部を含む土地に建物 の敷地若しくはその一部の土地又は当該建物 多数で、当該専有部分のある建物に係る建物 利であつたときは、敷地共有者等集会におい 敷地利用権が数人で有する所有権その他の権 合において、当該専有部分のある建物に係る 敷地共有者等の議決権の五分の四以上の

- だばならない。 再建決議においては、次の事項を定めなけ
- て「再建建物」という。)の設計の概要

新たに建築する建物(以下この項にお

- 再建建物の建築に要する費用の概算額
- 再建建物の区分所有権の帰属に関する事 前号に規定する費用の分担に関する事項
- 3 有者等の衡平を害しないように定めなければ 前項第三号及び第四号の事項は、各敷地共

ならない

- 準用する第三十五条第一項の通知は、同項の することができる。 おいて準用する第三十条第一項の規約で伸長 らない。ただし、この期間は、第七十三条に 会日より少なくとも二月前に発しなければな 規定にかかわらず、当該敷地共有者等集会の 集会を招集するときは、 再建決議を会議の目的とする敷地共有者等 第七十三条において
- しなければならない。 要領のほか、再建を必要とする理由をも通知 するときは、会議の目的たる事項及び議案の において準用する第三十五条第一項の通知を 前項に規定する場合において、第七十三条
- うための説明会を開催しなければならない。 き事項について敷地共有者等に対し説明を行 とも一月前までに、当該招集の際に通知すべ は、当該敷地共有者等集会の会日より少なく 一項から第三項まで及び第三十六条並びに前 第四項の敷地共有者等集会を招集した者 第七十三条において準用する第三十五条第
- 賛否をも記載し、又は記録しなければならな には、その決議についての各敷地共有者等の 再建決議をした敷地共有者等集会の議事録

条の規定は、前項の説明会の開催について準

9 第五項前段並びに第六十四条中「建替えに」と 同じ。)」と、同項、同条第二項、 者等集会をいう。次項において同じ。)」と、 集会(第七十四条第一項に規定する敷地共有 条第一項中「集会」とあるのは「敷地共有者等 いて準用する。この場合において、第六十三 く。)及び第六十四条の規定は、再建決議につ 十二条に規定する敷地共有者等をいう。以下 「区分所有者」とあるのは「敷地共有者等(第七 第六十三条(第五項後段及び第六項を除 第四項及び

第六十四条中「区分所有権又は敷地利用権」と のは「建物の再建の工事」と、同条第七項及び 項及び第八項中「建物の取壊しの工事」とある 等をいう。以下同じ。)を買い受ける」と、「区 地利用権を買い受ける]とあるのは「敷地共有 共有者等」と、同項前段中「区分所有権及び敷 第六十四条中 「区分所有者」とあるのは「敷地 項から同条第四項まで、同条第五項前段及び えを」とあるのは「再建を」と読み替えるもの あるのは「敷地共有持分等」と、同条中「建替 持分等(第七十二条に規定する敷地共有持分 あるのは「再建に」と、第六十三条第二項中 分所有権及び敷地利用権を時価]とあるのは 「集会」とあるのは「敷地共有者等集会」と、 「敷地共有持分等を時価」と、第六十三条第七

(敷地売却決議)

第七十六条 専有部分のある建物が滅失した場 決議」という。)をすることができる。 関する権利を含む。)を売却する旨の決議(以 利であつたときは、敷地共有者等集会におい 敷地利用権が数人で有する所有権その他の権 合において、当該専有部分のある建物に係る 下この条及び次条第一項において「敷地売却 多数で、敷地共有持分等に係る土地(これに て、敷地共有者等の議決権の五分の四以上の

- 敷地売却決議においては、 次の事項を定め
- 売却の相手方となるべき者の氏名又は名
- 売却による代金の見込額
- 3 四条第一項に規定する敷地共有者等集会をい までの規定は、敷地売却決議について準用す く。)、第六十四条及び前条第四項から第八項 る。この場合において、第六十三条第一項中 「集会」とあるのは「敷地共有者等集会(第七十 第六十三条 (第五項後段及び第六項を除

事の着手」とあるのは「土地等の権利の移転 中「建物の取壊しの工事に着手しなかつた」と 五項前段及び第六十四条中 「区分所有者」 とあ 集会」と、同項から同条第四項まで、同条第 条第二項中「集会」とあるのは「敷地共有者等 条において同じ。)」と、同項、 とあるのは「敷地共有者等(第七十二条に規定 う。次項において同じ。)」と、 えを」とあるのは「売却を」と、前条第五項中 の権利の移転がない」と、第六十四条中「建替 と、第六十三条第八項中「建物の取壊しの工 あるのは「土地等の権利の移転がなかつた」 あるのは「敷地共有持分等」と、 第六十四条中 「区分所有権又は敷地利用権」と の権利の移転」という。)がない」と、同項及び の移転(以下この項及び次項において「土地等 物の取壊しの工事に着手しない」とあるのは 権及び敷地利用権を時価」とあるのは「敷地共 敷地共有持分等をいう。以下この条及び次条 のは「敷地共有持分等(第七十二条に規定する 所有権及び敷地利用権を買い受ける」とある るのは「敷地共有者等」と、同項前段中「区分 第四項及び第五項前段並びに第六十四条中 する敷地共有者等をいう。以下この条及び次 「再建」とあるのは「売却」と読み替えるものと と、「その着手をしない」とあるのは「土地等 (これに関する権利を含む。)についての権利 有持分等を時価」と、第六十三条第七項中「建 において同じ。)を買い受ける」と、「区分所有 「建替えに」とあるのは「売却に」と、第六十三 「売買契約による敷地共有持分等に係る土地 同項ただし書 同条第二項、 「区分所有者」

関する特例 (敷地共有持分等に係る土地等の分割請求に

第七十七条 滅失した専有部分のある建物 取り壊されたものを除く。)に係る敷地共有者 壊し決議又は区分所有者全員の同意に基づき 取

第十七条第一項

共用部分

集会

団地建物所有者等集会(第八十

項に規定する団地建物所有者

等」という。)

当該土地又は附属施設(以下 第七十八条に規定する場合にお 事由がある場合は、この限りでない。 四条第一項の決議又は第八十五条第一項の決 場合その他再建決議、敷地売却決議、 権を有する敷地共有者等が分割の請求をする ができない。ただし、五分の一を超える議決 関する権利について、分割の請求をすること 間は、敷地共有持分等に係る土地又はこれに 失の日から起算して五年を経過する日までの 起算して一月を経過する日の翌日以後当該滅 む。)の規定にかかわらず、その滅失の日から 第二百六十四条において準用する場合を含 議をすることができないと認められる顕著な 第八十

等は、

民法第二百五十六条第一項本文(同法

の間は、敷地共有持分等に係る土地又はこれ 滅失の日から起算して五年を経過する日まで む。)の規定にかかわらず、その取壊しによる 者等は、民法第二百五十六条第一項本文(同 は、当該専有部分のある建物に係る敷地共有 所有者全員の同意に基づき取り壊されたとき だし書の規定を準用する。 とができない。この場合においては、 に関する権利について、分割の請求をするこ 法第二百六十四条において準用する場合を含 専有部分のある建物が取壊し決議又は区分 前項た

官

第二節 団地内の建物が滅失した場合 における措置

(団地建物所有者等の集会等)

第七十八条 団地内建物の全部又は一部が専有

めるところにより、集会を開き、坦 五年を経過する日までの間は、この 等」という。)は、その滅失の日かられ 関する権利を有する者(以下「団地建 ものの所有に係る建物の敷地又は附 部分のある建物以外の建物であつて 物の団地建物所有者、敷地共有者等 属する場合において、その団地内の ある建物にあつては、区分所有者) む。) が当該団地内建物の所有者(専・ 部分のある建物であり、 土地又は附属施設(これらに関するな (集会等に関する規定の準用) 部の建物が滅失したときは、当該 及び管理者を置くことができる かつ、その

第七十九条 第十七条第一項、 除く。) 及び第五節 (第三十条第二項) 表の下欄に掲げる字句に読み替える 定中同表の中欄に掲げる字句は、そ この場合において、次の表の上欄に 項の規定は、前条の場合について準 び第四十三条を除く。)並びに第六十二 項、第三十四条第二項、第三十五条 一条第二項、第三十二条、第三十二 第十八条第一項から第三項まで 第十九条、第一章第四節(第二-第二項

	者等集 —	ĵ	土地る	ものとす	れぞれ同	- 掲げる規一	-八条第一	第四項及	三条第四	、第三十十七条を	及び第五		》。	見句を定し	起算して	物所有者	1頭施設に 1回地内建 1回地h 1回地h 1回地h 1回地h 1回地h 1回地h 1回地h 1回地h	全部又は	の共有と	有部分の一	権利と各
	第二十六条第二項		第二十六条第一項	第二十五条第二項		第二十五条第一項		第十九条	第十八条第六項	第十八条第一項た		第十八条第一項	第十七条第五項		第十七条第二項						
区分所有者	共用部分等	集会	部分等」という。) お分等」という。) 共用部分並びに第二十一条に規定共用部分並びに第二十一条に規定	区分所有者	集会	区分所有者	共用部分	共有者	共用部分	共有者	集会	共用部分	共用部分	専有部分	共用部分	区分所有者及びその議決権の各	ものつては、その割合以上)を有する回る割合を規約で定めた場合にあ回る割合を規約で定めた場合にああつて議決権の過半数(これを上	あつては、その割合以上)の者で	上回る削合を現物で定めた場合にはおいて同じ」の過半数でごれる	こおって同ジシの過半女(これをのを除く。以下この項及び第三項	右
団地建物所有者等	土地等	団地建物所有者等集会	土地等	団地建物所有者等	団地建物所有者等集会	団地建物所有者等	土地等	団地建物所有者等	土地等	団地建物所有者等	団地建物所有者等集会	土地等	土地等	建物又は専有部分	土地等	団地建物所有者等の議決権の		物所有者等をいう。以下同じ。)	者等(第七十八条こ規定する団地建 の害合以工)を存する団地 異物所存	の削合以上、と同じる団也建物が同じを規約で定めた場合にあつては、そ	솜테

令和七年五月二十三日 参議院会議録第二十一号 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

会をいう。以下同じ。)

Ţ
│栺
+
F
牛
Ŧı
月
令和七年五月二十三日
日日
ッ議 !
阮会
議
録第

参議院会議録第二十一号
老
杯ルル
1じっつ
l S
\ \.
Ξ,
1
等
σ
答
昌
世
及
U
再
生
0
上
作化
等を
区区
るた
X,
7.5
建物
老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有
分分
所有
等
に関
すっ
る法律等
律
等の
-
部を
改
ĪĒ
す
Ź
る法
注
注
注
注

第三十四条第一項 集会	ただし書集会	条第一項	一部の	区分所	は、そ	合を担	議決権	割合を	て同じ	のを除く。	区分所	第三十一条第一項		第三十条第四項 区分所有者	区分所有者	を含む。)	物の動	第三十条第三項 専有部	区分所有者	第三十条第一項 建物叉	第二十九条第二項 区分所有者	-	第二十九条第一項 建物並	第十四	第二十九条第一項 区分所有者	及び第五項 区分所有者	第二十六条第匹項
		建物を使用している区分所有者	部の区分所有者	区分所有者及びその議決権の各	その割合以上)を有するもの	合を規約で定めた場合にあつて	議決権の過半数(これを上回る割に、その害合以上)の者であって	ま、一)別では、こうでであって割合を規約で定めた場合にあつて	て同じ。)の過半数(これを上回る	な。以下この項前段におい	区分所有者(議決権を有しないも		्र त न	有者	有者	を含む。)	り対してよけ属施安に見ける権利物の敷地若しくは附属施設(建物	専有部分若しくは共用部分又は建	?有者	設建物又はその敷地若しくは附属施	有者		建物並びにその敷地及び附属施設	第十四条に定める	有者	有者	
団地建物所有者等集会	団地建物所有者等集会	団地建物所有者等	一部の団地建物所有者等	団地建物所有者等の議決権の				者等	の割合以上)を有する団地建物所有	を規約で定めた場合にあつては、そ	議決権の過半数(これを上回る割合	団地建物所有者等集会	1 女件 万 有 有 有 有	団地建物所有者等	団地建物所有者等		む。)	土地等(これらに関する権利を含	団地建物所有者等	土地等	団地建物所有者等	10.00	土地等	む。)の持分の価格の土地等(これらに関する権利を含	団地建物所有者等	団地建物所有者等	 団地建物所有者等集会
第三十七条		第三十六条				第三十五条第										第三十五条第		第三十五条第			第三十四条第		第三十四条第				第三十匹条第
宋 		米				衆第三項										宋第二項		衆第一項			衆第五項		衆第四項				*第三項
集会	区分所有者	集会	有部分が所在する場所		その場所に、これを通知しなかつ	区分所有者	第四十条								3)0	専有部分が数人の共有に属すると	区分所有者	集会	集会	するものするもの一以上を有		区分所有者	集会	集会	権の五分の一以上を有するものの日から、	の豆分の一以上の皆であって養みのを除く。第五項において同じ。)	- 4
団地建物所有者等集会	団地建物所有者等	団地建物所有者等集会			、その場所	団地建物所有者等	同条	じ。)を数人で有するとき	分等をいう。第四十条におい	(第七十二条に規定する敷地共有持	関する権利に係る敷地共有持分等	めの敷地利用権若しくは附属施設に	若しくは一の専有部分を所有するた	敷地若しくは附属施設に関する権利	て滅失したものの所有に係る建物の に属するとき 又に の	こ属けること、 ては一つ生物ごろつ 建物若しくは専有部分が数人の共有	団地建物所有者等	団地建物所有者等集会	団地建物所有者等集会	建物所有者等	議決権の五分の一以上を有する団	団地建物所有者等	団地建物所有者等集会	団地建物所有者等集会		建物所有者等	議決権の五分の一以上を有する団地

令和七年五月二十三日 参議院会議録第二十一号 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

	第三十九条第三項	第三十九条第三項					第三十九条第一項	三項ただし書 二項ただし書	耳	第三十八条の二第						 二項	第三十八条の二第					項	第三十八条の二第		第三十八条
集会	区分所有者	、それぞれ算入する	のを除く。)及びその議決権の各のを除く。)及びその議決権の各区分所有者の数は出席した区分所有者の数に、当該区分所有者の議決権		区分所有者(議決権を有しないも	集会	建物内		一般区分所有者	く集会における議決権)	含む。)の共有持分を有する者が開	の附属施設(これに関する権利を地利用権を有する者又は当該建物失したときは、当該建物に係る敷失したときは、当該建物に係る敷養決権(当該裁判に係る建物が滅 議議決権(当該裁判に係る建物が滅 議			集会	所在等不明区分所有者	集会	一般区分所有者	の区分所有者	所在等不明区分所有者	当該区分所有者	区分所有者を	第十四条に定める	区分所有者	
団地建物所有者等集会	団地建物所有者等	算入する 関地建物所有者等の議決権			団地建物所有者等の議決権の	団地建物所有者等集会	団地 内		一般団地建物所有者等					議決権	団地建物所有者等集会	所在等不明団地建物所有者等	団地建物所有者等集会	一般団地建物所有者等	の団地建物所有者等	所在等不明団地建物所有者等	当該団地建物所有者等	団地建物所有者等を	む。)の持分の価格の土地等(これらに関する権利を含	団地建物所有者等	
第六十八条第一項					第四十六条第二項		第四十六条第一項	及び第五項 第四十五条第三項	び第二項	第四十五条第一項		第四十四条第二項			第四十四条第一項	及び第四項	第四十二条第三項	第四十二条第一項		第四十一条					第四十条
第六十六条	集会	上有者 上有者 と分所有者 と分所有者		占有者	医分所有者 医分所有者		集会	区分所有者	集会	建物内	集会	集会	専有部分	区分所有者	区分所有者	集会	集会	区分所有者	集会				<i>ಕ</i>	専有部分が数人の共有に属すると	
第七十九条	団地建物所有者等集会	団地建物所有者等	1	土地等地建物所有者等でないもの	建物又は専有部分を占有する者で団	団地建物所有者等	団地建物所有者等集会	団地建物所有者等集会	団地建物所有者等	団地建物所有者等集会	団地内	団地建物所有者等集会	団地建物所有者等集会	建物又は専有部分	団地建物所有者等	団地建物所有者等	団地建物所有者等集会	団地建物所有者等集会	団地建物所有者等	団地建物所有者等集会	数人で有するとき	関する権利に係る敷地共有持分等を一めの敷地利用権若しくは附属施設に	若しくは一の専有部分を所有するた	敷地若しくは附属施設に関する権利て滅失したものの所有に係る建物のに属するとき、又は一の建物であつ	で有部分が

六三

令和七年五月二十三日 参議院会議録第二十一号 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

(招集の通知に関する特例

第八十条 団地建物所有者等が開く集会(以下 見やすい場所に掲示してすることができる。 用する第三十五条第一項の通知は、団地内の 知ることができないときは、前条において準 者が団地建物所有者等(前条において準用す す。ただし、団地建物所有者等集会を招集す るべき場所を通知したものを除く。)の所在を る第三十五条第三項の規定により通知を受け 効力を生じない。 いことについて過失があつたときは、 る者が当該団地建物所有者等の所在を知らな による掲示をした時に到達したものとみな 「団地建物所有者等集会」という。)を招集する 前項の場合には、当該通知は、同項の規定 到達の

承認決議 団地内の建物が滅失した場合における再建

第八十一条 第七十八条に規定する場合におい 得たときは、当該特定滅失建物の団地建物所 団地建物所有者等で構成される団地建物所有 利を含む。)の共有者である当該団地内建物の 共有に属し、かつ、次の各号に掲げる場合の 物を含む。以下同じ。)の団地建物所有者等の 権利を含む。)が当該団地内建物(滅失した建 という。)が所在していた土地(これに関する の条及び第八十三条において「特定滅失建物」 て、滅失した建物のうち特定の建物(以下こ 下この条において「再建承認決議」という。)を 回る割合を第七十九条において準用する第三 者等集会において議決権の過半数(これを上 に該当する場合に当該土地(これに関する権 区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件 有者等は、当該土地又はこれと一体として管 出席し、出席した団地建物所有者等の議決権 その割合以上)を有する団地建物所有者等が 十条第一項の規約で定めた場合にあつては、 、四分の三以上の多数による承認の決議(以

> 地内建物の団地建物所有者等の共有に属する ものに限る。)に新たに建物を建築することが

- であつた場合 その再建決議又はその敷地 当該特定滅失建物が専有部分のある建物
- 以外の建物であつた場合 当該特定滅失建 当該特定滅失建物が専有部分のある建物
- 割合によるものとする。 も、当該特定滅失建物が所在していた土地 ず、第七十九条において準用する第三十条第 いて準用する第三十八条の規定にかかわら 地建物所有者等の議決権は、第七十九条にお (これに関する権利を含む。)の持分の価格の 項の規約に別段の定めがある場合であつて 前項の団地建物所有者等集会における各団
- 物の敷地利用権又は敷地共有持分等に基づい 団地内建物のうち当該特定滅失建物以外の建 す。ただし、同項第一号に掲げる場合におい に賛成する旨の議決権を行使したものとみな は、再建承認決議においては、いずれもこれ おける当該特定滅失建物の団地建物所有者等 て有する議決権の行使については、この限り て、当該特定滅失建物に係る敷地共有者等が 第一項各号に定める要件に該当する場合に
- ときは、第七十九条において準用する第三十 置を含む。)をも示して発しなければならな 計の概要(当該建物の当該団地内における位 ず、当該団地建物所有者等集会の会日より少 五条第一項の通知は、同項の規定にかかわら 議案の要領のほか、新たに建築する建物の設 なくとも二月前に、会議の目的たる事項及び 第一項の団地建物所有者等集会を招集する

理若しくは使用をする団地内の土地(当該団

- 共有者等の全員の同意があること。
- 有する者の同意があること。 物の所有に係る建物の敷地に関する権利を

5

(1

- とができる。 きに限り、当該特定滅失建物の再建をするこ める者が当該再建承認決議に賛成していると の影響を及ぼすべきときは、次の各号に掲げ 他の建物」という。)の建替え又は再建に特別 る再建が当該特定滅失建物以外の建物(滅失 る場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定 した建物を含む。以下この項において「当該 第一項の場合において、再建承認決議に係
- る場合 第一項の団地建物所有者等集会に おいて当該他の建物の区分所有者全員の議 決権の四分の三以上の議決権を有する区分 当該他の建物が専有部分のある建物であ
- 二 当該他の建物が滅失した建物であつて滅 失した当時において専有部分のある建物で 有する敷地共有者等 等全員の議決権の四分の三以上の議決権を あつた場合 第一項の団地建物所有者等集 会において当該他の建物に係る敷地共有者
- の建物である場合 当該他の建物の所有者 (議決権を有しないものを除く。) 当該他の建物が専有部分のある建物以外
- 外の建物であつた場合 当該他の建物の所 失した当時において専有部分のある建物以 者(議決権を有しないものを除く。) 有に係る建物の敷地に関する権利を有する 当該他の建物が滅失した建物であつて滅
- 上の特定滅失建物の再建について一括して再の団地建物所有者等の合意により、当該二以建物の団地建物所有者等は、各特定滅失建物 が二以上あるときは、当該二以上の特定滅失 建承認決議に付することができる。 第一項の場合において、当該特定滅失建物

6

専有部分のある建物であつたときは、 前項の場合において、当該特定滅失建物が 当該特

> 団地建物所有者等(敷地共有者等に限る。)の をすることができる。この場合において、そ 数で、当該二以上の特定滅失建物の再建につ 同項に規定する合意があつたものとみなす。 の決議があつたときは、当該特定滅失建物の いて一括して再建承認決議に付する旨の決議 る敷地共有者等の議決権の五分の四以上の多 有者等集会において、当該特定滅失建物に係 定滅失建物の再建を会議の目的とする敷地共 (団地内の建物が滅失した場合における建替

第八十二条 第七十八条に規定する場合におい 用をする団地内の土地(当該団地内建物の団 を得たときは、当該特定建物の団地建物所有 合以上)を有する団地建物所有者等が出席 属し、かつ、次の各号に掲げる場合の区分に に新たに建物を建築することができる 地建物所有者等の共有に属するものに限る。) 該土地又はこれと一体として管理若しくは使 者等は、当該特定建物を取り壊し、かつ、当 び第三項において「建替え承認決議」という。) 分の三以上の多数による承認の決議(次項及 し、出席した団地建物所有者等の議決権の四 合を第七十九条において準用する第三十条第 会において議決権の過半数(これを上回る割 物所有者等で構成される団地建物所有者等集 む。)の共有者である当該団地内建物の団地建 する場合に当該土地(これに関する権利を含 応じてそれぞれ当該各号に定める要件に該当 当該団地内建物の団地建物所有者等の共有に 所在する土地(これに関する権利を含む。)が の条及び次条において「特定建物」という。)が て、滅失した建物以外の特定の建物(以下こ 一項の規約で定めた場合にあつては、その割

者の全員の同意があること。 る場合 その建替え決議又はその区分所有 当該特定建物が専有部分のある建物であ

の建物である場合 その所有者の同意があの建物である場合 その所有者の同意があること。

のある建物である」と、「敷地共有者等集会」 分のある建物であつた」とあるのは「専有部分 に」とあるのは「建替えに」と、同項中「専有部 替えを」と、同条第六項及び第七項中「再建 項及び同条第七項中[再建を]とあるのは「建 項」と、同条第二項中「特定滅失建物」とある 及び第六項中「第一項」とあるのは「次条第 条第二項中「前項」とあり、並びに同条第五項 いて、これらの規定(同条第二項を除く。)中 え承認決議について準用する。この場合にお あるのは「前項」と読み替えるものとする。 に」とあるのは「区分所有者に」と、「同項」と にあつては、四分の三)」と、「敷地共有者等 が同条第二項各号のいずれかに該当する場合 とあるのは「第六十二条第一項の集会」と、 五項中「再建が」とあるのは「建替えが」と、同 項の団地建物所有者等集会」とあるのは「次条 物をいう。以下同じ。)」と、「所在していた」 のは「特定建物(次条第一項に規定する特定建 く。) 及び議決権の各五分の四(当該特定建物 同項ただし書中「に係る敷地共有者等」とある とあるのは「所在する」と、 同条第三項中「第 「敷地共有者等の議決権の五分の四」とあるの 「特定滅失建物」とあるのは「特定建物」と、同)は「の区分所有者」と、同条第四項中「第一 項各号」とあるのは「次条第一項各号」と、 前条第二項から第七項までの規定は、建替 「区分所有者(議決権を有しないものを除 一項の団地建物所有者等集会」と、同条第

二条第二項各号のいずれかに該当する場合に が場合にあつては、建替え承認決議に係る建 い場合にあつては、建替え承認決議に係る建特定建物(前項において準用する前条第六項 特定建物(前項において準用する前条第六項

る。

・
の
の
に
ら
の
の
に
の
の
に
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
の
に
の
に
の
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に
の
に

え再建承認決議) (団地内の建物が滅失した場合における建替

第八十三条 第七十八条に規定する場合におい び当該特定滅失建物の再建について建替え再 所有者等がそれぞれ当該特定建物の建替え及 ものに限る。)に新たに建物を建築することが 地内建物の団地建物所有者等の共有に属する 理若しくは使用をする団地内の土地(当該団 物所有者等は、当該特定建物を取り壊し、 う。)を得たときは、当該特定建物等の団地建 下この条において「建替え再建承認決議」とい 再建について一括して承認する旨の決議(以 該特定建物の建替え及び当該特定滅失建物の 者等の議決権の四分の三以上の多数により当 物所有者等が出席し、出席した団地建物所有 にあつては、その割合以上)を有する団地建 準用する第三十条第一項の規約で定めた場合 数(これを上回る割合を第七十九条において 団地建物所有者等集会において議決権の過半 団地内建物の団地建物所有者等で構成される らに関する権利を含む。)の共有者である当該 る要件に該当する場合にこれらの土地(これ 場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定め 定建物等」という。)につき次の各号に掲げる 失建物(以下この項及び次項において「当該特 も当該団地内建物の団地建物所有者等の共有 権利を含む。)及び特定滅失建物が所在してい て、特定建物が所在する土地(これに関する 建承認決議に付する旨の合意をした場合でな できる。ただし、当該特定建物等の団地建物 つ、これらの土地又はこれらと一体として管 に属し、かつ、当該特定建物及び当該特定滅 た土地(これに関する権利を含む。)がいずれ か

「三分の二」とす る場合 その建替え決議又はその区分所有については、同項 一 当該特定建物が専有部分のある建物であ

してい の建物である場合 その所有者の同意があ関する 三 当該特定建物が専有部分のある建物以外におい 共有者等の全員の同意があること。

二 当該特定滅失建物が専有部分のある建物

2 当該特定滅失建物が専有部分のある建物ること。

有する者の同意があること。 物の所有に係る建物の敷地に関する権利を以外の建物であつた場合 当該特定滅失建以外の建物であつた場合 当該特定滅失建物が専有部分のある建物

が専有部分のある建物(滅失した専有部分のある建物を含む。)であり、かつ、次の各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件に該当するときは、当該特定建物の建替え及び当該特定滅失建物の再建について建替え及び当該特定滅失建物の再建について建替え及び当該特定滅失建物の再建について建替え及び当該特定減失建物の再建について建替ったときは、当該特定建物等の団地建物所有つたときは、当該特定建物等の団地建物所有のたときは、当該特定建物等の間地建物所有のたときは、当該特定建物等の間地建物所有のたときは、当該特定建物等の間できる。この場合において、当該特定建物等のたときは、当該特定建物等のは、当該特定建物にあつては敷地共有者等に関る。)の前項ただし書に規定する合意があつたともなす。

一 特定建物である場合 当該特定建物に係る 等集会において、当該特定建物の区分所有 の集会において、当該特定建物の区分所有 者(議決権を有しないものを除く。)及び議者(議決権を有しないものを除く。)及び議者(議決権を有しないものを除く。)及び議者(議決権を有しないものを除く。)及び議者(議決権を有しないものを除く。)及び議者(議決権を有しないものを除く。)及び議者(議決権を有しないものを除く。)及び議者(議決権を有しないものを除く。)及び議者(議決権を表している場合と、当該特定建物の建せ、当該特定建物の建せ、当該特定建物の建せ、当該特定建物の建せ、当該特定建物の建せ、当該特定建物の建せ、当該特定建物の建せ、当該特定建物の建せ、当該特定建物の建せ、当該特定建物の建せ、当該特定建物の建せ、当該特定建物の建せ、当該特定建物の建せ、

成があること。

建物の建替え及び当該特定滅失建物の」と読 特定建物等以外」と、同条第四項中「第一項の 中「当該特定滅失建物以外」とあるのは「当該 号及び第二号」と、「特定滅失建物に」とある 中「同項第一号」とあるのは「同条第一項第一 この場合において、同条第二項中「前項」とあ は、建替え再建承認決議について準用する。 建が」と、「特定滅失建物の」とあるのは「特定 第五項中「再建が」とあるのは「建替え及び再 条第一項の団地建物所有者等集会」と、同条 団地建物所有者等集会」とあるのは「第八十三 失建物に」と、同項ただし書及び同条第五項 のは「特定建物の区分所有者又は当該特定滅 第五項において同じ。)の」と、同項ただし書 する当該特定建物等をいう。以下この項及び の」とあるのは「当該特定建物等(同項に規定 同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第八 る権利を含む。)及び当該特定滅失建物」と、 において同じ。)が所在する土地(これに関す 滅失建物」とあるのは「特定建物(次条第一項 り、及び同条第五項中「第一項」とあるのは 十三条第一項各号」と、「当該特定滅失建物 に規定する特定建物をいう。次項及び第五項 「第八十三条第一項」と、同条第二項中「特定 第八十一条第二項から第五項までの規定

建替え等決議) (団地内の建物が滅失した場合における一括 み替えるものとする。

団地内建物の敷地とされ、又は団地内建物が合において、団地内の全部又は一部の建物が所在し、又は所在物の敷地等(団地内建物が所在し、又は所在物の敷地等(団地内建物が所在し、又は所在していた土地及び第五条第一項の規定によりしていた土地及び第五条第一項本文に規定する場の、第八十四条第七十条第一項本文に規定する場の、第八十四条第七十条第一項本文に規定する場の、第八十四条第七十条第一項本文に規定する場の、表述の表述を表述している。

令和七年五月二十三日 参議院会議録第二十一号 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

ければならない。

滅失した当時において団地内建物の敷地とさ 以上の建物につき、次の各号に掲げる場合の 地内建物の敷地等若しくはその一部の土地又 括して、その全部を取り壊し、かつ、当該団 の四以上の多数で、当該団地内建物につき一 を有しないものを除く。)及び議決権の各五分 当該団地内建物の団地建物所有者等(議決権 構成される団地建物所有者等集会において、 である当該団地内建物の団地建物所有者等で おいて同じ。)又はこれに関する権利の共有者 れていた土地をいう。以下この項及び次項に その一括建替え等決議に反対したときは、こ 区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者が できる。ただし、当該団地建物所有者等集会 建物を建築する旨の決議(以下この条におい の土地を「再建団地内敷地」という。)に新たに 部を含む土地(第三項第一号においてこれら において、当該団地内建物のうちいずれか一 て「一括建替え等決議」という。)をすることが は当該団地内建物の敷地等の全部若しくは一

定する議決権の三分の一を超える議決権を 七十三条において準用する第三十八条に規 当該建物が滅失した建物である場合 第

官

- 一 前号に掲げる場合以外の場合 議決権の合計の三分の一を超える議決権を の一を超える者又は第三十八条に規定する 者(議決権を有しないものを除く。)の三分 区分所有
- であつても、当該団地内建物の敷地等(これ かかわらず、第七十九条において準用する第 本文の各団地建物所有者等の議決権は、第七 二十条第一項の規約に別段の定めがある場合 -九条において準用する第三十八条の規定に 前項の団地建物所有者等集会における同項 |関する権利を含む。)の持分の価格の割合に

から第三項まで及び第三十六条並びに第八十

よるものとする

令和七年五月二十三日

参議院会議録第二十一号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

当該団地内

- 定めなければならない。 一括建替え等決議においては、 次の事項
- の計画の概要 再建団地内敷地の一体的な利用について
- 内建物の建築に要する費用の概算額 て「再建団地内建物」という。)の設計の概要 新たに建築する建物(以下この項にお 団地内建物の全部の取壊し及び再建団地
- 再建団地内建物の区分所有権の帰属に関前号に規定する費用の分担に関する事項
- 第一項及び第二項中「集会」とあるのは「団地 及び次条において同じ。)を」と、同項及び同 建物所有者等集会(第八十条第一項に規定す と、同条第六項中「集会を」とあるのは「団地 する団地建物所有者等をいう。以下同じ。)」 るのは「団地建物所有者等(第七十八条に規定 項第四号及び第五号」と、「区分所有者」とあ 物所有者等」と、第六十二条第五項中「前項第 を除く。)中「区分所有者」とあるのは「団地建 において、これらの規定(第六十二条第五項 括建替え等決議について準用する。この場合 十三条から第六十四条の四までの規定は、 建物所有者等集会」と、第六十二条第九項 条第七項中「第三十五条第一項」とあるのは る団地建物所有者等集会をいう。以下この条 三号及び第四号」とあるのは「第八十四条第三 七十九条において準用する第三十五条第一項 一号中「建替え」とあるのは「建替え又は再建」 第三十五条及び第三十六条」とあるのは 「団地建物所有者等集会の」と、 同条第七項第 第七十九条において準用する第三十五条第 第六十二条第五項から第十項まで及び第六 項」と、同条第六項中「集会の」とあるのは 同条第八項及び第十項並びに第六十三条 第

あるのは「敷地利用権(滅失した建物にあつて 同条第七項及び第六十四条中 「敷地利用権」と 第七項及び第八項中「建物の取壊しの工事」と あつては、敷地共有持分等)を時価」と、同条 価」とあるのは「敷地利用権(滅失した建物に 以下この条及び次条において同じ。))を買い 失した建物にあつては、敷地共有持分等(第 権を買い受ける」とあるのは「敷地利用権(滅 替え若しくは再建に参加する」と、 第五項中「建替えに参加する」とあるのは「建 及び第六項並びに第六十四条中「建替えに」と 条」と、第六十三条第一項、第二項、第四項 あるのは「建物の取壊し又は再建の工事」と、 は再建に参加しない」と、「敷地利用権を時 受ける」と、「同項」とあるのは「第三項」と、 七十二条に規定する敷地共有持分等をいう。 あるのは「建替え又は再建に」と、第六十三条 「建替えに参加しない」とあるのは「建替え又

る一括敷地売却決議) (団地内の全部の建物が滅失した場合におけ え若しくは再建に」と読み替えるものとす 条の二第一項中「建替えに」とあるのは「建替 とあるのは「建替え又は再建を」と、第六十四 は、敷地共有持分等)」と、同条中「建替えを」

第八十五条 第七十条第一項本文に規定する場 権利の共有者である当該団地内建物の団 項及び次項において同じ。)又はこれに関する 物の敷地とされていた土地をいう。以下この において第五条第一項の規定により団地内建 ときは、第七十六条第一項の規定にかかわら 合において、団地内の全部の建物が滅失した 会において、当該団地内建物の団地建物所有 物所有者等で構成される団地建物所有者等集 していた土地及び団地内建物が滅失した当時 者等(議決権を有しないものを除く。)及び議 団地内建物の敷地等(団地内建物が所在 地建

「敷地利用 権の三分の一を超える議決権を有する者がそ ちいずれか一以上の建物につき、第七十三条 所有者等集会において、当該団地内建物のう をすることができる。ただし、当該団地建物 この条において「一括敷地売却決議」という。) 括して、その全部を売却する旨の決議(以下 建物の敷地等又はこれに関する権利につき一 決権の各五分の四以上の多数で、 の一括敷地売却決議に反対した場合は、 において準用する第三十八条に規定する議決

- よるものとする。 であつても、当該団地内建物の敷地等(これ 三十条第一項の規約に別段の定めがある場合 かかわらず、第七十九条において準用する第 本文の各団地建物所有者等の議決権は、第七 に関する権利を含む。)の持分の価格の割合に 十九条において準用する第三十八条の規定に 前項の団地建物所有者等集会における同項
- 定めなければならない。 一括敷地売却決議においては、 売却の相手方となるべき者の氏名又は名 次の事項を
- 二 売却による代金の見込額
- れらの規定(第六十二条第八項を除く。)中「区 議について準用する。この場合において、こ 並びに第六十四条の規定は、一括敷地売却決 第六十三条(第五項後段及び第六項を除く。) び同条第七項中「第三十五条第一項」とあるの の条及び次条において同じ。)を」と、 定する団地建物所有者等集会をいう。 と、第六十二条第六項中「集会を」とあるのは 分所有者」とあるのは「団地建物所有者等」 の部分に限る。)及び第八項から第十項まで、 「団地建物所有者等集会 (第八十条第一項に規 第六十二条第六項、第七項(各号列記以外 同項及 以下こ

第 の権利の移転がない」と、第六十四条中「建替 事の着手」とあるのは「土地等の権利の移転」 あるのは「土地等の権利の移転がなかつた」 中「建物の取壊しの工事に着手しなかつた」と の移転(以下この項及び次項において「土地等 物の取壊しの工事に着手しない」とあるのは 権及び敷地利用権を時価」とあるのは「敷地共 う。以下同じ。)を買い受ける」と、「区分所有 等をいう。次条及び第六十四条において同 者等(第七十八条に規定する団地建物所有者 項中 「区分所有者」とあるのは 「団地建物所有 十三条第一項及び第二項中「集会」とあるのは は えを」とあるのは「売却を」と読み替えるもの と、「その着手をしない」とあるのは「土地等 と、第六十三条第八項中「建物の取壊しの工 あるのは「敷地共有持分等」と、 第六十四条中「区分所有権又は敷地利用権」と の権利の移転」という。)がない」と、同項及び (これに関する権利を含む。)についての権利 を買い受ける」とあるのは「敷地共有持分等 と、同項前段中「区分所有権及び敷地利用権 第六十四条中「建替えに」とあるのは「売却に」 有持分等を時価]と、第六十三条第七項中「建 する第三十五条第一項から第三項まで及び第 「売買契約による敷地共有持分等に係る土地 (第七十二条に規定する敷地共有持分等をい し。)」と、同条第九項中「第三十五条及び第三 「団地建物所有者等集会」と、第六十二条第八 一十六条並びに第八十条」と、第六十三条第 項、第二項、第四項及び第五項前段並びに [由]と、同条第八項及び第十項並びに第六 ·六条」とあるのは「第七十九条において準用 「次の事項」とあるのは「売却を必要とする 「団地建物所有者等集会の」と、同条第七項 一項」と、同条第六項中「集会の」とあるの 同項ただし書

> 第四章 所在等不明区分所有者等の除外 等に関する裁判手続

は

「第七十九条において準用する第三十五条

(所在等不明区分所有者等の除外に関する裁

は、それぞれ当該各号に定める物の所在地を 管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 第三十八条の二第一項の規定による裁 当該裁判に係る建物
- する第三十八条の二第一項の規定による裁 第六十六条及び第七十九条において準用 当該裁判に係る土地又は附属施設
- 三 第七十三条において準用する第三十八条 前項の裁判は、裁判所が次に掲げる事項を 係る建物の敷地又は附属施設 の二第一項の規定による裁判 当該裁判に
- おいて、同号の期間は、一月を下つてはなら なければ、することができない。この場合に 公告し、かつ、第二号の期間を経過した後で
- の申立てがあつたこと。 前項各号に定める物について同項の裁判
- 二 裁判所が前項の裁判をすることについて 異議があるときは、次に掲げる者は一定の 期間内にその旨の届出をすべきこと。 第三十八条の二第一項に規定する所在
- み替えて準用する第三十八条の二第一項 は所在等不明団地建物所有者等 に規定する所在等不明団地建物所有者又 第六十六条又は第七十九条において読

等不明区分所有者

- る第三十八条の二第一項に規定する所在 等不明敷地共有者等 第七十三条において読み替えて準用す
- 前号の届出がないときは、 前項の裁判が

4

第一項の裁判は、 確定しなければその効力

- を生じない。
- 第八十六条 次の各号に掲げる裁判に係る事件
- 抗告をすることができる。 (所有者不明専有部分管理命令)
- 2 第八十七条 きない。この場合において、同号の期間は、所有者不明専有部分管理命令をすることがで 件は、裁判を求める事項に係る専有部分の所 在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。 つ、第二号の期間を経過した後でなければ、
- についてあつたこと。 所有者不明専有部分管理命令の申立てが
- 又は共有持分を有する者は一定の期間内に 有部分管理命令の対象となるべき専有部分 について異議があるときは、所有者不明専
- 許可を求める理由を疎明しなければならな 第二項の許可の申立てをする場合には、その
- 規定による費用若しくは報酬の額を定める裁 よる解任の裁判又は第四十六条の七第一項の 裁判所は、第四十六条の六第一項の規定に

- でに掲げる者に告知することを要しない。 第一項の裁判は、 第二項第二号イからハま
- 所在が判明したときは、利害関係人の申立て により、 (その共有持分を有する者を含む。)及びその 裁判所は、第一項各号に定める物の所有者 同項の裁判を取り消さなければなら
- の裁判に対しては、利害関係人に限り、即時 第一項の裁判及び前項の規定による取消し
- 第一章第六節の規定による非訟事
- 月を下つてはならない。 裁判所は、次に掲げる事項を公告し、か
- その対象となるべき専有部分又は共有持分 所有者不明専有部分管理命令をすること
- その旨の届出をすべきこと。
- 有部分管理命令がされること。 前号の届出がないときは、所有者不明専
- 第四十六条の三第二項又は第四十六条の六

- 判をする場合には、所有者不明専有部分管理 人の陳述を聴かなければならない
- 5 次に掲げる裁判には、理由を付さなければ
- 所有者不明専有部分管理命令の申立てを
- 三 第四十六条の六第一項の規定による解任 二 第四十六条の三第二項又は第四十六条の の申立てについての裁判 六第二項の許可の申立てを却下する裁判
- らない。 専有部分又は共有持分について、所有者不明 所有者不明専有部分管理命令の対象とされた 専有部分管理命令の登記を嘱託しなければな には、裁判所書記官は、職権で、 所有者不明専有部分管理命令があつた場合 遅滞なく、
- で、遅滞なく、所有者不明専有部分管理命令 判があつたときは、裁判所書記官は、職権 の登記の抹消を嘱託しなければならない。 所有者不明専有部分管理命令を取り消す裁
- 託をしたときは、法務省令で定めるところに 託することができる。この場合において、 は、その専有部分の区分所有者又はその共有 処分その他の事由により金銭が生じたとき 施設に関する権利並びに敷地利用権の管理、 令の効力が及ぶ動産並びに共用部分及び附属 専有部分管理命令の対象とされた専有部分又 公告しなければならない。 有物である専有部分)の所在地の供託所に供 分管理命令が発せられた場合にあつては、 分(共有持分を対象として所有者不明専有部 持分を有する者のために、当該金銭を所有者 は共有持分並びに所有者不明専有部分管理命 より、その旨その他法務省令で定める事項を 不明専有部分管理命令の対象とされた専有部 所有者不明専有部分管理人は、所有者不明 共
- 変更し、 裁判所は、所有者不明専有部分管理命令を 又は取り消すことができる。

10 相当でなくなつたときは、所有者不明専有部 を含む。)その他財産の管理を継続することが き(管理すべき財産の全部が供託されたとき 又は職権で、所有者不明専有部分管理命令を 分管理人若しくは利害関係人の申立てにより 裁判所は、管理すべき財産がなくなつたと

令和七年五月二十三日

参議院会議録第二十一号

- された財産を引き渡さなければならない。 を報告し、当該所有者に帰属することが証明 当該所有者に対し、その事務の経過及び結果 取り消さなければならない。この場合におい 立てにより、所有者不明専有部分管理命令を 証明したときは、裁判所は、当該所有者の申 の共有持分を含む。)が自己に帰属することを 同じ。)が所有者不明専有部分等の所有権(そ 持分を有する者を含む。以下この条において 所有者不明専有部分等の所有者(その共有 所有者不明専有部分管理命令及びその変更 たときは、所有者不明専有部分管理人は、 所有者不明専有部分管理命令が取り消さ
- 所有者及びその所在が判明している場合に限 判は、事件の記録上所有者不明専有部分等の 告知することを要しない。 り、その所有者に告知すれば足りる。 の裁判は、所有者不明専有部分等の所有者に 所有者不明専有部分管理命令の取消しの裁
- れ当該各号に定める者に限り、即時抗告をす 次の各号に掲げる裁判に対しては、それぞ
- 所有者不明専有部分管理命令 利害関係
- 一 第四十六条の六第一項の規定による解任 の裁判 利害関係人
- 又は報酬の額を定める裁判 第四十六条の七第一項の規定による費用 所有者不明専
- 第九項から第十一項までの規定による変

- てることができない。 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立 更又は取消しの裁判 利害関係人
- 者不明専有部分管理人の選任の裁判 第四十六条の二第四項の規定による所有
- 第四十六条の三第二項又は第四十六条の

用部分管理命令) (管理不全専有部分管理命令及び管理不全共

第八十八条 第一章第七節の規定による非訟事 件は、裁判を求める事項に係る専有部分又は 轄に属する。 共用部分の所在地を管轄する地方裁判所の管

- の許可を求める理由を疎明しなければならな 一第二項の許可の申立てをする場合には、そ 第四十六条の九第三項又は第四十六条の十
- きは、この限りでない。 の目的を達することができない事情があると 聴く手続を経ることにより当該裁判の申立て 掲げる裁判をする場合において、その陳述を を聴かなければならない。ただし、第一号に 合には、それぞれ当該各号に定める者の陳述 裁判所は、次の各号に掲げる裁判をする場
- の区分所有者 有部分管理命令の対象となるべき専有部分 管理不全専有部分管理命令
- 理不全専有部分管理命令の対象とされた専 有部分の区分所有者 第四十六条の九第三項の許可の裁判
- 三 第四十六条の十一第一項の規定による解 任の裁判 管理不全専有部分管理人
- 用の額を定める裁判 管理不全専有部分管
- 酬の額を定める裁判 第四十六条の十二第一項の規定による報 管理不全専有部分管

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

- 六第二項の許可の裁判

- 管理不全専 6
- 管
- 第四十六条の十二第一項の規定による費

- 次に掲げる裁判には、理由を付さなければ とされた専有部分の区分所有者 理人及び管理不全専有部分管理命令の対象
- 管理不全専有部分管理命令の申立てにつ
- 二 第四十六条の九第三項の許可の申立てに いての裁判
- ついての裁判

第四十六条の十一第一項の規定による解

- 任の申立てについての裁判 第四十六条の十一第二項の許可の申立て
- 管理不全専有部分管理人は、管理不全専有 を却下する裁判
- 事項を公告しなければならない。 所に供託することができる。この場合におい 命令の対象とされた専有部分の所在地の供託 のために、当該金銭を管理不全専有部分管理 並びに共用部分及び附属施設に関する権利並 管理不全専有部分管理命令の効力が及ぶ動産 部分管理命令の対象とされた専有部分並びに ころにより、その旨その他法務省令で定める て、供託をしたときは、法務省令で定めると 分所有者(その共有持分を有する者を含む。) より金銭が生じたときは、その専有部分の区 びに敷地利用権の管理、処分その他の事由に
- 更し、又は取り消すことができる 裁判所は、管理不全専有部分管理命令を変
- 7 管理人若しくは利害関係人の申立てにより又 相当でなくなつたときは、管理不全専有部分 を含む。) その他財産の管理を継続することが き(管理すべき財産の全部が供託されたとき 消さなければならない は職権で、管理不全専有部分管理命令を取り 裁判所は、管理すべき財産がなくなつたと
- れ当該各号に定める者に限り、 ることができる 次の各号に掲げる裁判に対しては、それぞ 即時抗告をす

理不全専有部分管理命令の対象とされた専 第四十六条の九第三項の許可の裁判 管理不全專有部分管理命令

利害関係人

管

三 第四十六条の十一第一項の規定による解 任の裁判 利害関係人

有部分の区分所有者

- 用の額を定める裁判 管理不全専有部分管 第四十六条の十二第一項の規定による費
- 五 第四十六条の十二第一項の規定による報 理人及び管理不全専有部分管理命令の対象 酬の額を定める裁判 とされた専有部分の区分所有者 管理不全専有部分管
- 次に掲げる裁判に対しては、 利害関係人 不服を申し立

前二項の規定による変更又は取消しの裁

- てることができない。 不全専有部分管理人の選任の裁判 第四十六条の八第三項の規定による管理
- 用部分管理命令及び管理不全共用部分管理人 第二号中 「第四十六条の九第三項」 とあるのは について準用する。この場合において、第二 「第四十六条の十四において準用する第四十 第二項から前項までの規定は、管理不全共 第三項第二号、第四項第二号及び第八項 第四十六条の十一第二項の許可の裁判
- 第五号中「専有部分の」とあるのは「共用部分 及び第五号、第五項並びに第八項第二号及び 条の十四において準用する第四十六条の十二 第五号並びに第八項第四号及び第五号中「第 は「第四十六条の十四において準用する第四 第三号中「第四十六条の十一第一項」とあるの の」と、「区分所有者」とあるのは「所有者」 十六条の十一第一項」と、第三項第四号及び 六条の九第三項」と、第三項第一号、 十六条の十二第一項」とあるのは「第四十六 第三項第三号、第四項第三号及び第八項 第二号

中「第四十六条の八第三項」とあるのは「第四 共用部分及び附属施設に関する権利並びに敷 十六条の十三第三項」と読み替えるものとす とあるのは「共用部分及び」と、「動産並びに 十一第二項」と、第五項中「専有部分並びに」 第一項」と、第四項第四号及び前項第二号中 十六条の十四において準用する第四十六条の 「第四十六条の十一第二項」とあるのは「第四 '利用権」とあるのは「動産」と、前項第一号

(非訟事件手続法の適用除外)

第八十九条 第三十八条の二第一項(第六十六 年法律第五十一号) 第四十条の規定は、 件については、非訟事件手続法(平成二十三 する場合を含む。)の規定による裁判に係る事 条、第七十三条及び第七十九条において準用 適用

2 び第五十七条第二項第二号の規定は、 事件については、非訟事件手続法第四十条及 第一章第六節及び第七節の規定による非訟 適用し

(最高裁判所規則)

官

第九十条 この章に定めるもののほか、第三十 規則で定める の規定による裁判に係る事件並びに第一章第 び第七十九条において準用する場合を含む。) 八条の二第一項(第六十六条、第七十三条及 る裁判手続に関し必要な事項は、最高裁判所 六節及び第七節の規定による非訟事件に関す

法の一部改正) 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置

第二条 被災区分所有建物の再建等に関する特別 ように改正する。 措置法 (平成七年法律第四十三号) の一部を次の

滅失をした」に、「第七条―第十二条」を「第四 |条]に、「の一部が滅失した」を「が大規模一部 目次中「の全部」を削り、「―第六条」を「・ 第

> した場合における措置(第十三条―第十八条) 条・第五条」に、 第第 五四 章章 罰則(第十九条) 団地内の建物が滅失

を 第第 五章 める。 おける措置(第九条―第十一条)した場合における措置(第六条-団地内の建物が滅失した場合等に団地内の建物が大規模一部滅失を -第八条) |に改

その敷地の売却並びに当該区分所有建物の取壊 え、「、その一部が滅失した区分所有建物及び た」に改め、「再建」の下に「又は建替え等」を加 相当する部分の滅失をいう。以下同じ。)をし し、又は大規模一部滅失(建物の価格の過半に し等」を削る 第一条中「、その全部が滅失した」を「滅失

第二章の章名中[の全部]を削る。

等に関する特例 第二条及び第三条を次のように改める。 (区分所有建物が滅失した場合における再建

第二条 大規模な火災、震災その他の災害で政 五条から第七十七条までの規定の適用につい 政令で定める期間に限り、区分所有法第七十 起算して六年を超えない範囲内において当該 おいて同じ。)には、当該政令の施行の日から る区分所有者をいう。以下同じ。)全員の同意 分所有者(区分所有法第二条第二項に規定す 十一条において「取壊し決議」という。) 又は区 四条の八第一項の決議(第九条第一項及び第 部滅失をした場合において区分所有法第六十 所有建物」という。)が滅失した場合(大規模) する専有部分が属する一棟の建物(以下「区分 下「区分所有法」という。) 第二条第三項に規定 する法律(昭和三十七年法律第六十九号。以 令で定めるものにより建物の区分所有等に関 に基づき取り壊されたときを含む。第十条に ては、区分所有法第七十五条第一項及び第七 -六条第一項中「五分の四」とあるのは「三分

> む。)中「五分の一」とあるのは「三分の一」とす の二」と、区分所有法第七十七条第一項ただ し書(同条第二項において準用する場合を含

(敷地共有者等集会等に関する特例)

第三条 前条に規定する場合には、同条の政令 の末日のいずれか遅い日まで」とする。 法律第四十三号) 第二条の政令で定める期間 建物の再建等に関する特別措置法(平成七年 のは、「五年を経過する日又は被災区分所有 れらの規定中「五年を経過する日まで」とある 及び第七十七条の規定の適用については、 で定める期間に限り、区分所有法第七十二条

第四条から第六条までを削る

り、第三章中同条を第四条とし、同条の次に次 有者集会」という。)」に改め、同条第五項を削 分所有者集会」を「区分所有法第三十四条の規定 害により区分所有建物が大規模一部滅失をし による集会(第三項及び第四項において「区分所 た」に、「第二条の政令の施行の日から起算して 前条に規定する」を「第二条の政令で定める災 八規模一部滅失をした」に改め、同条第一項中 年以内」を「当該政令で定める期間内」に、「区 第八条の見出し中「の一部が滅失した」を「が

における復旧等に関する特例)

第五条 第二条の政令で定める災害により区分

同項中「建物の一部が滅失した日から六月以 六十一条第十四項の規定の適用については、 当該政令で定める期間に限り、区分所有法第 所有建物が大規模一部滅失をした場合には、 める被災区分所有建物の再建等に関する特別 内に」とあるのは、 「その滅失に係る災害を定

措置法(平成七年法律第四十三号)第二 令で定める期間内に」とする。

一条の政

. ح

規模一部滅失をした」に改める。 第三章の章名中「の一部が滅失した」を「が大

第七条を削る。

の一条を加える。 (区分所有建物が大規模一部滅失をした場合

> 条の八までの規定の適用については、区分所 第六十三条及び第六十四条の五から第六十四 定める期間に限り、区分所有法第六十二条、 三項において準用する場合を含む。)の規定 第六十四条の七第三項及び第六十四条の八第 三条第六項(これらの規定を区分所有法第六 法第六十二条第二項及び第三項並びに第六十 四」とあるのは、「三分の二」とし、区分所有 第一項及び第六十四条の八第一項中「五分の 項、第六十四条の六第一項、第六十四条の七 有法第六十二条第一項、第六十四条の五第一 十四条の五第三項、第六十四条の六第三項、 前項に規定する場合には、第二条の政令で 適用しない。

第四章及び第五章を次のように改める。 第九条から第十二条までを削る。 第四章 団地内の建物が大規模一部滅失

関する特例) における団地建物所有者集会の招集の通知に (団地内の建物が大規模一部滅失をした場合 をした場合における措置

第六条 一団地内にある数棟の建物の全部又は は一部の建物が大規模一部滅失をした場合に 政令で定める災害によりその団地内の全部又 法第六十六条において準用する区分所有法第 法第六十六条において準用する区分所有法第 集会」という。)を招集するときは、区分所有 る区分所有法第三十四条の規定による集会 とする区分所有法第六十六条において準用す おいて、当該政令で定める期間内の日を会日 三十五条第三項及び第四項の規定は、 三十五条第一項の通知については、区分所有 (第三項及び第四項において「団地建物所有者 一部が区分所有建物であり、かつ、第二条の

2 前項の通知は、団地建物所有者(区分所有と、次項及び第四項において同じ。)が第二条の政令で定める災害が発生した時以後に管理者に対して通知を受けるべき場所を通知したときは、その場所に宛ててすれば足りる。この場合には、前項の通知は、団地建物所有者(区分所有すべき時に到達したものとみなす。

令和七年五月二十三日

参議院会議録第二十一号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

3 団地建物所有者集会を招集する者が団地建物所有者(前項の規定により通知を受けるべき場所を通知したものを除く。)の所在を知ることができないときは、第一項の通知は、当該団地内の見やすい場所に掲示してすることができる。

4 前項の場合には、当該通知は、同項の規定による掲示をした時に到達したものとみなす。ただし、団地建物所有者の所在を知らないこ者が当該団地建物所有者集会を招集するとについて過失があったときは、到達の規定

における建替え承認に関する特例) (団地内の建物が大規模一部滅失をした場合)

第七条 第二条の政令で定める災害により団地 過半に相当する部分が滅失したものである場 第二条の政令で定める災害によりその価格の 限り、区分所有法第六十九条の規定の適用に 失をした場合には、当該政令で定める期間に 内の特定建物(区分所有法第六十九条第一項 合にあつては三分の二)」と、 関する特別措置法(平成七年法律第四十三号) 当該特定建物が被災区分所有建物の再建等に 分の四(当該特定建物が同条第二項各号のい 建物が同条第二項各号のいずれかに該当する ついては、同条第七項中「五分の四(当該特定 に規定する特定建物をいう。)が大規模一部滅 、れかに該当する場合にあつては四分の三、 『合にあつては、四分の三)」とあるのは「五 同条第八項中

(団地内の全部の区分所有建物が大規模一部の地内の全部の区分所有建物が大規模一部の場合」とあるのは「第六十二条第二項各号のいずれかに該当し、又は被災区分所有建物ののでに関する特別措置法第二条の政令で定再建等に関する特別措置法第二条の政令で定める災害によりその他格の過半に相当する部分が減失したものである場合」とする。

る特例) 滅失をした場合における一括建替え等に関す(団地内の全部の区分所有建物が大規模一部

内の全部の区分所有建物が大規模一部滅失を内の全部の区分所有建物が大規模一部滅失をり、区分所有法第七十条及び第七十一条の規定の適用については、区分所有法第七十条の規定の適用については、区分所有法第七十条の規定の適用については、区分所有法第七十条第二項及び第七十一条第一項中「五分の四」とあるのは、「三分の二」とし、区分所有法第七十条第二項及び第七十一条第二項及び第七十一条第二項及び第七十一条第二項及び第七十一条第二項及び第七十一条第二項及び第七十一条第二項及び第七十一条第二項の規定は、適場の対域を表

こむする昔置 第五章 団地内の建物が滅失した場合等

承認等に関する特例)(団地内の建物が滅失した場合における再建)

第九条 団地内の特定滅失建物(区分所有法第 第一項中「四分の三」とあるのは「四分の三(当 法第八十一条の規定の適用については、 は、当該政令で定める期間に限り、区分所有 のを含む。同項において同じ。)である場合に た場合において所有者により取り壊されたも 物以外の建物にあっては大規模一部滅失をし 基づき取り壊されたものを含み、区分所有建 いて取壊し決議又は区分所有者全員の同意に 物にあっては大規模一部滅失をした場合にお 定める災害により滅失したもの(区分所有建 う。第三項において同じ。)が第二条の政令で 八十一条第一項に規定する特定滅失建物をい 該特定滅失建物(第六項の場合にあつては、 |該二以上の全ての特定滅失建物)が被災 同条

> 滅失したもの(その価格の過半に相当する部 相当する部分が滅失した場合において所有者 建物以外の建物にあつてはその価格の過半に 分が滅失した場合において第六十四条の八第 建物にあつてはその価格の過半に相当する部 成七年法律第四十三号)第二条の政令で定め つては、三分の二)」と、「同項」とあるのは き取り壊されたものを含む。)である場合にあ 特別措置法第二条の政令で定める災害により 失建物が被災区分所有建物の再建等に関する にあつては、三分の二)」と、同条第七項中 により取り壊されたものを含む。) である場合 き取り壊されたものを含み、専有部分のある る災害により滅失したもの(専有部分のある 分所有建物の再建等に関する特別措置法(平 分が滅失した場合において第六十四条の八第 一項の決議又は区分所有者全員の同意に基づ 「五分の四」とあるのは「五分の四(当該特定滅 一項の決議又は区分所有者全員の同意に基づ 前項」とする。

2 失したものである場合にあつては三分の二)」 害によりその価格の過半に相当する部分が滅 年法律第四十三号)第二条の政令で定める災 つては四分の三、当該特定建物が被災区分所 ずれかに該当する場合にあつては、四分の 分の四(当該特定建物が同条第二項各号のい の規定の適用については、同条第二項中「五 定する特定建物をいう。次項において同じ。) 有建物の再建等に関する特別措置法(平成七 条第二項各号のいずれかに該当する場合にあ 三)」とあるのは「五分の四(当該特定建物が同 で定める期間に限り、区分所有法第八十二条 が大規模一部滅失をした場合には、当該政令 特定建物(区分所有法第八十二条第一項に規 いずれかに該当する場合」とあるのは 第二条の政令で定める災害により団地内の 同条第三項中「第六十二条第二項各号の 「第六十

分が滅失したものである場合」とする。 (平成七年法律第四十三号)第二条の政令で定める災害によりその価格の過半に相当する部める災害によりをの価格の過半に相当する部と、又は被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法

者により取り壊されたものを含む。)であり、 める災害により滅失したもの(専有部分のあ 災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 該特定滅失建物が二以上ある場合にあつて とあるのは「四分の三(当該特定滅失建物(当 模一部滅失をした場合には、当該政令で定め その災害によりその団地内の特定建物が大規 める災害により滅失したものであり、 当する部分が滅失したものである場合にあつ 政令で定める災害によりその価格の過半に相 つては四分の三、当該特定建物が被災区分所 条第二項各号のいずれかに該当する場合にあ 三)」とあるのは「五分の四(当該特定建物が同 相当する部分が滅失したものである場合にあ 定建物)がその災害によりその価格の過半に ある場合にあつては、当該二以上の全ての特 かつ、当該特定建物(当該特定建物が二以上 る建物以外の建物にあつてはその価格の過半 づき取り壊されたものを含み、専有部分のあ 第一項の決議又は区分所有者全員の同意に基 部分が滅失した場合において第六十四条の八 る建物にあつてはその価格の過半に相当する は、当該二以上の全ての特定滅失建物)が被 の適用については、同条第一項中「四分の三」 る期間に限り、区分所有法第八十三条の規定 有建物の再建等に関する特別措置法第二条の いずれかに該当する場合にあつては、四分の つては、三分の二)」と、同条第二項第一号中 に相当する部分が滅失した場合において所有 (平成七年法律第四十三号)第二条の政令で定 「五分の四(当該特定建物が同条第二項各号の 団地内の特定滅失建物が第二条の政令で定 、かつ、

第二条の政令で定める災害により滅失したも 災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 とあるのは「五分の四(当該特定滅失建物が被 れたものを含む。)である場合にあつては、三 又は区分所有者全員の同意に基づき取り壊さ た場合において第六十四条の八第一項の決議 の(その価格の過半に相当する部分が滅失し ては三分の二)」と、 同項第二号中| 「五分の

合等における一括建替え等に関する特例) 、団地内の全部の区分所有建物が滅失した場

第十条 第二条の政令で定める災害により団地 は、 り、 いては、同条第一項中「五分の四」とあるの 合に限る。)には、当該政令で定める期間に限 団地内の一以上の区分所有建物が滅失した場 模一部滅失をした場合(その災害によりその 内の全部の区分所有建物が滅失し、 「三分の二」とする。 区分所有法第八十四条の規定の適用につ 又は大規

中「五分の四」とあるのは、 十五条の規定の適用については、同条第一項 る。 該政令で定める期間に限り、 全部の区分所有建物が滅失した場合には、当 第二条の政令で定める災害により団地内の 「三分の二」とす 区分所有法第八

団地建物所有者等集会等に関する特例)

第十一条 定める期間に限り、区分所有法第七十八条の 取り壊されたときを含む。)には、当該政令で 模一部滅失をした場合において所有者により 全員の同意に基づき取り壊されたときを含 した場合において取壊し決議又は区分所有者 する日まで」とあるのは、 (区分所有建物にあっては大規模一部滅失を 定の適用については、 2内の全部又は一部の建物が滅失した場合 区分所有建物以外の建物にあっては大規 第二条の政令で定める災害により団 同条中 五年を経過 「五年を経過する日

寸

で」とする。 令で定める期間の末日のいずれか遅い日 措置法(平成七年法律第四十三号)第二条の政 又は被災区分所有建物の再建等に関する特別

の一部改正) (マンションの建替え等の円滑化に関する法

第百

第三条 法律(平成十四年法律第七十八号)の ように改正する。

売却

マンションの再生等の円滑化に関する法

ション建替事業」を「マンション再生事業」に、 ンション等」を「再生前マンション等」に、 「マンション建替組合」を「マンション再生組合」 「第十五条」を「第十五条の四」に、 次中「第四条」を「第四条の二」に、「マン 「施行マ 第百

条

を

のあるマンションに係る特別の措置のあるマンションに係る特別の措置のあるマンションに係る特別の措置が地売却事業地売却事業地売却事業が出た。 「第百] 三条

体 の 責 務 (第 百十 Ŧi. 条) を 第 第第 一章 節節 マ除ン

ンション等売却組合 却等計画(第百四条— ション等売却事業 第百八条) に、 第 百十六

第百十九条」を「第百九条

第 百

干二

条

ション等」に、 節 分配金取得手続等」を「第三節 第百 第二款

マンションの建替え等の円滑化に関する

題名を次のように改める 一部を次の

条)」を

第 第第四第 二一辛二 -章

督等 (第百六十条--第百六十三条

登記(第百六十三条の三十二)十三条の三十四―第百六十三条の三十九)十三条の四十五) (第百六十三条の四十五) (第百六十三条の五十一)第百六十三条の五十一)第百六十三条の五十一)第百六十三条の五十二一第百六十三条の五十二十三条の五十二十三条の五十二十三条の五十二十三条の五十二十三条の六十二十三条の六十二十三条の六十二十三条の六十三条の六十二十三条の六十三条の六十二十三条の六十三条の六十三十三条の六十三十三条の六十三十三条の六十三十三条の六十三十三条の六十三十三条の六十三十三条の六十三十三条の六十三十三条の六十三十三条の六十三十三条の六十三十三条の六十三十三条の六十三十三条の六十三) 立九

手続等」に、「売却マンション等」を「売却等マン 五十九条)」を 二十条」を「第百十三条 第第 雑則(第百五十六条-款款 雑則(第百五十六区分所有者等の 分配金取得 に、 第

条―第百五十五居住の安定の第 九条) ・確保に関する組合等の責務(第

に改める。

五十五条の二) に、 第三節 マンション敷

0

十七)

事業の監督等(第百六十条―第百六十三 第 第四第

> <u>井</u>

完二第第第第第一 一節五四三二一節 、 款款款款款

号を次のように改める。 「マンション再生事業、マンション等売 第二条第一項中「それぞれ」を削り、 第一条中「マンション建替事業、除却する」を マンション除却事業、 マンション敷地売却事業」を削る。 除却等をする 同項第三 」に改 却 事

うことをいう。 四条の五第一項に規定する建物の更新を行 以上のマンションについて、 有等に関する法律(昭和三十七年法律第六 マンションの更新 -九号。以下「区分所有法」という。)第六十 現に存する一又は二 建物の区分所

削り、 するマンション」を 中「マンション敷地売却事業を実施する現に存 下「区分所有法」という。)第六十九条第一項に規 関する法律(昭和三十七年法律第六十九号。 り下げ、同項第十一号中「(建物の区分所有等に マンションであるものに限る。 定する団地内建物をいい、その全部又は一部が あって、 第二条第一項中第二十一号を第三十七 第十二号から第二十号までを十六号ずつ繰 同号を同項第二十七号とし、 マンション敷地売却事業を実施するも 「現に存するマンショ 以下同じ。)」を 同項第十号 以

和 七年五月一 十三日 参議院会議録第 一 号 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るため の建物の区分所有等に関する法律 等の 部を改正する法律案

令和七年五月二十三日 参議院会議録第二十一号 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

の次に次の五号を加える の」に改め、同号を同項第二十一号とし、 同号

一十二 除却敷地売却マンション 現に存す るマンションであって、マンション除却敷 地売却事業を実施するものをいう。

一十四 マンションの除却 現に存するマン 一十三 売却敷地 滅失したマンションに係 ションを除却することをいう。 るマンションの敷地であった土地であっ 敷地売却事業を実施するものをいう。

一十六 除却マンション 現に存するマン 一十五 マンション除却事業 この法律で定 除却に関する事業をいう。 めるところに従って行われるマンションの

の次に次の二号を加える。 第二条第一項中第九号を第十八号とし、 施するものをいう。 ションであって、マンション除却事業を実

十九 マンション除却敷地売却事業 この法 ろに従って行われる敷地売却に関する事業 ション除却敷地売却に関する事業をいう。 律で定めるところに従って行われるマン 敷地売却事業 この法律で定めるとこ

は二以上の」を加え、同号を同項第十五号と 第二条第一項第八号中「存する」の下に「一又 同号の次に次の二号を加える。

十六 マンション除却敷地売却 現に存する 〒七 敷地売却 一又は二以上のマンション の敷地であった土地(マンションの敷地利 が滅失した場合において、当該マンション 借地権)を売却することをいう。 の敷地利用権が借地権であるときは、 もに、当該マンションの敷地(マンション 一又は二以上のマンションを除却するとと 権が借地権であったときは、 その借地

> 十四号とし、同項第六号を削り、同項第五号中後の再生マンションを」に改め、同号を同項第 号の次に次の三号を加える。 称する。)]を加え、同号を同項第十号とし、同括建替等事業(以下「マンション再生事業] と総 新事業、マンション再建事業又はマンション一 「マンション建替事業」の下に「、マンション更 新事業の施行によりマンションの更新がされた ションを」を「再生マンション又はマンション更 マンション一括建替等事業」を加え、「再建マン 替事業」の下に「、マンション再建事業若しくは を「再生後マンション」に改め、「マンション建 第二条第一項第七号中「施行再建マンション」

十一 建替前マンション 現に存するマン 再建のみを行うものを除く。)を施行するも ションであって、マンション建替事業又は マンション一括建替等事業(マンションの

十二 更新前マンション 現に存するマン 行するものをいう。 ションであって、マンション更新事業を施

十三 再建敷地 滅失したマンションに係る 替等事業を施行するものをいう。 マンションの敷地であった土地であって、 マンション再建事業又はマンション一括建

三号を加える。 削り、同号を同項第六号とし、同号の次に次の 第二条第一項第四号中「(第三章を除く。)」を

八 マンション再建事業 この法律で定める に関する事業及びこれに附帯する事業をい ところに従って行われるマンションの更新 マンション更新事業 この法律で定める

に関する事業及びこれに附帯する事業(マ ンション一括建替等事業を除く。)をいう。 ところに従って行われるマンションの再建 マンション一括建替等事業 この法律で

権)を売却することをいう。

附帯する事業をいう。

二条第一項第三号の次に次の二号を加え

る土地を含む。) にマンションを新たに建築 ションの敷地であった土地(これに隣接す ションが滅失した場合において、当該マン マンションの再建 一又は二以上のマン

された後のマンションをいう。 されたマンション又はマンションの更新が しくはマンションの再建により新たに建築

第二条第二項を次のように改める。

建築された再建団地内建物(マンションを 内建物(マンションを除く。)並びに新たに 号において「再建団地内建物」という。)を新

がマンションであるものに限る。以下この 定する再建団地内建物(その全部又は一部 る再建団地内敷地に同条第三項第二号に規

たに建築する場合 滅失した団地内建物

(マンションを除く。)及び現に存する団地

の全部を除却するとともに、同項に規定す

決議」という。)の内容により、

団地内建物

める建物については、マンションとみなし 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定

再建団地内建物(その全部又は一部がマン を除却するとともに、同項に規定する再建 という。)の内容により、団地内建物の全部 築する場合 現に存する団地内建物(マン いて「再建団地内建物」という。)を新たに建 ションであるものに限る。以下この号にお 団地内敷地に同条第四項第二号に規定する 括建替え決議(以下単に「一括建替え決議 ションを除く。)及び新たに建築された再建 団地内建物(マンションを除く。 区分所有法第七十条第一項に規定する一

物をいい、その全部又は一部がマンション いて行われる次に掲げる事業及びこれらに であるものに限る。以下同じ。)の全部につ 有法第六十九条第一項に規定する団地内建 定めるところに従って団地内建物(区分所

団地内建物敷地売却決議(以下単に「団地内

区分所有法第七十一条第一項に規定する

建物敷地売却決議」という。)の内容によ

団地内建物及びその敷地(当該団地内

けるマンションの建替え及びマンション 団地内建物の一部が滅失した場合にお の再建に関する事業

けるマンションの再建に関する事業 団地内建物の全部が滅失した場合にお

る場合 現に存する団地内建物(マンショ

区分所有法第八十四条第一項に規定する

括建替え等決議(以下単に「一括建替え等

含む。)につき一括して、その全部を売却す とされた土地をいい、これに関する権利を 第一項の規定により当該団地内建物の敷地 建物が所在する土地及び区分所有法第五条

することをいう。 再生マンション マンションの建替え若

この法律を適用する。

敷地売却若しくはマンションの除却」を加え、 ンション敷地売却、マンション除却敷地売却、 「、マンションの更新、マンションの再建、マ 第三条中「、マンションの建替え」の下に 規定により当該団地内建物の敷地とされて 地内建物の敷地等(当該団地内建物が所在 決議」という。)の内容により、滅失した団 滅失した団地内建物(マンションを除く。) いた土地をいう。)又はこれに関する権利に していた土地及び当該団地内建物が滅失し つき一括して、その全部を売却する場合 た当時において区分所有法第五条第一項の 区分所有法第八十五条第一項に規定する 括敷地売却決議(以下単に「一括敷地売却

ションの建替え等」を「マンションの再生等」に 「マンション敷地売却若しくは」を削り、「マン

号とし、同号の次に次の三号を加える。 却又は敷地売却」に改め、同号を同項第六号と 中「マンションの建替え等」を「マンションの再 ション」と総称する。)」を加え、同号を同項第七 は除却敷地売却マンション(以下「売却等マン のマンション敷地売却、マンション除却敷地売 ションに係るマンション敷地売却」を「、マン 項第七号中「その他の除却する必要のあるマン 生マンション」に改め、同項第六号を削り、同 ンションの再建」を加え、同項第四号中「再建マ ンの建替え」の下に「、マンションの更新又はマ 業」を「マンション再生事業」に改め、「マンショ 生等」に改め、同項第三号中「マンション建替事 下「マンション等売却事業」と総称する。) その他 ション除却敷地売却事業又は敷地売却事業(以 ションの更新」を加え、「再建マンション」を「再 **五号中「マンションの建替え」の下に「又はマン** ンション」を「再生マンション」に改め、同項第 第四条第一項並びに第二項第一号及び第二号 同項第八号中「売却マンション」の下に「又

八 マンション除却事業その他のマンション の除却の円滑な実施に関する事項

八の二 除却マンションに居住していた区分 関する事項 所有者及び借家権者の居住の安定の確保に

八の三 除却等(第百六十三条の五十六第一 において同じ。)をする必要のあるマンショ 項に規定する除却等をいう。第三章第一節 ンに係る特別の措置に関する事項

九の二 マンションの建替えその他の措置の 実施の円滑化に関する基本的な指針(以下

第四条第二項第九号の次に次の一号を加え

関する事項 「マンション建替等円滑化指針」という。)に

第四条の二 都道府県(市の区域内にあって 針に即し、マンションの区分所有者に対し、 滑化を図るために必要な助言及び指導をする マンションの建替えその他の措置の実施の円 は、当該市)は、マンション建替等円滑化指 ことができる。

- 認めるときは、マンション建替等円滑化指針 すべきことを勧告することができる。 し、マンションの建替えその他の措置を実施 に即し、当該マンションの区分所有者に対 又は著しく衛生上有害となるおそれがあると は、マンションが著しく保安上危険となり、 該市の長。以下「都道府県知事等」という。)
- をした場合において、必要があると認めると 努めなければならない。 のあっせんその他の必要な措置を講ずるよう 置の実施について特別の知識経験を有する者 有者に対し、マンションの建替えその他の措 きは、その勧告を受けたマンションの区分所 都道府県知事等は、前項の規定による勧告
- は、その旨を公表することができる。 告を受けたマンションの区分所有者が、
- ションの区分所有者の氏名又は名称、住所そ 的以外の目的のために内部で利用することが を、その保有に当たって特定された利用の目 の他のマンションの区分所有者に関する情報 定の施行に必要な限度で、その保有するマン 都道府県知事等は、第一項又は第二項の規

等」を「マンションの再生等」に改める。 第一章に次の一条を加える。 第四条第二項第十号中「マンションの建替

(助言、指導等)

- 都道府県知事(市の区域内にあっては、当
- な理由がなく、その勧告に従わなかったとき 都道府県知事等は、第二項の規定による勧 正当

- 得なければならない。 部分に立ち入る場合においては、あらかじ 当該マンションの人の居住の用に供する専有 関係者に質問させることができる。ただし、 該マンション、その敷地、建築設備、建築材 マンション若しくはその敷地に立ち入り、 について報告を求め、又はその職員に、当該 の区分所有者に対し、当該マンションの状況 定の施行に必要な限度において、マンション都道府県知事等は、第一項又は第二項の規 書類その他の物件を検査させ、若しくは 当該専有部分に居住している者の承諾を 当
- 示しなければならない。 その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提 前項の規定により立入検査をする職員は、
- 罪捜査のために認められたものと解釈しては、第七項の規定による立入検査の権限は、犯
- 第二章の章名を次のように改める 第二章 マンション再生事業

次のように改める。 を「マンション再生事業」に改め、同条第二項を ンション再生組合」に、「マンション建替事業」 替事業」を「マンション再生事業」に改める 第五条第一項中「マンション建替組合」を「マ 第二章第一節第一款の款名中「マンション建

共同して、当該各号に定めるマンション又は 土地についてマンション再生事業を施行する ことができる。 次の各号に掲げる者は、一人で、又は数人

得た者 当該マンション

マンションの区分所有者又はその同意を

- の区分所有者の氏名又は名称、住所その他の 関係地方公共団体の長に対して、マンション 定の施行のため必要があると認めるときは、 マンションの区分所有者に関する情報の提供 を求めることができる 都道府県知事等は、第一項又は第二項 の規

第七条第二号中「施行マンション」を「建替前

第二款

マンション再生組合

第二章第一節第二款の款名を次のように改め

得た者

る。以下同じ。)を有する者又はその同意を

当該マンションの敷地であった土

有するための敷地利用権に係るものに限

等をいい、マンションの一の専有部分を所 所有法第七十二条に規定する敷地共有持分 敷地であった土地の敷地共有持分等(区分 滅失したマンションに係るマンションの

ン再生事業」に改める。 第八条中「マンション建替組合」を「マンショ

条第三号中「マンション建替事業」を「マンショ 地」の下に「又は再建敷地の所在地」を加え、 生前マンション」と総称する。)」に改め、「所在 マンション若しくは更新前マンション(以下「再

司

ン再生組合」に改める。 第九条第一項中「区分所有法第六十四条の規

う。)」を「都道府県知事等」に改め、 は、当該市の長。以下「都道府県知事等」とい に」に、「都道府県知事(市の区域内にあって 又は土地をいう。第五項において同じ。)ごと 議マンション等(次項各号に掲げるマンション げる者(以下「再生合意者」という。)は、再生決 む。以下「建替え合意者」という。)は」を「次に掲 ションの建替えを行う旨の同意をしたものを含 の後に当該建替え決議の内容により当該マン 分所有権又は敷地利用権を有する者であってそ 意をしたものとみなされた者(マンションの区 る建替え決議(以下単に「建替え決議」という。) 定により区分所有法第六十二条第一項に規定す の内容によりマンションの建替えを行う旨の合 各号を加える。 同項に次の

を行う旨の同意をしたものを含む。) 新決議の内容により当該マンションの更新 権を有する者であってその後に当該建物更 者(マンションの区分所有権又は敷地利用 新を行う旨の合意をしたものとみなされた 定する建物更新決議(以下単に「建物更新決 議」という。)の内容によりマンションの更 より区分所有法第六十四条の五第一項に規 て準用する区分所有法第六十四条の規定に 区分所有法第六十四条の五第三項におい

第三十条第一項第一号口において「一括建 建替えを行う旨の同意をしたものを含む。 建替え決議の内容により当該マンションの 用権を有する者であってその後に当該一括 た者(マンションの区分所有権又は敷地利 替えを行う旨の合意をしたものとみなされ 括建替え決議の内容によりマンションの建 する区分所有法第六十四条の規定により一 替え合意者」という。) 区分所有法第七十条第五項において準用

議の内容により当該マンションの再建を行 等を有する者であってその後に当該再建決 をしたものとみなされた者(敷地共有持分 容によりマンションの再建を行う旨の合意 建決議(以下単に「再建決議」という。)の内 区分所有法第七十五条第一項に規定する再 用する区分所有法第六十四条の規定により 区分所有法第七十五条第九項において準

> 合意をしたものとみなされた者(マンショ の建替え又はマンションの再建を行う旨の 用する区分所有法第六十四条の規定により う旨の同意をしたものを含む。 行う旨の同意をしたものを含む。) ンションの建替え又はマンションの再建を 当該一括建替え等決議の内容により当該マ 地共有持分等を有する者であってその後に ンの区分所有権若しくは敷地利用権又は敷 一括建替え等決議の内容によりマンション 区分所有法第八十四条第四項において準

- 数で、組合を設立する旨の決議をしなければ 該各号に定めるものが出席し、出席した再生 おいて、再生合意者の過半数の者であって当 までの規定により、集会を開き、当該集会に 又は土地の区分ごとに、次条から第九条の五 再生合意者は、次の各号に掲げるマンション ならない。 合意者及びその議決権の各四分の三以上の多 前項の規定による認可を申請しようとする
- 二 建物更新決議に係るマンション 区分所 有法第三十八条の議決権の過半数を有する 法第三十八条の議決権の過半数を有する者 建替え決議に係るマンション 区分所有
- 三 一括建替え決議に係る団地内の二以上の 区分所有法第七十条第三項に
- 法第三十八条の議決権の過半数を有する者 有法第七十三条において準用する区分所有 るマンションの敷地であった土地 区分所 再建決議に係る滅失したマンションに係 マンション(滅失したマンションを含 一括建替え等決議に係る団地内の 二以上

- 3
- 第九条第二項及び第三項を次のように改め

- おいて準用する区分所有法第六十九条第二 項の議決権の過半数を有する者

- 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める 権の過半数を有する者
- ることができない。
- 生合意者 同項の集会において、当該 決議に反対した場合 分の一を超える議決権を有する者が同項の 区分所有法第三十八条の議決権の合計の三 する再生合意者の三分の一を超える者又は のマンションにつき、その区分所有権を有 上のマンションを構成するいずれか一以上 前項第三号に掲げるマンションに係る再 二以
- 生合意者 同項の集会において、当該二以二 前項第五号に掲げるマンションに係る再 する場合を含む。)の議決権の合計の三分の のマンションにつき、その区分所有権若し 上のマンションを構成するいずれか一以上 に反対した場合 くは敷地共有持分等を有する再生合意者の 一を超える議決権を有する者が同項の決議 八条(区分所有法第七十三条において準用 二分の一を超える者又は区分所有法第三十

共有持分等を数人で有するとき」を加え、「建替 る再生合意者」に改め、 建替え合意者等」を「再生決議マンション等に係 議マンション群又は一以上の建替え決議マン ものをいう。以下同じ。)若しくは一括建替え決 あって一括建替え決議マンション群に属さない マンション(建替え決議に係るマンションで を同条第四項とし、同条第六項中「建替え決議 意者等」という。)」を「再生合意者」に改め、同項 え合意者又は一括建替え合意者(以下「建替え合 ション及び一括建替え決議マンション群に係る 第九条第四項を削り、同条第五項中「前各項」 「前三項」に改め、「とき」の下に「、又は敷地 同項後段を次のように

- む。) 区分所有法第八十四条第二項の議決
- 場合には、前項の規定による集会の決議をす

第九条第六項を同条第五項とし、同条第七項 次に掲げる者(以下「再生合意者」という。)は_ 「三以上の」と、「ごとに」とあるのは「に係る (以下「再生合意者」という。)は、」とあるのは この場合において、同項中「次に掲げる者

所在地」に改め、同項を同条第六項とする。 中「施行マンション」を「再生前マンション」に、 「の所在地」を「又は再建敷地となるべき土地の 第九条の次に次の四条を加える。

(集会の招集)

- 第九条の二 再生合意者の五分の一以上の者で ことができる。 分の一以上を有するものは、集会を招集する 決権をいう。第九条の四において同じ。)の五 あって議決権(前条第二項各号に規定する議
- 2 集会を招集するには、少なくとも会議を開 ばならない。ただし、緊急を要するときは、 目的である事項を再生合意者に通知しなけれ く日の五日前までに、会議の日時、場所及び 知して、集会を招集することができる。 二日前までにこれらの事項を再生合意者に通 (招集手続の省略)
- 第九条の三 集会は、再生合意者全員の同意が ができる。 あるときは、招集の手続を経ないで開くこと

(議決権の行使の方法等)

- 第九条の四 集会に出席しない再生合意者は、 ことができる。 書面又は代理人をもって、 議決権を行使する
- もってする議決権の行使に代えて、電磁的方 者の承諾を得て、前項の規定による書面を 省令で定めるところにより、集会を招集した により議決権を行使することができる。 土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。) 集会に出席しない再生合意者は、国土交通 情報通信の技術を利用する方法であって国 (電子情報処理組織を使用する方法その他

称する」に改める。

3 出席者とみなす 前二項の規定により議決権を行使する者 第九条第二項の規定の適用については、

え、

- 4 代理することができない 代理人は、同時に五人以上の再生合意者を
- 6 5 集した者に提出しなければならない。 代理人は、代理権を証する書面を集会を招 前項の場合において、代理人は、国土交通
- 者の承諾を得て、当該書面の提出に代えて、 省令で定めるところにより、集会を招集した のとみなす いて、当該代理人は、当該書面を提出したも により提供することができる。この場合にお 当該書面において証すべき事項を電磁的方法

(集会の決議の効力)

議又は一括建替え等決議(以下「再生決議」と総 は再建敷地の区域、再生後マンション」に改 マンション」に、「、施行再建マンション」を「又 に、「(以下「建替え決議等」という」を「、 再建決 第九条の五 第九条第二項の規定による集会の 第十条第一項中「施行マンション」を「再生前 その効力を生ずる。 決議後に再生合意者となった者に対しても、 決議は、再生合意者の特定承継人及び集会の 同条第二項中「又は」を「、建物更新決議、」

地」に改め、同項ただし書中「次条各号」を「次条 の敷地」を「当該再生前マンションとなるべきマ なるべき土地(これら]に、「施行再建マンショ 前マンション」に、「(これ」を「又は再建敷地と ション」を「再生前マンション」に、「又は」を「若 ン」を「再生後マンション」に、「当該マンション ンションの敷地又は当該再建敷地となるべき土 となるべき土地(隣接施行敷地を含む。)]を加しくは]に改め、「含む。)]の下に「又は再建敷地 第十一条第一項中「施行マンション」を「再生 一項各号」に改め、同条第二項中「施行マン

> 円滑化に関する法律第九条第一項」を「マンショ |項|に改める。 ンの再生等の円滑化に関する法律第四条の二第 を有する者については、この限りでない。 ションの敷地について敷地利用権以外の権利 第十一条第四項中「マンションの建替え等の 同項に次のただし書を加える。 ただし、更新前マンションとなるべきマン

に次の一号を加える。 とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次 とし、同条第三号中「施行再建マンション」を 持分等を有する者」に改め、同号を同条第五号 がある場合にあっては当該再建敷地の敷地共有 は当該再生前マンションの住戸の数、再建敷地 住戸」を「再生前マンションがある場合にあって 第六号とし、同条第四号中「施行マンションの え又はマンションの更新]に改め、同号を同条 み」を「鑑み」に、「建替え」を「マンションの建替 あっては、当該再生前マンション」に、「かんが ンション」を「再生前マンションがある場合に 同号を同条第七号とし、同条第五号中「施行マ 建マンション」を「再生後マンション」に改め、 同号を同条第八号とし、同条第六号中「施行再 建マンション」を「再生後マンション」に改め、 八号を同条第九号とし、同条第七号中「施行再 事業」に改め、同号を同条第十号とし、同条第 号中「マンション建替事業」を「マンション再生 め、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九第十二条の見出し中「基準」を「基準等」に改 「再生後マンション」に改め、同号を同条第四号

二 再生決議が、当該再生決議の要件を満た してされたものであること。

う。)である都道府県知事等を除く。)は、 る特定行政庁(以下単に「特定行政庁」とい 法律第二百一号)第二条第三十五号に規定す 第十二条に次の一項を加える。 都道府県知事等(建築基準法(昭和二十五年 次に

> ついて、特定行政庁に協議しなければならな 合において、当該認可をしようとするとき 条第一項の規定による認可の申請があった場 は、当該申請が前項第二号に該当することに 掲げる事業を行う組合の設立についての第九

- という。)を受けたものを除く。)に係るマン 条の十一までにおいて単に「要除却等認定」 要除却等認定(以下この条から第百六十三 り読み替えて適用される同条第一項の規定 によりされた建替え決議に係るマンション (第百六十三条の五十六第一項に規定する 区分所有法第六十二条第二項の規定によ
- 係るマンション更新事業 る区分所有法第六十四条の五第一項の規定 条第二項の規定により読み替えて適用され によりされた建物更新決議に係るマンショ て読み替えて準用する区分所有法第六十二 ン(要除却等認定を受けたものを除く。)に 区分所有法第六十四条の五第三項にお
- 前マンション」に、「、施行再建マンション」を 「又は再建敷地の区域、再生後マンション」に改 第十四条第一項中「施行マンション」を「再生 三 区分所有法第七十条第二項の規定により 読み替えて適用される同条第一項の規定に たものを除く。)に係るマンション建替事業 よりされた一括建替え決議に係る団地内の 二以上のマンション(要除却等認定を受け

項において準用する場合を含む。)に」を「第六十 九項又は第八十四条第四項」に、 条の五第三項、第七十条第五項、第七十五条第 項」を「第六十三条第三項(区分所有法第六十四 用権等の売渡し請求等)」に改め、同条第一項中 第六十三条第三項(区分所有法第七十条第四 第十五条の見出しを「(区分所有権及び敷地利 「第七十条第四

> に関する法律」に改め、 それぞれ」に、「マンションの建替え等の円滑化 第七十五条第九項又は第八十四条第四項」に、 有法第六十四条の五第三項、第七十条第五項、 四条第四項において準用する場合を含む。)の規 十四条の五第三項、第七十条第五項又は第八十 議」に改め、同条第三項中「から第八項まで(区 改め、同条第二項中「建替え決議等」を「再生決 議、一括建替え決議又は一括建替え等決議」に の」に、「建替え合意者等」を「再生合意者」に、 所有者又は敷地共有持分等を有する者(それら 新又は再建に」に、「区分所有者(その」を「区分 読み替えて準用する区分所有法第六十三条第五 む。) 又は区分所有法第七十五条第九項において 条第四項において読み替えて準用する場合を含 四条の五第三項、 に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化 分所有法第六十三条第七項及び第八項(区分所 に係るものを除く。)があった場合について、区 定は第一項の規定による請求(次に掲げる決議 分所有法第七十条第四項]を「(区分所有法第六 「建替え決議等」を「建替え決議、建物更新決 「を時価」を「又は敷地共有持分等を時価」に、 「規定は、」を「規定は」に、「ついて」を「ついて、 「建替えに」を「建替え、建物の更 第七十条第五項又は第八十四 同項に次の各号を加え

- 措置法(平成七年法律第四十三号。 第六十二条第一項の規定によりされた建替 定により読み替えて適用される区分所有法 災区分所有法」という。)第五条第二項の規 被災区分所有建物の再建等に関する特別 以下「被
- 二 被災区分所有法第五条第二項の規定によ り読み替えて適用される区分所有法第六十 四条の五第 項の規定によりされた建物更

令和七年五月二十三日 参議院会議録第二十一号 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

令和七年五月二十三日 参議院会議録第二十一号 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

第二章第一節第二款第二目に次の三条を加え

(賃貸借の終了請求)

第十五条の二 組合(マンションの再建のみを から六月を経過することによって終了する。 該専有部分の賃貸借は、その請求があった日 し、賃貸借の終了を請求することができる。 行うものを除く。)は、専有部分の賃借人に対 前項の規定による請求があったときは、当 区分所有法第六十四条の二第三項から第五

項」と読み替えるものとする。

関する法律第十五条の二第二項」と読み替え の円滑化に関する法律第五条第一項に規定す 求をした者(当該専有部分の区分所有者を除 いて、同条第四項中「第一項の規定による請 あった場合について準用する。この場合にお 項までの規定は、第一項の規定による請求が とあるのは「マンションの再生等の円滑化に る組合をいう。)」と、同条第五項中「第二項」 く。)」とあるのは「組合(マンションの再生等

使用貸借の終了請求

第十五条の三 前条第一項及び第二項の規定 場合を除く。)について準用する。 第五百九十八条第一項又は第二項に規定する る場合(民法(明治二十九年法律第八十九号) は、専有部分が使用貸借の目的物とされてい

配偶者居住権の消滅請求)

第十五条の四 れている場合(民法第千三十五条第一項ただ の規定は、専有部分に配偶者居住権が設定さ し書に規定する場合を除く。)について準用す 第十五条の二第一項及び第二項

合について準用する。この場合において、区 五条の二第一項の規定による請求があった場 項までの規定は、前項において準用する第十 分所有法第六十四条の二第四項中「第 区分所有法第六十四条の二第三項から第五 項の

> 項において準用する同法第十五条の二第二 生等の円滑化に関する法律第十五条の四第一 五項中「第二項」とあるのは「マンションの再 第一項に規定する組合をいう。)」と、同条第 ションの再生等の円滑化に関する法律第五条 分所有者を除く。)」とあるのは「組合(マン 規定による請求をした者(当該専有部分の区

等を数人で有するとき」を加える。 条第二項中「とき」の下に「、又は敷地共有持分 再生合意者」に、「すべて」を「全て」に改め、同合意者等」を「再生前マンション又は再建敷地の 第十六条第一項中「施行マンションの建替え

ション再生事業」に改める。 第十七条中「マンション建替事業」を「マン

合意者」に改める。 第十八条第一項中「建替え合意者等」を「再生

共有持分等」に改める。 分等」に、「その区分所有権又は敷地利用権」を は再建敷地について組合員の有する敷地共有持 権」を「有する区分所有権若しくは敷地利用権又 ション」に、「有する区分所有権又は敷地利用 「その区分所有権若しくは敷地利用権又は敷地 第十九条中「施行マンション」を「再生前マン

生前マンション又は再建敷地」に改める。 第二十五条第一項中「施行マンション」を「再

方法であって国土交通省令で定めるものをい 用する方法その他の情報通信の技術を利用する 第二十八条第四項中「(電子情報処理組織を使 以下同じ。)」を削る。

第三十条第一項を次のように改める。

あって次の各号に掲げる組合の区分に応じ当 のうち政令で定める重要な事項並びに同条第 該各号に定める割合(以下この条において「持 て、組合員の議決権の過半数を有する者で 八号及び第九号に掲げる事項は、総会におい 第二十七条第一号及び第二号に掲げる事項

次号に掲げる組合以外の組合

生前マンションについての区分所有法第 有部分が存しないものとして算定した再 -四条に定める割合

三 区分所有法第七十条第二項の規定により

によりされた建物更新決議

る区分所有法第六十四条の五第一項の規定

条第二項の規定により読み替えて適用され

て読み替えて準用する区分所有法第六十二

読み替えて適用される同条第一項の規定に

れに関する権利を含む。)の持分の価格の て算定した再生前マンションの敷地(こ た組合 組合の持分が存しないものとし

関する権利を含む。)の持分の価格の割合 持分が存しないものとして算定した再生前 ンション再生事業を施行する組合 マンションの敷地又は再建敷地(これらに

い」に改め、同条に次の二項を加える。 同条第三項中「決する」を「決しなければならな のは「再生後マンションの敷地(これ」に改め、 マンションの敷地又は再建敷地(これら」とある 加組合員の専有部分」と、同項第二号中「再生前 建マンション」を「再生後マンション」と、同号 の」の下に「持分」を加え、「「施行マンション」を イ中 「組合の専有部分」とあるのは 「組合及び参 「同項第一号中「再生前マンション」に、 「施行再 第三十条第二項中 [組合の]及び「参加組合員

ずれかの決議があった場合における前項の規 マンション)について、次の各号に掲げるい 以上ある場合にあっては、その全ての再生前 ション再生事業に係る再生前マンションが二 定の適用については、 再生前マンション(組合が施行するマン 同項中[五分の四]とあ

割合の各四分の三以上で決しなければならな席し、出席した組合員の議決権及びその持分 分割合」という。)の過半数を有するものが出

るのは、「四分の三」とする。

区分所有法第六十二条第1

一項の規定によ

び口に定める割合 び口に掲げる組合の区分に応じ、 、当該イ及

二 区分所有法第六十四条の五第三項におい

によりされた建替え決議

り読み替えて適用される同条第一項の規定

口に掲げる組合以外の組合 組合の専

一括建替え合意者のみにより設立され

ションが二以上ある場合、組合が施行するマ 行するマンション再生事業に係る再生前マン

再生前マンション又は再建敷地(組合が施

よりされた一括建替え決議

マンションの再建に関する事業を含むマ 組合の

一以上及び再建敷地が一以上ある場合又は組 は、同項中「五分の四」とあるのは、 た場合における第三項の規定の適用について て、次の各号に掲げるいずれかの決議があっ の再生前マンション又は再建敷地) につい 敷地が二以上ある場合にあっては、その全て 合が施行するマンション再生事業に係る再建 二」とする。 ンション再生事業に係る再生前マンションが 被災区分所有法第二条の規定により読み 「三分の

替えて適用される区分所有法第七十五条第 項の規定によりされた再建決議

二条第一項の規定によりされた建替え決議 り読み替えて適用される区分所有法第六十 被災区分所有法第五条第二項の規定によ

三 被災区分所有法第五条第二項の規定によ 四条の五第一項の規定によりされた建物更 り読み替えて適用される区分所有法第六十

項の規定によりされた一括建替え決議 替えて適用される区分所有法第七十条第 被災区分所有法第八条の規定により読み

<u>Ŧ</u>i. 四条第一項の規定によりされた一括建替え り読み替えて適用される区分所有法第八十 被災区分所有法第十条第一項の規定によ

第三十四条第二項を次のように改める

2 び事業計画を変更して新たに再生前マンショ 二から第九条の五までの規定は組合が定款及 敷地又は当該再建敷地となるべき土地」とあ ション又は再建敷地若しくは新たに再建敷地 べき土地」とあるのは「再生前マンション若し ンとなるべきマンション又は再建敷地となる は「当該」と、同条第六項中「再生前マンショ ション又は土地に係る」と、「次の」とあるの は再建敷地となるべき次の各号に掲げるマン うとするときは、新たに再生前マンション又 第十四条の規定は前項の規定による認可につ 場合について、第九条第六項、第十二条及び 規定は事業計画の変更(国土交通省令で定め べき土地」と、同条第二項中「再生前マンショ 生前マンションとなるべきマンションの敷地 るのは「再生前マンション若しくは新たに再 該再生前マンションとなるべきマンションの は再建敷地となるべき土地]とあり、及び[当 前マンションとなるべきマンションの敷地又 となるべき土地」と、第十一条第一項中「再生 くは新たに再生前マンションとなるべきマン る軽微な変更を除く。)の認可の申請があった ン又は土地がある場合について、第十一条の ン又は再建敷地に追加しようとするマンショ 第九条第二項から第四項まで及び第九条の 又は再建敷地若しくは新たに再建敷地となる 十四条第一項の規定による認可の申請をしよ を申請しようとする」とあるのは「組合が第三 とあるのは「再生前マンション若しくは新た ンとなるべきマンション若しくはその敷地 て、それぞれ準用する。この場合におい 第九条第二項中「前項の規定による認可

> 者以外の」と読み替えるものとする。 る認可があった際に従前から組合員であった の変更について第三十四条第一項の規定によ の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「そ 第十四条第二項中「組合の成立又は定款若し 新前マンションとなるべきマンション」と、 とあるのは「更新前マンション又は新たに更 中「更新前マンションとなるべきマンション」 再建敷地となるべき土地」と、同項ただし書 き土地」とあるのは「再建敷地若しくは新たに しくはそれらの敷地」と、「再建敷地となるべ に再生前マンションとなるべきマンション若 くは事業計画]とあるのは「定款又は事業計画

地共有持分等」に改める。 区分所有者又は新たに追加された再建敷地の敷 ンションの区分所有者」を「再生前マンションの の下に「又は敷地共有持分等」を加え、「施行マ 項」を「第十五条第一項」に改め、「「区分所有者」 生前マンション又は再建敷地を」に、「同条第一 の四までの規定」に、「施行マンションを」を「再 改め、同条第四項中「の規定」を「から第十五条 ンション建替事業」を「マンション再生事業」に び再建敷地若しくは二以上の再建敷地」に、「マ 生前マンション、一以上の再生前マンション及 第三十四条第三項中「施行マンション」を「再

等の地積若しくはその割合等」を加える。 生前マンション」に、「施行再建マンション」を 「又は組合員の有する再建敷地の敷地共有持分 「再生後マンション」に改め、「床面積等」の下に 第三十五条第二項中「施行マンション」を「再

生前マンション又は再建敷地」に改める。 を「マンション再生事業」に改める。 「再生後マンション」に、「マンション建替事業」 第三十六条第一項中「施行再建マンション」を 第三十八条第五項中「施行マンション」を「再

「マンション再生組合」 に改める。 第四十四条第一項中「マンション建替組合」 」を

次の各号を加える とができない」を「次に掲げる」に改め、同項に もって認可を申請しようとする者に対抗するこ 含む。)」を加え、同項ただし書中「その権利を 「又は再建敷地となるべき土地 (隣接施行敷地を 「又は」を「若しくは」に改め、「含む。)」の下に 「マンション再生事業」に改め、同条第二項中 **「施行マンション」を「再生前マンション」に、** 第四十五条第一項中「マンション建替事業」を

の敷地について敷地利用権以外の権利を有 更新前マンションとなるべきマンション

二 その権利をもって認可を申請しようとす る者に対抗することができない者

改める。 条第四項中「第九条第七項」を「第九条第六項」に 下この項において同じ。)」を加え、「敷地の 敷地となるべき土地(隣接施行敷地を含む。 はその敷地」に改め、「同じ。)」の下に「又は再建 生前マンション」に、「又はその敷地」を「若しく |敷地共有持分等、敷地又は土地の」に改め、 第四十五条第三項中「施行マンション」を「再 以 同 を

ション建替事業」を「マンション再生事業」に改 再建敷地の所在地」を加え、同条第二号中「マン 生前マンション」に改め、「所在地」の下に「又は 第四十六条第一号中「施行マンション」を「再

決議等の」を「再生決議の」に改める。 建敷地となるべき土地に再生決議」に、 前マンション」に、「に建替え決議等」を「又は再 改め、同条第二項中「施行マンション」を「再生 を「又は再建敷地の区域、再生後マンション」に 生前マンション」に、「、施行再建マンション」 第四十七条第一項中「施行マンション」を「再 「建替え

め、同条第五号中「第十二条第三号から第十号 までに掲げる基準に適合する」を「第十二条第一 第四十八条の見出し中「基準」を「基準等」に改

> 号とし、第一号の次に次の一号を加える。 項第四号から第十一号までに該当する」に改 五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三 同号を同条第六号とし、同条中第四号を第

二 再生前マンションとなるべきマンション 議の要件を満たしてされたものであるこ あるときは、当該再生決議が、当該再生決 又は再建敷地となるべき土地に再生決議が

第四十八条に次の一項を加える。

に協議しなければならない。 第二号に該当することについて、 認可をしようとするときは、当該申請が前項 掲げる事業に関し第四十五条第一項の規定に 県知事等を除く。)は、第十二条第二項各号に よる認可の申請があった場合において、当該 都道府県知事等(特定行政庁である都道府 特定行政庁

を「又は再建敷地の区域、再生後マンション」に 生前マンション」に、「、施行再建マンション」 第四十九条第一項中「施行マンション」を「再

第六項、」に改め、同項後段を次のように改め 第五十条第二項中「第九条第七項、」を「第九条

なるべきマンション又は再建敷地となるべき るべきマンション若しくはそれらの敷地. ション若しくは新たに再生前マンションとな 項中「再生前マンションとなるべきマンショ るべき土地」と、第四十五条第二項及び第三 ン又は再建敷地若しくは新たに再建敷地とな 新たに再生前マンションとなるべきマンショ 土地」とあるのは「再生前マンション若しくは 十八条第一項第二号中「再生前マンションと ン若しくはその敷地」とあるのは「再生前マン 「再建敷地若しくは新たに再建敷地となるべ この場合において、第九条第六項及び第四 「再建敷地となるべき土地」とあるのは

規約又は事業計画の変更をもって」と読み替 事業計画をもって」とあるのは「規準若しくは 新前マンション又は新たに更新前マンション き土地」と、同条第二項第一号中「更新前マン えるものとする。 行者として、又は規準若しくは規約若しくは となるべきマンション」と、前条第二項中「施 ションとなるべきマンション」とあるのは「更

令和七年五月二十三日

参議院会議録第二十一号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

再建敷地若しくは二以上の再建敷地」に改め 前マンション、一以上の再生前マンション及び 第五十条第三項中「施行マンション」を「再生

地」に改める。 マンション」を「再生前マンション又は再建敷 下に「若しくは敷地共有持分等」を加え、「施行 持分等」に改め、同条第六項中「敷地利用権」の 地利用権」を「若しくは敷地利用権又は敷地共有 建替事業」を「マンション再生事業」に、「又は敷 項中「施行マンション」を「再生前マンション又 業」を「マンション再生事業」に改め、同条第四 等」に改め、同条第三項中「マンション建替事 地について個人施行者の有する敷地共有持分 敷地利用権」を「若しくは敷地利用権又は再建敷 は再建敷地」に改め、同条第五項中「マンション て、」を「再生前マンションについて」に、「又は 第五十一条第二項中「施行マンションについ

官

敷地共有持分等」に、「マンション建替事業」を マンション再生事業」に改める。 又は敷地利用権」を「若しくは敷地利用権又は マンション再生事業」に改め、同条第二項中 第五十二条第一項中「マンション建替事業」を

権」という。)

きマンション又は再建敷地となるべき土地 を「第九条第六項」に、 「施行マンションとなる 生事業」に改め、同条第三項中「第九条第七項」 、きマンション」を「再生前マンションとなるべ |項中「マンション建替事業」を「マンション再 第五十四条の見出し並びに同条第一項及び第

> ンション再生事業」に改める。 は再建敷地」」に、「マンション建替事業」を「マ に、「施行マンション」」を「再生前マンション又

各号を次のように改める。 のに限る。)」を「次に掲げる権利」に改め、 隣接施行敷地の所有権及び借地権(既登記のも 及び敷地利用権 (既登記のものに限る。) 並びに 可の公告)」に、「施行マンションの区分所有権 くは再建敷地の追加に係る事業計画の変更の認 の認可の公告又は新たな再生前マンション若し ション再生事業にあっては、その施行について 更の認可の公告(個人施行者が施行するマン ン若しくは再建敷地の追加に係る事業計画の変 十四条第一項の公告又は新たな再生前マンショ 第五十五条第一項中「次に掲げる公告」を「第 同項

地の敷地共有持分等(既登記のものに限 利用権(既登記のものに限る。)又は再建敷 再生前マンションの区分所有権及び敷地

隣接施行敷地の所有権及び借地権

(既登

三 再生前マンションの敷地又は再建敷地の という。) 所有権(当該再生前マンションの敷地利用 記のものに限る。) (以下「隣接施行敷地権」 にあっては、当該所有権(以下「施行底 を権利変換計画の対象としようとする場合 権又は再建敷地の敷地共有持分等を除く。)

行敷地権を有する者又は当該登記に係る施行底 権若しくは借地権」を「、当該登記に係る隣接施 生前マンション」に改め、「敷地利用権」の下に 地権」に改める 「マンション建替事業」を「マンション再生事業」 「若しくは再建敷地の敷地共有持分等」を加え、 第五十五条第二項中「施行マンション」を「再 「又は当該登記に係る隣接施行敷地の所有

第五十六条第一項中「施行マンション」を

生前マンション」に、「又は敷地利用権を」を「若 項」に、「認可が行われない」を「公告がされな 変換計画について次条第一項後段」を「次条第五 を「再生前マンション又は再建敷地」に、 五項」に改め、同条第六項中「施行マンション」 告がされない」に、「同条第一項後段」を「同条第 を「次条第五項」に、「認可が行われない」を「公 五項中「権利変換計画について次条第一項後段」 う。)以外の再生前マンション」に改め、 請求を受けた者(以下「被請求借家権者」とい 項において準用する場合を含む。)の規定による 五第三項、第七十条第五項又は第八十四条第四 む。)(これらの規定を区分所有法第六十四条の 有法第六十四条の四において準用する場合を含 又は区分所有法第六十四条の二第一項(区分所 いて準用する場合を含む。)(これらの規定を第 権」に改め、同条第三項中「施行マンション」を 敷地共有持分等、隣接施行敷地権又は施行底地 は敷地利用権」を「若しくは敷地利用権若しくは 権又は施行底地権に」に改め、同条第二項中「又 利用権若しくは敷地共有持分等、隣接施行敷地 びに」に、「又は敷地利用権に」を「若しくは敷地 又は施行底地権を」に、「及び」を「及び第二項並 持分等を有する者、隣接施行敷地権を有する者 しくは敷地利用権若しくは再建敷地の敷地共有 三十四条第四項において準用する場合を含む。) 第十五条の二第一項(第十五条の四第一項にお 、同条第 、「権利

七号とし、第一号の次に次の五号を加える。 を「その敷地又は再建敷地に」に、「含む。)に」を に」に改め、同項第一号中「施行マンション」を **|建替前マンション||に改め、同項中第二号を第** 「含む。) 又は再建敷地(隣接施行敷地を含む。) 再生前マンション若しくは」に、 第五十七条第二項中「施行マンション又は」を 「その敷地に」

第一項に規定する特定滅失建物であるマン 区分所有法第八十一条の規定により同条

> う。次号及び第四号において同じ。) 同じ。)の団地建物所有者等(区分所有法第 ション(以下この号及び第四号において「特 を含む。)の共有者である団地内建物(滅失 ンの所在していた土地(これに関する権利 とができるときは、当該特定滅失マンショ た土地におけるマンションの再建を行うこ 定滅失マンション」という。)の所在してい 七十八条に規定する団地建物所有者等をい した建物を含む。次号及び第四号において

- の共有者である団地内建物の団地建物所有 所在する土地(これに関する権利を含む。) とができるときは、当該特定マンションの 定マンション」という。) の建替えを行うこ ンション(以下この号及び次号において「特 第一項に規定する特定建物である建替前マ 区分所有法第八十二条の規定により同条
- の再建を行うことができるときは、当該特 を含む。)の共有者である団地内建物の団地 る権利を含む。)及び当該特定滅失マンショ 定マンションの所在する土地(これに関す ンの所在していた土地におけるマンション マンションの建替え及び特定滅失マンショ ンの所在していた土地(これに関する権利 区分所有法第八十三条の規定により特定
- む。)において準用する第十五条の二第一項 所有法第六十四条の五第三項、第七十条第 若しくは区分所有法第六十四条の三(区分 十四条第四項において準用する場合を含 を受けた者(次条第三 法第六十四条の二第一項の規定による請求 五項又は第八十四条第四項において準用す 冢権者等」という。) る場合を含む。)において準用する区分所有 被請求借家権者又は第十五条の三(第三 |項において「被請求借

第五十七条に次の一項を加える。 用権以外の権利を有する者 大 更新前マンションの敷地について敷地利

地利用権又は敷地共有持分等に」に、「施行再建項第四号中「又は敷地利用権に」を「若しくは敷 中「施行再建マンション」を「再生後マンション」 再建マンション」を「再生後マンション」に改 四号」の下に「、第七号、第十号」を加え、 第十六号中 「施行マンションの敷地」を 「再生前 は再建敷地」に改め、同号を同項第二十五号と 号中 「施行マンション」を 「再生前マンション又 項第十九号を同項第二十六号とし、同項第十八 等」に、「施行再建マンション」を「再生後マン ション」を「再生後マンション」に改め、同項第 する者で、この法律の規定により、権利変換期 マンション」を「再生後マンション」に改め、同 マンションの敷地又は再建敷地」に、「施行再建 マンション」を「再生後マンション」に改め、同 くは敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分 利用権」を「再生前マンションの区分所有権若し に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十 ション」に改め、同項第三号中「施行マンション 三号中 「隣接施行敷地の所有権又は借地権を有 |号中 | 施行マンションの区分所有権又は敷地 ?を同項第二十三号とし、同項第十五号中「第 |敷地利用権が設定されることとなるもの|を 第五十八条第一項第一号中「施行再建マン 敷地利用権又は敷地共有持分等」に改め、同 において当該権利を失い、又は当該権利の上 ついて」を削り、「又は敷地利用権」を「若しく 同号を同項第二十二号とし、同項第十四号 同項第十七号を同項第二十四号とし、同項 施行

に改め、同号に次のように加える。の者」に、「その権利」を「その隣接施行敷地権」と「その隣接施行敷地権を有する者のうち、次に掲げ

ロ この法律の規定により、権利変換期日用権を与えられない者という当上の区分所有権及び敷地利生後マンションの区分所有権及び敷地利の、当該隣接施行敷地権に対応して、再の法律の規定により、権利変換期日の法律の規定により、権利変換期日

この法律の規定により、権利変換期日において当該隣接施行敷地権の上に敷地をは対応して、再生後マンションの敷地権に対応して、再生後マンションの区分所有権及び敷地をのよい、かつ、当該隣接施行敷地権の上に敷地におい、権利変換期日

)、同号の次に次の一号を加える。 第五十八条第一項第十三号を同項第十九号と

二十 施行底地権を有する者で、この法律の
元十 施行底地権を失い、かつ、当該施行底地権に
方底地権を失い、かつ、当該施行底地権に
及び敷地利用権を与えられないものの氏名
及び敷地利用権を与えられないものの氏名
文は名称及び住所、その施行底地権並びに
ては名称及び住所、その施行底地権並びに
その価額

及びその価額

を「再生後マンション」に改め、同号を同項第十を「再生後マンション」を「再生後マンション」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十一号中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十一号中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十号中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十一号中「施行再建マンション」を「再生後マンション」を「再生後マンション」を「再生後マンション」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十二号中「施行再建マンション」を「再生後マンション」を「再生後マンション」を「再生後マンション」を「再生後マンション」を「再生後マンション」を「再生後マンション」を「再生後マンション」を「再生後マンション」を「再生後マンション」を「再生後マンション」を「無行マンション」を「再生後マンション」を「再生後マンション」を「再生後マンション」に改め、同号を同項第十

五号とし、同項第八号中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、「有する者」の下に「再生前マンション」に改め、「有する者」の下に「存生前マンション」をでその賃借権を有する者」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」をであめ、同号を同項第十三号とし、同項第六号中「施行再建マンション」を「再生後マンション」を「再生後マンション」を「再生後マンション」を「再生後マンション」を「再生後マンション」を「再生後マンション」を「再生後マンション」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第六号中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第八号中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同項第八号中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同号を同項第十一を「再生後マンション」に改め、同項第八号中「施行再建マンション」を「再生後マンション」を「再生後マンション」を「再生後マンション」を「再生後マンション」を「神行である。

用権の明細並びにその価額の概算額 再生後マンションの区分所有権及び敷地利再生後マンションの区分所有権及び敷地利
おいった。
はいった。
はいいった。
はいいた。
はいいた。
はいいた。
はいいた。
はいいた。
はいいたいたいた。
はいいたいたいたいたいた。
はいいたいたいたいたいた。

るものの氏名又は名称及び住所 権に対応して、再生後マンションの区分所 権に対応して、再生後マンションの区分所 を持たして、再生後マンションの区分所 が、施行底地権を有する者で、当該施行底地

その価額 前号に掲げる者が有する施行底地権及び

第八号に掲げる者に前号に掲げる施行底

「敷地に関する権利若しくは再建敷地の敷地共「敷地に関する権利」を「再生前マンション」に、「敷地利用権後マンションの区分所有権及び敷地利用権後マンションの区分所有権及び敷地利用権をいたして与えられることとなる再生地権に対応して与えられることとなる再生地権に対応して与えられることとなる再生地権に対応して与えられることとなる再生

同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の おいて準用する場合を含む。)(これらの規定を」 いて準用する場合を含む。)又は区分所有法第七 四条第四項において準用する場合を含む。)にお する区分所有法第六十三条第五項前段の規定」 くは区分所有法第七十五条第九項において準用 項又は第八十四条第四項」に、 四項」を「第六十四条の五第三項、第七十条第五 有持分等又は隣接施行敷地権」に、 三条第六項(」を「区分所有法第六十四条の五第 十条第四項において準用する区分所有法第六十 に改め、同条第三項中「第十五条第三項(第三十 に、「第一項第十八号の施行マンション」を「第 三項、第七十条第五項又は第八十四条第四項に 一項第二十五号の再生前マンション」に改め、 | 項を加える 「の規定」を「若し 「第七十条第

3 被請求借家権者等がいるときは、第一項第 3 被請求借家権者等がいるときは、第一項第 1 に、「又は敷地利用権を」を「若しくは敷地利用権を」に、「又は敷地利用権を」を「若しくは敷地利用権を」に、「又は敷地利用権を」を「若しくは敷地利用権を」に、「死行再建マンション」を「再生後マンション」を「発施行政とは、第一項第一次の位置、、第一項第一次の位置、、第一項第一次の企置、、第一項第一次の各号を加え

令和七年五月二十三日 参議院会議録第二十一号 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

はその割合 有する再建敷地の敷地共有持分等の地積又 再建敷地の敷地共有持分等を有する者が 令和七年五月二十三日

参議院会議録第二十一号

三 隣接施行敷地権を有する者が有する隣接 施行敷地権に係る土地の地積等

四 敷地の地積等 権に係る再生前マンションの敷地又は再建 施行底地権を有する者が有する施行底地

マンション」を「再生後マンション」に改める。 改め、同項ただし書及び同条第六項中「施行マ 改め、同項ただし書中「施行マンション」を「再 生前マンション」に、「施行再建マンション」を ンション」を「再生前マンション」に、「施行再建 「した者」の下に「及び被請求借家権者」を加え、 |施行再建マンション]を「再生後マンション」に 施行再建マンション」を「再生後マンション」に 施行マンション」を「再生前マンション」に、 再生後マンション」に改め、同条第五項本文中 施行マンション」を「再生前マンション」に、 した者」の下に「及び被請求借家権者」を加え、 再生後マンション」に改め、同条第四項本文中 第六十一条第一項中「施行マンション」を「再 第六十条第三項中「施行再建マンション」を

官

く。)の」に改める。 用権又はその敷地の所有権(敷地利用権を除 持分等、隣接施行敷地権又は施行底地権に」 に、「施行再建マンション」を「再生後マンショ しくは敷地利用権若しくは再建敷地の敷地共有 生前マンション」に、「又は敷地利用権に」を「若 ン」に、「又は敷地利用権の」を「若しくは敷地利

から第二十号まで」に改める。 乂は第十三号」を「第六号、第九号又は第十八号 |再生前マンション」に改め、同条中「第十二号 第六十二条の見出し中「施行マンション」を

第六十三条の見出し中「施行再建マンション」 一号」を「、第七号、 「再生後マンション」に改め、同条中「又は第 第十号又は第十七号

> 事業」に改める に、「マンション建替事業」を「マンション再生

の下に「又は敷地共有持分等」を加える。 する法律」に改め、同条第三項中「敷地利用権」 する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関 四項」に、「マンションの建替え等の円滑化に関 条第五項、第七十五条第九項又は第八十四条第 は敷地共有持分等」を加え、同条第二項中「第七 十条第四項」を「第六十四条の五第三項、第七十 第六十四条第一項中「敷地利用権」の下に「又

等」を「再生決議」に改める。 生前マンション又は再建敷地」に、 第六十五条第二号中「施行マンション」を「再 「建替え決議

ンション又は再建敷地」に改める。 第六十六条中「第四項」を「第五項」に改める。 第六十九条中「施行マンション」を「再生前マ

各号を加える 当該各号に定める権利を」に改め、同項に次の を、」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 の所有権を、借地権であるときはその借地 三項中「当該保留敷地についての従前の施行マ ション」を「再生後マンション」に改め、同条第 借地権」を「隣接施行敷地権」に、「施行再建マン め、同条第二項中「隣接施行敷地の所有権又は 行再建マンション」を「再生後マンション」に改 敷地の敷地共有持分等及び施行底地権」に、「施 用権」を「再生前マンションの敷地利用権、 再建 ンションの敷地利用権が所有権であるときはそ 第七十条第一項中「施行マンションの敷地利

共有持分等が所有権である場合 ンションの敷地利用権又は再建敷地の敷地 当該保留敷地についての従前の再生前マ 当該保留

び口に掲げる場合の区分に応じ、 共有持分等が借地権である場合 ンションの敷地利用権又は再建敷地の敷地 当該保留敷地についての従前の再生前マ 次のイ及 当該イ及

び口に定める権利

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

場合 当該保留敷地の所有権 除く。)を権利変換計画の対象としている 利用権又は再建敷地の敷地共有持分等を の所有権(当該再生前マンションの敷地 再生前マンションの敷地又は再建敷地

敷地の借地権 イに掲げる場合以外の場合 当該保留

分等、隣接施行敷地権又は施行底地権」を加え め、「敷地利用権」の下に「若しくは敷地共有持 一再生前マンションの敷地又は再建敷地」に改 第七十条第四項中「施行マンションの敷地」 を

え、「施行再建マンション」を「再生後マンショ改め、「建築工事」の下に「又は更新工事」を加 ン」に改める。 を「被請求借家権者以外の再生前マンション」に 工事」を加え、同条第三項中「施行マンション」 ンション」に改め、「建築工事」の下に「又は更新 条第二項中「施行再建マンション」を「再生後マ マンション」を「再生前マンション」に改め、 第七十一条の見出し及び同条第一項中「施行 同

後マンション」に改める。 第七十二条中「施行再建マンション」を「再生

除く。)の」に改める。 地利用権又はその敷地の所有権(敷地利用 ション」に、「又は敷地利用権の」を「若しくは敷 権」に、「施行再建マンション」を「再生後マン 地共有持分等、隣接施行敷地権又は施行底地 有権若しくは敷地利用権若しくは再建敷地の敷 又は敷地利用権」を「再生前マンションの区分所 第七十三条中「施行マンションの区分所有権 権を

後マンション」に改める 第七十四条中「施行再建マンション」を「再生

する」を「若しくはその敷地利用権又は再建敷地 生前マンション」に、「又はその敷地利用権を有 第七十五条第一号中「施行マンション」を「再

ション」を「再生後マンション」に改め、 の敷地共有持分等を有する」に、 一号を次のように改める。 「施行再建マン 同条第

二 隣接施行敷地権を有する者のうち、 掲げるもの 次に

イ この法律の規定により、 生後マンションの区分所有権及び敷地利 において当該隣接施行敷地権を失い、 用権を与えられない者 つ、当該隣接施行敷地権に対応して、再 権利変換期日 か

ロ この法律の規定により、 敷地権に対応して、再生後マンションの 利用権が設定され、 区分所有権及び敷地利用権を与えられな において当該隣接施行敷地権の上に敷地 かつ、当該隣接施行 権利変換期日

第七十五条に次の一号を加える。

三 施行底地権を有する者で、この法律の規 応して、再生後マンションの区分所有権及 底地権を失い、かつ、当該施行底地権に対 び敷地利用権を与えられないもの 定により、権利変換期日において当該施行

再建敷地」に改める。 中「施行マンション」を「再生前マンション又は 条第四項第四号を除く。)」を加え、同条第四項 第七十六条第一項中「この款」の下に「(第八十

ンション等」を「再生前マンション等」に改め 第二章第二節第一款第四目の目名中「施行マ

ンション」に改める。 第七十九条中「施行マンション」を「再生前マ

改め、「含む。)」の下に「又は再建敷地(隣接施行 ション又は」を「再生前マンション若しくは」に 明渡し)」に改め、同条第一項中「マンション建 敷地を含む。)」を加え、同条第三項中「第五十八 替事業」を「マンション再生事業」に、「施行マン 第八十条の見出しを「(再生前マンション等の

第四項ただし書を次のように改める。 条第三項」を「第五十八条第四項」に改め、 同条

ただし、次に掲げる場合は、この限りでな

者について同条の規定による支払又は第七 六条の規定による供託がない場合 第七十五条の補償金の支払を受けるべき

る代金の支払又は提供がない場合 行った者について当該請求を受けた者によ 準用する場合を含む。)の規定による請求を る請求を受けた者について当該請求を行っ 第七十条第五項又は第八十四条第四項にお 五項(区分所有法第六十四条の五第三項、 場合を含む。)又は区分所有法第六十三条第 四条第一項(第六十六条において準用する いて準用する場合を含む。)若しくは第六十 有法第七十五条第九項において準用する区 いて準用する場合を含む。)若しくは区分所 た者による代金の支払又は提供がない場合 分所有法第六十三条第五項前段の規定によ 第十五条第一項(第三十四条第四項にお 第六十四条第三項(第六十六条において

を受けるべき者について当該規定による提 次に掲げる規定に規定する補償金の提供 官

て準用する区分所有法第六十四条の二第 項において準用する場合を含む。) におい 第二項(これらの規定を第三十四条第四 第十五条の二第三項又は第十五条の四

分所有法第六十四条の四において準用す する場合を含む。 五項又は第八十四条第四項において準用 有法第六十四条の五第三項、第七十条第 る場合を含む。) (これらの規定を区分所 区分所有法第六十四条の二第三項(区

八十一条の見出し中「建築工事」を「建築工

事等]に改め、同条中「施行再建マンション」を 工事をいう。 次条第一項において同じ。)」を加 「又は更新工事(マンションの更新をするための 「再生後マンション」に改め、「建築工事」の下に

ション」に改める。 築工事」の下に「又は更新工事」を加え、同条第 マンション」を「再生後マンション」に改め、「建 関する登記)」に改め、同条第一項中「施行再建 |項中「施行再建マンション」を「再生後マン 第八十二条の見出しを「(再生後マンションに

「再生後マンション」 に改める。 第八十三条第一項中「施行再建マンション」を

改める。 ション建替事業」を「マンション再生事業」に、 を「再生後マンション」に改め、同条中「マン 「施行再建マンション」を「再生後マンション」に 第八十四条の見出し中「施行再建マンション」

ては、その減価額)」に改める。 敷地利用権が設定された隣接施行敷地権にあっ 行底地権の価額(第七十条第二項の規定により 敷地の敷地共有持分等、隣接施行敷地権又は施 の区分所有権若しくは敷地利用権若しくは再建 権又は敷地利用権の価額」を「再生前マンション 後マンション」に、「施行マンションの区分所有 第八十五条中「施行再建マンション」を「再生

くは敷地利用権若しくは再建敷地の敷地共有持 生前マンション」に、 「又は敷地利用権」を「若し 第八十六条第一項中「施行マンション」を「再 隣接施行敷地権又は施行底地権」に改め

治二十九年法律第八十九号)」を削る。 「再生後マンション」に改め、同条第三項中「(明 第八十八条第一項中「施行再建マンション」を

ション再生事業」に、「施行再建マンション」を 「再生後マンション」に、 第八十九条中「マンション建替事業」を「マン 「施行マンション」を

> 用権」の下に「若しくは再建敷地の敷地共有持分 ていた者、施行底地権を有していた者又は. 規定により敷地利用権が設定された隣接施行敷 等」を加え、「者又は」を「者、第七十条第二項の に改める。 に、「者の」を「者(被請求借家権者を除く。)の 地権を有する者若しくは隣接施行敷地権を有し |再生前マンション||に改め、「若しくは敷地利

ション」に改める。 第九十条中「施行マンション」を「再生前マン

生後マンション」に改める。 しくは再建敷地(隣接施行敷地を含む。)又は再 ンション」に、「又は施行再建マンション」を「若 第九十一条中「施行マンション」を「再生前マ

ション再生事業」に改める。 第九十二条中「マンション建替事業」を「マン

ション及びその」に改める。 ン及びその敷地又は再建敷地並びに再生後マン マンション並びにこれらの」を「再生前マンショ 第九十三条中「施行マンション及び施行再建

ン建替事業」を「マンション再生事業」に改め ンション」を「再生後マンション」に、「マンショ 第九十四条第一項及び第三項中「施行再建マ

「マンション再生事業」に改める。 |一章第三節の節名中「マンション建替事業」を 第九十五条第一項、第九十六条第一項及び第

事業」に改め、同条に次の一項を加える 項中「マンション建替事業」を「マンション再生 以下この節において同じ。)」を削り、同条第二 「マンション再生事業」に改め、「(次章を除く。 第九十七条第一項中「マンション建替事業」を 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規

ション管理適正化支援法人(以下「支援法人」 関する法律第五条の四第一項に規定するマン 定による援助をするため必要があると認める ときは、マンションの管理の適正化の推進に

という。) に必要な協力を要請することができ

項及び第四項、第百条並びに第百一条第一項中 「マンション建替事業」を「マンション再生事業_ 第九十八条第一項、第九十九条第一 項、

第百二条及び第百三条 第百二条及び第百三条を次のように改める。 第三章の章名及び同章第一節の節名を削る。

一節から第五節までを削る。 第百四条から第百五条の二まで及び第三章第

「マンション等売却事業」に改める 第四章の章名中「マンション敷地売却事業」を

事業」を「マンション等売却事業」に改める。 第四章第三節の節名中「マンション敷地売却

「マンション等売却事業」に改め、同条に次の一 第百六十条中「マンション敷地売却事業」を

助をするため必要があると認めるときは、支 援法人に必要な協力を要請することができ 都道府県知事等は、第一項の規定による援

「マンション等売却事業」に改める。 六十三条第一項中「マンション敷地売却事業」を 第百六十一条第一項、第百六十二条及び第百

第四章第三節を同章第四節とする。

マンション」を「売却等マンション」に改め、 に限る。次条第一項において同じ。)」に、「売却 の追加に係る資金計画の変更の認可に係るもの の公告(新たな売却等マンション又は売却敷地 四条第二項において準用する第百二十条第一項 売却敷地の敷地共有持分等」に改める。 る。)」の下に「又は売却敷地の敷地共有持分等 公告」を「第百二十条第一項の公告又は第百三十 「売却マンション」を「売却等マンション」に、 (既登記のものに限る。)」を加え、 又は敷地利用権」を「若しくは敷地利用権又は 第百四十条第一項中「第百二十三条第一 同条第二項中 項

権」の下に「又は売却敷地の敷地共有持分等」を 項の公告」に改め、同条第二項中「売却マンショ 十四条第二項において準用する第百二十条第一 の公告」を「第百二十条第一項の公告又は第百」 加え、「敷地の」を「敷地又は売却敷地の」に改め ン」を「売却等マンション」に改め、 第百四十一条第一項中「第百二十三条第一項 「敷地利用

令和七年五月二十三日

参議院会議録第二十一号

却等マンションに関する権利若しくは」に改 所有法第六十三条第五項前段] に改める。 項」を「若しくは区分所有法第七十六条第三項若 第七十一条第五項」に、「又は第百二十四条第一 条の六第三項、第六十四条の七第三項若しくは 準用する場合を含む。) 又は区分所有法第六十四 共有持分等」を加え、「第百八条第十項」を「第百 項中「売却マンションに関する権利又は」を「売 ション又はその敷地」を「売却等マンション若し 地について」に改め、同項第五号中「売却マン 等を除く。)」を加え、「について」を「又は売却敷 地に関する権利(組合員の有する敷地共有持分 若しくは」に改め、「除く。)」の下に「又は売却敷 中「売却マンション又は」を「売却等マンション くはその敷地又は売却敷地」に改め、同条第二 ン」を「売却等マンション」に、「又は敷地利用 しくは第八十五条第四項において準用する区分 て有する敷地共有持分等」に改め、同項第四号 一十一条第一項(第百三十四条第四項において 第百四十二条第一項第二号中「売却マンショ]を「若しくは敷地利用権又は売却敷地につい 「敷地利用権」の下に「又は売却敷地の敷地

官

第四項第三号又は第六十四条の七第二項第五 敷地売却に係る分配金にあっては区分所有法第 配金にあっては敷地売却による代金に各組合員 八十四条の六第二項第三号若しくは第七十一条]を「マンション敷地売却又はマンション除却 第百四十三条第一項中「第百八条第二項第三 「価額と」を「価額と、敷地売却に係る分

> 敷地又は売却敷地」に改める。 はその敷地」を「売却等マンション若しくはその じ。)」に改め、同条第三項中「売却マンション又 条第一項の公告の日。第百五十三条において同 第百三十四条第二項において準用する第百二十 に係る資金計画の変更の認可があったときは、 条第一項」を「第百二十条第一項」に、 「日」を 「日 得た価額と」に改め、同条第二項中「第百二十三 の有する敷地共有持分等の価格の割合を乗じて (新たな売却等マンション又は売却敷地の追加

の敷地共有持分等」に改め、同条中第四号を第 地利用権」を「若しくは敷地利用権又は売却敷地 マンション」を「売却等マンション」に、「又は敷 決議」を「売却決議」に改め、 同条第三号中 「売却 五号とし、 第百四十四条第二号中「マンション敷地売却 第三号の次に次の一号を加える。

用貸借による権利が権利消滅期日までに消 滅することが確実であること。 は除却敷地売却マンションの借家権及び使 該認定除却等計画に係る売却マンション又 は除却敷地売却マンションにあっては、当 認定除却等計画に係る売却マンション又

マンション又は売却敷地」に改める。 第百四十八条中「売却マンション」を「売却

地共有持分等」に改める。 却等マンションの敷地利用権又は売却敷地の敷 第二項中「売却マンションの敷地利用権」を「売 権及び使用貸借による権利以外」に改め、 |売却等マンション]に、「以外]を「並びに借家 第百四十九条第一項中「売却マンション」を 同条

地」を加える。 ンション」に改め、 第百五十条中「売却マンション」を「売却等マ 「敷地」の下に「又は売却

六条」を「第百九条」に、 「施行マンション」を「再 は敷地利用権又は敷地共有持分等」に、 第百五十二条中「又は敷地利用権」を「若しく |前マンション又は再建敷地]に、「売却マン 「第百十

第百五十三条中「売却マンション又は」を

ンション又は売却敷地」に改める。

三条第六項(これらの規定を第百二十一条第三 地」を「売却等マンション若しくはその敷地又は 条ただし書を次のように改める。 項において準用する場合を含む。)」に改め、 の六第三項、第六十四条の七第三項又は第七十 法第六十三条第六項」を「区分所有法第六十四条 第百二十四条第三項において準用する区分所有 有する者を除く。)は」に、「第百八条第十項及び の借家権を有する者及び使用貸借による権利を 売却敷地」に、「者は」を「者(売却等マンション 条第五項において準用する区分所有法第六十 第百五十五条中「売却マンション又はその敷 同

> 項において準用する次に掲げる規定 六十四条の七第三項又は第七十一条第五区分所有法第六十四条の六第三項、第

準用する区分所有法第六十四条の二第 区分所有法第六十四条の四において 区分所有法第六十四条の二第三項

ただし、次に掲げる場合は、この限りでな

- して三十日を経過していない場合 分配金取得計画公告の日の翌日から起算
- 二 分配金の支払を受けるべき者について第 百五十一条の規定による支払又は第百五十 よる供託がない場合 二条において準用する第七十六条の規定に
- 第百五十三条の補償金の支払を受けるべ

ション」を「売却等マンション又は売却敷地」に

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

却等マンション若しくは」に改め、「除く。」 の第百五十三条中「売却マンション又は」を「売 三条第一項」を「第百二十条第一項」に改める。 は再建敷地」に、「売却マンション」を「売却等マ 号を除く。)」に、「第百十六条」を「第百九条」 を」を「その敷地又は売却敷地を」に、 る敷地共有持分等を除く。)」を加え、 下に「又は売却敷地に関する権利(組合員の有す に、「施行マンション」を「再生前マンション又 第百五十四条中「この款」を「この款(次条第五 「その敷地 第百二十

所有法第六十四条の六第三項、第六十四条

項において準用する場合を含む。)又は区分

第百二十一条第一項(第百三十四条第四

条において準用する第七十六条の規定によ き者について同条の規定による支払又は前

若しくは区分所有法第七十六条第三項若し いて準用する区分所有法第六十三条第五項 の七第三項若しくは第七十一条第五項にお

ンション等」を「売却等マンション等」に改め 第四章第二節第一款第四目の目名中「売却マ

を受けるべき者について当該規定による提

た者による代金の支払又は提供がない場合 る請求を受けた者について当該請求を行っ 分所有法第六十三条第五項前段の規定によ くは第八十五条第四項において準用する区

次に掲げる規定に規定する補償金の提供

供がない場合

第二項において準用する区分所有法第六

第百二十二条第三項又は第百二十四条

十四条の二第三項

地」を「売却等マンション若しくはその敷地又は 第百五十六条中「売却マンション又はその敷

売却敷地」に改める。

地」を「売却等マンション及びその敷地並びに売 却敷地」に改める。 第百五十七条中「売却マンション及びその

中「マンション敷地売却事業」を「マンション等第百五十八条第一項及び第百五十九条第一項 の次に次の一款を加える 売却事業」に改める。 第四章第二節中第二款を第三款とし、 第

官

九条とし、第百十七条を第百十条とする。

第 款 の確保に関する組合等の責 区分所有者等の居住の安定

第百五十五条の二 組合は、基本方針に従っ なければならない。 有者及び借家権者の居住の安定の確保に努め て、売却等マンションに居住していた区分所

有者及び借家権者の居住の安定の確保を図る て、売却等マンションに居住していた区分所 ため必要な措置を講ずるよう努めなければな 国及び地方公共団体は、基本方針に従っ

業」に改め、第四章第一節第一款中同条を第百 ション敷地売却事業」を「マンション等売却事 却組合」を「マンション等売却組合」に、「マン 業の実施)」に改め、同条中「マンション敷地売 組合」を「マンション等売却組合」に改める。 第百十六条の見出しを「(マンション等売却事 第四章第一節の節名中「マンション敷地売却 第四章第二節を同章第三節とする。

却等マンション」に改め、「所在地」の下に「又は 売却敷地の所在地」を加え、同条を第百十一条 第百十八条第二号中「売却マンション」を「売

マンション等売却組合」に改め、 第百十九条中「マンション敷地売却組合」を 同条を第百十

第百二十条第一項及び第二項を次のように改

るマンション又は土地をいう。第五項におい 組合を設立することができる。 び資金計画を定め、国土交通省令で定めると は、売却決議マンション等(次項各号に掲げ て同じ。)ごとに、五人以上共同して、 ころにより、都道府県知事等の認可を受けて 次に掲げる者(以下「売却合意者」という。) 定款及

> マンション敷地売却を行う旨の同意をした 又は敷地利用権を有する者であってその後 とみなされた者(マンションの区分所有権 ション敷地売却を行う旨の合意をしたもの 地売却決議」という。)の内容によりマン 定する建物敷地売却決議(以下単に「建物敷 より区分所有法第六十四条の六第一項に規 に当該建物敷地売却決議の内容により当該 て準用する区分所有法第六十四条の規定に 区分所有法第六十四条の六第三項におい

売却を行う旨の同意をしたものを含む。) 決議の内容により当該マンション除却敷地 であってその後に当該建物取壊し敷地売却 ンの区分所有権又は敷地利用権を有する者 合意をしたものとみなされた者(マンショ によりマンション除却敷地売却を行う旨の 定する建物取壊し敷地売却決議(以下単に より区分所有法第六十四条の七第一項に規 て準用する区分所有法第六十四条の規定に 「建物取壊し敷地売却決議」という。)の内容 区分所有法第六十四条の七第三項におい

三 区分所有法第七十一条第五項において準 をしたものを含む。) ション敷地売却を行う旨の合意をしたもの 団地内建物敷地売却決議の内容によりマン 用する区分所有法第六十四条の規定により り当該マンション敷地売却を行う旨の同意 に当該団地内建物敷地売却決議の内容によ 又は敷地利用権を有する者であってその後 とみなされた者(マンションの区分所有権

地売却決議(以下単に「敷地売却決議」とい 用する区分所有法第六十四条の規定により う。)の内容により敷地売却を行う旨の合意 区分所有法第七十六条第一項に規定する敷 をしたものとみなされた者(敷地共有持分 区分所有法第七十六条第三項において準

該敷地売却を行う旨の同意をしたものを含 後に当該一括敷地売却決議の内容により当 (敷地共有持分等を有する者であってその

2

格)の各四分の三以上の多数で、組合を設立 掲げるマンションに係る売却合意者にあって 合意者及びその議決権(第一号又は第二号に までの規定により、集会を開き、当該集会に 売却合意者は、次の各号に掲げるマンション 該各号に定めるものが出席し、出席した売却 おいて、売却合意者の過半数の者であって当 又は土地の区分ごとに、次条から第百十七条 前項の規定による認可を申請しようとする その議決権及び敷地利用権の持分の価

下「売却決議マンション」という。) 区分所建物敷地売却決議に係るマンション(以 持分の価格の過半数を有する者 有法第三十八条の議決権及び敷地利用権の

三 団地内建物敷地売却決議に係る団地内の 二 建物取壊し敷地売却決議に係るマンショ 条第三項において準用する区分所有法第六 ション群」という。) 区分所有法第七十一 二以上のマンション(以下「売却決議マン ン 区分所有法第三十八条の議決権及び敷 地利用権の持分の価格の過半数を有する者 に係るマンションの敷地であった土地 区

の同意をしたものを含む。) 却決議の内容により当該敷地売却を行う旨等を有する者であってその後に当該敷地売

用する区分所有法第六十四条の規定により 行う旨の合意をしたものとみなされた者 区分所有法第八十五条第四項において準 | 括敷地売却決議の内容により敷地売却を

する旨の決議をしなければならない。

十九条第二項の議決権の過半数を有する者 敷地売却決議に係る滅失したマンション

所有法第三十八条の議決権の過半数を有す

合意者」を「売却合意者」に改め、同項を同条第 め、「とき」の下に「、又は敷地共有持分等を数 人で有するとき」を加え、「マンション敷地売却 第百二十条第三項中「前二項」を「前三項」に改 第二項の議決権の過半数を有する者 の滅失したマンションに係るマンションの 敷地であった土地 区分所有法第八十五条 一括敷地売却決議に係る団地内の二以上

場合には、前項の規定による集会の決議をす ることができない。 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める 四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え

を超える議決権を有する者が同項の決議に ションにつき、その区分所有権を有する売 ション群を構成するいずれか一以上のマン 有法第三十八条の議決権の合計の三分の一 却合意者の三分の一を超える者又は区分所 反対した場合 売却決議マンション群に係る売却合意 前項の集会において、売却決議マン

第百二十条に次の一項を加える。 二 前項第五号に掲げる土地に係る売却合意 権を有する者が同項の決議に反対した場合 条の議決権の合計の三分の一を超える議決 三条において準用する区分所有法第三十八 失したマンションを構成するいずれか一以 上のマンションにつき、区分所有法第七十 同項の集会において、当該二以上の滅

5 二以上の売却決議マンション等に係る売却 却合意者」という。)は、」とあるのは「二以上 合において、同項中「次に掲げる者(以下「売 合意者は、五人以上共同して、第一項の規定 の」と、「ごとに」とあるのは「に係る次に掲げ による認可を申請することができる。この場 る者(以下「売却合意者」という。)は」とする。

分所有法第七十三条において準用する区分

条とし、同条の次に次の四条を加える 第四章第一節第二款中第百二十条を第百十三 (集会の招集

令和七年五月二十三日

参議院会議録第二十一号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

第百十四条 売却合意者の五分の一以上の者で ことができる。 分の一以上を有するものは、集会を招集する 決権をいう。第百十六条において同じ。)の五 あって議決権(前条第二項各号に規定する議

2 知して、集会を招集することができる。 ばならない。ただし、緊急を要するときは、 く日の五日前までに、会議の日時、場所及び 目的である事項を売却合意者に通知しなけれ (招集手続の省略) 一日前までにこれらの事項を売却合意者に通 集会を招集するには、少なくとも会議を開

第百十五条 集会は、売却合意者全員の同意が あるときは、招集の手続を経ないで開くこと

(議決権の行使の方法等)

第百十六条 集会に出席しない売却合意者は、 書面又は代理人をもって、議決権を行使する ことができる。

- 法により議決権を行使することができる。 もってする議決権の行使に代えて、電磁的方 者の承諾を得て、前項の規定による書面を 省令で定めるところにより、集会を招集した 集会に出席しない売却合意者は、国土交通
- 前二項の規定により議決権を行使する者 出席者とみなす。 第百十三条第二項の規定の適用について
- 代理することができない。 代理人は、同時に五人以上の売却合意者を
- 集した者に提出しなければならない。 代理人は、代理権を証する書面を集会を招
- 者の承諾を得て、当該書面の提出に代えて、 省令で定めるところにより、集会を招集した 前項の場合において、代理人は、国土交通

のとみなす。 いて、当該代理人は、当該書面を提出したも により提供することができる。この場合にお 当該書面において証すべき事項を電磁的方法

(集会の決議の効力)

条第三号中「マンション敷地売却事業」を「マン 項」に改め、同条第四号を同条第七号とし、同 改め、同条中「前条第一項」を「第百十三条第一 第百十七条 第百十三条第二項の規定による集 第百二十一条の見出し中「基準」を「基準等」に も、その効力を生ずる。 会の決議後に売却合意者となった者に対して 会の決議は、売却合意者の特定承継人及び集

部(認定除却等計画に係るものその他の国 当しないと認められること。 十三条の五十六第二項各号のいずれにも該 土交通省令で定めるものを除く。)が第百六 マンション又は売却決議マンション群の全 マンション敷地売却事業に係る売却決議 同号の次に次の一号を加える。

の次に次の一号を加える。 第百二十一条第二号を同条第三号とし、

居住者の居住環境の改善のために必要であ 地売却を行うことが、売却等マンションの ション敷地売却又は当該マンション除却敷 敷地売却を行う場合にあっては、当該マン マンション敷地売却又はマンション除却

第百二十一条第一号の次に次の一号を加

二 建物敷地売却決議、建物取壊し敷地売却 決議、団地内建物敷地売却決議、敷地売却 を満たしてされたものであること 議」と総称する。)が、当該売却決議の要件 決議又は一括敷地売却決議(以下「売却決

2

用される区分所有法第六十四条の六第一 たものを除く。) に係るマンション敷地売 に係るマンション(要除却等認定を受け 項の規定によりされた建物敷地売却決議 十二条第二項の規定により読み替えて適 いて読み替えて準用する区分所有法第六 区分所有法第六十四条の六第三項にお

ション等売却事業」に改め、同号を同条第五号

のその他の国土交通省令で定めるものを除 ション群の全部(認定除却等計画に係るも く。)に係るマンション敷地売却事業 前項

第百二十一条を第百十八条とする

第百二十一条に次の一項を加える。

について、特定行政庁に協議しなければなら 申請が当該各号に定める規定に該当すること いて、当該認可をしようとするときは、当該 項の規定による認可の申請があった場合にお を行う組合の設立についての第百十三条第一 県知事等を除く。)は、次の各号に掲げる事業 都道府県知事等(特定行政庁である都道府

次に掲げる事業 前項第二号

を受けたものを除く。)に係るマンション 却決議に係るマンション(要除却等認定 項の規定によりされた建物取壊し敷地売 用される区分所有法第六十四条の七第一 十二条第二項の規定により読み替えて適 除却敷地売却事業 いて読み替えて準用する区分所有法第六 区分所有法第六十四条の七第三項にお

規定によりされた団地内建物敷地売却決 係るマンション敷地売却事業 議に係る団地内の二以上のマンション より読み替えて適用される同条第一項の (要除却等認定を受けたものを除く。)に 区分所有法第七十一条第二項の規定に

二 売却決議マンション又は売却決議マン

十三条第一項」に改め、同条を第百十九条とす 第百二十二条中「第百二十条第一項」を「第百

「又は売却敷地の所在地」を加え、同条を第百二 「売却等マンション」に改め、 「所在地」の下に 「第百十三条第一項」に、「売却マンション」を 十条とする。 第百二十三条第一項中「第百二十条第一項」を

議」を「売却決議」に改め、同条第三項を次のよ に改め、同条第二項中「マンション敷地売却決 地売却合意者」を「売却合意者」に、「を時価」を 分等を有する者(それらの」に、「マンション敷 分所有者(その)を「区分所有者又は敷地共有持 第五項前段に規定する売却又は取壊し」に、「区 七十六条第三項若しくは第八十五条第四項にお 第三項若しくは第七十一条第五項」に、「に規定 所有法第六十四条の六第三項、第六十四条の七 五条第四項」に、「、第百八条第十項」を「、区分 十四条の六第三項、第六十四条の七第三項、第 項中「が第百八条第十項」を「が区分所有法第六 地利用権等の売渡し請求等)」に改め、同条第一 し敷地売却決議又は団地内建物敷地売却決議」 敷地売却決議」を「建物敷地売却決議、建物取壊 「又は敷地共有持分等を時価」に、「マンション いて読み替えて準用する区分所有法第六十三条 するマンション敷地売却」を「又は区分所有法第 七十一条第五項、第七十六条第三項又は第八十 第百二十四条の見出しを「(区分所有権及び敷

定は第一項の規定による請求(次に掲げる決 四条の七第三項又は第七十一条第五項におい 議に係るものを除く。)があった場合につい て準用する区分所有法第六十三条第六項の規 十六条第三項又は第八十五条第四項において て、区分所有法第六十四条の六第三項、 区分所有法第六十四条の六第三項、第六十 四条の七第三項、第七十一条第五項、

項中「第五項」とあるのは、「マンションの再 準用する区分所有法第六十三条第七項及び第 項」と読み替えるものとする。 生等の円滑化に関する法律第百二十一条第 において準用する区分所有法第六十三条第七 合において、区分所有法第六十四条の六第三 た場合について、それぞれ準用する。この場 八項の規定は第一項の規定による請求があっ 第七十六条第三項又は第八十五条第四項 第六十四条の七第三項、第七十一条第五

- 四条の六第一項の規定によりされた建物敷 り読み替えて適用される区分所有法第六十 被災区分所有法第五条第二項の規定によ
- 四条の七第一項の規定によりされた建物取 被災区分所有法第五条第二項の規定によ 読み替えて適用される区分所有法第六十

節第二款中同条の次に次の三条を加える。 第百二十四条を第百二十一条とし、第四章第 (賃貸借の終了請求)

第百二十二条 借の終了を請求することができる。 を除く。)は、専有部分の賃借人に対し、 組合(敷地売却のみを行う組合 賃貸

求をした者(当該専有部分の区分所有者を除 いて、同条第四項中「第一項の規定による請 あった場合について準用する。この場合にお 項までの規定は、第一項の規定による請求が から六月を経過することによって終了する。 該専有部分の賃貸借は、その請求があった日 るのは「マンションの再生等の円滑化に関す 合をいう。)」と、同条第五項中「第二項」とあ の円滑化に関する法律第百九条に規定する組 く。)」とあるのは「組合(マンションの再生等 前項の規定による請求があったときは、当 区分所有法第六十四条の二第三項から第五

(使用貸借の終了請求

第百二十三条 前条第一項及び第二項の規定 項に規定する場合を除く。) について準用す る場合(民法第五百九十八条第一項又は第二 は、専有部分が使用貸借の目的物とされてい

(配偶者居住権の消滅請求)

第百二十四条 し書に規定する場合を除く。)について準用す れている場合(民法第千三十五条第一項ただ の規定は、専有部分に配偶者居住権が設定さ 第百二十二条第一項及び第二項

読み替えるものとする。 おいて準用する同法第百二十二条第二項」と の円滑化に関する法律第百二十四条第一項に 中「第二項」とあるのは「マンションの再生等 条に規定する組合をいう。)」と、同条第五項 ションの再生等の円滑化に関する法律第百九 分所有者を除く。)」とあるのは「組合(マン 規定による請求をした者(当該専有部分の区 分所有法第六十四条の二第四項中「第一項の 合について準用する。この場合において、区 項までの規定は、前項において準用する第百 一十二条第一項の規定による請求があった場 区分所有法第六十四条の二第三項から第五

るのは「売却敷地」に改める。 十三条第一項」を「第百二十条第一項」に、 十条第一項」を「第百十三条第一項」に、「第百二 項中「とき」の下に「、又は敷地共有持分等を数 又は売却敷地の売却合意者」に改め、同条第二 ン」を「売却等マンション」と、 ン」を「再生前マンション」に、 え合意者等」を「再生合意者」に、 人で有するとき」を加え、同条第三項中「第百二 ンション敷地売却合意者」を「売却等マンション 第百二十五条第一項中「売却マンションのマ 「売却マンショ 「再建敷地」とあ 「施行マンショ 「建替

数を有するものが出席し、出席した」を加え、 利用権の持分又は敷地共有持分等の価格の過半 合員の議決権の過半数を有する者であって敷地 第百三十条中「は、」の下に「総会において、

十三条第一項」に改める。

ればならない」に改める。 又は敷地共有持分等」に、「決する」を「決しなけ 敷地利用権の持分」を「その敷地利用権の持分

号に掲げるマンション又は土地に係る」と、「次 改め、同条第三項中「又は」を「若しくは」に改 の」とあるのは「当該」と、第百二十条第二項」に 却等マンション又は売却敷地となるべき次の各 る認可の申請をしようとするときは、新たに売 るのは「組合が第百三十四条第一項の規定によ 項の規定による認可を申請しようとする」とあ 加え、「同条第二項」を「第百十三条第二項中「前 に改め、「認可について」の下に「、それぞれ」を 等マンション又は売却敷地に追加しようとする 組合が定款及び資金計画を変更して新たに売却 で及び第百十四条から第百十七条までの規定は 十八条及び第百二十条」に、「、前項」を「前項」 マンション又は土地がある場合について、第百 百二十三条」を「第百十三条第二項から第四項ま

の一節を加える。

(除却等計画の認定)

第一節

除却等計画

組合」を「マンション等売却組合」に改める。

第百三十九条第一項中「マンション敷地売却

第四章中第一節を第二節とし、

同節の前に次

をいう。以下同じ。)」を加える。

ション敷地売却、マンション除却敷地売却又は 敷地売却によって各区分所有者又は各敷地共有 持分等を有する者が取得することができる金銭

第百三十五条第二項中「分配金」の下に「(マン

条第一項」と読み替えるものとする。

四条第四項において準用する同法第百二十一

「第百二十一条第一項」とあるのは「第百三十

場合について準用する。この場合において、 第百二十一条第一項中「前条第一項」とあるの に売却等マンション又は売却敷地を追加した 第百二十一条から第百二十四条までの規定 組合が定款及び資金計画を変更して新た

第百二十九条中「第百二十条第一項」を 第百 組 却敷地の敷地共有持分等」と、同条第三項中 等」とあるのは「新たに追加された売却等マン 条第一項」と、「区分所有者又は敷地共有持分 は「第百三十四条第二項において準用する前 ションの区分所有者又は新たに追加された売

縮減」を加え、同条に次の一項を加える。 ン等売却事業」に改め、「その変更」の下に「又は 加え、「マンション敷地売却事業」を「マンショ 上の売却敷地の数を縮減しようとする場合」を の売却等マンション及び売却敷地若しくは二以 象とされた二以上の売却等マンション、一以上 め、「場合」の下に「又は定款及び資金計画の対 第百三十四条第二項中「第百二十一条及び第

2 除却等計画には、次に掲げる事項を記載し 第百四条 第百十三条第二項第一号に規定する ことができる。 等に関する計画(以下「除却等計画」という。) ろにより、当該売却決議マンション等の除却 る売却決議マンション群(以下この節におい を作成し、都道府県知事等の認定を申請する ション等ごとに、国土交通省令で定めるとこ い受けようとする者は、当該売却決議マン て「売却決議マンション等」と総称する。) を買 売却決議マンション又は同項第三号に規定す

なければならない。

等の管理に関する事項 までの間における当該売却決議マンション ら売却決議マンション等の除却等をする日 売却決議マンション等を買い受けた日か

売却決議マンション等の除却等の予定時

令和七年五月二十三日 参議院会議録第二十一号 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

る法律第百二十二条第二項」と読み替えるも

令和七年五月二十三日 参議院会議録第二十一号 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

三 売却決議マンション等の除却等に関する 売却決議マンション等の除却等をした後

五 その他国土交通省令で定める事項 の土地の利用に関する事項

(除却等計画の認定基準)

第百五条 都道府県知事等は、前条第一項の認 定をするものとする。 いずれにも該当すると認めるときは、 定の申請があった場合において、次の各号の その認

の除却等がされることが確実であること。 なものであり、当該売却決議マンション等 資金計画が当該除却等を遂行するため適切 確実であること。 について新たな権利が設定されないことが 日までの間に、当該売却決議マンション等 ら売却決議マンション等の除却等がされる 売却決議マンション等の除却等に関する 売却決議マンション等を買い受けた日か

第百六条 第百四条第一項の認定を受けた者 の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を 定を受けなければならない。 で定めるところにより、都道府県知事等の認 除く。)をしようとするときは、国土交通省令 (以下「認定買受人」という。)は、除却等計画 、除却等計画の変更)

前条の規定は、 前項の場合について準用す

(除却等の実施)

第百七条 認定買受人は、第百四条第一項の認 認定があったときは、その変更後のもの。以 定を受けた除却等計画(前条第一項の変更の 議マンション等の除却等を実施しなければな 下「認定除却等計画」という。)に従い、 売却決

、報告の徴収等)

第百八条 都道府県知事等は、 認定買受人に対

> とができる ン等の除却等の状況について報告を求めるこ し、認定除却等計画に係る売却決議マンショ

由がなく認定除却等計画に従って売却決議マ べきことを勧告することができる。 定除却等計画に従ってこれらの措置を実施す るときは、当該認定買受人に対して、当該認 ンション等の除却等を実施していないと認め 都道府県知事等は、認定買受人が正当な理

第四章を第三章とし、同章の次に次の二章を を受けた認定買受人がその勧告に従わなかっ たときは、その旨を公表することができる。 都道府県知事等は、前項の規定による勧告

第四章 マンション除却事業 第一節 マンション除却組合

第一款 通則

第百六十三条の二 マンション除却組合(以下 この章において「組合」という。)は、マンショ ン除却事業を実施することができる。 (マンション除却事業の実施)

(法人格)

第百六十三条の三 組合は、法人とする。

いて準用する。 律第四条及び第七十八条の規定は、組合につ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法

を設立することができる。

(定款)

第百六十三条の四組合の定款には、 る事項を記載しなければならない。 次に掲げ

組合の名称

除却マンションの名称及びその所在地

事務所の所在地

挙及び選任の方法に関する事項 役員の定数、任期、職務の分担並びに選 事業に要する経費の分担に関する事項

総会に関する事項

七 総代会を設けるときは、 総代及び総代会

に関する事項

公告の方法

(名称の使用制限 その他国土交通省令で定める事項

第百六十三条の五 組合は、その名称中にマン ション除却組合という文字を用いなければな

除却組合という文字を用いてはならない 組合でない者は、その名称中にマンション

(設立の認可)

第百六十三条の六 区分所有法第六十四条の八 金計画を定め、国土交通省令で定めるところ という。)は、五人以上共同して、定款及び資 同意をしたものを含む。以下「取壊し合意者」 内容により当該マンションの除却を行う旨の 有する者であってその後に当該取壊し決議の 却を行う旨の合意をしたものとみなされた者 決議」という。)の内容によりマンションの除 条の規定により区分所有法第六十四条の八第 第三項において準用する区分所有法第六十四 により、都道府県知事等の認可を受けて組合 (マンションの区分所有権又は敷地利用権を 項に規定する取壊し決議(以下単に「取壊し

合を設立する旨の決議をしなければならな するものが出席し、出席した取壊し合意者及 区分所有法第三十八条の議決権の過半数を有 おいて、取壊し合意者の過半数の者であって までの規定により、集会を開き、当該集会に 取壊し合意者は、次条から第百六十三条の十 びその議決権の各四分の三以上の多数で、 前項の規定による認可を申請しようとする 組

3 専有部分が数人の共有に属するときは、 前二項の場合において、マンションの その <u>__</u>の

数人を一人の取壊し合意者とみなす。

(集会の招集)

第百六十三条の七 同じ。)の五分の一以上を有するものは、 る議決権をいう。第百六十三条の九において 上の者であって議決権(前条第二項に規定す を招集することができる 取壊し合意者の五分の一以 集会

2 集会を招集するには、少なくとも会議を開 者に通知して、集会を招集することができ ればならない。ただし、緊急を要するとき 目的である事項を取壊し合意者に通知しなけ は、二日前までにこれらの事項を取壊し合意 く日の五日前までに、会議の日時、場所及び

(招集手続の省略

第百六十三条の九 集会に出席しない取壊し合 第百六十三条の八 集会は、取壊し合意者全員 行使することができる。 意者は、書面又は代理人をもって、議決権を 開くことができる。 の同意があるときは、

(議決権の行使の方法等)

招集の手続を経ないで

法により議決権を行使することができる。 もってする議決権の行使に代えて、電磁的方 た者の承諾を得て、前項の規定による書面を 通省令で定めるところにより、集会を招集し 集会に出席しない取壊し合意者は、国土交 前二項の規定により議決権を行使する者

ついては、出席者とみなす。 は、第百六十三条の六第二項の規定の適用に 代理人は、同時に五人以上の取壊し合意者

集した者に提出しなければならない。 代理人は、代理権を証する書面を集会を招 を代理することができない。

者の承諾を得て、当該書面の提出に代えて、 省令で定めるところにより、集会を招集した 前項の場合において、代理人は、国土交通 官

いて、当該代理人は、当該書面を提出したも のとみなす。 により提供することができる。この場合にお 当該書面において証すべき事項を電磁的方法

(集会の決議の効力)

第百六十三条の十 第百六十三条の六第二項の 定承継人及び集会の決議後に取壊し合意者と 規定による集会の決議は、取壊し合意者の特 なった者に対しても、その効力を生ずる。 (認可の基準等)

第百六十三条の十一 があった場合において、次の各号のいずれに 六十三条の六第一項の規定による認可の申請 ければならない。 も該当すると認めるときは、その認可をしな 都道府県知事等は、第百

申請手続が法令に違反するものでないこ

法令に違反するものでないこと。 満たしてされたものであること。 取壊し決議が、当該取壊し決議の要件を 定款又は資金計画の決定手続又は内容が

に必要であること。 ンションの居住者の居住環境の改善のため マンションの除却を行うことが、 除却マ

するために必要なその他の能力が十分であ に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行 当該マンション除却事業を遂行するため

あること その他基本方針に照らして適切なもので

の八第三項において読み替えて準用する区分 県知事等を除く。)は、区分所有法第六十四条 所有法第六十二条第二項の規定により読み替 えて適用される区分所有法第六十四条の八第 都道府県知事等(特定行政庁である都道府 項の規定によりされた取壊し決議に係るマ ,ション(要除却等認定を受けたものを除

> 政庁に協議しなければならない。 前項第二号に該当することについて、特定行 当該認可をしようとするときは、当該申請が 定による認可の申請があった場合において、 設立についての第百六十三条の六第一項の規 く。)に係るマンション除却事業を行う組合の

組合の成立

第百六十三条の十二 組合は、第百六十三条の 六第一項の規定による認可により成立する。 (認可の公告等)

第百六十三条の十三 都道府県知事等は、 める事項を公告しなければならない。 名称及びその所在地その他国土交通省令で定 ころにより、組合の名称、除却マンションの ときは、遅滞なく、国土交通省令で定めると 六十三条の六第一項の規定による認可をした

成立又は定款若しくは資金計画をもって、組合は、前項の公告があるまでは、組合の 合員その他の第三者に対抗することができな

第百六十三条の十四 組合は、前条第一項の公 みを取得した者(その承継人を含み、その後 あった後に当該区分所有者から敷地利用権の 所有権及び敷地利用権を時価で売り渡すべき 分所有者(その承継人を含み、その後に取壊 規定する取壊しに参加しない旨を回答した区 えて準用する区分所有法第六十三条第五項に 所有法第六十四条の八第三項において読み替 当該期間の満了の日)から二月以内に、区分 条第三項の期間の満了の日前であるときは、 第三項において準用する区分所有法第六十三 告の日(その日が区分所有法第六十四条の八 利用権についても、同様とする。 ことを請求することができる。取壊し決議が し合意者となったものを除く。)に対し、区分 に取壊し合意者となったものを除く。)の敷地 (区分所有権及び敷地利用権の売渡し請求等)

2

第百

第百六十三条の十五 組合は、専有部分の賃借 人に対し、賃貸借の終了を請求することがで

(賃貸借の終了請求)

2 前項の規定による請求があったときは、 該専有部分の賃貸借は、その請求があった日 から六月を経過することによって終了する。 当

項」とあるのは「マンションの再生等の円滑化 の円滑化に関する法律第百六十三条の二に規 く。)」とあるのは「組合(マンションの再生等 求をした者(当該専有部分の区分所有者を除 あった場合について準用する。この場合にお 項までの規定は、第一項の規定による請求が 定する組合をいう。)」と、同条第五項中「第二 いて、同条第四項中「第一項の規定による請 区分所有法第六十四条の二第三項から第五 たことに正当な理由があるときは、この限り し、この期間内に請求することができなかっ から一年以内にしなければならない。ただ 前項の規定による請求は、取壊し決議の日

のは、「マンションの再生等の円滑化に関す 分所有法第六十三条第七項中「第五項」とある 規定による請求があった場合について、それ 条の八第三項において準用する区分所有法第 があった場合について、区分所有法第六十四 第五条第二項の規定により読み替えて適用さ は第一項の規定による請求(被災区分所有法 準用する区分所有法第六十三条第六項の規定 る法律第百六十三条の十四第一項」と読み替 法第六十四条の八第三項において準用する区 ぞれ準用する。この場合において、区分所有 六十三条第七項及び第八項の規定は第一項の によりされた取壊し決議に係るものを除く。) れる区分所有法第六十四条の八第一項の規定 えるものとする。 区分所有法第六十四条の八第三項において

第百六十三条の十六 前条第一項及び第二項の 読み替えるものとする に関する法律第百六十三条の十五第二項」と (使用貸借の終了請求)

第二項に規定する場合を除く。)について準用 規定は、専有部分が使用貸借の目的物とされ ている場合(民法第五百九十八条第一項又は (配偶者居住権の消滅請求)

第百六十三条の十七 第百六十三条の十五第一 条第一項ただし書に規定する場合を除く。)に 住権が設定されている場合(民法第千三十五 項及び第二項の規定は、専有部分に配偶者居 ついて準用する。

とする。 百六十三条の十五第二項」と読み替えるもの 第百六十三条の二に規定する組合をいう。)」 あった場合について準用する。この場合にお ションの再生等の円滑化に関する法律第百六 と、同条第五項中「第二項」とあるのは「マン (マンションの再生等の円滑化に関する法律 部分の区分所有者を除く。)」とあるのは「組合 いて、区分所有法第六十四条の二第四項中 六十三条の十五第一項の規定による請求が 項までの規定は、前項において準用する第百 十三条の十七第一項において準用する同法第 「第一項の規定による請求をした者(当該専有 区分所有法第六十四条の二第三項から第五

(組合員)

第百六十三条の十八 除却マンションの取壊し は、全て組合の組合員とする 合意者(その承継人(組合を除く。)を含む。)

2 マンションの一の専有部分が数人の共有に 属するときは、 その数人を一人の組合員とみ

令和七年五月二十三日 参議院会議録第二十一号 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

会議十八条及び第十九条の規定は、組合の組合員について準用する。この場合において、合員について準用する。この場合において、合員について準用する。この場合において、同業等一項中「第十四条第一項」と、同業等一項中「第十四条第一項」と、同業等一項中「第十四条第一項」と、同業等一項中「第十四条第一項」と、同業等一項中「第十四条第一項」とあるのは「年の他」とあるのは「その他」と、「若しくは敷地利用権又は敷地について組合員の有する敷地共有持分等」とあるのは「又は敷地利用権又は敷地共有持分等」とあるのは「又は敷地利用権又は敷地共有持分等」とあるのは「又は敷地利用権」と読みり、及び「若しくは敷地利用権」と読みり、及び「若しくは敷地利用権」と読みり、及び「若しくは敷地利用権」と読みり、及び「若しくは敷地利用権」と読みり、及び「若しくは敷地利用権」と読みり、及び「若しくは敷地利用権」と読みり、及び「若しくは敷地利用権」と読みり、及び「若しくは敷地利用権」と読み替えるものとする。

(役員

2 組合に、役員として、理事長一人を置き、事三人以上及び監事二人以上を置く。第百六十三条の十九 組合に、役員として、理

理事の互選によりこれを定める。

3 第二十一条から第二十五条まで(同条第一項後段を除く。)の規定は、組合の役員につい項後段を除く。)の規定は、組合の役員についえるものとする。

(総会の組織)

で組織する。 第百六十三条の二十 組合の総会は、総組合員

(総会の決議事項)

会の議決を経なければならない。 第百六十三条の二十一 次に掲げる事項は、総

一定款の変更

一資金計画の変更

金の利率及び償還方法 一 借入金の借入れ及びその方法並びに借入

| 経費の収支予算

合の負担となるべき契約 五 予算をもって定めるものを除くほか、組

3

組合の解散

その他定款で定める事項

(総会の招集及び議事についての規定の準用) (総会の招集及び議事について、第二十九条の規定は組合の総会の揺集について、第二十九条の規定は組合の総会の議事について、第二十八条第七項する。この場合において、第二十八条第七項する。この場合において、第二十八条第七項する。この場合において、第二十八条の規定とあるのは「第百六十三条の二十三」と読み替えるものとする。

(特別の議決)

第百六十三条の二十三 第百六十三条の二十一第百六十三条の二十三 第百六十三条の二十三 第一号に掲げる事項のうち政令で定める重要 において、組合員の議決権の過半数を有する者であって持分割合(除却マンションについての区分所有法第十四条に定める割合をいするものが出席し、出席した組合員の議決権 するものが出席し、出席した組合員の議決権 及びその持分割合の各四分の三以上で決しなければならない。

(総代全

第百六十三条の二十四 組合員の数が五十人を超える組合は、総会に代わってその権限を行し、総代の定数は、組合員の総数の十分の一と、総代会は、総代をもって組織するものとでし、総代の定数は、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。ただし、組合員の総数が二十人をあっては、二十人以上であることをもって足

関する総会の権限とする。 各号のいずれかに該当する事項以外の事項に3 総代会が総会に代わって行う権限は、次の

一 理事及び監事の選挙又は選任

ない事項 一 前条の規定に従って議決しなければなら

(総七) (総七) (総七) (総七)

ては、その役員)のうちから選挙する。第百六十三条の二十五 総代は、定款で定める(総代)

2 総代の任期は、一年を超えない範囲内において定款で定める。補欠の総代の任期は、前

第二十一条第二項及び第二十三条の規定第二十一条第二項及び第二十三条の規定をあるのは、「第百六十三条の二十五第一項」とあるのは、「第百六十三条の二十五第一項」とあるのは、

(議決権及び選挙権)

議決権及び選挙権を有する。 款に特別の定めがある場合を除き、各一個の第百六十三条の二十六 組合員及び総代は、定

書面をもって、議決権及び選挙権を行使する 組合員は書面又は代理人をもって、総代は

3 組合員及び総代は、定款で定めるところにより議決権及び選挙権を行使することがで決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により、前項の規定による書面をもってする議

しない。

4 組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有

選挙権を行使する者は、第百六十三条の二十第二項又は第三項の規定により議決権及び

いては、出席者とみなす。 準用する第二十九条第一項の規定の適用につ二及び第百六十三条の二十四第四項において

- 代理人は、代理権を証する書面を組合に提することができない。

6 代理人は、同時に五人以上の組合員を代理

出しなければならない。

書面を提出したものとみなす。
書面を提出したものとみなす。

(定款又は資金計画の変更)

認可を受けなければならない。 令で定めるところにより、都道府県知事等の令で定めるところにより、都道府県知事等の第百六十三条の二十七 組合は、定款又は資金

国際方式十三条の十一及び第百六十三条の十二の規定は、前項の規定による認可について 三の規定は、前項の規定による認可について第 員その他の」とあるのは「その変更」と、「組合 るのは「定款又は資金計画の変更」と、「組合 るのは「定款又は資金計画の変更」と、「組合 目その他の」とあるのは「その変更」と、「組合 同本十三条の二十七第一項の規定による認可について第 でがあった際に従前から組合員であった者以外 の」と読み替えるものとする。

費の賦課徴収)

に対して金銭を賦課徴収することができる。 する経費に充てるため、賦課金として組合員第百六十三条の二十八 組合は、その事業に要

- 3 2 ションの専有部分の位置、床面積等を考慮し て公平に定めなければならない。 賦課金の額は、組合員の有する除却マン
- もって組合に対抗することができない。 組合員は、賦課金の納付について、相殺を
- 員に対して過怠金を課することができる。 きは、定款で定めるところにより、その組合 組合は、組合員が賦課金の納付を怠ったと

第百六十三条の二十九 組合に、この法律及び 三人以上を置く 定款で定める権限を行わせるため、審査委員

公正な判断をすることができる者のうちから 評価について特別の知識経験を有し、かつ、 総会で選任する。 審査委員は、土地及び建物の権利関係又は 前二項に規定するもののほか、審査委員に

関し必要な事項は、政令で定める。

第四款 解散

第百六十三条の三十 により解散する。 組合は、次に掲げる理由

- 設立についての認可の取消し
- 三 事業の完了又はその完了の不能 総会の議決

2 前項第二号の議決は、権利消滅期日前に限

- 同意を得なければならない。 借入金があるときは、解散について債権者の 理由により解散しようとする場合において、 り行うことができるものとする。 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる
- 理由により解散しようとするときは、国土交 通省令で定めるところにより、都道府県知事 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる
- 等の認可を受けなければならない。 認可を取り消したとき、又は前項の規定によ 都道府県知事等は、組合の設立についての

- 告しなければならない。 る認可をしたときは、遅滞なく、 その旨を公
- もって組合員以外の第三者に対抗することが できない。 組合は、前項の公告があるまでは、解散を

第百六十三条の三十一 四十三条までの規定は、組合の解散及び清算 について準用する。 (組合の解散及び清算についての規定の準用) 第三十八条の二から第

第五款 税法上の特例

第百六十三条の三十二 組合は、法人税法その び]とする。 あるのは「公益法人等(マンション除却組合及 合を含む」と、同条第三項中「公益法人等(」と あるのは「除くものとし、マンション除却組 却組合を含む。)」と、同条第二項中「除く」と 通法人」とあるのは「普通法人(マンション除 の規定を適用する場合には同条第一項中「普 ション除却組合並びに」と、同法第六十六条 条の規定を適用する場合には同条第四項中 とみなす。この場合において、同法第三十七 は、同法第二条第六号に規定する公益法人等 他法人税に関する法令の規定の適用について 「公益法人等(」とあるのは「公益法人等(マン

令の規定の適用については、同法別表第三に組合は、消費税法その他消費税に関する法 掲げる法人とみなす。

第二節 補償金支払手続等 第一款 補償金支払手続

第一目 補償金支払手続開始の登

第百六十三条の三十三 組合は、第百六十三条 について、補償金支払手続開始の登記を申請く、登記所に、除却マンションの区分所有権 の十三第一項の公告があったときは、遅滞な

前項の登記があった後においては、組合員

るところにより、組合の承認を得なければな は、当該登記に係る除却マンションの区分所 有権を処分するときは、国土交通省令で定め

- 3 組合は、事業の遂行に重大な支障が生ずる 認を拒むことができない。 ことその他正当な理由がなければ、 前項の承
- に対抗することができない。 第二項の承認を得ないでした処分は、 組合
- 5 権利消滅期日前において第百六十三条の三 開始の登記の抹消を申請しなければならな 十第五項の公告があったときは、組合の清算 人は、遅滞なく、登記所に、補償金支払手続

第二目 補償金支払計画

第百六十三条の三十四 組合は、第百六十三条 り、都道府県知事等の認可を受けなければな おいては、国土交通省令で定めるところによ 払計画を定めなければならない。この場合に の十三第一項の公告後、遅滞なく、補償金支 (補償金支払計画の決定及び認可)

しようとするときは、補償金支払計画につい2 組合は、前項後段の規定による認可を申請 て、あらかじめ、総会の議決を経なければな

(補償金支払計画の内容)

第百六十三条の三十五 補償金支払計画におい 次に掲げる事項を定めなければならない。 ては、国土交通省令で定めるところにより 組合員の氏名又は名称及び住所

二 組合員が除却マンションについて有する

有する区分所有権を除く。)を有する者で、 いて当該権利を失うものの氏名又は名称及 この法律の規定により、権利消滅期日にお 除却マンションに関する権利(組合員の

有する権利並びにその価額 び住所、失われる除却マンションについて

に限る。)が受ける損失の額 げる者(除却マンションを占有している者 る除却マンションの明渡しにより前号に掲 第百六十三条の四十六第一項の規定によ

Ŧi. 補償金の支払に係る利子又はその決定方

権利消滅期日

除却マンションに関する権利に関して争い その他国土交通省令で定める事項

定による請求があった場合においては、 該名義人に対して第百六十三条の十四第一項 属が確定しないときは、当該権利が存するも がある場合において、その権利の存否又は帰 払計画を定めなければならない。 請求をした者)に属するものとして補償金支 又は区分所有法第六十四条の八第三項におい のとして、又は当該権利が現在の名義人(当 て準用する区分所有法第六十三条第五項の規

(補償金の価額の算定基準)

第百六十三条の三十六 前条第一項第三号の価 物に関する同種の権利の取引価格その他の当 額は、第百六十三条の十三第一項の公告の日 める相当の価額とする。 該価額の算定の基礎となる事項を考慮して定 における近傍類似の土地又は近傍同種の建築

失として政令で定める額とする。 明渡しにより同号に掲げる者が通常受ける損 四十六第一項の規定による除却マンションの 前条第一項第四号の額は、第百六十三条の

(認可の基準)

第百六十三条の三十七都道府県知事等は、第 認可をしなければならない。 認可の申請があった場合において、次の各号 百六十三条の三十四第一項後段の規定による のいずれにも該当すると認めるときは、

令和七年五月二十三日 参議院会議録第二十一号 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案 官

報 (号外国会会議録)

> 若しくは内容が法令に違反するものでない 申請手続又は補償金支払計画の決定手続

令和七年五月二十三日

参議院会議録第二十一号

三 除却マンションの区分所有権について先 取特権等を有する者の権利を不当に害する 取壊し決議の内容に適合していること。

ものでないこと。

- とが確実であること。 よる権利が権利消滅期日までに消滅するこ 除却マンションの借家権及び使用貸借に
- あること その他基本方針に照らして適切なもので

補償金支払計画の変更)

第百六十三条の三十八 第百六十三条の三十四 令で定める軽微な変更をする場合を除く。) に 補償金支払計画を変更する場合(国土交通省 第一項後段及び第二項並びに前条の規定は、

(審査委員の関与)

第百六十三条の三十九 場合を除く。)は、審査委員の過半数の同意を 画を定め、又は変更しようとするとき(国土 得なければならない。 交通省令で定める軽微な変更をしようとする 組合は、補償金支払計

第三目 補償金の支払等

(補償金支払計画に基づく組合の処分)

第百六十三条の四十 組合は、補償金支払計画 者に関係事項を書面で通知しなければならな 若しくはその変更の認可を受けたとき、又は ころにより、その旨を公告し、及び関係権利 ときは、遅滞なく、国土交通省令で定めると 八の国土交通省令で定める軽微な変更をした 補償金支払計画について第百六十三条の三十

- 項の通知をすることによって行う。 補償金支払計画に基づく組合の処分は、 前
- 補償金支払計画に基づく組合の処分につい

ては、行政手続法第三章の規定は、適用しな

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

(権利消滅期日等の通知)

第百六十三条の四十一 組合は、補償金支払計 る事項を通知しなければならない。 に、権利消滅期日その他国土交通省令で定め により、除却マンションの所在地の登記所 は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところ 国土交通省令で定める軽微な変更をしたとき を受けたとき、又は第百六十三条の三十八の のに限る。以下この条において同じ。)の認可 画若しくはその変更(権利消滅期日に係るも

(権利消滅期日における権利の帰属等)

第百六十三条の四十二 権利消滅期日にお 貸借による権利以外の権利は、消滅する。 ンを目的とする所有権並びに借家権及び使用 権の目的としない建物となり、除却マンショ 所有法第一条に規定する建物の各部分を所有 て、除却マンションは、組合に帰属し、区分

第百六十三条の四十三 組合は、権利消滅期日 後遅滞なく、除却マンションに関する権利に ついて必要な登記を申請しなければならな

2 権利消滅期日以後においては、除却マン ションに関しては、前項の登記がされるまで の間は、他の登記をすることができない。

第百六十三条の四十四 ンに関する権利(組合員の有する区分所有権 額)に第百六十三条の十三第一項の公告の あっては、当該価額と同項第四号の額の合計 価額(除却マンションを占有している者に でに、第百六十三条の三十五第一項第三号の のに対し、その補償として、権利消滅期日ま り、権利消滅期日において当該権利を失うも を除く。)を有する者で、この法律の規定によ 組合は、除却マンショ

> 払わなければならない。この場合において、 を支払う日までの期間につき補償金支払計画 物価の変動に応ずる修正率を乗じて得た額 下「補償金支払計画公告」という。)の日までの 補償金支払計画又はその変更に係る公告(以 から第百六十三条の四十第一項の規定による その修正率は、国土交通省令で定める方法に で定めるところによる利息を付したものを支 に、当該補償金支払計画公告の日から補償金

よって算定するものとする。 (補償金の供託等についての規定の準用)

第百六十三条の四十五 第七十六条の規定は前 下単に「組合」という。)は」と、同項第三号及るのは「第百六十三条の二に規定する組合(以 おいて、第七十六条第一項中「施行者は」とあ 第七十八条の規定は補償金の支払の対象とな じ。)の支払に代えて行う供託について、第七 款(次条第一項第四号を除く。)において同 条に規定する補償金(利息を含む。以下この るのは「補償金支払計画」と、同条第四項中 条の三十五第二項」と、「権利変換計画」とあ とあるのは「組合」と、第七十六条第二項中 びに第七十八条第一項及び第五項中「施行者」 び第四号、同条第二項、第三項及び第五項並 合について、それぞれ準用する。この場合に る権利について差押え又は仮差押えがある場 十七条の規定は供託された補償金について、 「第五十八条第二項」とあるのは「第百六十三

第四目 除却マンション等の明渡 滅期日」と読み替えるものとする。

「第七十五条」とあるのは「第百六十三条の四 「除却マンション」と、第七十八条第一項中 「再生前マンション又は再建敷地」とあるのは

「権利変換期日」とあるのは

「権利消

第百六十三条の四十六 除却マンションを占有 している者(除却マンションの借家権を有す

条の八第三項において準用する区分所有法第 において準用する場合を含む。)の規定によ 六十三条第六項(第百六十三条の十四第三項 く。) は、権利消滅期日(区分所有法第六十四 る者及び使用貸借による権利を有する者を除 裁判所から建物の明渡しにつき相当の期

明け渡さなければならない。ただし、 期限の日)までに、組合に除却マンションを 限を許与された区分所有者にあっては、 げる場合は、この限りでない。

次に掲

- して三十日を経過していない場合 補償金支払計画公告の日の翌日から起算
- 二 第百六十三条の四十四の補償金の支払を 規定による供託がない場合 払又は前条において準用する第七十六条の 受けるべき者について同条の規定による支
- 三 第百六十三条の十四第一項又は区分所有 供がない場合 を受けるべき者について当該規定による提 請求を受けた者について当該請求を行った 区分所有法第六十三条第五項の規定による 法第六十四条の八第三項において準用する 者による代金の支払又は提供がない場合 次に掲げる規定に規定する補償金の提供
- 十三条の十七第二項において準用する区 分所有法第六十四条の二第三項 第百六十三条の十五第三項又は第百六
- いて準用する次に掲げる規定 区分所有法第六十四条の八第三項
- 区分所有法第六十四条の二第三項
- 準用する区分所有法第六十四条の二第 区分所有法第六十四条の四において
- 期限を定めて、 マンションの敷地を占有している者に対し、 業に係る工事のため必要があるときは、 組合は、権利消滅期日後マンション除却事 その明渡しを求めることがで

- 3 過した後の日でなければならない。 請求をした日の翌日から起算して三十日を経 前項の規定による明渡しの期限は、 同項の
- 4 当該請求を行った者による代金の支払又は提 第五項の規定による請求を受けた者について 三項において準用する区分所有法第六十三条 なければならない。ただし、第百六十三条の 者は、明渡しの期限までに、組合に明け渡さ 供がないときは、 十四第一項又は区分所有法第六十四条の八第 第二項の規定による明渡しの請求があった この限りでない。

二款 区分所有者等の居住の安定 の確保に関する組合等の責

第百六十三条の四十七 従って、除却マンションに居住していた区分 めなければならない 所有者及び借家権者の居住の安定の確保に努 組合は、基本方針に

ない め必要な措置を講ずるよう努めなければなら 者及び借家権者の居住の安定の確保を図るた て、除却マンションに居住していた区分所有 国及び地方公共団体は、基本方針に従っ

官

第三款 雑則

第百六十三条の四十八 除却マンションについ の他の行為は、新たにこの者となった者に対 新たにこの者となった者がしたものとみな り従前のこの者がした手続その他の行為は、 の法律又はこの法律に基づく定款の規定によ (処分、手続等の効力) してしたものとみなす。 て権利を有する者の変更があったときは、こ . 従前のこの者に対してした処分、手続そ

(不動産登記法の特例)

第百六十三条の四十九 除却マンションの登記 定めることができる。 については、政令で、 不動産登記法の特例を

(関係簿書の備付け

第百六十三条の五十 関する簿書(組合員名簿を含む。次項におい ればならない。 定めるところにより、マンション除却事業に て同じ。)をその事務所に備え付けておかなけ 組合は、国土交通省令で

り、これを拒んではならない。 あったときは、組合は、正当な理由がない限 利害関係者から前項の簿書の閲覧の請求が

(書類の送付に代わる公告)

第百六十三条の五十一 とをもって書類の送付に代えることができ ところにより、その書類の内容を公告するこ 知することができないときは、政令で定める 住所、居所その他書類を送付すべき場所を確 を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の いて、送付を受けるべき者がその書類の受領 却事業の実施に関し書類を送付する場合にお 組合は、マンション除

を請求したときは、その組合の事業又は会計

の翌日から起算して十日を経過した日に当該 書類が送付を受けるべき者に到達したものと 前項の公告があったときは、その公告の日

(組合に対する報告、 第三節 マンション除却事業の監督等 勧告等)

第百六十三条の五十二 都道府県知事等は、 助をすることができる。 実施を図るため必要な勧告、助言若しくは援 はその実施するマンション除却事業の円滑な おいて、報告若しくは資料の提出を求め、又 に関し、この法律の施行のため必要な限度に 合に対し、その実施するマンション除却事業 組

ずることができる。 ン除却事業の促進を図るため必要な措置を命 都道府県知事等は、組合に対し、マンショ

助をするため必要があると認めるときは、支都道府県知事等は、第一項の規定による援

援法人に必要な協力を要請することができ

理由として組合の事業又は会計の状況の検査 補償金支払計画に違反する疑いがあることを 事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づ 員の十分の一以上の同意を得て、その組合の 業又は会計の状況を検査することができる。 の他監督上必要があるときは、その組合の事 は補償金支払計画に違反すると認めるときそ の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基 合の実施するマンション除却事業につき、 く行政庁の処分又は定款、資金計画若しくは づく行政庁の処分又は定款、資金計画若しく 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合

停止その他必要な措置を命ずることができ おいて、組合のした処分の取消し、変更又は 対し、その違反を是正するため必要な限度に 計画に違反していると認めるときは、組合に 処分又は定款、資金計画若しくは補償金支払 計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の 査を行った場合において、組合の事業又は会 都道府県知事等は、前二項の規定により検

に限り、その組合についての設立の認可を取 あった日から起算して三十日を経過してもな いての認可を受けた者がその認可の公告が る命令に従わないとき、又は組合の設立につ お総会を招集しないときは、権利消滅期日前

5 都道府県知事等は、第百六十三条の二十二 において準用する第二十八条第三項の規定に より組合員から総会の招集の請求があった場

(組合に対する監督)

第百六十三条の五十三 都道府県知事等は そ組

の状況を検査しなければならない。

り消すことができる。 都道府県知事等は、組合が前項の規定によ

招集の請求があった場合において、理事長及 合において、理事長及び監事が総会を招集し び監事が総代会を招集しないときも、同様と ないときは、これらの組合員の申出に基づ 十三条の二十四第四項において準用する第二 八条第三項の規定により総代から総代会の 総会を招集しなければならない。第百六

定により、組合員から総代の解任の請求が 員の投票に付さないときは、これらの組合員 求があった場合において、組合がこれを組合 定により組合員から理事又は監事の解任の請 投票に付さないときも、同様とする。 あった場合において、組合がこれを組合員の 三項において準用する第二十三条第一項の規 なければならない。第百六十三条の二十五第 の申出に基づき、これを組合員の投票に付さ 三項において準用する第二十三条第一項の規 都道府県知事等は、第百六十三条の十九第

任の投票の取消しを請求した場合において、 の方法が、この法律又は定款に違反すること 役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票 は総代会の招集手続若しくは議決の方法又は 員の十分の一以上の同意を得て、総会若しく 議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消す その違反の事実があると認めるときは、 を理由として、その議決、選挙、 ことができる。 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合 当選又は解

(資金の融通等)

第百六十三条の五十四 な資金の融通又はあっせんその他の援助に努 は、組合に対し、マンション除却事業に必要 めるものとする 国及び地方公共団体

(技術的援助の請求)

第百六十三条の五十五 ようとする者は、国土交通大臣及び都道府県 組合又は組合を設立し

準備又は実施のために、マンション除却事業 知事等に対し、マンション除却事業の実施の を求めることができる。 に関し専門的知識を有する職員の技術的援助

令和七年五月二十三日

参議院会議録第二十一号

2 的援助を行うために必要があると認めるとき は、センターに必要な協力を要請することが 都道府県知事等は、 前項の規定による技術

第四章の二 除却等をする必要のあるマ ンションに係る特別の措置

、除却等の必要性に係る認定 第一節 除却等の必要性に係る認定等

第百六十三条の五十六 マンションの管理者等 う。)を申請することができる。 がある旨の認定(以下「要除却等認定」とい める工事(以下「除却等」という。)をする必要 を含む。)をするものとして国土交通省令で定 維持若しくは回復(通常有すべき効用の確保 当該マンションの構造上主要な部分の効用の は、国土交通省令で定めるところにより、特 四十九条第一項の規定により置かれた理事を 定行政庁に対し、当該マンションの除却又は いう。第百六十三条の六十において同じ。) 選任された管理者(管理者がないときは、区 て指定された区分所有者) 又は区分所有法第 分所有法第三十四条の規定による集会におい (区分所有法第二十五条第一項の規定により

ションが次の各号のいずれかに該当するとき あった場合において、当該申請に係るマン 特定行政庁は、前項の規定による申請が その旨の認定をするものとする。

して国土交通大臣が定める基準に適合して く命令若しくは条例の規定に準ずるものと る安全性に係る建築基準法又はこれに基づ 当該申請に係るマンションが地震に対す ないと認められるとき

> 二 当該申請に係るマンションが火災に対す いないと認められるとき。 して国土交通大臣が定める基準に適合して る安全性に係る建築基準法又はこれに基づ く命令若しくは条例の規定に準ずるものと

が定める基準に該当すると認められると し、落下することにより周辺に危害を生ず 材その他これらに類する建物の部分が剝離 なるおそれがあるものとして国土交通大臣 食その他の劣化により著しく衛生上有害と 交通省令で定めるものに限る。)の損傷、腐 を行うことが著しく困難なものとして国土 その他の配管設備(その改修に関する工事 定める基準に該当すると認められるとき。 るおそれがあるものとして国土交通大臣が 当該申請に係るマンションが給水、排水

準に適合していないと認められるとき。 準ずるものとして国土交通大臣が定める基 五項に規定する建築物移動等円滑化基準に 律(平成十八年法律第九十一号)第十四条第 害者等の移動等の円滑化の促進に関する法

県知事等を除く。)にその旨を通知しなければ 道府県知事等(当該特定行政庁である都道府 に、国土交通省令で定めるところにより、都 要除却等認定をした特定行政庁は、速やか

却等の努力 (要除却等認定マンションの区分所有者の除

マンションについて除却等を行うよう努めな という。)の区分所有者は、当該要除却等認定 マンション(以下「要除却等認定マンション」 ればならない。

当該申請に係るマンションが外壁、

五 当該申請に係るマンションが高齢者、 障

第百六十三条の五十七 要除却等認定を受けた

導及び助言並びに指示等

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

第百六十三条の五十八 都道府県知事等は 要な指導及び助言をすることができる。

者が、正当な理由がなく、その指示に従わな を受けた要除却等認定マンションの区分所有 ンの除却等がされていないと認めるときは、 都道府県知事等は、前項の規定による指示 、必要な指示をすることができる。

容積率等の特例

第百六十三条の五十九 その敷地面積が政令で 項から第九項まで、第五十五条第一項、第五 範囲内において、建築基準法第五十二条第一 のの容積率又は各部分の高さは、その許可の 環境の整備改善に資すると認めて許可したも 的な配慮がなされていることにより市街地の おいて同じ。)及び各部分の高さについて総合 敷地面積に対する割合をいう。以下この項に く、かつ、その建蔽率(建築面積の敷地面積 通上、安全上、防火上及び衛生上支障がな 更新がされるマンションで、特定行政庁が交 要除却等認定マンションに係るマンションの 替えにより新たに建築されるマンション又は 除却等認定マンションに係るマンションの建 定める規模以上であるマンションのうち、 る限度を超えるものとすることができる。 に対する割合をいう。)、容積率(延べ面積の 十六条又は第五十七条の二第六項の規定によ 要

2 四条並びに第九十五条の規定は、 の二、第九十三条第一項及び第二項、第九十 建築基準法第四十四条第二項、第九十二条 前項の規定

(要除却等認定マンションの除却等に係る指

要除却等認定マンションの除却等について必 除却等認定マンションの区分所有者に対し、 要

要除却等認定マンションの区分所有者に対 都道府県知事等は、要除却等認定マンショ

かったときは、その旨を公表することができ

による許可について準用する (独立行政法人都市再生機構の行う調査等業

第百六十三条の六十一 独立行政法人住宅金融 第百六十三条の六十 独立行政法人都市再生機 項に規定する業務のほか、要除却等認定マン 法(平成十七年法律第八十二号)第十三条第一 支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構 からの委託に基づき、マンションの建替え、 構は、独立行政法人都市再生機構法(平成十 ションの除却等に必要な資金を貸し付けるこ 却等認定マンションの除却等資金の融資) は敷地分割を行うために必要な調査、調整及 マンションの更新、マンション敷地売却、マ る者又は要除却等認定マンションの管理者等 業務のほか、要除却等認定を申請しようとす 五年法律第百号)第十一条第一項に規定する とができる。 (独立行政法人住宅金融支援機構の行う要除 び技術の提供の業務を行うことができる。 ンション除却敷地売却、マンションの除却又

(団地建物所有者集会の特例) 第二節 敷地分割決議等

第百六十三条の六十二 要除却等認定を受けた あって、当該特定団地建物所有者で構成され 区分所有法第三十四条の規定による集会で 会(区分所有法第六十六条において準用する 法の定めるところにより、団地建物所有者集 きは、その借地権)の共有者である当該団地 定マンションの敷地利用権が借地権であると 却等認定マンションの敷地(当該要除却等認 場合においては、団地内建物を構成する要除 用する区分所有法第四十七条第二項に規定す る区分所有法第六十五条に規定する団体又は 所有者」という。)は、この法律及び区分所有 内建物の団地建物所有者(以下「特定団地建物 区分所有法第六十六条において読み替えて準

同じ。)を開くことができる る団地管理組合法人に係るものをいう。 以下

(敷地分割決議)

第百六十三条の六十三 要除却等認定を受けた 場合においては、団地建物所有者集会におい する旨の決議(以下「敷地分割決議」という。) する団地内建物の敷地又はその借地権を分割 多数で、当該特定団地建物所有者の共有に属 ものを除く。)及び議決権の各四分の三以上の て、特定団地建物所有者(議決権を有しない をすることができる。

- 項中「四分の三」とあるのは、「三分の二」とす 間に限り、前項の規定の適用については、同 をしようとするときは、当該政令で定める期 ンションの除却の実施のために敷地分割決議 要除却等認定を受けた場合において、当該マ 区分所有法第二条の政令で定める災害により 定する大規模一部滅失をいう。)をし、 大規模一部滅失(被災区分所有法第一条に規 団地内建物を構成するマンションが、被災 かつ、
- 3 六十六条において準用する区分所有法第三十 定団地建物所有者の議決権は、区分所有法第 六条において準用する区分所有法第三十条第 八条の規定にかかわらず、区分所有法第六十 第一項の団地建物所有者集会における各特 (有持分の割合によるものとする。 項の規約に別段の定めがある場合であって 当該団地内建物の敷地又はその借地権の
- を定めなければならない。 敷地分割決議においては、次に掲げる事項
- じ。)となるべき土地の区域及び非除却マン 却等認定マンション(敷地分割決議に係る ション敷地(敷地分割後の除却マンション ものに限る。)の存する敷地をいう。以下同 敷地以外の敷地をいう。以下同じ。)となる 除却マンション敷地(敷地分割後の要除

べき土地の区域

- に関する事項 敷地分割後の土地又はその借地権の帰属
- 帰属に関する事項 敷地分割後の団地共用部分の共有持分の

敷地分割に要する費用の概算額

- び使用に関する事項 必要な共同利用施設の敷地分割後の管理及 団地内の駐車場、集会所その他の生活に 前号に規定する費用の分担に関する事項
- ように定めなければならない。 は、各特定団地建物所有者の衡平を害しない 前項各号(第四号を除く。)に掲げる事
- する団地建物所有者集会を招集するときは、第一項に規定する決議事項を会議の目的と 会日より少なくとも二月前に発しなければな 定にかかわらず、当該団地建物所有者集会の 所有法第三十五条第一項の通知は、同項の規 区分所有法第六十六条において準用する区分
- 第六十六条において準用する区分所有法第三 的たる事項及び議案の要領のほか、次に掲げ る事項をも通知しなければならない。 十五条第一項の通知をするときは、会議の目 前項に規定する場合において、区分所有法
- ために敷地分割を必要とする理由 敷地分割後の当該要除却等認定マンショ 要除却等認定マンションの除却の実施の

ンの除却の実施方法

- 三 マンションの再生等その他の団地内建物 措置に関する中長期的な計画が定められて いるときは、当該計画の概要 における良好な居住環境を確保するための
- べき事項について特定団地建物所有者に対し くとも一月前までに、当該招集の際に通知す は、当該団地建物所有者集会の会日より少な 第六項の団地建物所有者集会を招集した者

説明を行うための説明会を開催しなければな

- 団地建物所有者」と、同項中「建物内」とある 第三十六条中「区分所有者」とあるのは「特定 と、同条第三項及び第四項並びに区分所有法 条において準用する区分所有法第四十条」 るのは「建物又は専有部分」と、同条第二項中 と、同条第二項及び第三項中「専有部分」とあ る。この場合において、区分所有法第三十五 定は、前項の説明会の開催について準用す る特定団地建物所有者をいう。以下同じ。)」 に関する法律第百六十三条の六十二に規定す 地建物所有者(マンションの再生等の円滑化 条第一項中「区分所有者」とあるのは「特定団 「第四十条」とあるのは「区分所有法第六十六 区分所有法第三十五条及び第三十六条の規
- ければならない。 建物所有者の賛否をも記載し、又は記録しな 議事録には、その決議についての各特定団地 のは「団地内」と読み替えるものとする。 敷地分割決議をした団地建物所有者集会の
- の内容により敷地分割を行う旨の合意をした 有者(その承継人を含む。)は、敷地分割決議 ものとみなす。 敷地分割決議に賛成した各特定団地建物所

め、同条第二項を次のように改める。 項」を「第百六十三条の六十三第十一項」に改 第百六十八条第一項中「第百十五条の四第十

ければならない 地分割合意者及びその議決権の各四分の三以 の過半数を有するものが出席し、出席した敷 あって第百六十三条の六十三第三項の議決権 において、敷地分割合意者の過半数の者で 五までの規定により、集会を開き、当該集会 敷地分割合意者は、次条から第百六十八条の 上の多数で、組合を設立する旨の決議をしな 前項の規定による認可を申請しようとする

第百六十八条の次に次の四条を加える。 (集会の招集)

第百六十八条の二 敷地分割合意者の五分の一

- 2 集会を招集するには、少なくとも会議を開 意者に通知して、集会を招集することができ は、二日前までにこれらの事項を敷地分割合 ければならない。ただし、緊急を要するとき 目的である事項を敷地分割合意者に通知しな 四において同じ。)の五分の一以上を有するも 以上の者であって議決権(第百六十三条の六 く日の五日前までに、会議の日時、場所及び のは、集会を招集することができる。 十三第三項の議決権をいう。第百六十八条の
- 第百六十八条の三 集会は、敷地分割合意者全 (招集手続の省略) 招集の手続を経ない

(議決権の行使の方法等)

で開くことができる。

員の同意があるときは、

第百六十八条の四 集会に出席しない敷地分割 を行使することができる。 合意者は、書面又は代理人をもって、議決権

- をもってする議決権の行使に代えて、電磁的 交通省令で定めるところにより、集会を招集 方法により議決権を行使することができる。 した者の承諾を得て、前項の規定による書面 集会に出席しない敷地分割合意者は、国土
- ては、出席者とみなす。 は、第百六十八条第二項の規定の適用につい 前二項の規定により議決権を行使する者
- 者を代理することができない。 代理人は、同時に五人以上の敷地分割合意
- 集した者に提出しなければならない。 代理人は、代理権を証する書面を集会を招
- 省令で定めるところにより、集会を招集した 者の承諾を得て、 前項の場合において、代理人は、国土交通 当該書面の提出に代えて、

 のとみなす。
 蛭

 のとみなす。
 野

 当該書面において証すべき事項を電磁的方法
 第

令和七年五月二十三日

参議院会議録第二十一号

(集会の決議の効力)

第百六十八条の五 第百六十八条第二項の規定による集会の決議は、敷地分割合意者の特定なった者に対しても、その効力を生ずる。なった者に対しても、その効力を生ずる。の円滑化に関する法律第九条第一項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第九条第二項の規定第百六十八条の五 第百六十八条第二項の規定

次の一号を加える。 次の一号を加える。 第百七十一条中第二号を第三号とし、第一号の次に し、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に し、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に とし、同条中第二号を第三号とし、第四号と の一号を加える。

件を満たしてされたものであること。 件を満たしてされたものであること。

地共有持分等」に改める。

東百七十四条第三項中「建替え合意者等」を「再生合意者」に、「施行マンション」を「再生前でンション」に、「有する区分所有権又は敷地利用権」を「有する区分所有権者しくは敷地利用権」を「その区分所有権者しくは敷地利用権」を「その区分所有権者しくは敷地利用権」を「その区分所有権者しくは敷地利用権又は敷地利用権」を「その区分所有権者しては敷地利用権」といる。

生前マンション又は再建敷地」に改める。 第百七十九条中「組合員の議決権及び」を「再者であって」に改め、「同じ。」の下に「の割合の議決権及びその分割実施敷地持分」を加え、の議決権及びその分割実施敷地持分」を加え、の議決権及びその分割実施敷地持分」を加え、の議決権及びその分割実施敷地持分」を加え、の議決権及びとが出席し、出席した組合員の議決権の過半数を有する

第二百十三条に次の一項を加える。

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

る。
被当所県知事等は、第一項の規定による援法人に必要な協力を要請することができまる。
を持続のでは、対している。
を持続の対象を表している。

却組合」に改める。 生組合、マンション勢売却組合、マンション除合、マンション敷地売却組合」を「マンション再ン解して、アンション連替組

び第三項」を加える。第二百二十二条中「第九条第一項」の下に「及第二百二十二条中「第九条第七項」を「第九条

百八条第一項]に改める。 第二百二十七条中[第百十四条第一項]を[第

に「、第百六十三条の三十一」を加え、同号を同 第十号とし、同条第八号中「第百三十八条」の下 百六十三条の五十第一項」を加え、同号を同条 条第九号中「第百五十八条第一項」の下に「、第 第二項」を加え、同号を同条第十一号とし、同 五十八条第二項」の下に「、第百六十三条の五十 第十一号を第十二号とし、 業」に改め、同条中第十二号を第十三号とし、 十四条第一項の認可に係るマンション等売却事 組合がその受けた第百十三条第一項又は第百三 マンション敷地売却事業」を「マンション等売却 合がその受けた第九条第一項又は第三十四条第 合がマンション建替事業」を「マンション再生組 項の認可に係るマンション再生事業」に改 第二百二十九条第一号中「マンション建替組 同条第二号中「マンション敷地売却組合が | 同条第十号中 | 第百

> 三項」の下に「、第百六十三条の十九第三項」を 同条第八号とし、同条第六号中「第百三十七条 第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。 加え、同号を同条第五号とし、同条中第三号を 条第六号とし、 百六十三条の二十四第四項」を加え、 条第四項」の下に「、第百六十三条の二十二、第 を同条第七号とし、同条第五号中「第百三十一 項、第百六十三条の三十第三項」を加え、同号 第三項」の下に「、第百六十三条の二十七第三 下に「、第百六十三条の三十一」を加え、同号を 条第九号とし、同条第七号中「第百三十八条」の 三 マンション除却組合がマンション除却事 業以外の事業を営んだとき。 同条第四号中「第百二十六条第 同号を同

十二及び」に改める。

の陳述をした者は、十万円以下の過料に処すによる質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨し、又は同項の規定による検査を拒み、妨け、若しくは忌避し、若しくは虚偽の報告をよる質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の報告をよる質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の報告をよるでは、

律の一部改正) (マンションの管理の適正化の推進に関する法 一年二条第二項、第百六十三条の五第二項」 に、「マンション建替組合、マンション敷地売 力組合」を「マンション除却組合」に改める。 売却組合、マンション除却組合」に改める。 でマンションの管理の適正化の推進に関する法

次のように改正する。 る法律(平成十二年法律第百四十九号)の一部を第四条 マンションの管理の適正化の推進に関す

―第五条の十二〕」を「第二章 管理計画の認目次中「第三章 管理計画の認定等(第五条の目次中「第二章 管理計画の認定等(第五条の

定等(第五条の十三―第五条の二十二)定等(第五条の十三―第五条のン管理適正化支援法人(第五条の三―第五条の

を加える。
を加える。
を加える。
を加える。

- 本 都道府県知事等は、第一項又は第二項の規定の施行に必要な限度で、その保有するマン定の施行に必要な限度で、その保有するマン定の他のマンションの区分所有者等に関する情報を、その保有に当たって特定された利用 情報を、その保有に当たって特定された利用 の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 提供を求めることができる。 都道府県知事等は、第一項又は第二項の規定の施行のため必要があると認めるときは、 関係地方公共団体の長に対して、マンション関係地方公共団体の長に対して、マンション関係地方公共団体の長に対して、マンションの区分所有者等に、第一項又は第二項の規
- 6 都道府県知事等は、第一項又は第二項の規定の施行に必要な限度において、管理組合の管理者等に対し、マンションの管理の状況について報告を求め、又はその職員に、当該マンション若しくはその敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させ、若しくは料、書類その他の物件を検査させ、若しくは料、書類その他の物件を検査させ、若しくは料、書類その他の物件を検査させ、若しくは料、書類その他の物件を検査させ、若しくは料、書類その他の物件を検査させ、若しくは、あらかじ

得なければならない め 当該専有部分に居住している者の承諾を

- ばならない。 者の請求があるときは、これを提示しなけれ その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係 前項の規定により立入検査を行う職員は、
- 条の十四」に、「第五条の六第一項」を「第五条の -六第一項」に改め、第三章中同条を第五条の 一十二とする。 第五条の十二第一項中「第五条の四」を「第五 に認められたものと解釈してはならない。 第六項に規定する権限は、犯罪捜査のため

を「第五条の二十一第一項」に改め、同条を第五 条の二十一とする。 第五条の十一第二項中[第五条の十一第一項]

第五条の二十とし、第五条の九を第五条の十九 を「第五条の十六第一項」に改め、同条第二項中 の十七第一項」に改め、同項第三号中「第五条の 条の七第一項」を「第五条の十四の認定(第五条 [第五条の四]を[第五条の十四]に改め、同条を 第五条の十第一項中「第五条の四の認定(第五]を「第五条の十四」に、 「第五条の六第一項」

条を第五条の十八とする。 第五条の八中「第五条の四」を「第五条の十四」 「第五条の十」を「第五条の二十」に改め、同

第五条の五」を「第五条の十四及び第五条の十 の十四」に改め、同条第二項中「第五条の四及び の十四」に改め、同条を第五条の十六とし、第 五条の五を第五条の十五とし、第五条の四を第 第五条の六第一項中「第五条の四」を「第五条 第五条の七第一項中「第五条の四」を「第五条 」に改め、同条を第五条の十七とする。

第二章の次に次の一章を加える。

五条の十四とし、第五条の三を第五条の十三と

第 一章の二 マンション管理適正化支援

3

第五条の三 都道府県知事等は、一般社団法人 の申請により、マンション管理適正化支援法 げる基準に適合すると認められるものを、そ 定める法人であって、次条各号に掲げる業務 又は一般財団法人、特定非営利活動促進法 人(以下「支援法人」という。)として登録する る特定非営利活動法人その他国土交通省令で (マンション管理適正化支援法人の登録) ことができる。 (以下「管理支援業務」という。)に関し次に掲 (平成十年法律第七号)第二条第二項に規定す

- 行するに足りる経理的及び技術的な基礎を かつ確実に実施するために必要な措置とし するための措置その他管理支援業務を適正 有すると認められること。 なものであり、かつ、その計画を確実に遂 の管理支援業務の実施に関する計画が適正 個人に関する情報の適正な取扱いを確保 職員、業務の方法その他の事項について
- て国土交通省令で定める措置が講じられて
- 三 前二号に定めるもののほか、管理支援業 都道府県知事等は、前項の申請をした者 と認められること。 務を適正かつ確実に実施することができる
- 同項の規定による登録をしてはならない。 が、次の各号のいずれかに該当するときは、 定による登録を取り消され、その取消しの 日から二年を経過しない者であること。 第五条の八第三項の規定により前項の規
- 二 その役員のうちに、この法律に規定する り、又はその執行を受けなくなった日から 罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わ 一年を経過しない者があること。

- 簿に次に掲げる事項を記載してするものとす 第一項の規定による登録は、支援法人登録
- 登録年月日及び登録番号
- 三 支援法人が管理支援業務を行う事務所の 支援法人の名称、住所及び代表者の氏名
- 県知事等に届け出なければならない。 省令で定めるところにより、その旨を都道府 る事項を変更しようとするときは、国土交通 支援法人は、前項第二号又は第三号に掲げ

(支援法人の業務)

第五条の四 支援法人は、次に掲げる業務を行 うものとする。

- のマンションの管理の適正化の推進を図る 管理に関する知識を有する者の派遣その他 提供、相談若しくは提案又はマンションの 管理組合又はマンションの区分所有者等 ために必要な援助を行うこと。 に対し、マンションの管理に関する情報の
- 二 都道府県等がするマンション管理適正化 その他の協力を行うこと。 握、マンション管理適正化推進計画の周知 又はマンションの区分所有者等のマンショ 推進計画の作成又は変更に関し、管理組合 ンの管理に関する意向その他の事情の把
- 三 マンションの管理に関する調査及び研究
- Ŧī. る啓発活動及び広報活動を行うこと。 前各号に掲げるもののほか、マンション マンションの管理の適正化の推進に資す

の管理の適正化の推進に資する業務を行う

る援助への協力) (支援法人の都道府県知事又は市町村長によ

第五条の五 支援法人は、マンションの建替え 等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第

第一項に規定する援助に関し協力するものと 第一項、第百六十条第一項又は第二百十三条 たときは、当該要請に応じ、同法第九十七条 道府県知事又は市町村長から協力を要請され 三項又は第二百十三条第三項の規定により都 七十八号)第九十七条第三項、 第百六十条第

(秘密保持義務)

第五条の六 支援法人の役員若しくは職員又は これらの職にあった者は、正当な理由なし 務に関して知り得た秘密を漏らしてはならな に、第五条の四第一号又は第二号に掲げる業

(業務の休廃止)

第五条の七 支援法人は、管理支援業務を休止 めるところにより、その旨を都道府県知事等 し、又は廃止したときは、国土交通省令で定 に届け出なければならない。

の効力を失う。 る第五条の三第一項の規定による登録は、 旨の届出があったときは、当該支援法人に係 前項の規定により管理支援業務を廃止した そ

第五条の八 都道府県知事等は、管理支援業務 管理支援業務に関し報告をさせることができ あると認めるときは、支援法人に対し、その の適正かつ確実な実施を確保するため必要が

- な措置をとるべきことを命ずることができ きは、当該支援法人に対し、その改善に必要 務の運営に関し改善が必要であると認めると 都道府県知事等は、支援法人の管理支援業
- 3 項の規定による登録を取り消すことができ いずれかに該当するときは、第五条の三第一 都道府県知事等は、支援法人が次の各号の

令和七年五月二十三日 参議院会議録第二十一号 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

官

令和七年五月二十三日 参議院会議録第二十一号 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

- ことができないと認められるとき 管理支援業務を適正かつ確実に実施する
- 一 第五条の三第二項第二号に該当するに 至ったとき。 第五条の三第四項又は前条第一項の規定
- 兀 偽の報告をしたとき 第一項の規定による報告をせず、 又は虚

に違反したとき。

- 定による登録を受けたとき。 不正の手段により第五条の三第 前項の規定による命令に違反したとき。 一項の規
- 第五条の九 都道府県知事等は、次に掲げる場 他の方法により公表するものとする。 合には、その旨をインターネットの利用その
- 第五条の三第一項の規定による登録をし
- 一 第五条の三第四項の規定による届出が あったとき
- 第五条の七第一項の規定による届出が
- 〔国土交通省令への委任〕 項の規定による登録を取り消したとき。 前条第三項の規定により第五条の三第
- 第五条の十 第五条の三第一項の規定による登 録の手続その他支援法人に関し必要な事項 は、 国土交通省令で定める
- (情報の提供等)
- 第五条の十一 国及び関係地方公共団体は、 情報の提供又は指導若しくは助言をするもの 援法人に対し、その業務の実施に関し必要な 支
- 計画の作成等の提案 (支援法人によるマンション管理適正化推進
- 第五条の十二 支援法人は、都道府県等に対 し、管理支援業務の実施を通じて得られた知

- 見に基づき、マンション管理適正化推進計画 成して、これを提示しなければならない。 るマンション管理適正化推進計画の素案を作 できる。この場合においては、当該提案に係 の作成又は変更をすることを提案することが
- 推進計画の作成又は変更をするか否かについは、当該提案に基づきマンション管理適正化 にしなければならない。 しないこととするときは、 ション管理適正化推進計画の作成又は変更を 知するものとする。この場合において、マン て、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通 前項の規定による提案を受けた都道府県等 その理由を明らか
- 号)」を削る。 第九十二条の二中「(平成十四年法律第七十八
- 第三章まで」に改める。 第百四条の二第一項中「及び第三章」を「から
- 項」を「第五条の六、第五条の二十二第二項」に 第百七条第一項第一号中「第五条の十二第二
- 五条の十八」に改める。 第百九条第一項第一号中「第五条の八」を「第
- 次の一号を加える。 第三号とし、第一号を第二号とし、 第百十三条中第三号を第四号とし、第二号を 同号の前に
- して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし 避し、若しくは同項の規定による質問に対 規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌 ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の 第五条の二第六項の規定による報告をせ
- 第五条 マンションの管理の適正化の推進に関す る法律の一部を次のように改正する。 「第五条の十二」を「第五条の十二の二」に改 目次中「第五条の二」を「第五条の二の二」に、
- 一章に次の一条を加える

- 2 都道府県知事等は、マンションの専有部分 があると認めるときは、地方裁判所に対し、 う。)につき、その適正な管理のため特に必要 において「マンション管理不全専有部分」とい ションの専有部分(第五条の十二の二第 不適切である状態となると認められるマン 居住環境の保全を図るために放置することが おそれのある状態その他マンションにおける それのある状態又は著しく衛生上有害となる まま放置すれば、著しく保安上危険となるお が適正に管理されていないことにより、その る命令の請求をすることができる。 区分所有法第四十六条の八第一項の規定によ 一項
- 3 境の保全を図るために放置することが不適切 のある状態その他マンションにおける居住環 置すれば、著しく保安上危険となるおそれの 分をいう。以下この項において同じ。)が適正 ある状態又は著しく衛生上有害となるおそれ に管理されていないことにより、そのまま放 (区分所有法第二条第四項に規定する共用部 都道府県知事等は、マンションの共用部分

- 関する区分所有法の特例 (マンション所有者不明専有部分等の管理に
- 第五条の二の二 都道府県知事等は、居住その の請求をすることができる。 有法第四十六条の二第一項の規定による命令 と認めるときは、地方裁判所に対し、区分所 有持分。第五条の十二の二第一項において ることができないマンションの専有部分の共 分が数人の共有に属する場合にあっては、 有者を知ることができず、又はその所在を知 マンションの専有部分であって、その区分所 他の使用がなされていないことが常態である つき、その適正な管理のため特に必要がある 「マンション所有者不明専有部分」という。)に 有者を知ることができず、又はその所在を知 ることができないもの(マンションの専有部 · 共

の下に「、第百六十三条の五十二第三項」

「第百六十条第一項」の下に「、第百六十三条の

五十二第一項」を加える。

第二章の二に次の一条を加える

(都道府県知事等への要請)

第五条の十二の二 支援法人は、マンション所

化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑

第五条の五中「マンションの建替え等の円滑

の請求をすることができる。

法第四十六条の十三第一項の規定による命令 認めるときは、地方裁判所に対し、区分所有 き、その適正な管理のため特に必要があると 「マンション管理不全共用部分」という。) につ 共用部分(第五条の十二の二第一項において である状態となると認められるマンションの

化に関する法律」に改め、「第百六十条第三項

することができる。

条の二の二の規定による請求をするよう要請 認めるときは、都道府県知事等に対し、 き、その適正な管理のため特に必要があると 部分又はマンション管理不全共用部分につ 有者不明専有部分、マンション管理不全専有

第五

- するものとする。 ときは、第五条の二の二の規定による請求を があった場合において、必要があると認める 都道府県知事等は、前項の規定による要請
- 当該要請をした支援法人に通知するものとす ときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、 規定による請求をする必要がないと判断した 請があった場合において、第五条の二の二の 都道府県知事等は、第一項の規定による要
- 理組合を構成するマンションの区分所有者等を の管理者等がマンションの管理のために当該管 該管理受託契約を締結し、若しくは締結しよう とする管理組合から管理者事務(当該管理組合 第七十二条第一項中「除く。)」の下に「又は当

内容とする契約(新たに建設されたマンション う。次条において同じ。)の委託を受けることを う。)で定めた行為をすることに関する事務をい 代理してマンション(専有部分を除く。)を保存 受託契約」を加え、同条第二項中「管理受託契 く。)」を、「、管理受託契約」の下に「又は管理者 結しようとするとき(次項に規定するときを除 のを除く。以下「管理者受託契約」という。)を締 通省令で定める期間中に契約期間が満了するも が変動することが見込まれる期間として国土交 の分譲に通常要すると見込まれる期間その他の 六条において準用する場合を含む。) の規約をい による集会をいう。)の決議を実行し、及び規約 六十六条において準用する場合を含む。) の規定 管理組合を構成するマンションの区分所有者等 (区分所有法第三十条第一項(区分所有法第六十]の下に「又は管理者受託契約」を加える。 集会(区分所有法第三十四条(区分所有法第

務」を加える。 第七十三条第一項中「とする」の下に「契約又第七十三条第一項中「とする」の下に「又は管理者事を内容とする」を加え、同項第一号から第四号を内容とする」を加え、同項第一号から第四号を内容とする」の下に「契約又第七十三条第一項中「とする」の下に「契約又第七十三条第一項中「とする」の下に「契約又

の区分所有者等への事前説明) (利益相反のおそれがある場合のマンション

省令で定める者との間における取引を行うと業者と密接な関係を有する者として国土交通係その他の関係において当該マンション管理係その他の関係において当該マンション管理のので限る。)は、自己又は人的関係、資本関ものに限る。)は、自己又は人的関係、資本関もである。

として国土交通省令で定める場合は、この限として国土交通省令で定めるところにより説明会を開催し、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等に対し、当該取引につき重要の区分所有者等に対し、当該取引につき重要の区分所有者等に対し、当該取引が速やかに明しなければならない。ただし、災害その他のでない。

十七条の二」を加える。

第九十二条の二中「マンションの建替え等の 第九十二条の二中「マンションの建替え等の 門滑化に関する法律」をで、「第百六十三条第一項」の下に「、第百六十三条第一項」の下に「、第百六十三条第一項」の下に「、第百六十三条第一項」を加える。

る法律の一部を次のように改正する。 第六条 マンションの管理の適正化の推進に関す

田次中「第五条の二の二」を「第五条の三十六」を「第五条の十四」に、「第五条の十三―第五条の二十二」を「第五条の十四」に、「第五条の二十六」を「第五条の三一第五条の二の二」を「第五条の三に、

第五条の十六」に、「第五条の十六第一項」を「第五条の十六」に、「第五条の十六第一項」に改め、同項第一号中「第五条の十八第一項」に改め、同項第一号中でででである。
「第五条の十六」に、「第五条の十六第一項」を
「第五条の十六」を「資金計画」に、「状況」を「状況」を「状況」を「状況」を「状況」を「状況」を「状況」を「非正条の十二第一項中「第五条の十四」を

を第五条の二十五とする。 一項」を「第五条の二十五第一項」に改め、同条第五条の二十一第二項中「第五条の二十一第

> 号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。 第五条の十六」に改め、「(第五条の十七第一 項の変更の認定を含む。以下同じ。)」を削り、 同項第一号及び第二号中「認定管理者等」を「認定計画実施者」に改め、同項第三号中「認定管理 を「第五条の十六」に、「第五条の十六第一項」を 「第五条の十六」に、「第五条の十六第一項」を 「第五条の十六」に、「第五条の十六第一項」を 「第五条の十六」に、「第五条の十六第一項」を

三 認定管理計画(第五条の十五第二項の規定による認定の申請に係るものに限る。以下この号において同じ。)に係るマンションの管理組合の管理者等が選任されるまでにの管理組合の管理者等が選任されるまでにの管理組合の管理と認められる期間として国土交通省令で定める期間内に認定管理計画に係るマンションの管理組合の管理者等が選任されないとき。

実施者」に改め、同条に次の一項を加える。第五条の十六」に、「認定管理者等」を「認定計画施者」に改め、同条を第五条の二十四とする。施者」に改め、同条を第五条の二十四とする。第五条の二十第二項中「第五条の十四」を「第

2 計画作成都道府県知事等は、第五条の十六の認定を受けた分譲事業者が、管理計画認定マンションに係る管理組合の管理者等が選任されたにもかかわらず、第五条の二十第一項の規定による第五条の十九第一項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該分定を申請していないと認めるときは、当該分定を申請していないと認めるときは、当該分定を申請していないと認めるときは、当該分定を申請していないと認めるときは、第五条の十六な措置を命ずることができる。

下「管理計画認定マンション」という。」を「第五条の十八中「認定管理計画」という。)に係るマンション(以認定があったときは、その変更後のもの。以下第五条の十八中「認定管理者等(第五条の十四第五条の十九を第五条の二十三とする。

条の二十二とする。 「認定計画実施者」という」に改め、同条を第五じ」を「次条第一項及び第五条の二十四においてじ」を「次条第一項及び第五条の二十において同ション」に、「次条及び第五条の二十において同

第五条の十七第一項中「認定管理者等は、第五条の十四の」を「第五条の十六の認定」に改め、同条第二項中「第五条の十四及び第五条の十五」を「第五条の十六及び第五条の十七」に、「認定」を「変更の認定」に改め、同条を第五条の十九とし、同条の次に次の二条を加える。

請等) ける認定を受けた管理計画の変更の認定の申ける認定を受けた管理計画の変更の認定の申

第五条の二十 ければならない。 うことについて、 を申請しなければならない。この場合におい 事項を記載し、国土交通省令で定めるところ 号に掲げる事項その他国土交通省令で定める 当該認定管理計画に第五条の十五第三項第三 以下「認定管理計画」という。)に係るマンショ の認定を含む。以下同じ。)を受けた管理計画 譲事業者は、同条の認定(前条第一項の変更 により、速やかに、前条第一項の変更の認定 の管理組合の管理者等が選任されたときは、 に基づく管理計画認定マンションの管理を行 て当該変更の認定の申請に係る認定管理計画 て、当該分譲事業者は、当該管理者等におい ン(以下「管理計画認定マンション」という。) (変更があったときは、その変更後のもの。 第五条の十六の認定を受けた分 当該管理者等の同意を得な

認定を受けた者とみなす。
2 前項の規定による前条第一項の変更の認定
2 前項の規定による前条第一項の変更の認定

官

3 第一項の規定による前条第一項の変更の3とする。第一項の規定による前条第一項の規定による」とあるのは「第五条の十六の規定の適用にく。)」と、同条第三号中「前条第一項の規定による」とあるのは「第五条の十十第一項の規定による」とあるのは「第五条の十十の規定の適用による」とあるのは「第五条の十十第一項の変更の認定による第五条の十九第一項の変更の認った。

(管理計画認定マンションの表示等)

第五条の二十一 管理計画認定マンションに係るマンションの区分所有者等又は第五条の十六の認定を受けた者は、管理計画認定マンション、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるものにより、当該管理計画認定マンションが同条の認定を受けている旨の表示をションが同条の認定を受けている旨の表示を付することができる。

を できったの人であっている。 では、 でいまでは、 では、 でいまでは、 でいまでは、 でいまではならない。 しい表示を付してはならない。 といまでは、 でいまでは、 でいまでは、 でいまでは、 でいまではならない。

る。 第五条の十六」に改め、同条を第五条の十八とす 五条の十六]に改め、同条を第五条の十四」を「第

にあっては、管理組合」に改め、同条中第四号第一項の規定による認定の申請に係る管理計画ニ項」を加え、同条第三号中「管理組合」を「前条第五条の十四中「前条第一項」の下に「又は第う。)」を削り、同条を第五条の十七とする。

る管理計画にあっては、分譲事業者による四 前条第二項の規定による認定の申請に係

を第五号とし、

第三号の次に次の一号を加え

が確実であること。の引継ぎが適切かつ円滑に行われる見込み管理組合の管理者等へのマンションの管理

令和七年五月二十三日

参議院会議録第二十一号

第五条の十四を第五条の十六とする。

し、第三号の次に次の一号を加える。は、当該」に改め、同項中第四号を第五号と組合の管理者等が作成する管理計画にあって組合の管理者等が作成する管理計画にあって

継ぎに関する事項へのマンションの管理の適切かつ円滑な引い、当該マンションの管理組合の管理者等は、当該マンションの管理組合の管理者等が譲事業者が作成する管理計画にあって

の次に次の一項を加える。第五条の十三中第二項を第三項とし、第一項

理物を分譲してマンションとし、当該マンションの管理組合において当該マンションの管理を行おうとする場合における当該分譲を管理を行おうとする者(以下「分譲事業者」という。) は、国土交通省令で定めるところにより、管理・国土交通省令で定めるところにより、管理を行成し、計画作成都道府県知事等の。

第五条の十二の二中「第五条の二の二」を「第第五条の十三を第五条の十五とする。

のの第一項」に改め、同条を第五条の十一とす 第五条の十中「第五条の三第一項」を「第五条 の十四とし、第五条の十二をする。 の十四とし、第五条の十二を第五条の十三と の十四とし、第五条の十二を第五条の十三と

第五条の一とする。第五条の一とする。

第五条の八第三項中「、第五条の三第一項」を

つて に改め、同条を第五条の九とする。 「第五条の四第一項」を「第五条の三第一項」を「第五条の四第一項」を「第五条の三第二号」を「第五条の三第二項」を「第五条の三第二項」を「第五条の三第二項第二号」を「第五条の四第二項」に改め、同項第二号中

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

uする。 第五条の四第一項」に改め、同条を第五条の八第五条の七第二項中「第五条の三第一項」を

第五条の六中「第五条の四第一号」を「第五条の五を第五条の六とし、第五条の山を第五条の六とし、第五条の山とし、第五条の山とする。

条の四とする。 第五条の九第三項」に改め、同条を第五第五条の三第二項第一号中「第五条の八第三

を第五条の三とする。 第五条の二の二十二第一項」に改め、第二章中同条第五条の二の二十二第二項」に改め、第二章中同集

に」に改める。
「認定管理者等に」を「管理者等の管理者等」に、「認定管理者等に」を「管理者等の管理者等」に、「認定管理者等に」を「管理組合等」を「、第五条の十六の認定を受けた管理組合に」に改める。

十六第二項」に改める。 条の二十二第二項」を「第五条の七、第五条の二条の二十二第二項」を「第五条の七、第五条の六、第五

の一号を加える。
の一号を加える。
第百九条第一項中第二号とし、同号の前に次項第一号中「第五条の十八」を「第五条の二十二」第二号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同第二号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同

て、表示を付したとき。第五条の二十一第二項の規定に違反し

号」に改める。第百九条第二項中「前項第八号」を「前項第九

「第三号、第四号及び第九号」に改める。 第百十一条中「第二号、第三号及び第八号」を

でする。 (独立行政法人住宅金融支援機構法(平成第七条 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成第七条 独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)

八 マンションの更新(マンションの再生等第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号をめ、同号を同項第十二号とし、同項中第十号をし、同項第十一号中「第八号」を「第九号」に改し、同項第十一号中「第八号」を「第九号」に改

号の次に次の一号を加える。六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五

号」を「第十三条第二項第九号」に改める。第十七条第二号中「同項第七号」を「同項第八第十七条第二号中「同項第七号」を「同項第八第十四条中「第十号」を「第十一号」に改める。

条第二項第九号」に改める。び第六項中「第十三条第二項第八号」を「第十三条第二項第八号」を「第十三月」に、「第八号」を「第十三号」に、「第八号」を「第十三号」を「第十九条第一項中「第十二号」を「第十三号」

しくは第六号」を「から第七号まで」に改める。第二十二条中「第十号」を「第十一号」に、「若

十三条第二項第九号」に改める。 附則第七条第六項中「第八号」を「第九号」に、 第二十八条中「第十三条第二項第八号」を 第

[第六号]を「「第七号まで」に改める。

施行期日)

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。

- 附則第十八条の規定 公布の日
- の規定 公布の日から起算して六月を超えな の規定並びに附則第四条の規定、附則第九条 九十七条第一項」の下に「及び第三項」を加え 加える改正規定、同法第百七十条第四項の改 を加える改正規定、同法第百六十条に一項を 条第四項の改正規定、同法第九十七条に一項 知事等」に改める部分に限る。)、同法第十一 以下「都道府県知事等」という。)」を「都道府県 知事(市の区域内にあっては、当該市の長。 条」を「第四条の二」に改める部分に限る。)、 滑化に関する法律の目次の改正規定(「第四 い範囲内において政令で定める日 則第十条、第十一条、第十五条及び第十六条 の項の改正規定中「第九十七条第一項」の下に 化に関する法律(平成十四年法律第七十八号) 七号) 別表第二マンションの建替え等の円滑 の規定(地方自治法(昭和二十二年法律第六十 る部分に限る。)及び同法第二百三十一条の次 正規定、同法第二百二十二条の改正規定(「第 正規定、同法第二百十三条に一項を加える改 改正規定、同法第一章に一条を加える改正規 同法第四条第二項第九号の次に一号を加える に一条を加える改正規定に限る。) 及び第四条 「及び第三項」を加える部分に限る。) 並びに附 第三条の規定(マンションの建替え等の円 同法第九条第一項の改正規定(「都道府県 3
- を超えない範囲内において政令で定める日 第六条の規定 公布の日から起算して二年

(建物の区分所有等に関する法律の一部改正に

- 第二条 第一条の規定による改正後の建物の区分 所有等に関する法律(以下この条及び附則第五 効力を妨げない。 て「旧区分所有法」という。)の規定により生じた の区分所有等に関する法律(以下この条におい る。ただし、第一条の規定による改正前の建物 き、この法律の施行前に生じた事項にも適用す 定は、この附則に特別の定めがある場合を除 条第七項において「新区分所有法」という。)の規
- 2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。) 始された集会については、
- 所有法の規定による規約で定められた事項で新 条の政令が施行された場合におけるその政令で 区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二 施行日以後に第二条の規定による改正後の被災 所有法第三章の規定は、適用しない。ただし、 効力を失う。 区分所有法に抵触するものは、施行日からその 施行日前に滅失した建物については、新区分

法の一部改正に伴う経過措置) (被災区分所有建物の再建等に関する特別措置

の限りでない。

第三条 この附則に特別の定めがある場合を除き、この 物の再建等に関する特別措置法(次項において 法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただ 有建物の再建等に関する特別措置法の規定は、 |旧被災区分所有法||という。)の規定により生じ

前に旧区分所有法の規定により招集の手続が開 この法律の施行の際現に効力を有する旧区分 なお従前の例によ

定める災害により滅失した建物については、こ

同条の規定による改正前の被災区分所有建 第二条の規定による改正後の被災区分所 2

施行日前に旧被災区分所有法の規定により招

集の手続が開始された集会については、

の一部改正に伴う経過措置) (マンションの建替え等の円滑化に関する法律

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の いて「第二号改正後円滑化法」という。)第十一条 ンの建替え等の円滑化に関する法律(次項にお げる改正規定に限る。) による改正後のマンショ 前日までの間における第三条の規定(同号に掲 日(以下「第二号施行日」という。)から施行日の いては、これらの規定中「マンションの再生等 第四項及び第百七十条第四項の規定の適用につ

なお従

の三第一項」とする。 項中「第五条の四第一項」とあるのは、

2 第九十七条第三項の規定の適用については、同 の前日までの間における第二号改正後円滑化法 規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。) の円滑化に関する法律」とあるのは、 ンの建替え等の円滑化に関する法律」とする。 第二号施行日から附則第一条第三号に掲げる 「マンショ 「第五条

第五条 次の表の上欄に掲げる者の名称について 定は、なお効力を有する。 掲げる規定は適用せず、同表の下欄に掲げる規 は、この法律の施行後六月間は、 同表の中欄に

旧円滑化法第百十九条第一項	新円滑化法第百十二条第一項	定するマンション敷地売却組合けた旧円滑化法第百十六条に規係の規定による認可を受無が出いた。
		ンション建替組合化法第五条第一項に規定するマ
		規定による認可を受けた旧円滑化法」という。) 第九条第一項の
	う。) 第八条第一項	律(以下この条において「旧円滑の建替え等の円滑化に関する法
	において「新円滑化法」とい	じ。)による改正前のマンション
	化に関する法律(以下この条マンションの建替え等の円滑	を除く。以下この項において同第一条第二号に掲げる改正規定
旧円滑化法第八条第一項	第三条の規定による改正後の	施行日前に第三条の規定(附則

場合において、当該認可を受けた日以後は、前 款(新円滑化法第七条第一号又は第百十一条第 等をいう。)の認可を受けることができる。この 化法第四条の二第二項に規定する都道府県知事 変更の認可を申請し、都道府県知事等(新円滑 る期間内においても、 号に掲げる組合の名称に係る部分に限る。)の 項又は第百三十四条第一項の規定により、定 前項の表の上欄に掲げる者は、同項に規定す 新円滑化法第三十四条第 3

項の規定は、適用しない。

条第二項又は第百六十三条の五第二項の規定 施行の際、認可をするかどうかの処分がされて は、この法律の施行後六月間は、 ついては、新円滑化法第八条第二項、第百十二 ンション除却組合という文字を用いている者に ション再生組合、マンション等売却組合又はマ この法律の施行の際現にその名称中にマン 次に掲げる認可の申請であって、 適用しない。 この法律の

- 奄亍∃前こさ1と日9骨比去暮九条幕一頁ついては、なお従前の例による。いないものについての認可又は不認可の処分に

令和七年五月二十三日

参議院会議録第二十一号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

- 請 又は第三十四条第一項の規定による認可の申 アは第三十四条第一項の規定による認可の申 施行日前にされた旧円滑化法第九条第一項
- 一項の規定による認可の申請 施行日前にされた旧円滑化法第百二十条第
- に定める組合とみなす。 次の各号に掲げる組合については、当該各号第一項の規定による認可の申請
- 施行目前に旧円滑化法第九条第一項の規定による認可(施行日以後に前項の規定によりとお 新円滑化法第五条第一項の 規定による認可を受けた新円滑化法第五条第一項の規定による認可を受けた新円滑化法第五条第一項の規定による認可を受けた新円滑化法第九条第一項の規定 2
- 二 施行目前に旧円滑化法第百二十条第一項の規定によりされた認定は、新円滑化法第百十三条を受けた旧円滑化法第百十六条に規定するマンション敷地売却組合新円滑化法第百十三条第一項の規定による認可を受けた新円滑化法第百十三条第一項の規定による認可を受けた新円滑化法第百十三条第一項の規定による認可を受けた新円滑化法第百十三条第一項の規定によりされた認定は、新円滑化法第百二十条第一項の規定によりされた認定とみなる。
- 7 施行日前に旧円滑化法第百八条第一項の規定 はりされた同項に規定する建物敷地売の規定によりされた同項に規定する建物敷地売の規定によりされた同項に規定するマンション敷地売の規定によりされた同項に規定するマンション敷地売
- の買受け及び除却並びに同項に規定する代替建関する当該買受計画の変更の認定、マンションによる認定を受けた同項に規定する買受計画にと、施行日前に旧円滑化法第百九条第一項の規定

律の一部改正に伴う経過措置) (マンションの管理の適正化の推進に関する法公表については、なお従前の例による。 築物の提供等の実施、報告の徴収、勧告並びに 2

第六条 第五条の規定による改正後のマンションの管理の適正化の推進に関する法律(以下このの管理の適正化の推進に関する法律(以下このに規定する管理者事務をいう。)の委託を受けるに規定する管理者事務をいう。)の委託を受けることを内容とする契約で施行日から起算して一月を経過する日前に締結されるものについては、適用しない。

新適正化法第七十七条の規定は、管理組合から管理事務(マンションの管理の適正化の推進ら管理事務(マンションの管理の適正化の推進されたものに基づき行う管理事務について適用されたものに基づき行う管理事務について適用し、当該契約で施行目前に締結されたものに基づき行う管理事務については、なお従前の例にがき行う管理事務については、なお従前の例にある。

引については、適用しない。から起算して一月を経過する日前に行われる取がら起算して一月を経過する日前に行われる取る。新適正化法第七十七条の二の規定は、施行日

(罰則に関する経過措置)

6

第七条 施行日前にした行為に対する罰則の適用

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の建物の区分所有等に関する法律第二十六条第二項の別段の意思表示等に係る規約の設定又は変更の状況並びに同項に規定する保険金等の請求及び受領の状況等を勘案し、に同項に規定する保険金等の請求及び受領の状況等を勘案し、に同項に規定の適用を受けるマンション等の共用部分の補修あった者からの相談に的確に応じることができる体制の整備その他同法の規定の適用を受けるマンション等の共用部分の補修等に係る紛争の予防及び解決のための方策について検討を加等に係る紛争の予防及び解決のための方策について検討を加考、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のマンションの管理え等の円滑化に関する法律、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及び独立行政法人住宅金融支援機構法の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

る。 第九条 地方自治法の一部を次のように改正す

(地方税法の一部改正)

大号)の一部を次のように改正する。 六号)の一部を次のように改正する。 第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二:

のは、」に、

超える割合に限る。)を規約で定めた場合にあつ

ては、その割合)以上の多数による決議]とある

「同項ただし書」を「同条第五項」に改

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)を「第五条の二十第一項」に改める。 附則第十五条の九の三第一項中「第五条の八

(平成七年法律第百二十三号)の一部を次のよう (平成七年法律第百二十三号)の一部を次のよう 第十二条 建築物の耐震改修の促進に関する法律

数による集会の決議]とあるのは]を「集会にお「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多第二十五条第三項中「同項の」を「同条の」に、

権の各四分の三(これを下回る割合(二分の一を 出席し、出席した区分所有者及びその議決権の 半数(これを上回る割合を規約で定めた場合に のが出席し、出席した区分所有者及びその議決 た場合にあつては、その割合以上)を有するも 決権の過半数(これを上回る割合を規約で定め 合にあつては、その割合以上)の者であつて議 の過半数(これを上回る割合を規約で定めた場 は、その割合)以上の多数による決議」とあり、 る割合に限る。)を規約で定めた場合にあつて 各四分の三(これを下回る割合(二分の一を超え 合にあつては、その割合以上)を有するものが の過半数(これを上回る割合を規約で定めた場 あつては、その割合以上)の者であつて議決権 く。以下この項及び第三項において同じ。)の過 いて、区分所有者(議決権を有しないものを除 及び同条第三項中「集会において、区分所有者

関する法律の一部改正)

一部を次のように改正する。 促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の第十三条 密集市街地における防災街区の整備の

第十四条 独立行政法人都市再生機構法(平成十(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

友り	こやり	神谷		に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第 梶原 -	加田	大家	尾辻	ひ建物の区分所有等に関する法律 を加え 小川	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	上野	「兄・こう」 (不成三十年法律第四十九号)の 今井絵理子君	磯﨑	行「行に用いていり」」)の日本には「一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	「用の円滑化等に関する料」 石井	月)月子之子、『見一』。 井上	。	頁一にあるのは、の通用について、	青山	主宅の等文の足能に関する去聿第六条第一 阿達門における前回の共気による正面です。	間こおする前条の規定こよる改圧後の間における前条の規定こよる次圧後の前	第二号施庁日から第三号施庁日の前日 に ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	格証	及の促進に関する法律の一│日程第三	十第一項 に改める。 というでは、一を求めるの件(衆議院送付)	頃中「第五条の八 を「第五条の二	日程第二		長期優良住宅の普及の促進に関する法 る協定の締結に	部改正) の生物の多様性の保全及び持続可能	法律の一 いずれの国	日程第一	生等の円滑化に関する法律」に、「第百五条の 投票者氏名	円滑化に関する法律」を「マンション	第十一条第二項第四号中「マンションの建替	経	五年法律第百号)の一部を次のように改正す 律の施行に関し必要な経過措置	-
良祐君 佐藤 啓君	一郎君	史君	政幸君 北村 経夫君	大介君 片山さつき君	裕之君 加藤 明良君	敏志君 岡田 直樹君	秀久君 越智 俊之君	克巳君 小野田紀美君		臼井		仁彦君 猪口 邦子君	正弘君 石田 昌宏君	準一君 石井 浩郎君	義行君 生稲 晃子君	健太郎君 有村 治子君	健君 浅尾慶一郎君	繁晴君 赤池 誠章君	雅志君 青木 一彦君	二三四名	ついて承認を求めるの件(衆議院送付)	明並びに当直の基準に関する国際条約の締結	千九百九十五年の漁船員の訓練及び資	6.送付)	に関する条約(第百五十五号)の締結について承認	職業上の安全及び健康並びに作業環境		ついて承認を求めるの件(衆議院	全及び持続可能な利用に関す	の管轄にも属さない区域における海洋	海洋法に関する国際連合条約に基づく				は、政令で定める。	要な経過措置(罰則に関する	
石橋 通宏	石垣のりこ	渡辺 猛之	和田 政宗	吉井	山本佐知	山谷えり	山田 俊	山下 雄平君	森屋	宮本	宮崎	三原じゅ	松山	松下	牧野た	本田	星 北斗君	船橋	藤川	比嘉奈津美君	馬場 成志君	長谷川 岳君		昌	永井	中田	豊田俊	堂故	, 柘植 芳文君	: 滝波 宏文君	高橋はる	田中 昌史君	進藤金日子君	自見はなこ君	昭子	》 酒井 庸行君	
君が「打越さく良君」																																					
山コ 印之書 松野 明美君	きよ	巧	渞	嘉田由紀子君	盐	浅田 均君	謙	山本 博司君	安江 伸夫君	宮崎 勝君	平木 大作君	新妻 秀規君	竹谷とし子君	高橋 光男君	杉 久武君	塩田 博昭君	佐々木さやか君	河野 義博君	伊藤 孝江君	吉川 沙織君	森屋隆君	村田 享子君	水岡 俊一君	牧山ひろえ君	福島みずほ君	羽田 次郎君	徳永 エリ君	田名部匡代君	杉尾 秀哉君	塩村あやか君	古賀 之士君	小西 洋之君	真	川田 龍平君		大椿ゆうこ君	
押篆 孝恵昌柳ヶ瀬裕文君	藤巻 健史君	かお	誠一			石井 章君	青島 健太君		那	矢倉 克夫君								窪田 哲也君	石川 博崇君				水野 素子君						田島麻衣子君	柴 愼一君	斎藤 嘉隆君	古賀 千景君	谷 裕人	戸口英	志	政	

令和七年五月二十
=
日
参議院会議録第二-
+
号
投票者氏名

_	令利	17	年	9 F	1 4	H	7	木門	崔日		発	丁				官	1		Ę	報	(-	号タ	国人	会	会記	義欽	录)									
江島 潔君	野通子	井絵					朝日健太郎君	赤松 健君	青山 繁晴君		賛成者氏名	正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	日程第四 森林経営管理法及び森林法の		反対者氏名		平山佐知子君	ながえ孝子君	鈴木 宗男君	大野 泰正君	浜田 聡君	髙良 鉄美君	山本 太郎君	天畠 大輔君	大島九州男君	山下 芳生君	大門実紀史君	倉林 明子君	紙 智子君	振	舟山 康江君	浜口 誠君	堂込麻紀子君		合孝	礒﨑 哲史君
作	臼井 正一君	剛人	猪口 邦子君	石田 昌宏君	石井 浩郎君	生稲 晃子君	有村 治子君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	二二〇名	, 送付) 	森林法の一部を改		○名		宮口 治子君	長浜 博行君	寺田静君	神谷 宗幣君	梅村みずほ君	齊藤健一郎君	伊波 洋一君	舩後 靖彦君	英	山添 拓君	仁比 聡平君	小池 晃君	吉良よし子君	岩渕 友君	井上 哲士君	浜野 喜史君	芳賀 道也君	竹詰 仁君	也	上田 清司君
宮本 馬司君	: 临 雅夫	ゆん	松山 政司君	松下 新平君	牧野たかお君	田	星 北斗君	船橋 利実君	藤川 政人君	比嘉奈津美君	馬場 成志君	Ш		西田 昌司君		中田宏君	豊田 俊郎君	堂故 茂君	柘植 芳文君	滝波 宏文君	高橋はるみ君	田中 昌史君	進藤金日子君	は			佐藤 信秋君	上月 良祐君	古賀友一郎君	こやり隆史君	政	梶原 大介君	加田 裕之君	敏志	秀人	小川 克巳君
森まさこ君	宮沢洋一君	宅伸	三浦 靖君	松村 祥史君	松川 るい君	舞立 昇治君	堀井 巌君	古川 俊治君	藤木 眞也君	藤井 一博君	橋本 聖子君	長谷川英晴君	羽生田 俊君	野上浩太郎君	長峯 誠君	中西 祐介君	中曽根弘文君	友納 理緒君	鶴保 庸介君	武見 敬三君	滝沢 求君	高橋 克法君	末松 信介君		清水 真人君	櫻井 充君	佐藤 正久君	佐藤 啓君	古庄 玄知君		北村 経夫君	さ	加藤明良君	岡田 直樹君	越智 俊之君	小野田紀美君
新妻 秀規君	とし子	高橋 光男君	久武	塩田 博昭君	佐々木さやか君	河野 義博君	石川 博崇君	秋野 公造君	高徳	森本 真治君	水野 素子君		哲郎	広田 一君	野田 国義君	辻元 清美君	田名部匡代君	杉尾 秀哉君	塩村あやか君	古賀 之士君	小西 洋之君	直	川田 龍平君	鬼木 誠君	WD			石垣のりこ君	猛之	和田 政宗君	吉井 章君	山本佐知子君	山谷えり子君	山田 俊男君	山下 雄平君	森屋 宏君
西田 実仁君	正明	内真	髙橋 次郎君	下野 六太君	里見 隆治君	窪田 哲也君	上田 勇君				村田 享子君	水岡 俊一君	牧山ひろえ君	2	羽田 次郎君		高木 真理君	麻衣子	柴 愼一君	斎藤 嘉隆君		熊谷 裕人君	木戸口英司君	勝部 賢志君	政	小沼 巧君	打越さく良君	石川 大我君	青木 愛君	若林 洋平君	吉川ゆうみ君	順	山本 啓介君	山田 宏君	山田 太郎君	īĒ.
		舩後 靖彦君	木村 英子君	山添 拓君	聡	小池 晃君	吉良よし子君	岩渕 友君	井上 哲士君	反対者氏名		111	え	鈴木 宗男君	大野 泰正君	齊藤健一郎君	伊波 洋一君	浜野 喜史君	芳賀 道也君	竹詰 仁君	賀	上田 清司君		柳ヶ瀬裕文君	松沢 成文君	中条きよし君	柴田 巧君		Ħ	苗子			山本 博司君		宮崎 勝君	平木 大作君
			天畠 大輔君	大島九州男君	山下 芳生君	大門実紀史君	倉林 明子君	紙 智子君	伊藤 岳君	一七名		宮口 治子君	長浜 博行君	寺田 静君	神谷 宗幣君	梅村みずほ君	髙良 鉄美君	舟山 康江君	浜口 誠君	堂込麻紀子君	田村 まみ君	川合 孝典君	礒崎 哲史君			藤巻 健史君	7))	串田 誠一君		猪瀬 直樹君		健太	横山 信一君	山口那津男君	克	三浦 信祐君

	11 小	□ 7	+	<i>J</i>)	1 4	Н		/\\ P1	崔上	1	発	J				<u> </u>	i		Ť	報	(7	号ダ	卜压	一云	云口	我业	K)									
西田 昌司君		田	豊田 俊郎君	堂故 茂君	柘植 芳文君	滝波 宏文君	高橋はるみ君	田中 昌史君	進藤金日子君	自見はなこ君	山東 昭子君	酒井 庸行君	佐藤 信秋君	上月 良祐君	古賀友一郎君	こやり隆史君	神谷 政幸君	梶原 大介君	加田 裕之君	大家 敏志君	尾辻 秀久君	小川 克巳君		上野 通子君	今井絵理子君	磯﨑 仁彦君	石井 正弘君	石井 準一君	井上 義行君	朝日健太郎君	赤松 健君	山 繁晴	阿達 雅志君	賛成者氏名	律案(内閣提出、衆議院送付)	日程第五 民事裁判情報の活用の促進に関する法
野上浩太郎君	長峯 誠君	中西 祐介君	中曽根弘文君	友納 理緒君	鶴保 庸介君	武見 敬三君	滝沢 求君	高橋 克法君	末松 信介君	白坂 亜紀君	清水 真人君	櫻井 充君	佐藤 正久君	佐藤 啓君	古庄 玄知君	小林 一大君	北村 経夫君	片山さつき君	加藤 明良君	岡田 直樹君	越智 俊之君	小野田紀美君		臼井 正一君	岩本 剛人君	猪口 邦子君	石田 昌宏君	石井 浩郎君	生稲 晃子君	有村 治子君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	二三六名		促進に関する法
広田 一君	野田 国義君	一元	田名部匡代君	杉尾 秀哉君	塩村あやか君	古賀 之士君	小西 洋之君	岸 真紀子君	川田 龍平君	鬼木 誠君	大椿ゆうこ君	小沢 雅仁君	石橋 通宏君	石垣のりこ君	渡辺 猛之君	和田 政宗君	吉井 章君	山本佐知子君	山谷えり子君	山田 俊男君	山下 雄平君	森屋 宏君	宮本 周司君	宮崎 雅夫君	三原じゅん子君	松山 政司君	松下 新平君	牧野たかお君	本田 顕子君	星 北斗君	船橋 利実君	藤川 政人君	比嘉奈津美君	馬場 成志君	長谷川 岳君	野村 哲郎君
福島みずほ君	次郎	永	高木 真理君	田島麻衣子君	柴 愼一君	斎藤 嘉隆君	古賀 千景君	熊谷 裕人君	木戸口英司君	勝部 賢志君	奥村 政佳君	小沼 巧君	打越さく良君	石川 大我君	青木 愛君	若林 洋平君	吉川ゆうみ君	山本 順三君	山本 啓介君	山田 宏君	山田 太郎君	山崎 正昭君	森まさこ君	宮沢 洋一君	三宅 伸吾君	三浦 靖君	松村 祥史君	松川 るい君	舞立 昇治君	堀井 巌君	古川 俊治君	藤木 眞也君	藤井 一博君	橋本 聖子君	長谷川英晴君	羽生田 俊君
小池 晃君	よし子	友	井上 哲士君	浜野 喜史君	芳賀 道也君	竹詰 仁君	榛葉賀津也君	上田 清司君	伊藤 孝恵君	柳ヶ瀬裕文君	松沢 成文君	中条きよし君	柴田 巧君	金子 道仁君	嘉田由紀子君	石井 苗子君	浅田 均君	若松 謙維君	山本 博司君		宮崎勝君	平木 大作君	秀規	کے	高橋 光男君	杉 久武君	塩田 博昭君	佐々木さやか君	河野 義博君	石川 博崇君	秋野 公造君	高徳	森本 真治君	水野 素子君	三上 えり君	福山 哲郎君
大門実紀史君	倉林 明子君	: 智	伊藤 岳君	舟山 康江君	浜口 誠君	堂込麻紀子君	田村 まみ君	川合 孝典君	礒﨑 哲史君	山口 和之君	松野 明美君	藤巻 健史君	高木かおり君	串田 誠一君	片山 大介君	猪瀬 直樹君	石井 章君	青島 健太君	横山 信一君	山口那津男君	矢倉 克夫君	三浦 信祐君	西田 実仁君	谷合 正明君	竹内 真二君	髙橋 次郎君	下野 六太君	里見 隆治君	窪田 哲也君	上田 勇君	伊藤 孝江君	吉川 沙織君	森屋 隆君	村田 享子君	水岡 俊一君	牧山ひろえ君
こやり隆史君	神谷 政幸君	原	加田 裕之君	大家 敏志君	尾辻 秀久君	小川 克巳君	江島 潔君	上野 通子君	今井絵理子君	磯﨑 仁彦君	石井 正弘君	石井 準一君	井上 義行君	朝日健太郎君	赤松 健君	青山 繁晴君	阿達 雅志君	賛成者氏名	院送付)	法律等の一部を改正する法律案(内閣提出	円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する	日程第六 老朽化マンション等。		神谷 宗幣君	反対者氏名		平山佐知子君	ながえ孝子君	鈴木 宗男君	梅村みずほ君	健	伊波 洋一君		木村 英子君	拓	仁比 聡平君
小林 一大君	経夫	片山さつき君	加藤 明良君	岡田 直樹君	越智 俊之君	小野田紀美君	晟	臼井 正一君	岩本 剛人君	猪口 邦子君	石田 昌宏君	石井 浩郎君	生稲 晃子君	有村 治子君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君		二一九名		(内閣提出、衆議	分所有等に関する	の管理及び再生の			一名		宮口 治子君	博	寺田 静君	大野 泰正君	浜田 聡君		山本 太郎君	天畠 大輔君	大島九州男君	山下 芳生君

7741	干	9 F.	1 4			1 \P	隹口	1	光 ′	l J				E	i		Ť	収	(7	ラグ	ト圧	云	云	我业	K)									
和田 政宗君 山本佐知子君	ラ	山田 俊男君	山下 雄平君	森屋 宏君	宮本 周司君	宮崎 雅夫君	三原じゅん子君	松山 政司君	松下 新平君	牧野たかお君	本田 顕子君	星 北斗君	船橋 利実君	藤川 政人君	比嘉奈津美君	馬場 成志君	長谷川 岳君	野村 哲郎君	西田 昌司君	永井 学君	中田 宏君	豊田 俊郎君	堂故 茂君	柘植 芳文君	滝波 宏文君	高橋はるみ君	中	進藤金日子君	自見はなこ君	山東 昭子君	酒井 庸行君	佐藤 信秋君	月良	古賀友一郎君
若林祥平君	介	山田宏君	山田 太郎君	山崎 正昭君	森まさこ君	宮沢 洋一君	三宅 伸吾君	三浦 靖君	松村 祥史君	松川 るい君	舞立 昇治君	堀井 巌君	古川 俊治君	藤木 眞也君	藤井 一博君	橋本 聖子君	長谷川英晴君	羽生田 俊君	野上浩太郎君		中西 祐介君	中曽根弘文君	理	鶴保 庸介君	敬	滝沢 求君		末松 信介君	白坂 亜紀君	清水 真人君	櫻井 充君	佐藤 正久君	佐藤 啓君	古庄 玄知君
石井 苗子君 苗子君		安江 伸夫君	宮崎勝君	平木 大作君	新妻 秀規君	竹谷とし子君	高橋 光男君	杉 久武君	塩田 博昭君	佐々木さやか君	河野 義博君	石川 博崇君	秋野 公造君	横沢 高徳君	森本 真治君	水野 素子君	三上 えり君	福山 哲郎君	広田 一君	野田 国義君	辻元 清美君	田名部匡代君	杉尾 秀哉君	塩村あやか君	古賀 之士君	小西 洋之君	岸 真紀子君	川田 龍平君	鬼木 誠君	大椿ゆうこ君	小沢 雅仁君		垣の	渡辺 猛之君
猪瀬 直樹君直樹君	横山 信一君	山口那津男君	矢倉 克夫君	三浦 信祐君	西田 実仁君	谷合 正明君	竹内 真二君	髙橋 次郎君	下野 六太君	里見 隆治君	窪田 哲也君		伊藤 孝江君	吉川 沙織君	森屋 隆君	村田 享子君	水岡 俊一君	牧山ひろえ君	福島みずほ君	羽田 次郎君	徳永 エリ君	高木 真理君	田島麻衣子君	柴 愼一君	斎藤 嘉隆君	古賀 千景君	熊谷 裕人君	木戸口英司君	勝部 賢志君	奥村 政佳君	小沼 巧君	打越さく良君	石川 大我君	
							舩後 靖彦君	木村 英子君			小池 晃君	ŀ	渕	井上 哲士君	反対者氏名		宮口 治子君	長浜 博行君	寺田静君	神谷 宗幣君	梅村みずほ君	齊藤健一郎君	浜野 喜史君	芳賀 道也君	竹詰 仁君	榛葉賀津也君	上田 清司君	伊藤 孝恵君	柳ヶ瀬裕文君	松沢 成文君	中条きよし君	柴田 巧君	金子 道仁君	嘉田由紀子君
						髙良 鉄美君	山本 太郎君	天畠 大輔君	大島九州男君	山下 芳生君	大門実紀史君	倉林 明子君	紙 智子君	伊藤 岳君	一八名			平山佐知子君	ながえ孝子君	鈴木 宗男君	大野 泰正君	浜田 聡君	舟山 康江君	浜口 誠君	堂込麻紀子君	田村 まみ君	川合 孝典君	礒﨑 哲史君	山口 和之君	松野 明美君	藤巻 健史君	高木かおり君	串田 誠一君	111